

ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ

ダイワファンドラップ T O P I X インデックス: 追加型投信/国内/株式/インデックス型
ダイワファンドラップ 日経225インデックス: 追加型投信/国内/株式/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/株式/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/株式/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/株式
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス: 追加型投信/国内/債券/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/債券/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/債券/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/債券
ダイワファンドラップ J - R E I T インデックス: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国REITインデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/不動産投信(リート)/インデックス型
ダイワファンドラップ 外国REITインデックス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/不動産投信(リート)/インデックス型

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2024年3月9日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年3月8日に関東財務局長に提出しており、2024年3月9日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワファンドラップ TOP I Xインデックス
ダイワファンドラップ 日経 2 2 5インデックス
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ J-R E I Tインデックス
ダイワファンドラップ 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり)
ダイワファンドラップ 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジなし)

(注1) 上記の総称を「ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ」とします。

(注2) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(注3) 以下、上記の略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワファンドラップ TOP I Xインデック : FW TOP I Xインデックス
ス
ダイワファンドラップ 日経 2 2 5インデック : FW 日経 2 2 5インデックス
ス
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス : FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)
(為替ヘッジあり)
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス : FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)
(為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス : FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジ
エマージングプラス (為替ヘッジなし) なし)
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス : FW 日本債券インデックス
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス : FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)
(為替ヘッジあり)
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス : FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)
(為替ヘッジなし)
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス : FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジ
エマージングプラス (為替ヘッジなし) なし)
ダイワファンドラップ J-R E I Tインデッ : FW J-R E I Tインデックス
クス
ダイワファンドラップ 外国R E I Tインデッ : FW 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジ
クス (為替ヘッジあり) あり)
ダイワファンドラップ 外国R E I Tインデッ : FW 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジ
クス (為替ヘッジなし) なし)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託 (契約型) の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、

振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で120兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

各ファンドについて1万口当たり次のとおりとします。

ファンド名	発行価格
FW TOPIXインデックス FW 日経225インデックス FW 日本債券インデックス FW J-REITインデックス	取得申込受付日の基準価額
FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり) FW 外国株式インデックス(為替ヘッジなし) FW 外国株式インデックス EM+(為替ヘッジなし) FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり) FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし) FW 外国債券インデックス EM+(為替ヘッジなし) FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり) FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)	取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2024年3月9日から2024年9月10日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果をめざすマザーファンドを通じて、特定の有価証券に投資し、各市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

<FW TOPIXインデックス>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		日経225
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
社債	日々	アフリカ		その他 ()
その他債券	その他	中近東 (中東)		
クレジット属性 ()	()	エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 日経225インデックス>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		日経225
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ()
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
不動産投信	年4回	北米			
その他資産 (投資信託証券) (株式一般)	年6回 (隔月)	欧州			
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア			
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI コクサイ指数 (配当込み、 円ヘッジ・ ベース)
	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信	年4回	北米			
その他資産 (投資信託証券) (株式一般)	年6回 (隔月)	欧州			
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア			
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 MSCI コクサイ指数 (配当込み、 円ベース)
	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 日本債券インデックス>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		日経225
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (DBI 総合指数)
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券)				
(債券 一般)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (除く日本)			
一般 大型株	年2回	日本			日経225
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	
債券	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
一般 公債	年12回 (毎月)	アジア			
社債	日々	オセアニア			
その他債券 クレジット属性 ()	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (FTSE世界有価 インデックス(除く日本、 円ヘッジ・円ベース)
不動産投信		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式					
一般	年1回	グローバル (除く日本)			
大型株					
中小型株	年2回	日本			日経225
債券					
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
公債		欧州			
社債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
その他債券		オセアニア			
クレジット属性 ()					
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ		
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)	日々	アフリカ		なし	その他 (FTSE世界国債 インデックス(除く日本、 ヘッジなし・円ベース))
資産複合 ()		中近東 (中東)			
資産配分固定型	その他 ()	エマージング			
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

商品分類表

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型	日々	オセアニア		
資産配分変更型	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW J-REITインデックス>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	
不動産投信	年4回	北米		TOPIX
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (東証REIT指数) (配当込み)
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
不動産投信	年4回	北米			
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州			
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P先進国REIT 指数(除く日本) (円ヘッジ・円ベース))
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア			
	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本			日経225
不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア			
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア			
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P先進国REIT 指数 (除く日本) (円ベース))
		アフリカ			
		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ	

	分固定型	いては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極

	的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

ファンド名	限度額
FW TOPIXインデックス	2,500億円
FW 日経225インデックス	各ファンドについて 5,000億円
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）	
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）	
FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）	
FW 日本債券インデックス	
FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）	
FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）	
FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）	
FW J-REITインデックス	
FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）	
FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 「ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 「ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 「ダイワファンドラップ インデックス・シリーズ」を構成する各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行ないます。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※各ファンド、マザーファンドおよび特定の有価証券については後掲の「各ファンドの基本情報」をご参照下さい。

●各ファンドの基本情報

特定の 有価証券	各ファンド	特定の指数	マザーファンド
わが国の 株式	FW TOPIXインデックス	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	トピックス・インデックス・マザーファンド
	FW 日経225インデックス	日経平均トータルリターン・インデックス	ストックインデックス225・マザーファンド
海外の 株式	FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジ・ベース)	外国株式インデックス 為替ヘッジ型マザーファンド
	FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)	外国株式インデックス マザーファンド
	FW 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)	外国株式インデックス マザーファンド
		FTSE RAFI エマージング インデックス (円換算)	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・ インデックス・マザーファンド
わが国の 債券	FW 日本債券インデックス	ダイワ・ボンド・インデックス (DBI) 総合指数	日本債券インデックス マザーファンド
海外の 債券	FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)	外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド
	FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	外国債券インデックス マザーファンド
	FW 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	外国債券インデックス マザーファンド
		JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円換算)	ダイワ新興国債券インデックス・ マザーファンド
わが国の リート	FW J-REITインデックス	東証REIT指数 (配当込み)	ダイワJ-REIT マザーファンド
海外の リート	FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	S&P先進国REIT指数 (除く日本) (円ヘッジ・円ベース)	先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド
	FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	S&P先進国REIT指数 (除く日本) (円ベース)	ダイワ・グローバルREITインデックス・ マザーファンド

※各ファンド (FW 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)、FW 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし) およびFW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) を除きます。) において、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。

※特定の指数の内容については、後掲の「特定の指数について」をご参照下さい。

●各ファンドの運用方針

FW TOPIXインデックス

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をあげることがをめざして運用を行いません。

◆東京証券取引所上場株式(上場予定を含みます。)を投資対象とし、投資成果を東証株価指数(配当込み)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行いません。

(a)上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行いません。

(b)ポートフォリオは、東証株価指数(配当込み)における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数(配当込み)との連動性を維持するよう構築します。

(c)株式の組入比率は、高位を保ちます。

◆ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用います。

TOPIX(配当込み)への連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行いません。

FW 日経225インデックス

日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果をあげることがをめざして運用を行いません。

日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。

◆わが国の株式のうち日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄を主要投資対象とします。投資成果を指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行いません。

(a)上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行いません。

(b)株式の組入比率は、高位を保ちます。

◆指数に採用されている銘柄すべての組入れを行ないポートフォリオを構築することを基本とします(ただし、財務リスクが高いと判断される銘柄については除く場合があります。)

指数への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行いません。

FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。

- ◆ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用います。
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行いません。なお、保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行いません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

FW 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。

- ◆ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用います。
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行いません。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

(注)ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

FW 外国株式インデックスEM+(為替ヘッジなし)

主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆投資先のマザーファンドおよび連動する投資成果をめざす株価指数は以下のとおりです。また、各マザーファンドへの投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

マザーファンド	連動する投資成果をめざす株価指数	組入比率の目標
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)	80%
ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	FTSE RAFI エマージング インデックス(円換算)	20%

- ◆ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドにおいて、株式およびETF(上場投資信託証券)の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

FW 日本債券インデックス

ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆ポートフォリオの構築にあたっては、マルチファクターモデル^(注1)を用いるとともに、残存年限別構成比率等をチェックします。

(注1)マルチファクターモデルは、ポートフォリオのリスク分析、ポートフォリオの構築を主目的としたモデルです。

同モデルにより、イールドカーブファクター、スプレッドファクター、スペシフィックファクターなどについてリスクの計測、分析、推定を行ない、ポートフォリオを効率的に構築および管理します。

FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。

- ◆ファンドの通貨別構成比率を同インデックスに近づけ、リスクモデル^(注2)を用い債券価格変動への連動をめざしてポートフォリオを構築します。また、同インデックスへの連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。なお、保有外貨建資産については、同インデックスに連動させるため為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。

- ◆ファンドの通貨別構成比率を同インデックスに近づけ、リスクモデル^(注2)を用い債券価格変動への連動をめざしてポートフォリオを構築します。また、同インデックスへの連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

FW 外国債券インデックスEM+(為替ヘッジなし)

主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆投資先のマザーファンドおよび連動する投資成果をめざす債券指数は以下のとおりです。また、各マザーファンドへの投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

マザーファンド	連動する投資成果をめざす債券指数	組入比率の目標
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	80%
ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)	20%

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(注2)リスクモデルでは、個別債券のキャッシュフロー(利金と償還金)や価格変化を分析することにより、債券価格変動が同インデックスの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるようなポートフォリオを構築することができます。

FW J-REITインデックス

東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。

◆組入銘柄は東証REIT指数の構成銘柄(採用予定を含みます。)とし、組入比率を高位に保ちます。組入銘柄それぞれの時価総額に応じた投資比率に基づきポートフォリオを構築することを基本とします。東証REIT指数への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行ないます。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)に連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。

◆主として、先進国(日本を除きます。)の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)または店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資します。

※効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

◆保有外貨建資産については、S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)に連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。

◆S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)の構成銘柄すべての組入れを行ないポートフォリオを構築することを基本とします。同指数への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.の運用が行なわれないことがあります。

●特定の指数について

◆東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

◆日経平均株価(日経225)

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所に上場する市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

◆MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

◆FTSE RAFI エマージング インデックス

FTSE RAFI エマージング インデックスとは、FTSE社(FTSE International Limited)の流動性基準、時価総額基準、浮動株調整をクリアーした新興国の上場株式の中から、4つのファンダメンタル指標(株主資本、キャッシュフロー、売上、配当)に着目し、リサーチ・アフィリエイツ社(Research Affiliates LLC)独自のインデックス構成手法により、銘柄の選定およびウェイト付けを行なう指数です。

◆ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数

ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数は、株式会社大和総研が公表している日本における債券市場のパフォーマンス・インデックスです。日本で発行されている確定利付公募債券で、残存額が50億円以上、残存期間が1年以上である国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債の時価総額加重方式による累積投資収益率指数です。

◆FTSE世界国債インデックス

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

◆JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス

－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)

JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。外国人投資家に対して著しい不利益を与える制度等がある国は除外されています。国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。

◆東証REIT指数(配当込み)

東京証券取引所上場の不動産投信全銘柄を対象とする時価総額加重平均の指数で、2003年4月より算出・公表されています。

◆S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

3 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2017年6月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
 - ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限
<ul style="list-style-type: none">●FW TOPIXインデックス●FW 日経225インデックス <ol style="list-style-type: none">①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。③外貨建資産への投資は、行ないません。
<ul style="list-style-type: none">●FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)●FW 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし) <ol style="list-style-type: none">①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
<ul style="list-style-type: none">●FW 日本債券インデックス <ol style="list-style-type: none">①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式および株式を組入可能な投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。③外貨建資産への投資は、行ないません。
<ul style="list-style-type: none">●FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり) <ol style="list-style-type: none">①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。③投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
<ul style="list-style-type: none">●FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし) <ol style="list-style-type: none">①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式および株式を組入可能な投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●FW 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●FW J-REITインデックス

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は、行ないません。
- ③マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④外貨建資産への直接投資は、行ないません。

●FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり／なし）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

各ファンド*は、特定の指数の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

*[FW 外国株式インデックスEM+(為替ヘッジなし)]および[FW 外国債券インデックスEM+(為替ヘッジなし)]を除きます。

FW TOPIXインデックス

FW 日経225インデックス

FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

FW 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
 - 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致*
 - 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
 - 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
 - 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
 - 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- *[FW TOPIXインデックス]および[FW 日経225インデックス]を除きます。

FW 日本債券インデックス

FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
 - 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用する為替レートの評価時点が異なること*
 - 運用管理費用(信託報酬)等を負担することによる影響
 - 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
 - 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
 - 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
 - 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- *[FW 日本債券インデックス]を除きます。

FW J-REITインデックス

- 東証REIT指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等を負担することによる影響
- 追加設定および解約に対応して行なったJ-REITの売買の約定価格と東証REIT指数の算出に使用する価格の差
- J-REITの銘柄数、市場規模が限られること
- 不動産投信指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- J-REITおよび不動産投信指数先物の流動性が低下した場合における売買の影響
- J-REITおよび不動産投信指数先物取引の最低取引単位の影響
- 東証REIT指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※税法その他の法規上の規制や組入銘柄の財務リスクや流動性などの理由から、東証REIT指数の採用銘柄をすべて組入れない場合や時価総額に応じた組入れを行わない場合があります。

FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担および組入銘柄にかかる配当課税等の影響
- REIT売買時の約定価格と基準価額の算出に使用するREITの価格の不一致
- 指数の算出に使用するREITの価格と基準価額の算出に使用するREITの価格の不一致
- 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- 不動産投信指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- ベンチマークに指数先物取引が存在しないこと
- 追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理によって信託財産に現金が発生すること

●各マザーファンドが連動対象とする指数の著作権等について

- ①配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ②JPXは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③JPXは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

- ①「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「日経平均株価」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ③当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]

「FW 外国株式インデックス EM+(為替ヘッジなし)」は、いかなる形式においてもFTSE International Limited(以下「FTSE」)、ロンドン証券取引所グループ会社(以下「LSEG」)、またはResearch Affiliates LLC(以下「RA」)(以下、総称して「ライセンサ各社」)によって出資、保証、販売、または販売促進されることはございません。また、ライセンサ各社はいずれも、明示的にも黙示的にもFTSE RAFI®エマージング インデックスの使用から得られる結果や特定の日時における指数値について何ら保証や表明を行なうことはございません。当該指数はまたRAと共同しFTSEによってルールに基づき計算されます。いずれのライセンサ各社も、指数における瑕疵については(過失の有無に関わらず)何人に対しても責任を負わず、またそれについて通知する義務も負いません。

FTSE®はLSEGの商標です。Fundamental Index®およびRAFI®はResearch Affiliates, LLCの登録商標です。

The Daiwa Fund Wrap Global Equity Index EM plus are not in any way sponsored, endorsed, sold or promoted by FTSE International Limited ("FTSE"), by the London Stock Exchange Group companies ("LSEG"), or by Research Affiliates LLC ("RA") (collectively the "Licensor Parties"), and none of the Licensor Parties make any warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of the FTSE RAFI® Emerging Index (the "Index") and/or the figure at which the said Index stands at any particular time on any particular day or otherwise. The Index is compiled and calculated by FTSE in conjunction with RA. None of the Licensor Parties shall be liable (whether in negligence or otherwise) to any person for any error in the Index and none of the Licensor Parties shall be under any obligation to advise any person of any error therein.

FTSE® is a trade mark of LSEG. The trade names Fundamental Index® and RAFI® are registered trademarks of Research Affiliates, LLC.

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

- ①配当込み東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ②JPXは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③JPXは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。「FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)」は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。「FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)」は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年9月26日
2022年3月9日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) > 商品分類の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金 (注)、償還金など↑↓お申込金 (※3)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約 (※1) に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金 (※3)		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約 (以下「信託契約」といいます。) (※2) の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2 損益↑↓信託金 (※3)		
受託会社	<FW 日経225インデックス> みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約 (※2) の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	<上記以外の各ファンド> 三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約 (※2) の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 <FW TOPIXインデックス> 東京証券取引所上場株式 (上場予定を含みます。) など <FW 日経225インデックス> わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均トータルリター	

ン・インデックスに採用された銘柄 など
 <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし) >
 外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) など
 <FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
 外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。)、新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式 (上場予定および店頭登録予定を含みます。)、新興国の企業のDR (預託証券)、FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF (上場投資信託証券) など
 <FW 日本債券インデックス >
 わが国の公社債 など
 <FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし) >
 外国の公社債 など
 <FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
 外国の公社債、新興国通貨建ての債券 など
 <FW J-R E I Tインデックス >
 わが国の金融商品取引所上場 (上場予定を含みます。) の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券 など
 <FW 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり/為替ヘッジなし) >
 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券 など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項 (運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等) が規定されています。
- ※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況 (2023年12月末日現在) >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
 - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
 - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 1960年 4月 1日 営業開始
 - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長 (金商) 第352号)
 - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

ファンド名	主要投資対象
FW TOPIXインデックス	トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券
FW 日経225インデックス	ストックインデックス225・マザーファンドの受益証券
FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンドの受益証券
FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	外国株式インデックスマザーファンドの受益証券
FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	外国株式インデックスマザーファンドの受益証券および ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザー ファンドの受益証券
FW 日本債券インデックス	日本債券インデックスマザーファンドの受益証券
FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	外国債券インデックス(為替ヘッジあり)マザーファンド の受益証券
FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)	外国債券インデックスマザーファンドの受益証券
FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	外国債券インデックスマザーファンドの受益証券および ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益 証券
FW J-REITインデックス	ダイワJ-REITマザーファンドの受益証券
FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり)マザーフ ァンドの受益証券
FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファン ドの受益証券

※以下、各ファンドにおいて(「FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」および「FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」は総称して)「マザーファンド」といいます。

② 投資態度

<FW TOPIXインデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 日経225インデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動させることをめざして運用を行ない

ます。

- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. マザーファンドにおける外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ. 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないません。
 - 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の80%程度
 - ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の20%程度
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 日本債券インデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債に投資し、投資成果を

ダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ロ. マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ニ. マザーファンドにおいて、投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行いません。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行いません。
- ロ. 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないません。
 - 外国債券インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 80%程度
 - ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券………信託財産の純資産総額の 20%程度
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW J-REITインデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を東証 REIT 指数（配当込み、以下同じ。）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国 REIT インデックス（為替ヘッジあり）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国（日本を除きます。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）に投資し、投資成果をベンチマーク（S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。
- ロ. マザーファンドにおいて、保有外貨建資産については、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。
- ハ. 運用の効率化をはかるため、リート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FW 外国 REIT インデックス（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を S & P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

- <FW TOPIX インデックス>
- <FW 日経 225 インデックス>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

- <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
- <FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FW 日本債券インデックス>
- <FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
- <FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >
- <FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
- <FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >
- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(「FW TOPIXインデックス」、「FW 日経225インデックス」および「FW 日本債券インデックス」は本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(5)⑧、⑨、⑩および⑪に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、「FW 日経225インデックス」は、みずほ信託銀行株式会社、「FW 日経225インデックス」以外の各ファンドは三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された各マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - <FW TOPIXインデックス>
 - <FW 日経225インデックス>
 - <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
 - <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
 - <FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
 - <FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
 - <FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - <FW 日本債券インデックス>
 - <FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
 - <FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >
 - <FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
 - 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
 - <FW TOPIXインデックス>
 - <FW 日経225インデックス>
 - <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
 - <FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
 - <FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
 - <FW 日本債券インデックス>

<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >

<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >

<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

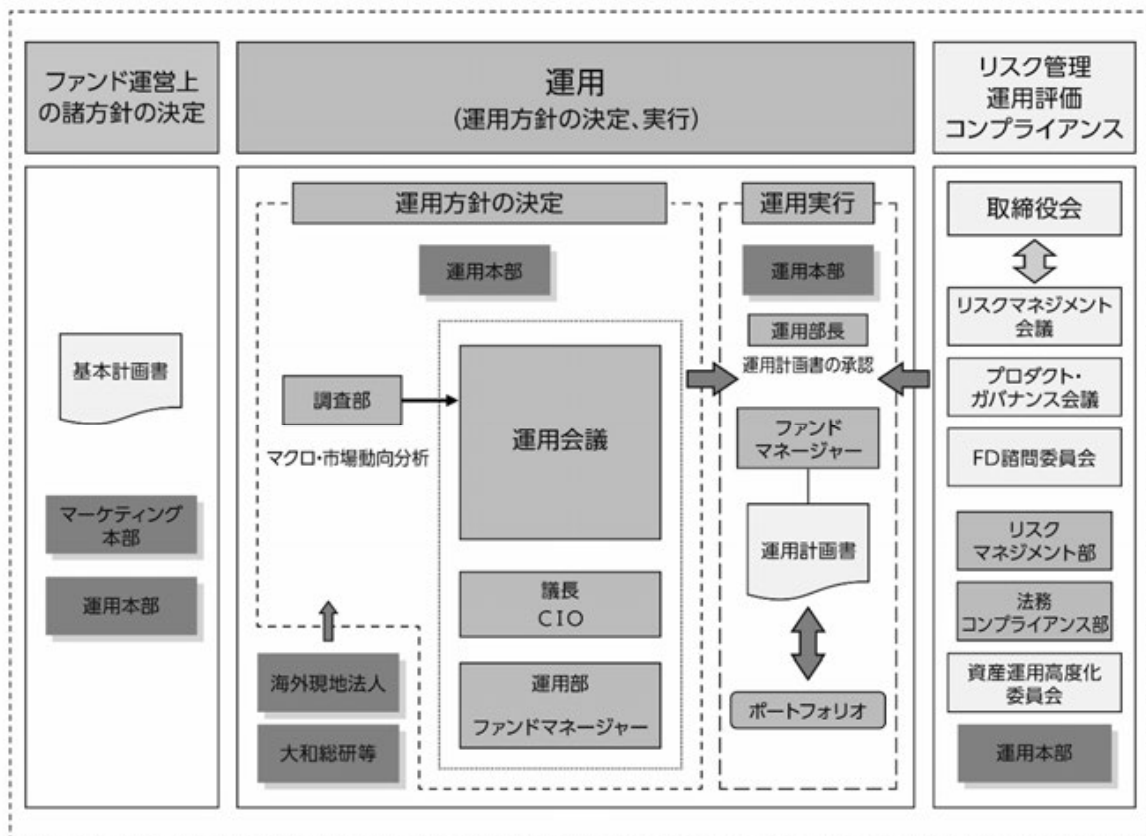
<FW J-R E I Tインデックス>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑧に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワJ-REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

- ① 運用体制
ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2023 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

<各ファンド共通>

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

<FW TOPIX インデックス>

<FW 日経 225 インデックス>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国 REIT インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

<FW 日本債券インデックス>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FW J-REITインデックス>

株式への直接投資は、行ないません。

③ 新株引受権証券等（信託約款）

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 日本債券インデックス>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド

の受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<上記以外の各ファンド>
(規定なし)

④ 投資信託証券 (信託約款)

<FW TOPIXインデックス>
<FW 日経225インデックス>
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 日本債券インデックス>
<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券 (マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。) な投資信託証券 (以下「上場投資信託証券」といいます。) を除きます。) の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FW J-REITインデックス>

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 投資する株式等の範囲 (信託約款)

<FW TOPIXインデックス>
<FW 日経225インデックス>
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 日本債券インデックス>
<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行

会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

<FW J－REITインデックス>
(規定なし)

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等 (信託約款)

<FW TOPIXインデックス>
<FW 日経225インデックス>
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 日本債券インデックス>
<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >
<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<上記以外の各ファンド>
(規定なし)

⑦ 信用取引 (信託約款)

<FW TOPIXインデックス>
<FW 日経225インデックス>
<FW 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権 (前5. に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

<上記以外の各ファンド>
(規定なし)

⑧ 先物取引等 (信託約款)

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

<FW 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

<FW J-REITインデックス>

委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑨ スワップ取引（信託約款）

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

<FW 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に

属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<FW J-REITインデックス>

（規定なし）

⑩ 金利先渡取引（信託約款）

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

<FW 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えな

いものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとしします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとしします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超える

こととなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑫ 直物為替先渡取引（信託約款）

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑬ デリバティブ取引等（信託約款）

<各ファンド共通>

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭ 有価証券の貸付け（信託約款）

- <FW TOPIXインデックス>
- <FW 日経225インデックス>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 日本債券インデックス>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

- <FW J-REITインデックス>
- （規定なし）

⑮ 外貨建資産（信託約款）

- <FW TOPIXインデックス>
- <FW 日経225インデックス>
- <FW 日本債券インデックス>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

外貨建資産への投資は、行ないません。

- <FW J-REITインデックス>

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- <上記以外の各ファンド>
- （規定なし）

⑰ 外国為替予約取引（信託約款）

- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- <上記以外の各ファンド>
- （規定なし）

⑱ 信用リスク集中回避（信託約款）

- <各ファンド共通>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑲ 資金の借入れ（信託約款）

- <各ファンド共通>

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に

伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> マザーファンドの概要

トピックス・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、東証株価指数(配当込み)をモデルとして運用を行ないます。
主要投資対象	東京証券取引所上場株式(上場予定を含みます。)を投資対象とします。
投資態度	投資成果を東証株価指数(配当込み)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。 イ. 上記投資対象銘柄のうちの 200 銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。 ロ. ポートフォリオは、東証株価指数(配当込み)における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数(配当込み)との連動性を維持するよう構築します。 ハ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。
主な投資制限	① 株式 株式への投資には、制限を設けません。 ② 先物取引等 イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ スワップ取引 イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。 ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ

	<p>取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

ストックインデックス 225・マザーファンド

運用の基本方針	わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスをモデルとして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。</p> <p>1. 上記投資対象銘柄のうちの 200 銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。</p> <p>2. 株式の組入比率は、高位を保ちます。</p> <p>ロ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均トータルリターン・インデックスが改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 先物取引等</p> <p>イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)</p> <p>ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
---------	-----------------------

主要投資対象	海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として海外の株式(預託証券を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。</p> <p>② 保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないません。</p> <p>③ 運用の効率化を図るため、株式指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額ならびに株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 新株引受権証券等 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③ 投資信託証券 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の転換社債等 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 外貨建資産 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑦ 先物取引等 イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。) ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑧ スワップ取引 イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。 ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p>

	<p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	--

外国株式インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	外国の株式(預託証券を含みます。)を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として外国の株式(預託証券を含みます。)に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。</p> <p>ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	投資成果を FTSE RAFI エマージング インデックス(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	<p>イ. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)</p> <p>ロ. 新興国の企業のDR(預託証券)</p> <p>ハ. FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF(上場投資信託証券)</p>
投資態度	イ. 主として、新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)(※)に投資し、投資成果を FTSE RAFI エマージング インデックス(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

	<p>※ 効率性の観点から FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。</p> <p>ロ. 株式およびETF(上場投資信託証券)の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>ハ. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
<p>主な投資制限</p>	<p>① 株式 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引等 イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。</p> <p>ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑤ スワップ取引 イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引 イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p>

	<p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	--

日本債券インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果をダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主としてわが国の公社債に投資し、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。</p> <p>ロ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p>

外国債券インデックス(為替ヘッジあり)マザーファンド

運用の基本方針	投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ. 投資成果をFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約</p>

権付社債の新株予約権に限り、)の行使等により取得したものに限り、)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引

	<p>の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。</p> <p>なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

外国債券インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	外国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。</p> <p>ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	投資成果を JP モルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果を JP モルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使等により取得したものに限りません。

	<p>す。</p> <p>② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引等</p> <p>イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑤ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

ダイワ J-REIT マザーファンド

運用の基本方針	「東証 REIT 指数」(配当込み、以下同じ。)に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 ※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下当マザーファンドについて同じ。
投資態度	イ. 「東証 REIT 指数」に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 ロ. 投資成果を「東証 REIT 指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証 REIT 指数」の構成銘柄(採用予定を含みます。)とし、組入比率を高位に保ちます。 ハ. 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証 REIT 指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 同一銘柄の投資信託証券 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。ただし、当該同一銘柄の「東証 REIT 指数」における時価の構成割合が 30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。 ④ 外貨建資産 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり) マザーファンド

運用の基本方針	S&P 先進国 REIT 指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	イ. 先進国(日本を除きます。以下同じ。)の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。)または店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「リート」といいます。) ロ. 先進国のリート指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券) ハ. 先進国のリートを対象としたリート指数先物取引
投資態度	イ. 主として、先進国の金融商品取引所上場および店頭登録のリートに投資し、投資成果をベンチマーク(S&P 先進国 REIT 指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース))の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざす ETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。 ロ. 運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額とリート指数先物取引の

	<p>買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ. 保有外貨建資産については、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引 わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。</p>

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

運用の基本方針	S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	<p>海外の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下当マザーファンドについて同じ。</p>
投資態度	<p>イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク(S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)をいいます。以下同じ。)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 組入銘柄はベンチマーク構成銘柄とし、不動産投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。</p> <p>ハ. 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ニ. 保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p>ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、「投資態度」で定めた指数における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引</p>

(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、特定の有価証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

（FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの①と同内容）

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、

方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >

① 株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

① 株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります (発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、

当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 日本債券インデックス>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

(FW 日本債券インデックスの①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

(FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の②と同内容)

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

(FW 日本債券インデックスの①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

(FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の②と同内容)

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

(FW 日本債券インデックスの①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

(FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）の②と同内容)

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW J-REITインデックス>

① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

- イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- ロ. リートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ. 組入リーートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

- イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- ロ. リートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が

発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く法制度や規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．当ファンドの基準価額は、海外のリート市場の変動の影響を大きく受けます。

ホ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

(FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) の②と同内容)

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

① リート (不動産投資信託) への投資に伴うリスク

(FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) の①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

(FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) の②と同内容)

③ その他

(FW TOPIXインデックスおよびFW 日経225インデックスの②と同内容)

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 (「FW TOPIXインデックス」、「FW 日経225インデックス」、「FW 日本債券インデックス」および「FW J-REITインデックス」を除きます。) その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付けの申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 (「FW TOPIXインデックス」、「FW 日経225インデックス」、「FW 日本債券インデックス」および「FW J-REITインデックス」を除きます。) その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等) による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等*) があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

* 「FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」および「FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」に限ります。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

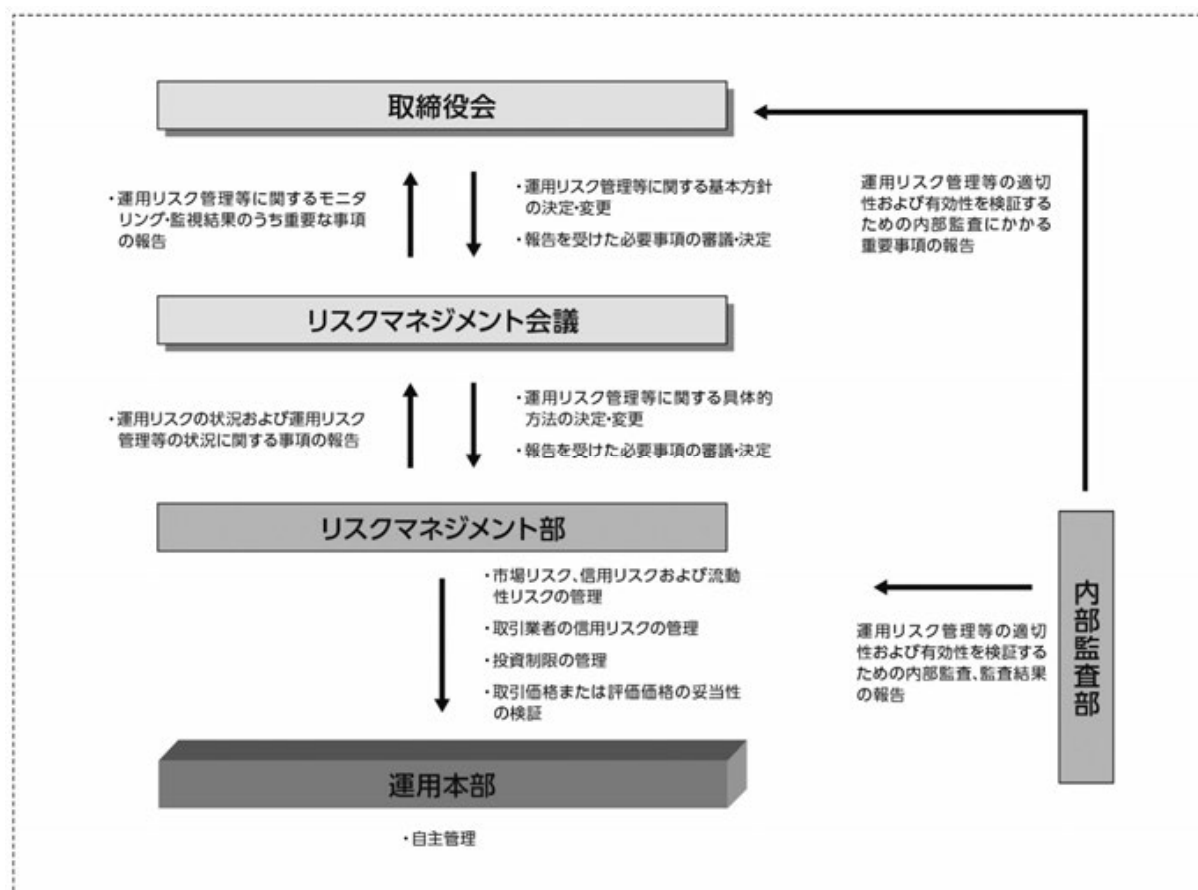
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

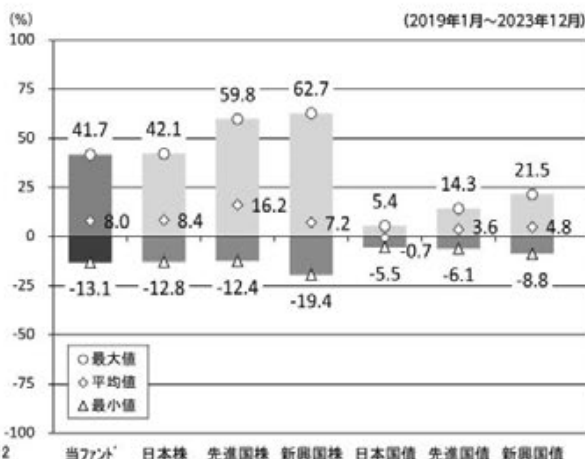
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

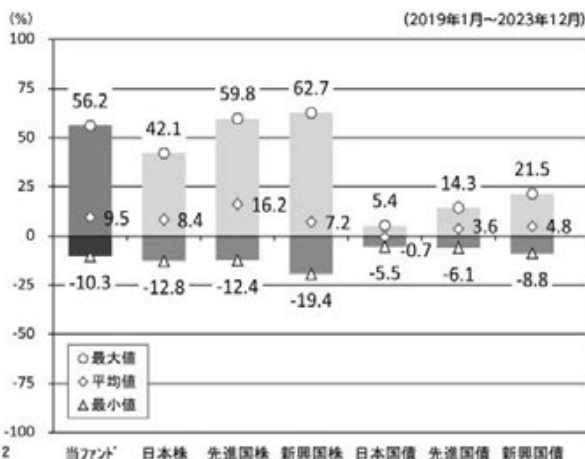
[FW TOPIXインデックス]



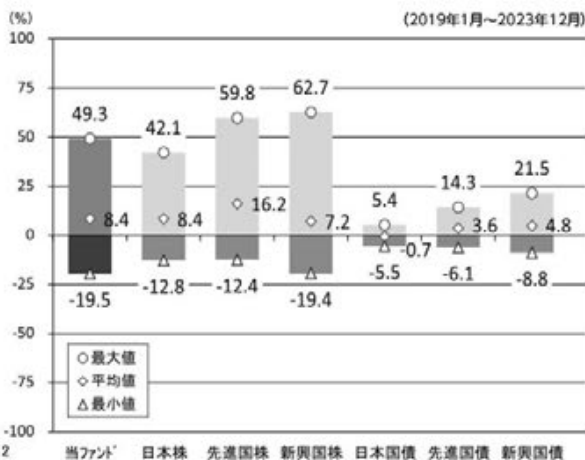
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



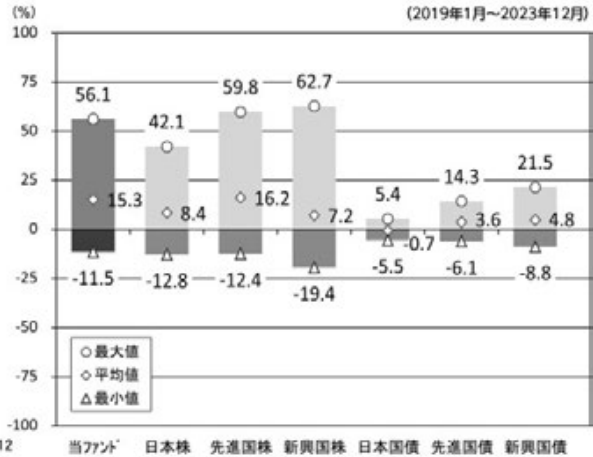
[FW 日経225インデックス]



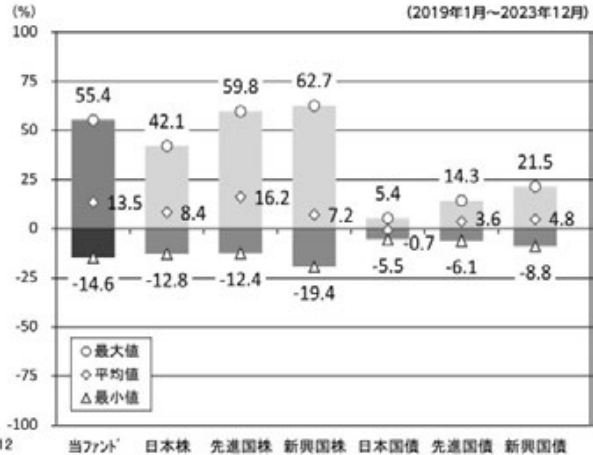
[FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)]



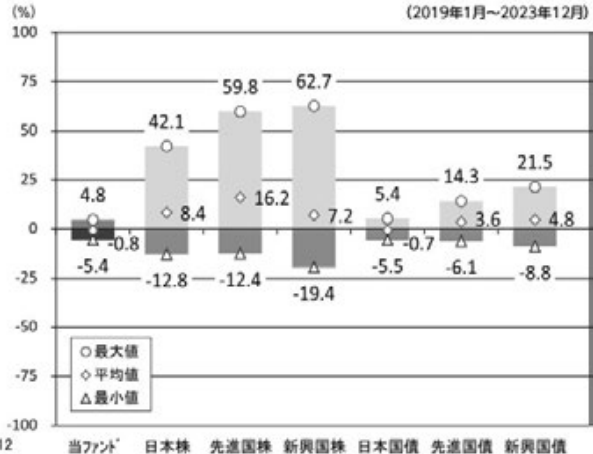
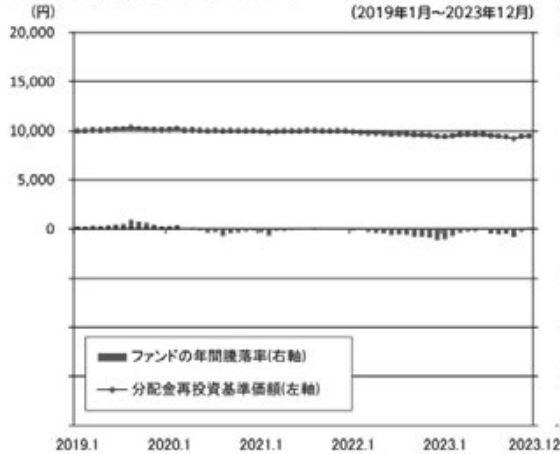
[FW 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)]



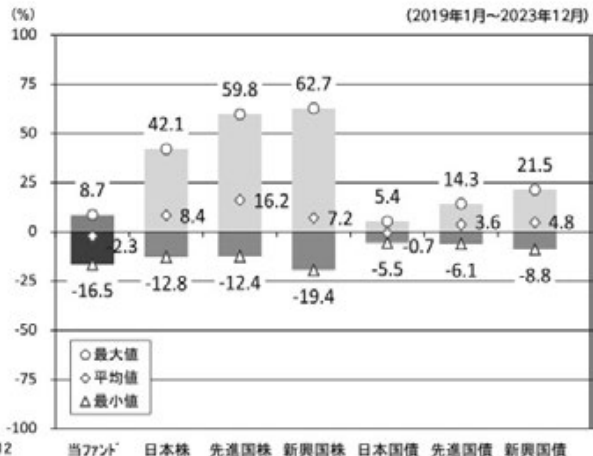
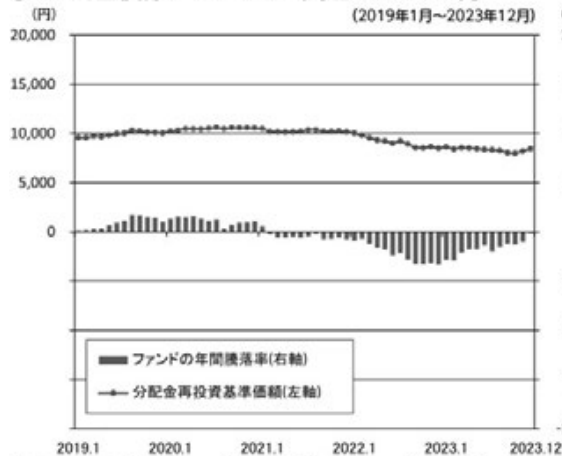
[FW 外国株式インデックスEM+(為替ヘッジなし)]



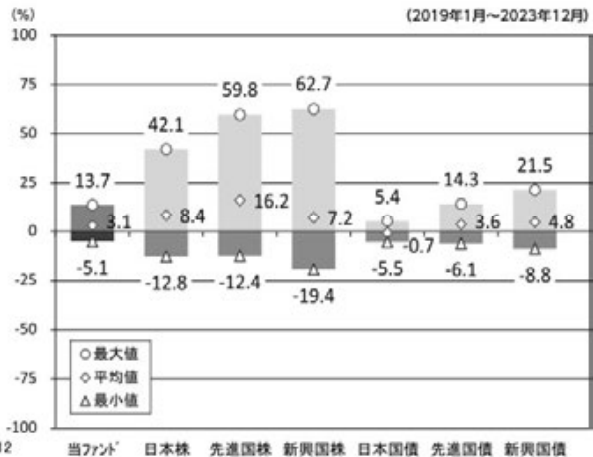
[FW 日本債券インデックス]



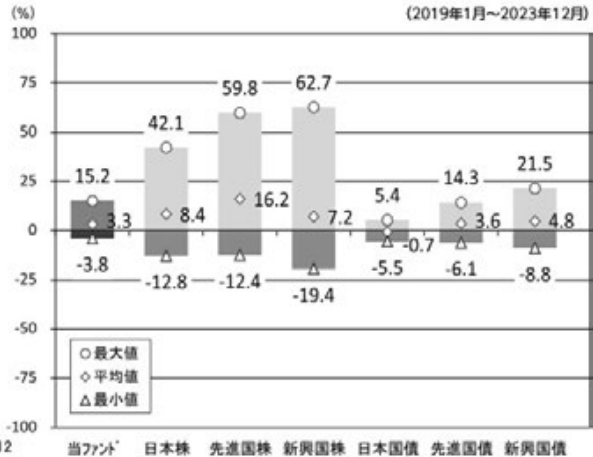
[FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)]



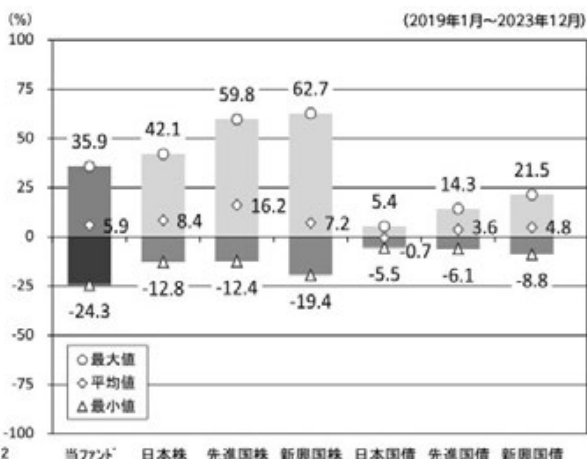
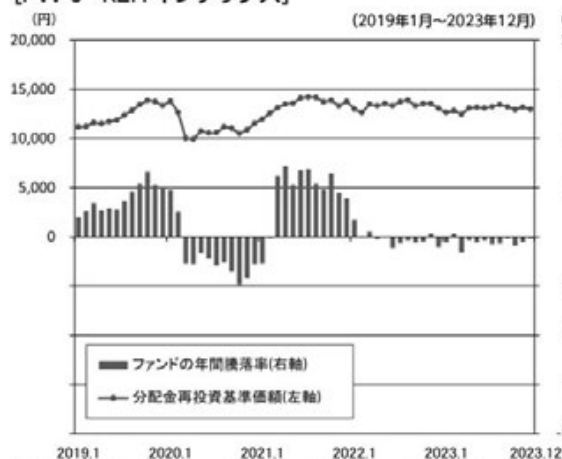
[FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)]



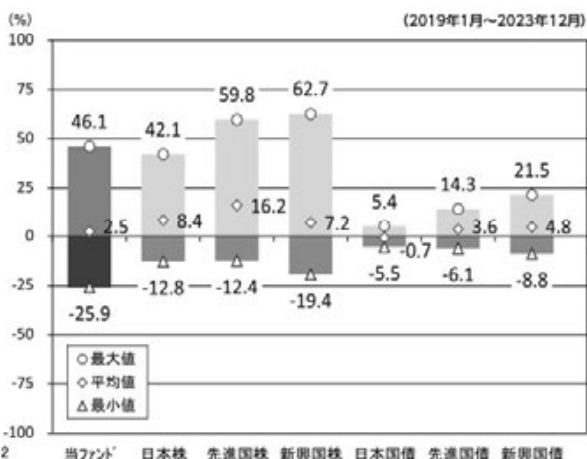
[FW 外国債券インデックスEM+(為替ヘッジなし)]



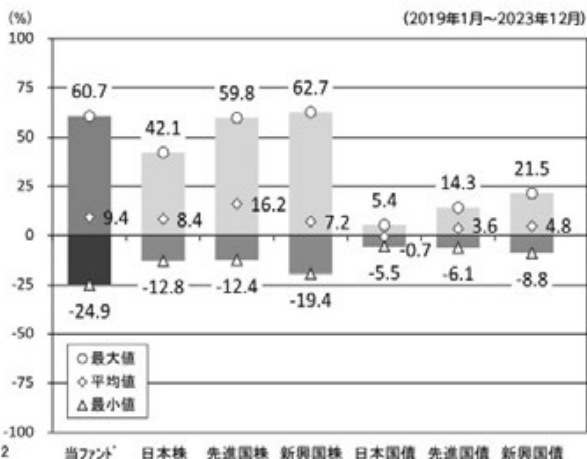
[FW J-REITインデックス]



[FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)]



[FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>) ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
FW TOPIXインデックス	年率0.341%（税抜0.31%）
FW 日経225インデックス	
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）	年率0.4455%（税抜0.405%）
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）	
FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）	年率0.4565%（税抜0.415%）
FW 日本債券インデックス	年率0.3355%（税抜0.305%）以内（※）
FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）	年率0.418%（税抜0.38%）
FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）	
FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）	年率0.429%（税抜0.39%）
FW J-REITインデックス	年率0.341%（税抜0.31%）
FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）	年率0.4345%（税抜0.395%）
FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	

（※）毎月10日（休業日の場合翌営業日）における新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発10年固定利付国債利回りが）

- イ. 1%未満の場合 …………… 年率0.1485%（税抜0.135%）
 ロ. 1%以上の場合 …………… 年率0.3355%（税抜0.305%）

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

<FW TOPIXインデックス>

<FW 日経225インデックス>

委託会社	販売会社	受託会社
------	------	------

年率 0.19% (税抜)	年率 0.10% (税抜)	年率 0.02% (税抜)
------------------	------------------	------------------

<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FW 外国株式インデックス (為替ヘッジなし) >

委託会社 年率 0.285% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
---------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

委託会社 年率 0.295% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
---------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 日本債券インデックス>

	委託会社	販売会社	受託会社
前①イ.の場合	年率 0.075% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.01% (税抜)
前①ロ.の場合	年率 0.185% (税抜)	年率 0.10% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

委託会社 年率 0.26% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 外国債券インデックス (為替ヘッジなし) >

委託会社 年率 0.26% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

委託会社 年率 0.27% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW J-REITインデックス>

委託会社 年率 0.19% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >

委託会社 年率 0.275% (税抜)	販売会社 年率 0.10% (税抜)	受託会社 年率 0.02% (税抜)
---------------------------	--------------------------	--------------------------

<FW 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

委託会社 年率 0.275%	販売会社 年率 0.10%	受託会社 年率 0.02%
-------------------	------------------	------------------

(税抜)	(税抜)	(税抜)
------	------	------

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります（「FW TOP INDEXインデックス」および「FW 日経225インデックス」のみ。）。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収

益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- (※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※) 上記は、2023年12月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワファンドラップ TOPIXインデックス】

(1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	21,036,382,531	99.99
内 日本	21,036,382,531	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,469,028	0.01
純資産総額	21,037,851,559	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トピックス・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,372,887,032	1.6324 20,197,580,782	1.7002 21,036,382,531	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	4,959,328,847	4,959,328,847	1.1964	1.1964
第2計算期間末 (2018年6月15日)	8,562,303,733	8,562,303,733	1.3726	1.3726
第3計算期間末 (2019年6月17日)	8,839,299,537	8,839,299,537	1.2045	1.2045
第4計算期間末 (2020年6月15日)	11,171,069,655	11,171,069,655	1.2246	1.2246
第5計算期間末 (2021年6月15日)	13,378,185,785	13,378,185,785	1.6103	1.6103
第6計算期間末 (2022年6月15日)	14,582,062,122	14,582,062,122	1.5446	1.5446
2022年12月末日	15,416,564,712	—	1.5943	—
2023年1月末日	16,053,441,877	—	1.6641	—
2月末日	16,572,234,619	—	1.6793	—
3月末日	16,996,674,774	—	1.7074	—
4月末日	17,383,092,561	—	1.7529	—
5月末日	18,116,626,028	—	1.8151	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	19,886,764,549	19,886,764,549	1.9542	1.9542
6月末日	19,880,469,074	—	1.9518	—
7月末日	19,765,744,356	—	1.9804	—
8月末日	20,063,716,036	—	1.9882	—
9月末日	20,480,503,187	—	1.9981	—
10月末日	19,782,241,788	—	1.9375	—
11月末日	21,177,803,626	—	2.0419	—
12月末日	21,037,851,559	—	2.0369	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	19.6
第2 計算期間	14.7
第3 計算期間	△12.2
第4 計算期間	1.7
第5 計算期間	31.5
第6 計算期間	△4.1
第7 計算期間	26.5
2023年6月16日～ 2023年12月15日	2.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	4,454,641,067	310,563,294
第2 計算期間	4,087,459,929	1,994,650,943
第3 計算期間	2,901,918,904	1,801,264,876
第4 計算期間	4,061,789,160	2,278,428,042
第5 計算期間	2,257,267,174	3,071,269,514
第6 計算期間	2,926,939,275	1,794,346,768
第7 計算期間	2,583,526,613	1,847,644,658
2023年6月16日～ 2023年12月15日	1,824,605,177	1,710,860,153

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
トピックス・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		277,485,192,200	96.71
	内 日本	277,485,192,200	96.71
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		9,449,690,623	3.29
純資産総額		286,934,882,823	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		9,440,340,000	3.29
	内 日本	9,440,340,000	3.29

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4,533,800	2,876.73 13,042,539,717	2,590.50 11,744,808,900	4.09
2	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	584,000	12,808.89 7,480,396,692	13,410.00 7,831,440,000	2.73
3	三菱 UFJ フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	5,094,300	1,323.05 6,740,060,153	1,211.50 6,171,744,450	2.15
4	キーエンス	日本	株式	電気機器	82,600	57,683.61 4,764,666,474	62,120.00 5,131,112,000	1.79
5	信越化学	日本	株式	化学	750,000	4,632.00 3,474,003,957	5,917.00 4,437,750,000	1.55
6	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	174,800	20,765.47 3,629,805,085	25,255.00 4,414,574,000	1.54
7	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	24,635,400	180.88 4,456,210,950	172.30 4,244,679,420	1.48
8	日立	日本	株式	電気機器	405,600	9,929.40 4,027,366,640	10,170.00 4,124,952,000	1.44

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	三井住友フィナンシャル G	日本	株式	銀行業	578,500	7,595.45 4,393,970,772	6,880.00 3,980,080,000	1.39
10	三菱商事	日本	株式	卸売業	1,731,300	2,536.27 4,391,056,274	2,253.50 3,901,484,550	1.36
11	任 天 堂	日本	株式	その他製 品	521,300	6,447.28 3,360,970,130	7,359.00 3,836,246,700	1.34
12	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	628,400	5,053.85 3,175,845,316	5,963.00 3,747,149,200	1.31
13	三井物産	日本	株式	卸売業	658,200	5,790.66 3,811,413,072	5,298.00 3,487,143,600	1.22
14	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	587,300	5,724.76 3,362,153,833	5,767.00 3,386,959,100	1.18
15	武田薬品	日本	株式	医薬品	732,900	4,810.06 3,525,298,400	4,054.00 2,971,176,600	1.04
16	本田技研	日本	株式	輸送用機 器	2,013,700	1,796.18 3,616,984,342	1,466.00 2,952,084,200	1.03
17	HOYA	日本	株式	精密機器	164,000	16,074.47 2,636,213,812	17,625.00 2,890,500,000	1.01
18	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	640,000	4,727.72 3,025,745,720	4,486.00 2,871,040,000	1.00
19	東京海上HD	日本	株式	保険業	801,900	3,581.39 2,871,921,106	3,529.00 2,829,905,100	0.99
20	第一三共	日本	株式	医薬品	721,400	4,055.46 2,925,610,840	3,872.00 2,793,260,800	0.97
21	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	1,098,500	2,678.40 2,942,232,972	2,412.50 2,650,131,250	0.92
22	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信 業	408,500	6,493.12 2,652,439,755	6,293.00 2,570,690,500	0.90
23	オリエンタルランド	日本	株式	サービス業	449,200	5,103.35 2,292,426,452	5,251.00 2,358,749,200	0.82
24	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信 業	1,332,400	1,757.90 2,342,237,633	1,759.50 2,344,357,800	0.82
25	ダイキン工業	日本	株式	機械	99,600	24,850.11 2,475,070,969	22,985.00 2,289,306,000	0.80
26	村田製作所	日本	株式	電気機器	751,300	2,758.30 2,072,311,750	2,993.00 2,248,640,900	0.78
27	SMC	日本	株式	機械	25,000	69,725.69 1,743,142,483	75,760.00 1,894,000,000	0.66
28	三菱電機	日本	株式	電気機器	928,300	1,912.98 1,775,825,503	1,999.00 1,855,671,700	0.65
29	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	494,200	3,391.37 1,676,016,473	3,645.00 1,801,359,000	0.63
30	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	301,100	6,057.63 1,823,955,016	5,595.00 1,684,654,500	0.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.71%
合計	96.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.08%
鉱業	0.33%
建設業	2.05%
食料品	3.27%
繊維製品	0.39%
パルプ・紙	0.16%
化学	5.99%
医薬品	4.46%
石油・石炭製品	0.45%
ゴム製品	0.67%
ガラス・土石製品	0.66%
鉄鋼	0.93%
非鉄金属	0.65%
金属製品	0.51%
機械	5.16%
電気機器	16.98%
輸送用機器	7.92%
精密機器	2.29%
その他製品	2.29%
電気・ガス業	1.36%
陸運業	2.75%
海運業	0.81%
空運業	0.44%
倉庫・運輸関連業	0.14%
情報・通信業	7.45%
卸売業	6.77%
小売業	4.15%
銀行業	6.71%
証券、商品先物取引業	0.78%
保険業	2.32%
その他金融業	1.11%
不動産業	1.86%
サービス業	4.81%
合計	96.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 0603 月	買建	399	9,349,929,450	9,440,340,000	3.29%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績
●FW TOPIXインデックス

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	20,369円
純資産総額	210億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	-0.2%
3か月間	1.9%
6か月間	4.4%
1年間	27.8%
3年間	39.7%
5年間	76.1%
設定来	103.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

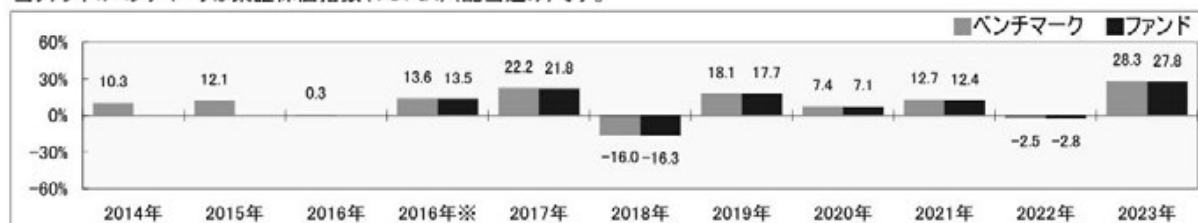
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	2,132	96.7%	電気機器	17.0%	トヨタ自動車	輸送用機器	4.1%
国内株式先物	1	3.3%	輸送用機器	7.9%	TOPIX 先物 0603月	-	3.3%
不動産投資信託等	-	-	情報・通信業	7.5%	ソニーグループ	電気機器	2.7%
コール・ローン、その他	-	3.3%	卸売業	6.8%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.2%
合計	2,133	-	銀行業	6.7%	キーエンス	電気機器	1.8%
株式市場・上場別構成		比率	化学	6.0%	信越化学	化学	1.5%
東証プライム市場		96.1%	機械	5.2%	東京エレクトロン	電気機器	1.5%
東証スタンダード市場		0.6%	サービス業	4.8%	日本電信電話	情報・通信業	1.5%
東証グロース市場		0.0%	医薬品	4.5%	日立	電気機器	1.4%
地方市場・その他		-	その他	30.5%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.4%
合計		96.7%	合計	96.7%	合計		21.4%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証株価指数(TOPIX)(配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 日経225インデックス】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	20,642,490,366	99.98
内 日本	20,642,490,366	99.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,322,025	0.02
純資産総額	20,645,812,391	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ストックインデックス225・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,509,654,032	4.5156 20,363,962,540	4.5774 20,642,490,366	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	3,303,197,938	3,303,197,938	1.2007	1.2007
第2計算期間末 (2018年6月15日)	6,623,555,793	6,623,555,793	1.4057	1.4057
第3計算期間末 (2019年6月17日)	8,152,341,843	8,152,341,843	1.3227	1.3227
第4計算期間末 (2020年6月15日)	11,210,563,802	11,210,563,802	1.3749	1.3749
第5計算期間末 (2021年6月15日)	14,516,397,552	14,516,397,552	1.9054	1.9054
第6計算期間末 (2022年6月15日)	14,452,677,600	14,452,677,600	1.7300	1.7300
2022年12月末日	14,908,888,147	—	1.7316	—
2023年1月末日	15,550,502,506	—	1.8128	—
2月末日	15,731,310,313	—	1.8212	—
3月末日	16,352,783,206	—	1.8774	—
4月末日	16,774,682,611	—	1.9317	—
5月末日	17,953,153,040	—	2.0683	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	19,299,142,442	19,299,142,442	2.2421	2.2421
6月末日	19,248,067,183	—	2.2243	—
7月末日	18,676,847,713	—	2.2225	—
8月末日	19,393,355,674	—	2.1860	—
9月末日	19,730,991,179	—	2.1496	—
10月末日	19,223,068,804	—	2.0815	—
11月末日	20,523,839,075	—	2.2584	—
12月末日	20,645,812,391	—	2.2594	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	20.1
第2 計算期間	17.1
第3 計算期間	△5.9
第4 計算期間	3.9
第5 計算期間	38.6
第6 計算期間	△9.2
第7 計算期間	29.6
2023年6月16日～ 2023年12月15日	△0.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	2,867,193,216	117,139,415
第2 計算期間	2,980,382,583	1,019,368,476
第3 計算期間	2,731,635,338	1,280,509,751
第4 計算期間	3,775,885,438	1,785,574,418
第5 計算期間	2,128,271,246	2,663,324,439
第6 計算期間	2,488,303,056	1,752,829,196
第7 計算期間	1,947,250,912	1,693,734,159
2023年6月16日～ 2023年12月15日	1,967,076,237	1,478,960,968

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 ストックインデックス225・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		270,319,851,190	98.65
	内 日本	270,319,851,190	98.65
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,697,998,055	1.35
純資産総額		274,017,849,245	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		3,712,950,000	1.36
	内 日本	3,712,950,000	1.36

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	807,000	34,689.40 27,994,349,100	34,990.00 28,236,930,000	10.30
2	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	807,000	20,784.00 16,772,689,620	25,255.00 20,380,785,000	7.44
3	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	2,152,000	4,012.25 8,634,363,280	4,797.00 10,323,144,000	3.77
4	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信業	1,614,000	6,484.51 10,466,005,920	6,293.00 10,156,902,000	3.71
5	信越化学	日本	株式	化学	1,345,000	4,641.64 6,243,016,100	5,917.00 7,958,365,000	2.90
6	KDDI	日本	株式	情報・通信業	1,614,000	4,723.56 7,623,833,040	4,486.00 7,240,404,000	2.64
7	ダイキン工業	日本	株式	機械	269,000	24,822.32 6,677,205,040	22,985.00 6,182,965,000	2.26
8	ファナック	日本	株式	電気機器	1,345,000	4,044.50 5,439,858,000	4,147.00 5,577,715,000	2.04

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	T D K	日本	株式	電気機器	807,000	5,685.72 4,588,378,860	6,717.00 5,420,619,000	1.98
10	テ ル モ	日本	株式	精密機器	1,076,000	4,317.21 4,645,318,560	4,622.00 4,973,272,000	1.81
11	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	807,000	5,050.98 4,076,143,740	5,963.00 4,812,141,000	1.76
12	京 セ ラ	日本	株式	電気機器	2,152,000	1,936.21 4,166,725,200	2,058.00 4,428,816,000	1.62
13	中外製薬	日本	株式	医薬品	807,000	4,476.90 3,612,863,820	5,342.00 4,310,994,000	1.57
14	レーザーテック	日本	株式	電気機器	107,600	23,518.16 2,530,554,592	37,170.00 3,999,492,000	1.46
15	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	269,000	12,805.53 3,444,689,360	13,410.00 3,607,290,000	1.32
16	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	1,345,000	2,869.11 3,858,959,300	2,590.50 3,484,222,500	1.27
17	第一三共	日本	株式	医薬品	807,000	4,054.79 3,272,219,760	3,872.00 3,124,704,000	1.14
18	日東電工	日本	株式	化学	269,000	10,146.46 2,729,397,900	10,550.00 2,837,950,000	1.04
19	セコム	日本	株式	サービス業	269,000	10,385.23 2,793,627,180	10,155.00 2,731,695,000	1.00
20	NTT データグループ	日本	株式	情報・通信業	1,345,000	2,141.48 2,880,297,500	1,999.00 2,688,655,000	0.98
21	HOYA	日本	株式	精密機器	134,500	16,082.20 2,163,056,100	17,625.00 2,370,562,500	0.87
22	本田技研	日本	株式	輸送用機器	1,614,000	1,793.17 2,894,191,200	1,466.00 2,366,124,000	0.86
23	キッコーマン	日本	株式	食料品	269,000	8,467.61 2,277,788,400	8,634.00 2,322,546,000	0.85
24	デンソー	日本	株式	輸送用機器	1,076,000	2,558.19 2,752,619,560	2,127.00 2,288,652,000	0.84
25	バンダイナムコ HLDGS	日本	株式	その他製品	807,000	3,250.06 2,622,802,380	2,826.50 2,280,985,500	0.83
26	富士フイルム HLDGS	日本	株式	化学	269,000	9,096.97 2,447,087,420	8,473.00 2,279,237,000	0.83
27	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	1,345,000	2,185.39 2,939,351,800	1,686.00 2,267,670,000	0.83
28	豊田通商	日本	株式	卸売業	269,000	9,148.49 2,460,946,360	8,308.00 2,234,852,000	0.82
29	オリンパス	日本	株式	精密機器	1,076,000	2,079.12 2,237,141,200	2,040.50 2,195,578,000	0.80
30	SMC	日本	株式	機械	26,900	69,509.87 1,869,815,748	75,760.00 2,037,944,000	0.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.65%
合計	98.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.07%
鉱業	0.07%
建設業	1.65%
食料品	3.43%
繊維製品	0.10%
パルプ・紙	0.07%
化学	6.96%
医薬品	6.10%
石油・石炭製品	0.21%
ゴム製品	0.73%
ガラス・土石製品	0.71%
鉄鋼	0.08%
非鉄金属	0.68%
金属製品	0.02%
機械	4.83%
電気機器	26.65%
輸送用機器	4.44%
精密機器	3.70%
その他製品	2.27%
電気・ガス業	0.16%
陸運業	1.33%
海運業	0.44%
空運業	0.30%
倉庫・運輸関連業	0.21%
情報・通信業	9.97%
卸売業	3.12%
小売業	12.26%
銀行業	0.65%
証券、商品先物取引業	0.16%
保険業	0.89%
その他金融業	0.81%
不動産業	1.13%
サービス業	4.47%
合計	98.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	NK225 先物 0603 月	買建	111	3,670,381,050	3,712,950,000	1.36%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績
●FW 日経225インデックス

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	22,594円
純資産総額	206億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	0.0%
3か月間	5.1%
6か月間	1.6%
1年間	30.5%
3年間	27.9%
5年間	81.7%
設定来	125.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

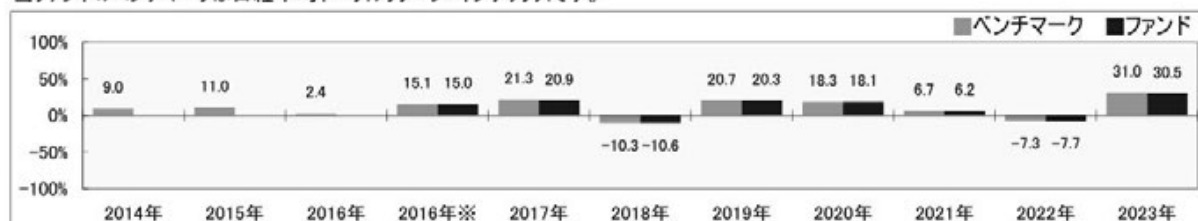
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	225	98.6%	電気機器	26.6%	ファーストリテイリング	小売業	10.3%
国内株式先物	1	1.4%	小売業	12.3%	東京エレクトロン	電気機器	7.4%
不動産投資信託等	-	-	情報・通信業	10.0%	アドバンテスト	電気機器	3.8%
コール・ローン、その他	-	1.4%	化学	7.0%	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.7%
合計	226	-	医薬品	6.1%	信越化学	化学	2.9%
株式市場・上場別構成			機械	4.8%	KDDI	情報・通信業	2.6%
東証プライム市場		98.6%	サービス業	4.5%	ダイキン工業	機械	2.3%
東証スタンダード市場		-	輸送用機器	4.4%	ファナック	電気機器	2.0%
東証グロース市場		-	精密機器	3.7%	T D K	電気機器	2.0%
地方市場・その他		-	その他	19.3%	テルモ	精密機器	1.8%
合計		98.6%	合計	98.6%	合計		38.8%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均トータルリターン・インデックスです。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		75,240,488,512	99.99
	内 日本	75,240,488,512	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		11,201,263	0.01
純資産総額		75,251,689,775	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックス為替ヘッジ型マ ザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	26,231,736,050	2.7221 71,406,340,280	2.8683 75,240,488,512	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	16,740,001,185	16,740,001,185	1.1194	1.1194
第2計算期間末 (2018年6月15日)	31,820,531,530	31,820,531,530	1.2400	1.2400
第3計算期間末 (2019年6月17日)	36,065,457,483	36,065,457,483	1.2648	1.2648
第4計算期間末 (2020年6月15日)	42,369,088,321	42,369,088,321	1.2825	1.2825
第5計算期間末 (2021年6月15日)	56,165,645,906	56,165,645,906	1.7819	1.7819
第6計算期間末 (2022年6月15日)	53,716,109,956	53,716,109,956	1.5540	1.5540
2022年12月末日	60,989,298,416	—	1.5815	—
2023年1月末日	64,517,055,425	—	1.6551	—
2月末日	65,225,625,403	—	1.6428	—
3月末日	66,332,064,994	—	1.6520	—
4月末日	65,742,669,424	—	1.6801	—
5月末日	66,484,211,861	—	1.6887	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	68,296,881,791	68,296,881,791	1.7433	1.7433
6月末日	69,118,183,698	—	1.7447	—
7月末日	71,195,386,814	—	1.8053	—
8月末日	70,484,070,153	—	1.7674	—
9月末日	68,756,751,147	—	1.6879	—
10月末日	66,711,820,465	—	1.6240	—
11月末日	72,585,380,711	—	1.7539	—
12月末日	75,251,689,775	—	1.8323	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	11.9
第2 計算期間	10.8
第3 計算期間	2.0
第4 計算期間	1.4
第5 計算期間	38.9
第6 計算期間	△12.8
第7 計算期間	12.2
2023年6月16日～ 2023年12月15日	4.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	15,911,823,542	958,970,794
第2 計算期間	15,243,885,793	4,536,508,120
第3 計算期間	9,938,067,643	7,085,414,359
第4 計算期間	12,720,408,945	8,198,873,384
第5 計算期間	7,978,557,364	9,493,197,837
第6 計算期間	10,317,685,523	7,272,108,784
第7 計算期間	12,181,359,226	7,570,904,254
2023年6月16日～ 2023年12月15日	6,735,803,768	5,284,342,763

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	100,880,052,071	90.91
内 香港	633,427,370	0.57
内 シンガポール	386,032,387	0.35
内 イスラエル	195,432,672	0.18
内 ノルウェー	202,505,092	0.18
内 スウェーデン	1,007,098,286	0.91
内 デンマーク	1,039,735,031	0.94
内 イギリス	4,368,078,173	3.94
内 アイルランド	151,149,662	0.14
内 オランダ	1,342,135,546	1.21
内 ベルギー	270,435,351	0.24
内 フランス	3,420,293,108	3.08
内 ドイツ	2,458,768,549	2.22
内 スイス	2,890,882,417	2.61
内 ポルトガル	62,330,557	0.06
内 スペイン	763,894,927	0.69
内 イタリア	752,398,852	0.68
内 フィンランド	321,740,278	0.29
内 オーストリア	52,009,691	0.05
内 カナダ	3,440,338,376	3.10
内 アメリカ	74,965,160,657	67.55
内 オーストラリア	2,088,239,841	1.88
内 ニュージーランド	67,965,248	0.06
投資証券	2,222,974,342	2.00
内 香港	35,471,816	0.03
内 シンガポール	45,202,867	0.04
内 イギリス	37,844,891	0.03
内 ベルギー	8,330,050	0.01
内 フランス	38,145,465	0.03
内 カナダ	6,189,273	0.01
内 アメリカ	1,856,120,915	1.67
内 オーストラリア	195,669,065	0.18

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,866,126,051	7.09
純資産総額	110,969,152,464	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	4,514,500,928	4.07
内 イギリス	97,961,986	0.09
内 ドイツ	819,557,242	0.74
内 カナダ	217,688,621	0.20
内 アメリカ	3,323,986,385	3.00
内 オーストラリア	55,306,694	0.05
為替予約取引(売建)	100,699,499,884	△90.75
内 日本	100,699,499,884	△90.75

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注 4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	200,579	19,359.79 3,883,191,430	27,455.45 5,506,986,986	4.96
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	90,566	34,046.71 3,083,485,937	53,225.96 4,820,462,511	4.34
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	119,197	13,090.05 1,560,296,236	21,753.88 2,592,997,878	2.34
4	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	31,495	26,729.84 841,858,126	70,237.05 2,212,115,972	1.99
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	75,820	13,049.06 989,380,724	19,888.82 1,507,970,401	1.36
6	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	28,517	21,417.74 610,770,959	50,820.52 1,449,248,929	1.31
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	66,996	13,128.63 879,566,330	20,037.74 1,342,448,590	1.21

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
8	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	36,442	19,987.67 728,394,211	35,908.51 1,308,578,264	1.18
9	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	5,696	88,864.57 506,172,946	159,191.41 906,754,273	0.82
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	37,266	19,548.28 728,489,927	24,153.64 900,109,884	0.81
11	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	11,842	69,678.80 825,136,610	74,446.56 881,596,246	0.79
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	16,759	45,051.16 755,013,265	50,714.15 849,918,492	0.77
13	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	10,282	51,352.10 528,003,178	82,381.95 847,051,266	0.76
14	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	20,662	31,238.76 645,456,806	36,932.53 763,099,976	0.69
15	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	51,553	15,406.00 794,232,132	14,209.94 732,565,434	0.66
16	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	30,620	24,467.51 749,198,336	22,207.74 680,001,042	0.61
17	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	10,791	52,533.26 566,887,311	60,464.96 652,477,444	0.59
18	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	44,030	10,444.99 459,893,490	14,718.05 648,036,006	0.58
19	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	12,800	44,593.76 570,800,555	49,266.06 630,605,681	0.57
20	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需 品	30,040	21,461.29 644,701,407	20,668.88 620,893,332	0.56
21	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需 品	34,164	18,638.46 636,770,171	16,283.94 556,324,854	0.50
22	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	5,640	68,903.99 388,619,005	94,047.47 530,427,748	0.48
23	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	4,858	92,477.84 449,257,980	107,768.60 523,539,898	0.47
24	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	32,296	15,550.24 502,213,141	15,426.84 498,225,519	0.45
25	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	22,438	22,688.26 509,079,337	21,948.19 492,473,543	0.44
26	ADOBE INC	アメリカ	株式	情報技術	5,811	50,824.49 295,341,683	84,462.60 490,812,178	0.44
27	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	23,100	24,500.42 565,960,135	21,241.87 490,687,407	0.44
28	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	12,434	21,994.85 273,484,398	37,667.21 468,354,107	0.42
29	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	91,878	4,698.11 431,661,402	4,805.20 441,492,202	0.40

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
30	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	52,398	8,809.91 461,623,697	8,332.51 436,606,990	0.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	90.91%
投資証券	2.00%
合計	92.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.40%
素材	3.79%
資本財・サービス	9.65%
一般消費財・サービス	9.61%
生活必需品	6.34%
ヘルスケア	11.45%
金融	14.29%
情報技術	21.90%
コミュニケーション・サービス	6.67%
公益事業	2.49%
不動産	0.32%
合計	90.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI MAR 24	買建	97	3,233,053,690	3,323,986,385	3.00%
	イギリス	FTSE 100 INDEX MAR 24	買建	7	96,368,253	97,961,986	0.09%
	オーストラリア	SPI 200 MAR 24	買建	3	54,086,558	55,306,694	0.05%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX MAR 24	買建	8	212,391,608	217,688,621	0.20%
	ドイツ	SWISS MKT IX MAR 24	買建	8	149,473,164	148,293,466	0.13%
		EURO STOXX 50 MAR 24	買建	94	677,798,240	671,263,776	0.60%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買 2024年1月	売建	61,032,000	9,792,008,602	9,574,248,523	△8.63%
		香港ドル売/円買 2024年1月	売建	34,724,000	653,099,409	629,077,346	△0.57%
		英ポンド売/円買 2024年1月	売建	24,205,400	4,496,336,813	4,364,601,541	△3.93%
		シンガポール・ドル売/円買 2024年1月	売建	3,535,300	389,413,295	379,381,174	△0.34%
		スイス・フラン売/円買 2024年1月	売建	17,252,700	2,912,102,128	2,900,496,319	△2.61%
		ノルウェー・クローネ売/円買 2024年1月	売建	14,935,400	203,484,937	207,524,395	△0.19%
		ニュージーランド・ドル売/円買 2024年1月	売建	729,100	66,083,436	65,418,862	△0.06%
		デンマーク・クローネ売/円買 2024年1月	売建	47,983,000	1,032,666,134	1,010,070,939	△0.91%
		カナダ・ドル売/円買 2024年1月	売建	31,756,400	3,445,915,812	3,399,163,771	△3.06%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2024年1月	売建	70,984,900	996,848,865	1,008,624,443	△0.91%
		イスラエル・シェケル売/円買 2024年1月	売建	3,189,900	125,713,959	124,433,533	△0.11%
		豪ドル売/円買 2024年1月	売建	22,454,300	2,184,081,062	2,173,048,563	△1.96%
		米ドル売/円買 2024年1月	売建	528,933,600	77,690,554,086	74,863,410,475	△67.46%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	18,323円
純資産総額	752億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	4.5%
3か月間	8.6%
6か月間	5.0%
1年間	15.9%
3年間	17.2%
5年間	68.0%
設定来	83.2%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,203	95.0%	日本円	95.3%	情報技術	21.9%	APPLE INC	アメリカ	5.0%
外国リート	55	1.9%	米ドル	3.7%	金融	14.3%	MICROSOFT CORP	アメリカ	4.3%
外国投資証券	3	0.1%	ユーロ	0.3%	ヘルスケア	11.4%	S&P500 EMINI MAR 24	アメリカ	3.0%
外国ワラント	1	0.0%	豪ドル	0.2%	資本財・サービス	9.6%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.3%
コール・ローン、その他		7.1%	英ポンド	0.2%	一般消費財・サービス	9.6%	NVIDIA CORP	アメリカ	2.0%
合計	1,262	-	カナダ・ドル	0.1%	コミュニケーション・サービス	6.7%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.4%
国・地域別構成			スウェーデン・クローネ	0.1%	生活必需品	6.3%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.3%
アメリカ		72.2%	スイス・フラン	0.1%	エネルギー	4.4%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.2%
イギリス		4.1%	デンマーク・クローネ	0.0%	素材	3.8%	TESLA INC	アメリカ	1.2%
その他		20.7%	その他	0.0%	公益事業、他	2.8%	BROADCOM INC	アメリカ	0.8%
合計		97.0%	合計	100.0%	合計	90.9%	合計		22.5%

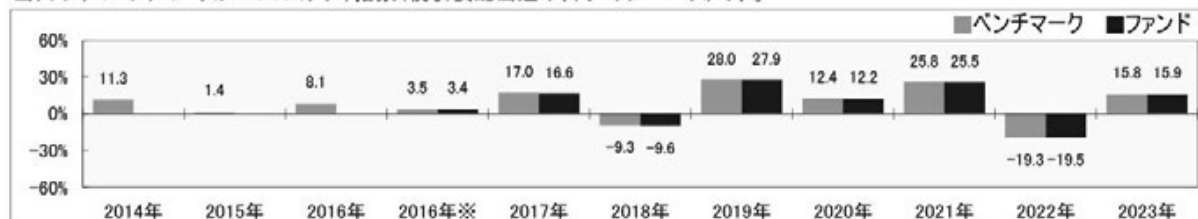
※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ヘッジ・ベース)です。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

※2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	25,360,229,749	99.99
内 日本	25,360,229,749	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,560,529	0.01
純資産総額	25,362,790,278	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,721,520,284	4.9331 23,291,758,170	5.3712 25,360,229,749	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	1,719,851,096	1,719,851,096	1.2232	1.2232
第2計算期間末 (2018年6月15日)	3,307,440,968	3,307,440,968	1.3931	1.3931
第3計算期間末 (2019年6月17日)	4,523,386,578	4,523,386,578	1.4011	1.4011
第4計算期間末 (2020年6月15日)	5,717,881,883	5,717,881,883	1.4231	1.4231
第5計算期間末 (2021年6月15日)	9,292,062,179	9,292,062,179	2.0848	2.0848
第6計算期間末 (2022年6月15日)	10,844,781,442	10,844,781,442	2.1770	2.1770
2022年12月末日	12,836,135,129	—	2.2305	—
2023年1月末日	13,407,821,373	—	2.3138	—
2月末日	14,259,607,015	—	2.3944	—
3月末日	14,711,452,337	—	2.3817	—
4月末日	15,366,295,740	—	2.4461	—
5月末日	16,669,221,272	—	2.5591	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	17,911,076,601	17,911,076,601	2.6685	2.6685
6月末日	18,813,904,855	—	2.7593	—
7月末日	19,535,329,997	—	2.8002	—
8月末日	21,228,450,312	—	2.8482	—
9月末日	21,922,104,339	—	2.7786	—
10月末日	21,968,384,920	—	2.6841	—
11月末日	24,146,493,609	—	2.8934	—
12月末日	25,362,790,278	—	2.9439	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	22.3
第2 計算期間	13.9
第3 計算期間	0.6
第4 計算期間	1.6
第5 計算期間	46.5
第6 計算期間	4.4
第7 計算期間	22.6
2023年6月16日～ 2023年12月15日	9.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,475,674,063	70,680,538
第2 計算期間	1,380,206,909	412,026,062
第3 計算期間	1,523,438,524	669,208,679
第4 計算期間	1,946,108,703	1,156,513,875
第5 計算期間	1,622,654,198	1,183,681,857
第6 計算期間	1,798,628,403	1,274,027,097
第7 計算期間	2,849,753,966	1,119,335,471
2023年6月16日～ 2023年12月15日	2,849,099,428	1,047,869,511

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	394,204,531,174	92.30
内 香港	2,478,864,666	0.58
内 シンガポール	1,465,370,783	0.34
内 イスラエル	836,418,929	0.20
内 ノルウェー	830,771,149	0.19
内 スウェーデン	3,892,504,824	0.91
内 デンマーク	4,079,520,711	0.96
内 イギリス	16,810,304,680	3.94
内 アイルランド	592,238,049	0.14
内 オランダ	5,230,997,386	1.22
内 ベルギー	1,023,783,141	0.24
内 フランス	13,390,343,353	3.14
内 ドイツ	9,649,448,173	2.26
内 スイス	10,793,662,024	2.53
内 ポルトガル	252,009,198	0.06
内 スペイン	3,006,959,366	0.70
内 イタリア	2,962,573,922	0.69
内 フィンランド	1,239,523,665	0.29
内 オーストリア	206,763,584	0.05
内 カナダ	12,875,365,191	3.01
内 アメリカ	294,867,980,404	69.04
内 オーストラリア	7,474,772,261	1.75
内 ニュージーランド	244,355,715	0.06
投資証券	8,742,184,936	2.05
内 香港	137,624,462	0.03
内 シンガポール	178,472,346	0.04
内 イギリス	141,184,137	0.03
内 ベルギー	36,501,502	0.01
内 フランス	154,805,472	0.04
内 カナダ	33,596,897	0.01
内 アメリカ	7,356,706,279	1.72
内 オーストラリア	703,293,841	0.16

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	24,137,310,650	5.65
純資産総額	427,084,026,760	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	24,057,701,579	5.63
内 イギリス	1,007,608,997	0.24
内 ドイツ	4,392,552,485	1.03
内 カナダ	1,632,664,656	0.38
内 アメリカ	15,900,306,006	3.72
内 オーストラリア	1,124,569,435	0.26
為替予約取引(買建)	12,655,814,230	2.96
内 日本	12,655,814,230	2.96

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注 4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	787,200	26,861.18 21,145,133,453	27,455.45 21,612,931,342	5.06
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	355,500	53,732.57 19,101,969,051	53,225.96 18,921,829,633	4.43
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サー ビス	467,800	20,751.14 9,707,391,813	21,753.88 10,176,467,590	2.38
4	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	124,480	68,198.95 8,489,407,966	70,237.05 8,743,108,308	2.05
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニ ケーション・サ ービス	298,800	19,132.15 5,716,718,692	19,888.82 5,942,779,685	1.39
6	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニ ケーション・サ ービス	112,000	47,084.01 5,273,409,596	50,820.52 5,691,898,867	1.33
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニ ケーション・サ ービス	262,840	19,335.68 5,082,208,289	20,037.74 5,266,720,212	1.23

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
8	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	143,950	34,602.40 4,981,020,385	35,908.51 5,169,031,368	1.21
9	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	22,412	133,199.07 2,985,260,102	159,191.41 3,567,797,888	0.84
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	146,370	21,895.85 3,204,910,583	24,153.64 3,535,369,604	0.83
11	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	46,666	75,969.11 3,545,179,373	74,446.56 3,474,123,496	0.81
12	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	40,685	83,938.68 3,415,046,152	82,381.95 3,351,709,860	0.78
13	BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	アメリカ	株式	金融	65,950	50,882.07 3,355,673,618	50,714.15 3,344,598,397	0.78
14	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	80,950	36,069.07 2,919,791,876	36,932.53 2,989,688,465	0.70
15	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	201,705	14,516.58 2,928,084,846	14,209.94 2,866,217,501	0.67
16	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	121,300	21,588.08 2,618,640,053	22,207.74 2,693,799,032	0.63
17	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	42,400	58,144.91 2,465,345,508	60,464.96 2,563,714,541	0.60
18	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	170,516	14,537.06 2,478,803,958	14,718.05 2,509,664,037	0.59
19	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	50,450	44,124.44 2,226,081,844	49,266.06 2,485,473,171	0.58
20	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需 品	118,767	21,448.38 2,547,376,961	20,668.88 2,454,781,572	0.57
21	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	19,799	98,816.85 1,956,476,939	107,768.60 2,133,710,670	0.50
22	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	22,360	83,407.10 1,864,985,018	94,047.47 2,102,901,496	0.49
23	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需 品	127,771	16,678.97 2,131,102,535	16,283.94 2,080,616,524	0.49
24	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	127,821	14,350.92 1,834,354,579	15,426.84 1,971,875,279	0.46
25	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	88,972	19,666.43 1,749,764,085	21,948.19 1,952,774,583	0.46
26	ADOBE INC	アメリカ	株式	情報技術	23,020	87,525.13 2,014,829,576	84,462.60 1,944,329,089	0.46
27	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	91,418	20,409.05 1,865,757,252	21,241.87 1,941,890,104	0.45
28	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	49,066	32,801.30 1,609,434,235	37,667.21 1,848,179,395	0.43
29	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	360,201	4,299.86 1,548,817,400	4,805.20 1,730,837,989	0.41

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
30	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	206,950	8,259.89 1,709,406,430	8,332.51 1,724,413,462	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.30%
投資証券	2.05%
合計	94.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.41%
素材	3.79%
資本財・サービス	9.77%
一般消費財・サービス	9.80%
生活必需品	6.47%
ヘルスケア	11.65%
金融	14.40%
情報技術	22.34%
コミュニケーション・サービス	6.79%
公益事業	2.53%
不動産	0.34%
合計	92.30%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI MAR 24	買建	464	15,461,349,063	15,900,306,006	3.72%
	イギリス	FTSE 100 INDEX MAR 24	買建	72	993,499,334	1,007,608,997	0.24%
	オーストラリア	SPI 200 MAR 24	買建	61	1,100,334,386	1,124,569,435	0.26%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX MAR 24	買建	60	1,590,070,000	1,632,664,656	0.38%
	ドイツ	SWISS MKT IX MAR 24	買建	69	1,288,757,474	1,279,031,141	0.30%
		EURO STOXX 50 MAR 24	買建	436	3,144,708,250	3,113,521,344	0.73%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2024年1月	買建	2,300,000	423,202,530	414,724,960	0.10%
		スイス・フラン買/円売 2024年1月	買建	5,300,000	892,415,060	891,027,520	0.21%
		ユーロ買/円売 2024年1月	買建	10,500,000	1,671,754,730	1,647,162,300	0.39%
		豪ドル買/円売 2024年1月	買建	7,300,000	708,673,740	706,468,450	0.17%
		カナダ・ドル買/円売 2024年1月	買建	10,000,000	1,082,909,540	1,070,387,000	0.25%
		米ドル買/円売 2024年1月	買建	56,000,000	8,131,196,240	7,926,044,000	1.86%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	29,439円
純資産総額	253億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	1.7%
3か月間	5.9%
6か月間	6.7%
1年間	32.0%
3年間	71.6%
5年間	139.3%
設定来	194.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,203	97.9%	米ドル	74.6%	情報技術	22.3%	APPLE INC	アメリカ	5.1%
外国リート	55	2.0%	ユーロ	9.5%	金融	14.4%	MICROSOFT CORP	アメリカ	4.4%
外国投資証券	3	0.1%	英ポンド	4.2%	ヘルスケア	11.6%	S&P500 EMINI MAR 24	アメリカ	3.7%
			カナダ・ドル	3.4%	一般消費財・サービス	9.8%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.4%
コール・ローン、その他		5.7%	スイス・フラン	2.8%	資本財・サービス	9.8%	NVIDIA CORP	アメリカ	2.0%
合計	1,261	-	豪ドル	2.2%	コミュニケーション・サービス	6.8%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.4%
国・地域別構成			スウェーデン・クローネ	1.0%	生活必需品	6.5%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.3%
アメリカ		74.5%	デンマーク・クローネ	1.0%	エネルギー	4.4%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.2%
イギリス		4.2%	香港ドル	0.6%	素材	3.8%	TESLA INC	アメリカ	1.2%
その他		21.3%	その他	0.7%	公益事業、他	2.9%	BROADCOM INC	アメリカ	0.8%
合計		100.0%	合計	100.0%	合計	92.3%	合計		23.6%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
 ・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,922,501,355	99.21
内 日本	4,922,501,355	99.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	39,238,949	0.79
純資産総額	4,961,740,304	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	734,105,756	4.9013 3,598,099,703	5.3712 3,943,028,836	79.47
2	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	428,259,595	2.1994 941,953,024	2.2871 979,472,519	19.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.21%
合計	99.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	826,097,593	826,097,593	1.2158	1.2158
第2計算期間末 (2018年6月15日)	1,697,993,255	1,697,993,255	1.3778	1.3778
第3計算期間末 (2019年6月17日)	1,747,579,023	1,747,579,023	1.3793	1.3793
第4計算期間末 (2020年6月15日)	1,800,845,481	1,800,845,481	1.3573	1.3573
第5計算期間末 (2021年6月15日)	2,402,518,423	2,402,518,423	1.9822	1.9822
第6計算期間末 (2022年6月15日)	2,605,876,138	2,605,876,138	2.0510	2.0510
2022年12月末日	2,718,082,491	—	2.0827	—
2023年1月末日	2,891,396,596	—	2.1693	—
2月末日	3,082,235,653	—	2.2218	—
3月末日	3,122,730,911	—	2.2124	—
4月末日	3,281,261,114	—	2.2605	—
5月末日	3,463,674,139	—	2.3580	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	3,957,729,997	3,957,729,997	2.4679	2.4679
6月末日	4,115,718,619	—	2.5389	—
7月末日	4,307,352,787	—	2.5836	—
8月末日	4,406,224,993	—	2.6102	—
9月末日	4,528,559,007	—	2.5549	—
10月末日	4,473,640,572	—	2.4736	—
11月末日	4,977,585,524	—	2.6486	—
12月末日	4,961,740,304	—	2.6901	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	21.6
第2 計算期間	13.3
第3 計算期間	0.1
第4 計算期間	△1.6
第5 計算期間	46.0
第6 計算期間	3.5
第7 計算期間	20.3
2023年6月16日～ 2023年12月15日	7.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	702,644,049	33,190,572
第2 計算期間	695,338,362	142,407,106
第3 計算期間	339,152,791	304,533,894
第4 計算期間	415,919,823	356,157,946
第5 計算期間	193,724,602	308,457,694
第6 計算期間	295,982,191	237,478,525
第7 計算期間	541,659,096	208,501,672
2023年6月16日～ 2023年12月15日	451,316,606	221,875,953

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

(参考) マザーファンド
外国株式インデックスマザーファンド

前記「ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)」の記載と同じ。

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	25,327,369,320	89.45
内 中国	8,270,500,179	29.21
内 台湾	4,384,502,468	15.49
内 タイ	959,786,538	3.39
内 マレーシア	179,229,421	0.63
内 インドネシア	483,017,020	1.71
内 インド	3,241,981,765	11.45
内 サウジアラビア	649,650,871	2.29
内 トルコ	434,563,366	1.53
内 カナダ	16,118,838	0.06
内 メキシコ	950,817,986	3.36
内 チリ	119,852,075	0.42
内 ブラジル	4,578,788,368	16.17
内 南アフリカ	1,058,560,425	3.74
投資証券	1,340,880,676	4.74
内 アメリカ	1,340,880,676	4.74
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,645,982,207	5.81
純資産総額	28,314,232,203	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,354,827,529	4.78
内 アメリカ	1,354,827,529	4.78
為替予約取引(買建)	181,166,720	0.64
内 日本	181,166,720	0.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	INVESCO FTSE RAFI EMERGING M	アメリカ	投資証券	—	495,500	2,684.41 1,330,182,439	2,706.11 1,340,880,676	4.74
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	480,000	2,698.70 1,295,381,894	2,745.23 1,317,712,416	4.65
3	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	ブラジル	株式	エネルギー	706,900	887.25 627,205,222	1,086.67 768,172,746	2.71
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	株式	一般消費財・サービス	473,600	1,524.03 721,784,170	1,376.67 651,994,464	2.30
5	VALE SA	ブラジル	株式	素材	256,690	1,923.86 493,837,403	2,252.72 578,252,463	2.04
6	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	ブラジル	株式	エネルギー	472,500	984.83 465,336,191	1,137.45 537,446,066	1.90
7	IND & COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	金融	7,254,000	75.68 549,043,290	68.60 497,675,178	1.76
8	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	株式	コミュニケーション・サービス	91,000	6,129.32 557,769,649	5,317.95 483,933,450	1.71
9	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	金融	5,698,000	91.91 523,807,331	84.03 478,828,581	1.69
10	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	株式	エネルギー	87,477	4,052.39 354,491,404	4,481.54 392,032,199	1.38
11	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	ブラジル	株式	金融	383,636	838.06 321,520,897	991.25 380,282,326	1.34
12	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	金融	563,500	931.20 524,738,739	639.78 360,520,256	1.27
13	BANK OF CHINA LTD-H	中国	株式	金融	5,569,000	56.95 317,218,868	53.90 300,199,730	1.06
14	BANCO BRADESCO SA-PREF	ブラジル	株式	金融	582,359	481.21 280,252,645	498.69 290,418,378	1.03
15	PETROCHINA CO LTD-H	中国	株式	エネルギー	3,008,000	103.27 310,662,851	93.65 281,711,232	0.99
16	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	情報技術	563,902	508.16 286,557,582	481.45 271,494,904	0.96
17	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	中国	株式	エネルギー	3,667,800	84.12 308,620,629	73.87 270,942,220	0.96
18	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	中国	株式	金融	4,418,000	56.06 247,752,701	54.45 240,560,100	0.85
19	PTT PCL-NVDR	タイ	株式	エネルギー	1,571,400	140.02 220,044,974	148.36 233,136,833	0.82
20	TATA MOTORS LTD	インド	株式	一般消費財・サービス	150,626	1,017.29 153,230,926	1,296.70 195,317,939	0.69
21	MEDIATEK INC	台湾	株式	情報技術	41,003	3,240.58 132,873,502	4,745.13 194,564,770	0.69

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
22	JD.COM INC - CL A	中国	株式	一般消費財・サービス	94,645	2,560.78 242,365,879	2,043.69 193,425,040	0.68
23	AMERICA MOVIL L	メキシコ	株式	コミュニケーション・サービス	1,415,200	154.72 218,977,338	130.35 184,484,212	0.65
24	XIAOMI CORP-CLASS B	中国	株式	情報技術	618,200	202.31 125,083,967	295.48 182,666,972	0.65
25	INFOSYS LTD	インド	株式	情報技術	67,287	2,313.65 155,679,106	2,687.75 180,851,173	0.64
26	BANCO DO BRASIL S.A.	ブラジル	株式	金融	104,500	1,459.02 152,468,986	1,616.30 168,903,596	0.60
27	BAIDU INC-CLASS A	中国	株式	コミュニケーション・サービス	78,850	2,553.46 201,341,243	2,085.43 164,436,550	0.58
28	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	メキシコ	株式	金融	111,900	1,179.30 131,964,426	1,433.19 160,374,926	0.57
29	TATA STEEL LTD	インド	株式	素材	664,891	193.32 128,542,047	237.61 157,990,070	0.56
30	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	メキシコ	株式	生活必需品	83,500	1,574.03 131,432,522	1,852.75 154,704,864	0.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	89.45%
投資証券	4.74%
合計	94.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	12.44%
素材	9.66%
資本財・サービス	3.50%
一般消費財・サービス	7.71%
生活必需品	4.48%
ヘルスケア	0.74%
金融	26.86%
情報技術	13.33%
コミュニケーション・サービス	6.08%
公益事業	3.02%
不動産	1.64%
合計	89.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) MAR 24	買建	185	1,298,926,298	1,354,827,529	4.78%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2024年1 月	買建	1,280,000	186,222,592	181,166,720	0.64%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国株式インデックスEM+(為替ヘッジなし)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	26,901円
純資産総額	49億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	1.6%
3か月間	5.3%
6か月間	6.0%
1年間	29.2%
3年間	65.2%
5年間	118.4%
設定来	169.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

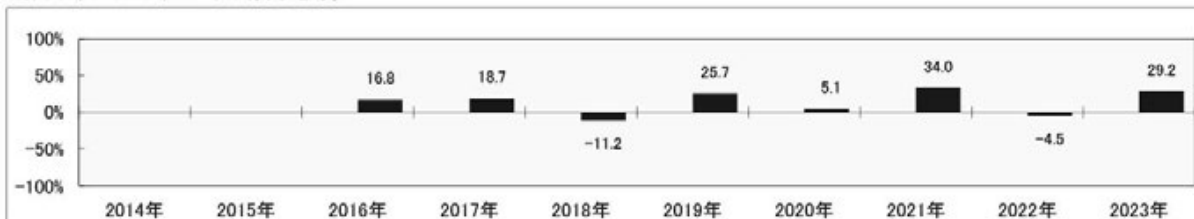
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,624	96.4%	米ドル	60.9%	情報技術	20.4%	APPLE INC	アメリカ	4.0%
外国リート	55	1.6%	ユーロ	7.6%	金融	16.7%	MICROSOFT CORP	アメリカ	3.5%
外国投資証券	4	1.0%	香港ドル	5.4%	ヘルスケア	9.4%	S&P500 EMINI MAR 24	アメリカ	3.0%
			英ポンド	3.3%	一般消費財・サービス	9.3%	AMAZON.COM INC	アメリカ	1.9%
コール・ローン、その他		6.4%	ブラジル・レアル	3.3%	資本財・サービス	8.5%	NVIDIA CORP	アメリカ	1.6%
合計	1,683	-	台湾ドル	3.1%	コミュニケーション・サービス	6.8%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.1%
国・地域別構成		比率	カナダ・ドル	2.7%	生活必需品	6.0%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.1%
アメリカ		61.1%	インド・ルピー	2.4%	エネルギー	6.0%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.0%
中国		5.8%	スイス・フラン	2.2%	素材	4.9%	TESLA INC	アメリカ	1.0%
その他		32.2%	その他	9.1%	公益事業、他	3.2%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) MAR 24	アメリカ	0.9%
合計		99.0%	合計	100.0%	合計	91.0%	合計		19.1%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ・2016年は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 日本債券インデックス】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	36,609,936,263	99.90
内 日本	36,609,936,263	99.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	36,584,163	0.10
純資産総額	36,646,520,426	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	27,132,540,031	1.3733 37,263,535,667	1.3493 36,609,936,263	99.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.90%
合計	99.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	14,248,194,432	14,248,194,432	0.9858	0.9858
第2計算期間末 (2018年6月15日)	25,120,930,051	25,120,930,051	0.9915	0.9915
第3計算期間末 (2019年6月17日)	27,372,292,105	27,372,292,105	1.0149	1.0149
第4計算期間末 (2020年6月15日)	33,339,891,042	33,339,891,042	1.0024	1.0024
第5計算期間末 (2021年6月15日)	36,597,337,061	36,597,337,061	0.9987	0.9987
第6計算期間末 (2022年6月15日)	36,841,618,949	36,841,618,949	0.9645	0.9645
2022年12月末日	35,245,827,302	—	0.9427	—
2023年1月末日	34,909,552,154	—	0.9400	—
2月末日	35,516,139,521	—	0.9504	—
3月末日	35,976,675,131	—	0.9636	—
4月末日	35,986,578,751	—	0.9660	—
5月末日	36,052,740,196	—	0.9649	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	36,693,031,052	36,693,031,052	0.9659	0.9659
6月末日	36,764,529,321	—	0.9671	—
7月末日	36,434,781,374	—	0.9519	—
8月末日	36,489,181,194	—	0.9449	—
9月末日	36,597,818,886	—	0.9380	—
10月末日	36,201,480,942	—	0.9229	—
11月末日	36,617,327,111	—	0.9423	—
12月末日	36,646,520,426	—	0.9461	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	△1.4
第2 計算期間	0.6
第3 計算期間	2.4
第4 計算期間	△1.2
第5 計算期間	△0.4
第6 計算期間	△3.4
第7 計算期間	0.1
2023年6月16日～ 2023年12月15日	△2.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	15,709,737,796	1,257,184,902
第2 計算期間	17,894,969,975	7,012,636,355
第3 計算期間	9,926,740,515	8,292,385,149
第4 計算期間	14,370,293,804	8,081,979,073
第5 計算期間	12,736,682,056	9,351,040,686
第6 計算期間	10,246,997,124	8,694,888,536
第7 計算期間	6,956,197,111	7,164,976,774
2023年6月16日～ 2023年12月15日	5,836,121,281	5,148,872,196

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
日本債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	94,998,040,520	84.47
内 日本	94,998,040,520	84.47
地方債証券	6,141,102,900	5.46
内 日本	6,141,102,900	5.46
特殊債券	2,699,013,000	2.40
内 日本	2,699,013,000	2.40
社債券	8,117,039,800	7.22
内 日本	8,117,039,800	7.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	503,124,860	0.45
純資産総額	112,458,321,080	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	143 5 年国債	日本	国債証券	2,270,000,000	100.16 2,273,671,600	100.14 2,273,268,800	0.100000 2025/03/20	2.02
2	145 5 年国債	日本	国債証券	1,770,000,000	100.17 1,773,026,700	100.15 1,772,708,100	0.100000 2025/09/20	1.58
3	147 5 年国債	日本	国債証券	1,630,000,000	99.91 1,628,679,700	99.94 1,629,087,200	0.005000 2026/03/20	1.45
4	144 5 年国債	日本	国債証券	1,500,000,000	100.16 1,502,548,000	100.14 1,502,175,000	0.100000 2025/06/20	1.34
5	148 5 年国債	日本	国債証券	1,280,000,000	99.87 1,278,424,000	99.92 1,279,052,800	0.005000 2026/06/20	1.14
6	349 10 年国債	日本	国債証券	1,250,000,000	99.71 1,246,475,000	99.92 1,249,012,500	0.100000 2027/12/20	1.11
7	146 5 年国債	日本	国債証券	1,180,000,000	100.15 1,181,802,400	100.15 1,181,840,800	0.100000 2025/12/20	1.05
8	370 10 年国債	日本	国債証券	1,190,000,000	98.80 1,175,731,800	99.30 1,181,670,000	0.500000 2033/03/20	1.05
9	363 10 年国債	日本	国債証券	1,200,000,000	97.16 1,165,920,000	97.68 1,172,232,000	0.100000 2031/06/20	1.04

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
10	347 10 年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	99.91 1,099,021,000	100.06 1,100,748,000	0.100000 2027/06/20	0.98
11	348 10 年国債	日本	国債証券	1,050,000,000	99.82 1,048,204,500	100.00 1,050,000,000	0.100000 2027/09/20	0.93
12	150 5 年国債	日本	国債証券	1,050,000,000	99.75 1,047,438,000	99.85 1,048,446,000	0.005000 2026/12/20	0.93
13	353 10 年国債	日本	国債証券	1,050,000,000	99.13 1,040,892,900	99.38 1,043,553,000	0.100000 2028/12/20	0.93
14	366 10 年国債	日本	国債証券	1,020,000,000	97.18 991,274,300	97.67 996,264,600	0.200000 2032/03/20	0.89
15	360 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	97.94 979,480,000	98.49 984,900,000	0.100000 2030/09/20	0.88
16	364 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	96.85 968,500,000	97.39 973,920,000	0.100000 2031/09/20	0.87
17	345 10 年国債	日本	国債証券	950,000,000	100.04 950,427,500	100.14 951,396,500	0.100000 2026/12/20	0.85
18	365 10 年国債	日本	国債証券	950,000,000	96.60 917,738,000	97.12 922,678,000	0.100000 2031/12/20	0.82
19	350 10 年国債	日本	国債証券	900,000,000	99.59 896,355,000	99.74 897,741,000	0.100000 2028/03/20	0.80
20	367 10 年国債	日本	国債証券	900,000,000	96.94 872,487,000	97.40 876,663,000	0.200000 2032/06/20	0.78
21	149 5 年国債	日本	国債証券	860,000,000	99.83 858,555,200	99.89 859,062,600	0.005000 2026/09/20	0.76
22	151 5 年国債	日本	国債証券	850,000,000	99.66 847,181,000	99.80 848,368,000	0.005000 2027/03/20	0.75
23	344 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	100.09 780,756,600	100.16 781,263,600	0.100000 2026/09/20	0.69
24	343 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	100.11 780,889,200	100.15 781,240,200	0.100000 2026/06/20	0.69
25	346 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	99.98 779,867,400	100.12 780,990,600	0.100000 2027/03/20	0.69
26	362 10 年国債	日本	国債証券	790,000,000	97.42 769,641,700	97.96 773,939,300	0.100000 2031/03/20	0.69
27	340 10 年国債	日本	国債証券	760,000,000	100.71 765,411,200	100.66 765,061,600	0.400000 2025/09/20	0.68
28	153 5 年国債	日本	国債証券	750,000,000	99.57 746,812,500	99.72 747,930,000	0.005000 2027/06/20	0.67
29	357 10 年国債	日本	国債証券	750,000,000	98.63 739,762,500	99.03 742,740,000	0.100000 2029/12/20	0.66
30	371 10 年国債	日本	国債証券	750,000,000	97.73 733,026,500	98.16 736,245,000	0.400000 2033/06/20	0.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	84.47%
地方債証券	5.46%
特殊債券	2.40%
社債券	7.22%
合計	99.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

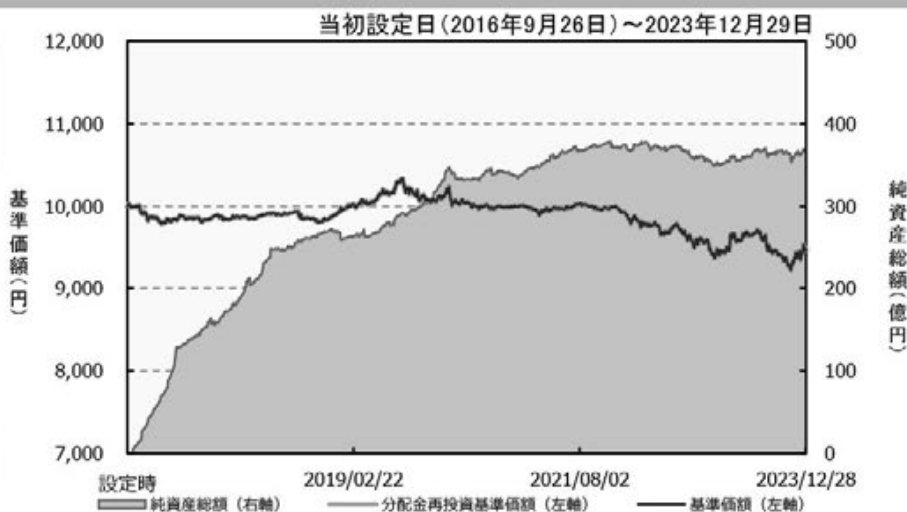
(参考情報) 運用実績
●FW 日本債券インデックス

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,461円
純資産総額	366億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.4%
3カ月間	0.9%
6カ月間	-2.2%
1年間	0.4%
3年間	-5.3%
5年間	-4.9%
設定来	-5.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	利率(%)	償還日	比率
国内債券	392	99.5%	直接利回り(%)	143 5年国債	0.100	2025/03/20	2.0%
国内債券先物	-	-	最終利回り(%)	145 5年国債	0.100	2025/09/20	1.6%
コール・ローン、その他		0.5%	修正デュレーション	147 5年国債	0.005	2026/03/20	1.4%
合計	392	100.0%	残存年数	144 5年国債	0.100	2025/06/20	1.3%
債券種別構成	比率	格付別構成	比率	148 5年国債	0.005	2026/06/20	1.1%
国債	84.2%	AAA	86.6%	349 10年国債	0.100	2027/12/20	1.1%
事業債	8.0%	AA	7.1%	146 5年国債	0.100	2025/12/20	1.0%
地方債	6.4%	A	3.8%	370 10年国債	0.500	2033/03/20	1.0%
政府保証債	0.6%	BBB	-	363 10年国債	0.100	2031/06/20	1.0%
その他	0.3%	BB以下・無格付	2.5%	347 10年国債	0.100	2027/06/20	1.0%
合計	99.5%	合計	100.0%	合計			12.7%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。無格付債券を2.5%保有しております。
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		99,589,659,737	99.70
	内 日本	99,589,659,737	99.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		294,906,634	0.30
純資産総額		99,884,566,371	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックス(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	114,747,850,833	0.8596 98,642,040,747	0.8679 99,589,659,737	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.70%
合計	99.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	33,745,104,093	33,745,104,093	0.9710	0.9710
第2計算期間末 (2018年6月15日)	61,154,884,176	61,154,884,176	0.9475	0.9475
第3計算期間末 (2019年6月17日)	72,847,478,521	72,847,478,521	0.9905	0.9905
第4計算期間末 (2020年6月15日)	87,728,604,640	87,728,604,640	1.0451	1.0451
第5計算期間末 (2021年6月15日)	98,409,882,734	98,409,882,734	1.0198	1.0198
第6計算期間末 (2022年6月15日)	97,518,003,285	97,518,003,285	0.8787	0.8787
2022年12月末日	96,562,141,534	—	0.8476	—
2023年1月末日	98,325,689,301	—	0.8603	—
2月末日	96,773,203,306	—	0.8395	—
3月末日	98,045,420,461	—	0.8539	—
4月末日	97,990,430,470	—	0.8500	—
5月末日	97,776,038,377	—	0.8425	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	98,451,825,948	98,451,825,948	0.8378	0.8378
6月末日	98,808,866,611	—	0.8364	—
7月末日	100,023,008,082	—	0.8319	—
8月末日	99,186,556,318	—	0.8252	—
9月末日	97,083,675,230	—	0.8025	—
10月末日	96,701,049,290	—	0.7978	—
11月末日	98,551,285,072	—	0.8201	—
12月末日	99,884,566,371	—	0.8426	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	△2.9
第2 計算期間	△2.4
第3 計算期間	4.5
第4 計算期間	5.5
第5 計算期間	△2.4
第6 計算期間	△13.8
第7 計算期間	△4.7
2023年6月16日～ 2023年12月15日	△0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	37,021,440,339	2,368,454,114
第2 計算期間	41,568,085,908	11,780,237,725
第3 計算期間	27,255,813,662	18,253,054,308
第4 計算期間	32,566,137,503	22,163,944,927
第5 計算期間	31,995,491,437	19,438,727,028
第6 計算期間	32,610,525,682	18,127,288,357
第7 計算期間	26,147,697,038	19,623,292,759
2023年6月16日～ 2023年12月15日	16,047,400,579	15,604,429,127

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

(参考) マザーファンド

外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	123,846,079,702	94.08
内 ユーロ	41,752,447,187	31.72
内 中国	9,501,644,997	7.22
内 シンガポール	567,493,115	0.43
内 マレーシア	670,703,406	0.51
内 イスラエル	383,472,143	0.29
内 ノルウェー	193,804,755	0.15
内 スウェーデン	293,415,995	0.22
内 デンマーク	377,425,119	0.29
内 イギリス	6,503,650,436	4.94
内 ポーランド	612,542,131	0.47
内 カナダ	2,591,633,543	1.97
内 アメリカ	57,170,354,735	43.43
内 メキシコ	1,041,968,514	0.79
内 オーストラリア	1,954,546,273	1.48
内 ニュージーランド	230,977,353	0.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,799,360,789	5.92
純資産総額	131,645,440,491	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	1,949,823,044	1.48
内 ドイツ	146,255,152	0.11
内 アメリカ	1,803,567,892	1.37
為替予約取引(売建)	123,271,772,713	△93.64
内 日本	123,271,772,713	△93.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	15,800,000	96.21 2,156,117,814	97.63 2,187,938,793	2.500000 2025/01/31	1.66
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	15,300,000	95.24 2,066,750,447	96.78 2,100,233,532	2.125000 2025/05/15	1.60
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	14,000,000	92.86 1,843,906,300	94.29 1,872,399,947	2.250000 2027/08/15	1.42
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	12,850,000	92.85 1,692,296,767	94.49 1,722,204,246	2.000000 2026/11/15	1.31
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,950,000	108.10 1,372,210,852	107.83 1,368,796,224	6.125000 2027/11/15	1.04
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	9,500,000	93.00 1,253,068,050	94.71 1,276,216,124	1.625000 2026/02/15	0.97
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,800,000	94.82 1,183,452,212	96.27 1,201,662,050	2.250000 2025/11/15	0.91
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	99.88 1,133,381,162	101.10 1,147,132,386	5.000000 2025/10/31	0.87
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	92.78 1,052,800,686	93.59 1,061,966,308	0.250000 2025/07/31	0.81
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	89.37 1,014,118,539	91.54 1,038,740,227	0.625000 2026/07/31	0.79
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,500,000	92.95 988,806,848	94.20 1,002,060,861	2.625000 2029/02/15	0.76
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	99.22 985,131,235	100.47 997,535,775	4.000000 2028/06/30	0.76
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	93.14 924,782,658	94.80 941,183,880	1.875000 2026/06/30	0.71
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,865,000	92.52 900,901,117	94.30 918,242,054	1.625000 2026/05/15	0.70
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,000,000	90.94 773,889,721	92.74 789,266,930	1.500000 2027/01/31	0.60
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,300,000	86.08 769,149,763	88.12 787,422,431	0.750000 2028/01/31	0.60
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,750,000	91.75 748,298,980	93.55 762,921,298	1.500000 2026/08/15	0.58
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,500,000	95.53 745,219,496	97.02 756,842,464	2.000000 2025/02/15	0.57
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,550,000	93.53 736,298,318	94.97 747,625,500	2.375000 2027/05/15	0.57
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,300,000	79.80 713,036,142	81.23 725,867,218	0.625000 2030/08/15	0.55
21	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,400,000	78.26 664,078,207	82.47 699,757,488	— 2032/05/25	0.53

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,500,000	87.80 684,943,873	89.65 699,359,475	1.250000 2028/03/31	0.53
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,300,000	92.74 697,155,720	92.94 698,681,669	2.875000 2032/05/15	0.53
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,400,000	87.96 673,731,077	89.35 684,384,496	1.750000 2029/11/15	0.52
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	93.37 662,168,812	94.90 673,040,082	2.250000 2027/02/15	0.51
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,820,000	94.65 647,060,570	96.19 657,581,491	2.000000 2025/08/15	0.50
27	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,270,000	121.63 624,939,222	126.18 648,290,632	4.750000 2034/07/04	0.49
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	87.44 620,144,583	89.08 631,725,003	1.625000 2029/08/15	0.48
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,500,000	94.15 600,929,367	96.29 614,594,775	3.375000 2033/05/15	0.47
30	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,300,000	95.60 583,077,454	96.61 589,224,934	3.125000 2028/11/15	0.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.08%
合計	94.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	アメリカ	US LONG BOND MAR 24	買建	2	32,557,528	35,492,958	0.03%
		US 10YR NOTE MAR 24	買建	10	154,155,949	160,112,781	0.12%
		US 5YR NOTE MAR 24	買建	15	225,483,171	231,227,222	0.18%
		US 2YR NOTE MAR 24	買建	40	1,155,001,342	1,167,482,495	0.89%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		US ULTRA T-BOND MAR 24	買建	11	187,976,210	209,252,436	0.16%
	ドイツ	EURO-SCHATZ MAR 24	買建	5	83,452,245	83,752,816	0.06%
		EURO-OAT MAR 24	買建	3	60,594,459	62,502,336	0.05%
為替予約取引	日本	ポーランド・ズロチ売/円買 2024年1月	売建	18,121,000	666,401,587	653,876,351	△0.50%
		ユーロ売/円買 2024年1月	売建	262,592,000	42,171,277,350	41,198,479,027	△31.30%
		英ポンド売/円買 2024年1月	売建	36,536,000	6,798,615,226	6,589,019,155	△5.01%
		シンガポール・ドル売/円買 2024年1月	売建	5,499,000	606,443,467	590,181,274	△0.45%
		オフショア人民元売/円買 2024年1月	売建	491,682,000	10,144,186,351	9,784,422,631	△7.43%
		マレーシア・リングgit売/円買 2024年1月	売建	21,280,000	653,296,000	653,764,160	△0.50%
		ノルウェー・クローネ売/円買 2024年1月	売建	15,164,000	206,924,911	210,731,075	△0.16%
		メキシコ・ペソ売/円買 2024年1月	売建	132,056,000	1,109,917,474	1,097,860,761	△0.83%
		ニュージーランド・ドル売/円買 2024年1月	売建	3,057,000	277,490,004	274,334,262	△0.21%
		デンマーク・クローネ売/円買 2024年1月	売建	25,693,000	553,594,224	540,912,159	△0.41%
		カナダ・ドル売/円買 2024年1月	売建	24,996,000	2,710,641,228	2,675,926,783	△2.03%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2024年1月	売建	20,945,000	294,254,210	297,641,017	△0.23%
		イスラエル・シェケル売/円買 2024年1月	売建	12,208,000	482,237,974	476,296,340	△0.36%
		豪ドル売/円買 2024年1月	売建	20,413,000	1,991,206,498	1,975,753,857	△1.50%
		米ドル売/円買 2024年1月	売建	397,379,000	58,389,082,055	56,252,573,861	△42.73%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,426円
純資産総額	998億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	2.7%
3か月間	5.0%
6か月間	0.7%
1年間	-0.6%
3年間	-20.1%
5年間	-11.7%
設定来	-15.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券・先物	648	95.3%	日本円	97.1%	直接利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2025/01/31	1.7%
			米ドル	1.4%	最終利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2025/05/15	1.6%
			ユーロ	1.1%	修正デュレーション	United States Treasury Note/Bond	2027/08/15	1.4%
コール・ローン、その他		6.2%	英ポンド	0.2%	残存年数	United States Treasury Note/Bond	2026/11/15	1.3%
合計	648	-	カナダ・ドル	0.1%	格付別構成	United States Treasury Note/Bond	2027/11/15	1.0%
			豪ドル	0.0%	AAA	United States Treasury Note/Bond	2026/02/15	1.0%
債券種別構成		93.8%	オフショア人民元	0.0%	AA	United States Treasury Note/Bond	2025/11/15	0.9%
国債			マレーシア・リンギット	0.0%	A	US 2YR NOTE MAR 24	-	0.9%
			デンマーク・クローネ	0.0%	BBB	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2025/10/31	0.9%
			その他	0.0%	BB	United States Treasury Note/Bond	2025/07/31	0.8%
合計		93.8%	合計	100.0%	合計	合計		11.4%

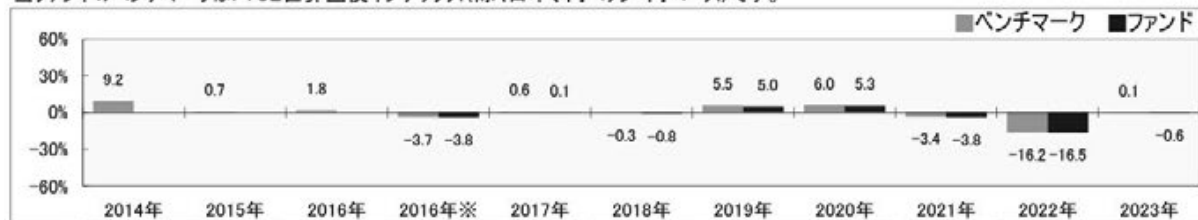
※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	13,137,309,253	99.70
内 日本	13,137,309,253	99.70
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	38,928,281	0.30
純資産総額	13,176,237,534	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,825,212,338	3.2660 12,493,202,337	3.4344 13,137,309,253	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.70%
合計	99.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	1,404,884,490	1,404,884,490	1.0622	1.0622
第2計算期間末 (2018年6月15日)	2,405,883,300	2,405,883,300	1.0709	1.0709
第3計算期間末 (2019年6月17日)	3,676,403,565	3,676,403,565	1.0978	1.0978
第4計算期間末 (2020年6月15日)	4,949,959,877	4,949,959,877	1.1579	1.1579
第5計算期間末 (2021年6月15日)	6,651,390,787	6,651,390,787	1.2187	1.2187
第6計算期間末 (2022年6月15日)	7,620,837,859	7,620,837,859	1.2025	1.2025
2022年12月末日	8,295,958,109	—	1.1640	—
2023年1月末日	8,442,367,012	—	1.1772	—
2月末日	8,716,268,659	—	1.1911	—
3月末日	9,039,023,138	—	1.2056	—
4月末日	9,393,352,509	—	1.2140	—
5月末日	9,881,924,158	—	1.2449	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	10,267,011,957	10,267,011,957	1.2526	1.2526
6月末日	10,771,880,338	—	1.2942	—
7月末日	10,797,068,029	—	1.2658	—
8月末日	11,445,034,439	—	1.2998	—
9月末日	11,847,229,117	—	1.2801	—
10月末日	12,088,610,809	—	1.2781	—
11月末日	12,894,918,188	—	1.3223	—
12月末日	13,176,237,534	—	1.3234	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	6.2
第2 計算期間	0.8
第3 計算期間	2.5
第4 計算期間	5.5
第5 計算期間	5.3
第6 計算期間	△1.3
第7 計算期間	4.2
2023年6月16日～ 2023年12月15日	4.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,394,396,399	72,737,713
第2 計算期間	1,454,615,593	530,660,407
第3 計算期間	1,649,381,625	547,264,585
第4 計算期間	2,078,908,391	1,152,538,780
第5 計算期間	1,968,605,898	785,747,124
第6 計算期間	2,102,589,183	1,223,247,507
第7 計算期間	2,866,101,938	1,006,563,093
2023年6月16日～ 2023年12月15日	2,575,750,930	920,744,097

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
外国債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	277,280,751,671	97.37
内 ユーロ	93,118,066,871	32.70
内 中国	20,011,925,551	7.03
内 シンガポール	1,098,663,028	0.39
内 マレーシア	1,316,498,709	0.46
内 イスラエル	765,436,630	0.27
内 ノルウェー	481,659,493	0.17
内 スウェーデン	558,993,343	0.20
内 デンマーク	772,676,567	0.27
内 イギリス	14,451,072,324	5.07
内 ポーランド	1,344,339,405	0.47
内 カナダ	5,310,603,365	1.86
内 アメリカ	131,127,579,614	46.05
内 メキシコ	2,351,544,698	0.83
内 オーストラリア	3,940,779,343	1.38
内 ニュージーランド	630,912,730	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,494,665,935	2.63
純資産総額	284,775,417,606	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,918,672,847	0.67
内 日本	1,918,672,847	0.67
為替予約取引(売建)	205,774,480	△0.07
内 日本	205,774,480	△0.07

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,700,000	98.77 1,358,870,535	101.97 1,402,880,809	4.125000 2032/11/15	0.49
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,400,000	83.48 1,231,445,215	86.22 1,271,861,092	1.875000 2032/02/15	0.45
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	10,700,000	81.06 1,230,272,565	83.62 1,269,077,111	1.125000 2031/02/15	0.45
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,500,000	88.86 1,197,380,627	91.86 1,237,802,177	2.750000 2032/08/15	0.43
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,300,000	90.04 1,187,657,897	92.94 1,225,988,589	2.875000 2032/05/15	0.43
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,300,000	80.39 1,174,405,728	82.97 1,212,154,066	1.250000 2031/08/15	0.43
7	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	60,000,000	99.79 1,193,027,685	100.24 1,198,440,855	2.390000 2026/11/15	0.42
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	80.62 1,143,476,009	83.27 1,181,032,593	1.375000 2031/11/15	0.41
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	9,800,000	79.93 1,110,988,145	82.31 1,144,165,870	0.875000 2030/11/15	0.40
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	94.06 1,067,265,076	97.29 1,103,936,641	3.500000 2033/02/15	0.39
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,800,000	93.03 1,029,177,764	96.29 1,065,297,611	3.375000 2033/05/15	0.37
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,700,000	83.35 1,028,485,492	85.96 1,060,777,205	1.625000 2031/05/15	0.37
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,729,000	93.37 1,023,580,550	94.30 1,033,808,134	1.625000 2026/05/15	0.36
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	96.81 961,159,217	100.23 995,133,175	3.875000 2033/08/15	0.35
15	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,899,000	100.18 928,556,285	102.07 946,120,109	2.750000 2027/10/25	0.33
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	78.86 894,833,836	81.23 921,736,150	0.625000 2030/08/15	0.32
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	91.11 904,598,831	92.22 915,648,806	1.125000 2026/10/31	0.32
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,700,000	94.06 893,815,496	95.68 909,238,232	2.875000 2028/08/15	0.32
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	94.30 869,365,422	95.89 884,041,991	2.875000 2028/05/15	0.31
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,600,000	92.33 864,299,538	94.20 881,813,558	2.625000 2029/02/15	0.31
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	86.57 859,475,617	88.12 874,913,812	0.750000 2028/01/31	0.31
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	93.09 858,201,274	93.86 865,318,303	0.250000 2025/06/30	0.30

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
23	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,400,000	93.70 850,598,760	94.97 862,126,703	2.375000 2027/05/15	0.30
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,350,000	94.06 847,195,691	95.59 860,984,191	2.750000 2028/02/15	0.30
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	99.80 849,278,040	100.66 856,656,036	4.375000 2026/08/15	0.30
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	91.60 844,465,038	92.74 855,039,174	1.500000 2027/01/31	0.30
27	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,087,000	98.67 788,687,112	101.79 813,648,297	2.500000 2030/05/25	0.29
28	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	92.53 787,471,362	94.51 804,303,747	2.750000 2029/05/31	0.28
29	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	40,000,000	99.73 794,879,971	100.49 800,897,260	2.670000 2033/05/25	0.28
30	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,400,000	91.92 779,918,855	94.15 798,873,183	0.750000 2028/05/25	0.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.37%
合計	97.37%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2024年1月	買建	2,801,000	398,026,351	396,574,102	0.14%
		ニュージーランド・ドル買/円売 2024年1月	買建	284,000	25,779,248	25,486,074	0.01%
		メキシコ・ペソ買/円売 2024年1月	買建	5,564,000	46,764,863	46,256,870	0.02%
		ポーランド・ズロチ買/円売 2024年1月	買建	2,820,000	102,405,360	101,848,975	0.04%
		ユーロ買/円売 2024年1月	買建	1,778,000	276,941,970	278,990,606	0.10%
		英ポンド買/円売 2024年1月	買建	172,000	31,130,871	31,019,029	0.01%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		シンガポール・ドル買/円 売 2024年1月	買建	177,000	19,520,002	18,996,560	0.01%
		オフショア人民元買/円売 2024年1月	買建	50,715,000	1,046,331,594	1,009,223,428	0.35%
		カナダ・ドル買/円売 2024年1月	買建	96,000	10,070,572	10,277,203	0.00%
		メキシコ・ペソ売/円買 2024年1月	売建	24,696,000	205,967,356	205,774,480	△0.07%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,234円
純資産総額	131億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	0.1%
3か月間	3.4%
6か月間	2.3%
1年間	13.7%
3年間	11.7%
5年間	22.5%
設定来	32.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

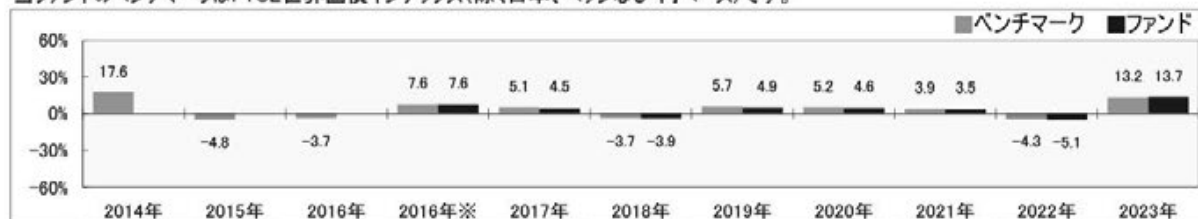
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率	
外国債券	972	97.1%	米ドル	46.6%	直接利回り(%)	2.6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/11/15	0.5%
			ユーロ	33.3%	最終利回り(%)	3.5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/02/15	0.4%
コール・ローン、その他		2.9%	オフショア人民元	7.5%	修正デュレーション	6.8	United States Treasury Note/Bond	2031/02/15	0.4%
合計	972	100.0%	英ポンド	5.3%	残存年数	8.7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/08/15	0.4%
債券種別構成		比率	カナダ・ドル	2.0%	格付別構成	比率	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/05/15	0.4%
国債		97.1%	豪ドル	1.4%	AAA	76.3%	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2031/08/15	0.4%
			メキシコ・ペソ	0.9%	AA	14.8%	CHINA GOVERNMENT BOND	2026/11/15	0.4%
			ポーランド・ズロチ	0.5%	A	8.9%	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2031/11/15	0.4%
			マレーシア・リンギット	0.5%	BBB	-	United States Treasury Note/Bond	2030/11/15	0.4%
			その他	2.0%	BB	-	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2033/02/15	0.4%
合計		97.1%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計		4.3%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。 ※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。 ・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,436,422,552	99.71
内 日本	3,436,422,552	99.71
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,166,706	0.29
純資産総額	3,446,589,258	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	800,528,813	3.2620 2,611,338,440	3.4344 2,749,336,155	79.77
2	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	388,491,687	1.6652 646,949,346	1.7686 687,086,397	19.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.71%
合計	99.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	599,181,409	599,181,409	1.0747	1.0747
第2計算期間末 (2018年6月15日)	1,195,532,865	1,195,532,865	1.0746	1.0746
第3計算期間末 (2019年6月17日)	1,344,487,088	1,344,487,088	1.1026	1.1026
第4計算期間末 (2020年6月15日)	1,706,986,677	1,706,986,677	1.1508	1.1508
第5計算期間末 (2021年6月15日)	1,952,886,340	1,952,886,340	1.2204	1.2204
第6計算期間末 (2022年6月15日)	2,294,610,149	2,294,610,149	1.1993	1.1993
2022年12月末日	2,277,134,671	—	1.1716	—
2023年1月末日	2,333,076,447	—	1.1888	—
2月末日	2,440,807,712	—	1.2030	—
3月末日	2,502,905,681	—	1.2183	—
4月末日	2,679,644,068	—	1.2281	—
5月末日	2,799,391,854	—	1.2605	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	3,070,851,690	3,070,851,690	1.2748	1.2748
6月末日	3,187,063,019	—	1.3159	—
7月末日	3,199,915,937	—	1.2933	—
8月末日	3,338,955,140	—	1.3244	—
9月末日	3,447,080,129	—	1.3023	—
10月末日	3,524,345,906	—	1.3007	—
11月末日	3,455,907,730	—	1.3511	—
12月末日	3,446,589,258	—	1.3493	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	7.5
第2 計算期間	△0.0
第3 計算期間	2.6
第4 計算期間	4.4
第5 計算期間	6.0
第6 計算期間	△1.7
第7 計算期間	6.3
2023年6月16日～ 2023年12月15日	4.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	571,935,222	15,390,972
第2 計算期間	683,181,594	128,182,978
第3 計算期間	364,448,905	257,568,148
第4 計算期間	564,211,268	300,318,547
第5 計算期間	288,268,635	171,349,249
第6 計算期間	483,164,155	170,071,251
第7 計算期間	728,642,263	233,099,150
2023年6月16日～ 2023年12月15日	573,378,704	434,594,013

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
外国債券インデックスマザーファンド

前記「ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)」の記載と同じ。

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	39,541,341,342	96.26
内 中国	3,937,080,745	9.58
内 タイ	3,915,870,243	9.53
内 マレーシア	3,975,588,076	9.68
内 フィリピン	24,119,000	0.06
内 インドネシア	3,898,639,860	9.49
内 ポーランド	3,048,519,932	7.42
内 ハンガリー	1,282,635,418	3.12
内 ルーマニア	1,535,841,937	3.74
内 トルコ	291,938,818	0.71
内 チェコ	2,431,184,765	5.92
内 メキシコ	3,958,404,436	9.64
内 ドミニカ共和国	66,697,317	0.16
内 コロンビア	1,847,519,624	4.50
内 ペルー	907,085,120	2.21
内 チリ	727,902,486	1.77
内 ブラジル	3,983,950,146	9.70
内 ウルグアイ	73,870,982	0.18
内 エジプト	354,996,816	0.86
内 南アフリカ	3,279,495,621	7.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,534,683,234	3.74
純資産総額	41,076,024,576	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	569,132,512	1.39
内 日本	569,132,512	1.39

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	31,000,000	74.82 676,852,217	79.29 717,332,727	— 2026/07/01	1.75
2	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	24,700,000	78.43 565,346,497	83.06 598,688,664	— 2026/01/01	1.46
3	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	66,150,000	103.86 523,549,401	104.92 528,888,102	10.500000 2026/12/21	1.29
4	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	16,800,000	97.81 479,529,662	99.73 488,916,901	10.000000 2029/01/01	1.19
5	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	16,350,000	99.45 474,497,148	100.46 479,332,365	10.000000 2027/01/01	1.17
6	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	62,200,000	88.27 418,377,502	92.39 437,919,037	8.000000 2030/01/31	1.07
7	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	55,350,000	94.73 437,896,175	93.29 431,253,961	7.750000 2031/05/29	1.05
8	Brazil Letras do Tesouro Nacional	ブラジル	国債証券	14,600,000	89.79 382,540,045	95.10 405,175,223	— 2024/07/01	0.99
9	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	52,400,000	91.43 400,103,859	92.48 404,694,203	5.750000 2026/03/05	0.99
10	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	15,500,000	82.31 372,298,571	87.02 393,597,199	— 2025/07/01	0.96
11	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	68,520,000	72.31 377,592,553	74.08 386,788,273	8.750000 2048/02/28	0.94
12	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	12,890,000	98.91 372,061,810	100.02 376,244,435	10.000000 2025/01/01	0.92
13	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	56,200,000	83.73 358,573,590	87.59 375,120,331	8.250000 2032/03/31	0.91
14	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	51,700,000	82.07 323,322,449	84.72 333,777,526	8.875000 2035/02/28	0.81
15	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	8,000,000	108.58 314,237,458	110.19 318,876,637	7.500000 2028/07/25	0.78
16	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	40,030,000	95.14 318,044,010	94.77 316,827,192	7.500000 2027/06/03	0.77
17	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	40,500,000	88.43 299,089,490	89.75 303,575,468	5.500000 2027/03/04	0.74
18	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	50,300,000	76.00 291,311,838	78.35 300,304,581	8.500000 2037/01/31	0.73
19	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	40,620,000	88.69 300,878,573	88.34 299,664,845	7.750000 2042/11/13	0.73
20	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	35,230,000	98.99 291,240,136	97.97 288,242,179	8.500000 2029/05/31	0.70
21	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	8,190,000	91.50 271,090,633	94.22 279,137,081	2.500000 2026/07/25	0.68
22	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	34,000,000	96.85 275,004,275	98.10 278,547,772	8.000000 2024/09/05	0.68

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
23	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	8,250,000	85.57 255,388,617	89.49 267,066,237	2.750000 2029/10/25	0.65
24	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	46,200,000	73.30 258,069,116	74.55 262,448,802	8.750000 2044/01/31	0.64
25	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	30,550,000	99.25 253,232,588	99.52 253,906,113	10.000000 2024/12/05	0.62
26	THAILAND GOVERNMENT BOND	タイ	国債証券	61,000,000	95.25 241,132,969	95.41 241,543,072	1.000000 2027/06/17	0.59
27	Indonesia Treasury Bond	インドネシア	国債証券	26,300,000,000	100.30 242,697,094	99.82 241,524,472	6.500000 2031/02/15	0.59
28	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	40,400,000	76.52 235,576,036	78.41 241,383,616	9.000000 2040/01/31	0.59
29	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	31,900,000	89.17 237,565,914	89.93 239,586,715	8.000000 2047/11/07	0.58
30	INDONESIA TREASURY BOND	インドネシア	国債証券	26,300,000,000	99.62 241,046,495	98.99 239,518,623	6.375000 2032/04/15	0.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	96.26%
合計	96.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	南アフリカ・ランド買/円 売 2024年1月	買建	11,790,000	89,924,024	89,693,872	0.22%
		メキシコ・ペソ買/円売 2024年1月	買建	8,700,000	72,589,842	72,491,010	0.18%
		ポーランド・ズロチ買/円 売 2024年1月	買建	2,400,000	86,525,640	86,690,960	0.21%
		トルコ・リラ買/円売 2024年1月	買建	13,200,000	65,344,356	62,587,800	0.15%
		ハンガリー・フォリント 買/円売 2024年1月	買建	30,000,000	12,268,860	12,271,710	0.03%
		オフショア人民元買/円売 2024年1月	買建	4,700,000	93,806,360	93,588,280	0.23%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		ルーマニア・レイ買/円売 2024年1月	買建	350,000	10,979,430	11,032,490	0.03%
		チェコ・コルナ買/円売 2024年1月	買建	22,200,000	144,103,505	140,776,390	0.34%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国債券インデックスEM+(為替ヘッジなし)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,493円
純資産総額	34億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	-0.1%
3か月間	3.6%
6か月間	2.5%
1年間	15.2%
3年間	14.0%
5年間	24.9%
設定来	34.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

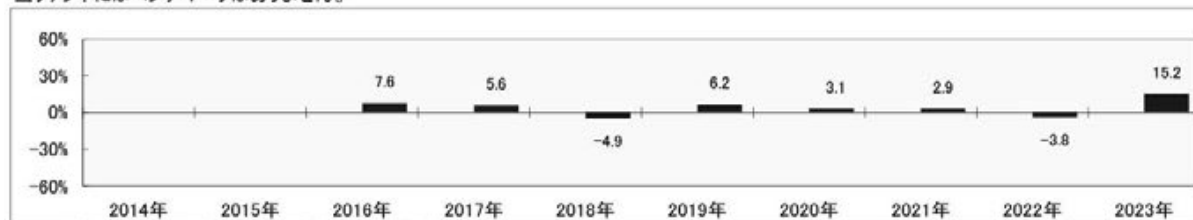
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	1,202	96.9%	米ドル	37.3%	直接利回り(%)	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/11/15	0.4%
			ユーロ	26.6%	最終利回り(%)	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/02/15	0.4%
			オフショア人民元	7.9%	修正デュレーション	United States Treasury Note/Bond	2031/02/15	0.4%
			英ポンド	4.2%	残存年数	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	2026/07/01	0.3%
債券種別構成			メキシコ・ペソ	2.7%	格付別構成	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/08/15	0.3%
国債		96.9%	マレーシア・リンギット	2.4%	AAA	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/05/15	0.3%
			ブラジル・リアル	2.0%	AA	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2031/08/15	0.3%
			ポーランド・ズロチ	2.0%	A	CHINA GOVERNMENT BOND	2026/11/15	0.3%
			インドネシア・ルピア	1.9%	BBB	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2031/11/15	0.3%
			その他	13.0%	BB以下	United States Treasury Note/Bond	2030/11/15	0.3%
合計		96.9%	合計	100.0%	合計	合計		3.5%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2016年は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ J-REIT インデックス】

(1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,679,916,053	99.95
内 日本	9,679,916,053	99.95
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,817,769	0.05
純資産総額	9,684,733,822	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワJ-REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,977,519,549	3.2807 9,768,583,086	3.2510 9,679,916,053	99.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.95%
合計	99.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	1,224,211,506	1,224,211,506	0.9906	0.9906
第2計算期間末 (2018年6月15日)	2,355,374,969	2,355,374,969	1.0250	1.0250
第3計算期間末 (2019年6月17日)	3,254,479,810	3,254,479,810	1.1818	1.1818
第4計算期間末 (2020年6月15日)	4,081,513,165	4,081,513,165	1.0318	1.0318
第5計算期間末 (2021年6月15日)	6,102,975,985	6,102,975,985	1.4075	1.4075
第6計算期間末 (2022年6月15日)	6,943,298,664	6,943,298,664	1.2709	1.2709
2022年12月末日	7,383,065,748	—	1.3052	—
2023年1月末日	7,215,722,217	—	1.2633	—
2月末日	7,497,207,288	—	1.2828	—
3月末日	7,409,959,999	—	1.2452	—
4月末日	7,940,835,948	—	1.3086	—
5月末日	8,098,700,712	—	1.3166	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	8,364,043,604	8,364,043,604	1.3091	1.3091
6月末日	8,445,748,402	—	1.3080	—
7月末日	8,747,545,714	—	1.3229	—
8月末日	9,124,023,509	—	1.3421	—
9月末日	9,383,503,483	—	1.3207	—
10月末日	9,393,103,411	—	1.2930	—
11月末日	9,666,079,480	—	1.3178	—
12月末日	9,684,733,822	—	1.2958	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	△0.9
第2 計算期間	3.5
第3 計算期間	15.3
第4 計算期間	△12.7
第5 計算期間	36.4
第6 計算期間	△9.7
第7 計算期間	3.0
2023年6月16日～ 2023年12月15日	△1.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,295,129,456	60,344,463
第2 計算期間	1,366,263,589	304,124,518
第3 計算期間	1,052,662,291	596,816,922
第4 計算期間	2,033,327,838	831,339,359
第5 計算期間	1,408,443,585	1,028,117,605
第6 計算期間	1,972,084,634	844,873,025
第7 計算期間	1,930,903,164	1,005,022,992
2023年6月16日～ 2023年12月15日	1,724,187,478	684,805,426

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 ダイワJ-REITマザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	393,057,788,500	97.52
内 日本	393,057,788,500	97.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,009,844,123	2.48
純資産総額	403,067,632,623	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	10,012,800,000	2.48
内 日本	10,012,800,000	2.48

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	44,547	610,028.57 27,174,942,784	611,000.00 27,218,217,000	6.75
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	39,224	595,835.44 23,371,049,381	584,000.00 22,906,816,000	5.68
3	野村不動産マスターF	日本	投資証券	123,486	171,250.58 21,147,049,215	165,000.00 20,375,190,000	5.06
4	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	183,037	96,916.80 17,739,361,452	101,900.00 18,651,470,300	4.63
5	GLP投資法人	日本	投資証券	128,989	137,793.64 17,773,864,157	140,500.00 18,122,954,500	4.50
6	日本プロロジスリート	日本	投資証券	66,522	277,438.99 18,455,796,555	271,400.00 18,054,070,800	4.48
7	KDX 不動産投資法人	日本	投資証券	109,891	170,271.91 18,711,351,203	160,800.00 17,670,472,800	4.38
8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	57,560	263,967.98 15,193,997,209	251,700.00 14,487,852,000	3.59

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	オリックス不動産投資	日本	投資証券	76,086	178,246.95 13,562,098,098	166,500.00 12,668,319,000	3.14
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	85,420	156,631.25 13,379,442,117	144,100.00 12,309,022,000	3.05
11	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	37,466	335,833.79 12,582,348,791	316,000.00 11,839,256,000	2.94
12	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	184,888	60,404.02 11,167,979,099	61,000.00 11,278,168,000	2.80
13	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	26,115	371,892.70 9,711,978,077	350,000.00 9,140,250,000	2.27
14	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	114,746	85,349.81 9,793,549,848	77,100.00 8,846,916,600	2.19
15	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	127,830	76,004.92 9,715,709,744	69,200.00 8,845,836,000	2.19
16	産業ファンド	日本	投資証券	58,264	146,604.69 8,541,776,114	139,600.00 8,133,654,400	2.02
17	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	13,185	634,787.17 8,369,668,945	604,000.00 7,963,740,000	1.98
18	API投資法人	日本	投資証券	20,033	414,877.91 8,311,249,294	388,500.00 7,782,820,500	1.93
19	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	48,813	145,821.99 7,118,008,878	152,000.00 7,419,576,000	1.84
20	三井不ロジパーク	日本	投資証券	15,883	483,292.21 7,676,130,261	457,500.00 7,266,472,500	1.80
21	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	24,460	296,678.13 7,256,747,098	286,000.00 6,995,560,000	1.74
22	イオンリート投資	日本	投資証券	46,841	147,257.93 6,897,709,010	141,400.00 6,623,317,400	1.64
23	森ヒルズリート	日本	投資証券	44,904	146,640.31 6,584,736,815	140,200.00 6,295,540,800	1.56
24	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	14,168	469,785.96 6,655,927,564	433,000.00 6,134,744,000	1.52
25	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	18,777	333,387.93 6,260,025,324	317,000.00 5,952,309,000	1.48
26	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	56,233	115,564.38 6,498,532,298	104,300.00 5,865,101,900	1.46
27	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	73,605	73,694.83 5,424,308,387	72,500.00 5,336,362,500	1.32
28	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	35,727	162,707.89 5,813,064,893	149,200.00 5,330,468,400	1.32
29	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	7,911	667,992.12 5,284,485,730	665,000.00 5,260,815,000	1.31
30	三菱地所物流 REIT	日本	投資証券	13,186	386,386.04 5,094,886,418	374,500.00 4,938,157,000	1.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.52%
合計	97.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	日本	TREIT 先物 0603 月	買建	5,600	10,019,296,000	10,012,800,000	2.48%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績
●FW J-REITインデックス

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,958円
純資産総額	96億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	-1.7%
3か月間	-1.9%
6か月間	-0.9%
1年間	-0.7%
3年間	12.6%
5年間	21.5%
設定来	29.6%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	種別構成	比率	組入上位10銘柄	種別名	比率
国内リート	58	97.5%	各種不動産投資信託	30.1%	日本ビルファンド	オフィス不動産投資信託	6.7%
国内リート先物	1	2.5%	オフィス不動産投資信託	24.4%	ジャパンリアルエステイト	オフィス不動産投資信託	5.7%
			工業用不動産投資信託	19.3%	野村不動産マスターF	各種不動産投資信託	5.1%
			店舗用不動産投資信託	8.6%	日本都市ファンド投資法人	店舗用不動産投資信託	4.6%
			兼業住宅用不動産投資信託	8.5%	GLP投資法人	工業用不動産投資信託	4.5%
			ホテル・リゾート不動産投資信託	6.3%	日本プロロジスリート	工業用不動産投資信託	4.5%
			ヘルスケア不動産投資信託	0.3%	KDX不動産投資法人	各種不動産投資信託	4.4%
					大和ハウスリート投資法人	各種不動産投資信託	3.6%
					オリックス不動産投資	オフィス不動産投資信託	3.1%
コール・ローン、その他		2.5%			ユナイテッド・アーバン投資法人	各種不動産投資信託	3.1%
合計	59	-	合計	97.5%	合計		45.2%

※種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

※2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】

(1) **【投資状況】** (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	21,000,156,575	100.00
内 日本	21,000,156,575	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△969,546	△0.00
純資産総額	20,999,187,029	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2023年12月29日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	23,534,861,118	0.8390 19,746,106,880	0.8923 21,000,156,575	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	5,285,588,386	5,285,588,386	0.9844	0.9844
第2計算期間末 (2018年6月15日)	8,688,426,682	8,688,426,682	0.9722	0.9722
第3計算期間末 (2019年6月17日)	10,895,667,977	10,895,667,977	1.0760	1.0760
第4計算期間末 (2020年6月15日)	12,056,922,582	12,056,922,582	0.9117	0.9117
第5計算期間末 (2021年6月15日)	17,785,453,405	17,785,453,405	1.2187	1.2187
第6計算期間末 (2022年6月15日)	16,269,529,050	16,269,529,050	1.0481	1.0481
2022年12月末日	17,296,367,826	—	1.0019	—
2023年1月末日	18,736,012,393	—	1.0775	—
2月末日	18,357,259,577	—	1.0424	—
3月末日	17,500,488,717	—	0.9841	—
4月末日	17,765,618,538	—	0.9992	—
5月末日	17,381,605,445	—	0.9703	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	18,252,096,148	18,252,096,148	1.0021	1.0021
6月末日	18,362,239,931	—	0.9980	—
7月末日	19,129,643,117	—	1.0236	—
8月末日	18,958,262,924	—	0.9999	—
9月末日	17,784,489,799	—	0.9190	—
10月末日	17,053,774,689	—	0.8624	—
11月末日	19,020,578,250	—	0.9553	—
12月末日	20,999,187,029	—	1.0584	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	△1.6
第2 計算期間	△1.2
第3 計算期間	10.7
第4 計算期間	△15.3
第5 計算期間	33.7
第6 計算期間	△14.0
第7 計算期間	△4.4
2023年6月16日～ 2023年12月15日	5.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	5,609,575,520	250,487,506
第2 計算期間	4,660,565,456	1,092,724,304
第3 計算期間	3,628,593,466	2,439,154,634
第4 計算期間	5,683,570,118	2,585,491,447
第5 計算期間	4,211,375,221	2,841,924,781
第6 計算期間	5,111,449,724	4,182,934,798
第7 計算期間	5,389,055,347	2,696,863,327
2023年6月16日～ 2023年12月15日	3,274,145,920	1,780,685,907

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

(参考) マザーファンド

先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	420,042,366	1.71
内 アメリカ	420,042,366	1.71
投資証券	22,552,145,349	91.89
内 ガーンジー	64,832,846	0.26
内 韓国	43,031,857	0.18
内 香港	270,026,082	1.10
内 シンガポール	830,801,649	3.39
内 イスラエル	29,475,196	0.12
内 イギリス	1,108,411,408	4.52
内 アイルランド	7,743,053	0.03
内 オランダ	35,704,142	0.15
内 ベルギー	232,686,682	0.95
内 フランス	367,785,276	1.50
内 ドイツ	7,545,174	0.03
内 スペイン	88,678,880	0.36
内 イタリア	2,427,568	0.01
内 カナダ	349,959,835	1.43
内 アメリカ	17,421,944,467	70.99
内 オーストラリア	1,619,319,695	6.60
内 ニューージーランド	71,771,539	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,570,023,476	6.40
純資産総額	24,542,211,191	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	817,291,578	3.33
内 ドイツ	178,702,003	0.73
内 アメリカ	638,589,575	2.60
為替予約取引(売建)	21,114,078,902	△86.03
内 日本	21,114,078,902	△86.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	104,595	17,512.03 1,831,677,763	19,173.99 2,005,504,289	8.17
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	10,628	109,261.43 1,161,231,660	115,462.38 1,227,134,225	5.00
3	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	62,653	11,958.53 749,246,364	12,929.22 810,054,596	3.30
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	17,914	40,170.08 719,609,277	43,655.27 782,040,578	3.19
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	36,931	16,870.82 623,058,471	20,463.23 755,727,636	3.08
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	81,949	8,176.07 670,027,684	8,308.40 680,865,186	2.77
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	34,283	17,293.89 592,887,227	19,305.89 661,864,156	2.70
8	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	23,917	18,454.21 441,369,938	22,999.15 550,070,738	2.24
9	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	117,110	4,351.06 509,558,214	4,564.08 534,500,510	2.18
10	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	206,683	1,945.39 402,093,283	2,443.85 505,103,779	2.06
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	16,076	25,922.26 416,726,624	26,890.96 432,299,202	1.76
12	VANGUARD REAL ESTATE ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	33,120	11,391.07 377,274,475	12,682.43 420,042,366	1.71
13	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	39,144	9,186.04 359,584,125	8,864.37 346,987,095	1.41
14	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	33,121	8,549.51 283,170,338	10,013.19 331,647,131	1.35
15	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	45,665	6,078.40 277,573,943	7,226.23 329,986,181	1.34
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	17,673	16,978.18 300,057,620	18,281.88 323,095,789	1.32
17	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	65,282	4,889.30 319,183,709	4,921.50 321,285,428	1.31
18	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	14,120	17,569.75 248,086,564	19,165.48 270,616,689	1.10
19	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	7,284	33,978.35 247,498,839	35,847.53 261,113,427	1.06
20	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	13,241	20,209.35 267,593,221	19,366.88 256,436,944	1.04

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
21	LINK REIT	香港	投資証券	307,000	695.74 213,599,041	795.87 244,334,393	1.00
22	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	24,754	9,137.25 226,184,141	9,315.39 230,593,273	0.94
23	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	140,676	1,321.85 185,953,256	1,621.06 228,044,371	0.93
24	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	79,856	2,296.36 183,382,789	2,789.79 222,781,957	0.91
25	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	70,349	2,861.42 201,308,971	3,091.89 217,511,651	0.89
26	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	21,140	9,579.62 202,515,388	10,157.86 214,737,258	0.87
27	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	30,227	6,722.45 203,202,831	7,044.69 212,940,029	0.87
28	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	アメリカ	投資証券	23,896	7,446.64 177,946,100	8,081.47 193,114,888	0.79
29	UDR INC	アメリカ	投資証券	34,400	5,534.91 190,404,531	5,498.74 189,156,969	0.77
30	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	投資証券	36,089	5,122.33 184,862,581	5,148.42 185,801,654	0.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	1.71%
投資証券	91.89%
合計	93.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE MAR 24	買建	125	593,589,930	638,589,575	2.60%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE MAR 24	買建	168	169,526,170	178,702,003	0.73%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2024年1月	売建	115,413,300	16,950,143,438	16,335,194,534	△66.56%
		ニュージーランド・ドル売/円買 2024年1月	売建	800,700	72,578,410	71,843,207	△0.29%
		ユーロ売/円買 2024年1月	売建	4,653,600	746,678,749	730,022,331	△2.97%
		英ポンド売/円買 2024年1月	売建	6,132,000	1,139,318,539	1,105,692,805	△4.51%
		シンガポール・ドル売/円買 2024年1月	売建	6,981,400	769,028,123	749,190,090	△3.05%
		カナダ・ドル売/円買 2024年1月	売建	3,188,900	346,047,119	341,335,709	△1.39%
		イスラエル・シケル売/円買 2024年1月	売建	846,800	33,372,388	33,032,482	△0.13%
		豪ドル売/円買 2024年1月	売建	15,280,300	1,486,632,616	1,478,773,952	△6.03%
		香港ドル売/円買 2024年1月	売建	14,848,000	279,235,216	268,993,792	△1.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,584円
純資産総額	209億円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	10.8%
3か月間	15.2%
6か月間	6.1%
1年間	5.6%
3年間	6.7%
5年間	14.9%
設定来	5.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

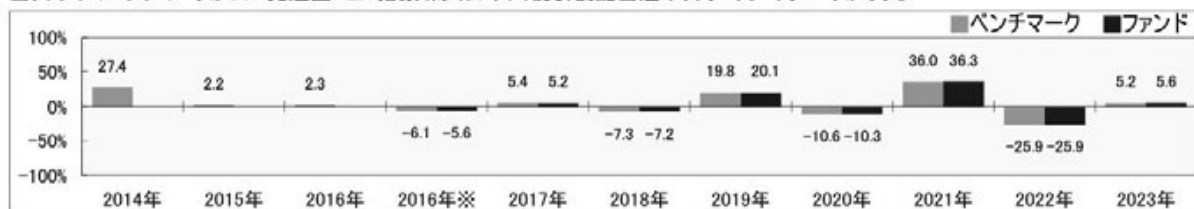
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	リート用途別構成	比率	組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
外国リート・先物	305	95.1%	日本円	89.6%	小売	18.2%	PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	8.2%
外国投資信託等	3	1.8%	米ドル	8.2%	産業用	16.5%	EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.0%
コール・ローン、その他		6.4%	豪ドル	0.7%	住宅	13.6%	WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	3.3%
合計	308	-	ユーロ	0.5%	倉庫	8.3%	PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.2%
国・地域別構成		比率	韓国ウォン	0.3%	ヘルスケア	8.2%	SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.1%
アメリカ		75.3%	英ポンド	0.2%	データセンター	7.9%	REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	2.8%
オーストラリア		6.6%	シンガポール・ドル	0.2%	ダイバーシファイド	6.9%	DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	2.7%
イギリス		4.5%	カナダ・ドル	0.1%	オフィススペース	5.9%	DOW JONES US REAL ESTATE MAR 24	-	アメリカ	2.6%
シンガポール		3.4%	香港ドル	0.1%	特殊	3.7%	EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	2.2%
その他		7.1%	その他	0.0%	その他	2.8%	VICI PROPERTIES INC	特殊	アメリカ	2.2%
合計		96.9%	合計	100.0%	合計	91.8%	合計			35.2%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ヘッジ・円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		6,161,332,456	99.99
	内 日本	6,161,332,456	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		374,005	0.01
純資産総額		6,161,706,461	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,733,877,151	3.2028 5,553,419,680	3.5535 6,161,332,456	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	609,843,907	609,843,907	1.0729	1.0729
第2計算期間末 (2018年6月15日)	1,189,127,891	1,189,127,891	1.0864	1.0864
第3計算期間末 (2019年6月17日)	1,667,702,163	1,667,702,163	1.1931	1.1931
第4計算期間末 (2020年6月15日)	2,091,937,862	2,091,937,862	1.0120	1.0120
第5計算期間末 (2021年6月15日)	3,226,829,877	3,226,829,877	1.4252	1.4252
第6計算期間末 (2022年6月15日)	3,454,275,087	3,454,275,087	1.4737	1.4737
2022年12月末日	3,729,276,378	—	1.4185	—
2023年1月末日	4,015,367,860	—	1.5136	—
2月末日	4,106,363,658	—	1.5273	—
3月末日	3,917,494,476	—	1.4221	—
4月末日	4,154,588,309	—	1.4550	—
5月末日	4,276,119,610	—	1.4748	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	4,650,947,962	4,650,947,962	1.5400	1.5400
6月末日	4,841,351,328	—	1.5823	—
7月末日	4,958,263,936	—	1.5905	—
8月末日	5,202,969,228	—	1.6140	—
9月末日	5,188,628,848	—	1.5224	—
10月末日	5,022,903,695	—	1.4339	—
11月末日	5,618,106,336	—	1.5849	—
12月末日	6,161,706,461	—	1.7120	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	7.3
第2 計算期間	1.3
第3 計算期間	9.8
第4 計算期間	△15.2
第5 計算期間	40.8
第6 計算期間	3.4
第7 計算期間	4.5
2023年6月16日～ 2023年12月15日	10.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	593,727,416	35,333,000
第2 計算期間	637,956,340	111,827,964
第3 計算期間	579,621,490	276,337,306
第4 計算期間	1,036,279,306	366,994,605
第5 計算期間	758,967,899	561,930,084
第6 計算期間	709,209,320	629,454,617
第7 計算期間	1,053,030,359	376,743,698
2023年6月16日～ 2023年12月15日	926,677,004	373,709,484

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,166,784,351	3.15
内 アメリカ	1,166,784,351	3.15
投資証券	34,713,442,369	93.84
内 ガーンジー	98,060,392	0.27
内 韓国	62,583,675	0.17
内 香港	416,386,775	1.13
内 シンガポール	1,284,741,751	3.47
内 イスラエル	44,790,574	0.12
内 イギリス	1,735,311,490	4.69
内 アイルランド	11,288,231	0.03
内 オランダ	54,821,026	0.15
内 ベルギー	365,335,247	0.99
内 フランス	572,531,224	1.55
内 ドイツ	11,500,730	0.03
内 スペイン	137,697,221	0.37
内 イタリア	2,509,780	0.01
内 カナダ	534,405,633	1.44
内 アメリカ	26,765,834,729	72.36
内 オーストラリア	2,510,086,488	6.79
内 ニューージーランド	105,557,403	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,110,516,223	3.00
純資産総額	36,990,742,943	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	1,104,594,304	2.99
内 ドイツ	287,199,648	0.78
内 アメリカ	817,394,656	2.21
為替予約取引(買建)	177,051,767	0.48
内 日本	177,051,767	0.48

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年12月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	160,756	16,032.46 2,577,314,654	19,173.99 3,082,335,174	8.33
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	16,346	114,642.60 1,873,948,059	115,462.38 1,887,348,140	5.10
3	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	96,347	12,509.40 1,205,243,740	12,929.22 1,245,691,829	3.37
4	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	27,579	36,577.95 1,008,783,476	43,655.27 1,203,968,802	3.25
5	VANGUARD REAL ESTATE ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	92,000	11,705.37 1,076,900,355	12,682.43 1,166,784,351	3.15
6	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	56,853	17,411.05 989,870,471	20,463.23 1,163,396,152	3.15
7	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	125,888	7,617.68 958,982,263	8,308.40 1,045,928,035	2.83
8	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	52,776	19,600.90 1,034,457,415	19,305.89 1,018,888,157	2.75
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	36,812	18,371.23 676,282,083	22,999.15 846,644,813	2.29
10	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	179,928	4,203.55 756,344,551	4,564.08 821,207,478	2.22
11	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	322,195	2,260.73 728,424,629	2,443.85 787,398,635	2.13
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	24,712	24,228.81 598,742,573	26,890.96 664,529,601	1.80
13	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	60,145	8,024.74 482,648,072	8,864.37 533,147,834	1.44
14	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	50,823	8,975.00 456,136,547	10,013.19 508,900,762	1.38
15	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	70,011	6,440.50 450,905,867	7,226.23 505,916,184	1.37
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	27,245	15,460.88 421,231,902	18,281.88 498,090,011	1.35
17	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	100,119	4,674.71 468,027,971	4,921.50 492,735,759	1.33
18	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	21,712	18,154.24 394,164,859	19,165.48 416,121,073	1.12
19	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	11,243	30,100.58 338,420,831	35,847.53 403,033,808	1.09
20	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	20,391	17,567.06 358,209,998	19,366.88 394,910,183	1.07

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
21	LINK REIT	香港	投資証券	477,600	707.55 337,932,237	795.87 380,111,094	1.03
22	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	222,169	1,482.29 329,320,825	1,621.06 360,149,491	0.97
23	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	37,970	8,824.23 335,057,249	9,315.39 353,705,525	0.96
24	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	122,771	2,473.51 303,675,935	2,789.79 342,506,057	0.93
25	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	107,895	2,697.60 291,058,264	3,091.89 333,599,903	0.90
26	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	32,445	9,940.86 322,531,355	10,157.86 329,571,917	0.89
27	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	46,385	6,508.86 301,914,202	7,044.69 326,768,229	0.88
28	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	アメリカ	投資証券	36,663	6,917.75 253,630,826	8,081.47 296,291,059	0.80
29	UDR INC	アメリカ	投資証券	52,658	4,721.52 248,625,837	5,498.74 289,553,130	0.78
30	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	投資証券	55,372	5,076.09 281,073,571	5,148.42 285,078,811	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	3.15%
投資証券	93.84%
合計	97.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE MAR 24	買建	160	759,824,157	817,394,656	2.21%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE MAR 24	買建	270	271,148,677	287,199,648	0.78%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2024年1月	買建	730,000	107,228,605	103,321,645	0.28%
		ユーロ買/円売 2024年1月	買建	470,000	75,405,578	73,730,122	0.20%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FW 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

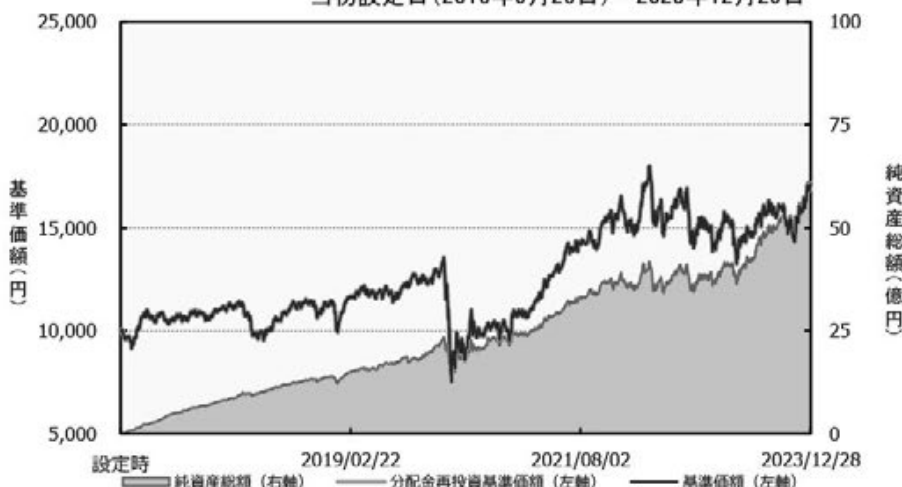
2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,120円
純資産総額	61億円

当初設定日(2016年9月26日)~2023年12月29日



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	8.0%
3か月間	12.5%
6か月間	8.2%
1年間	20.7%
3年間	57.4%
5年間	65.3%
設定来	71.2%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 17年6月	第2期 18年6月	第3期 19年6月	第4期 20年6月	第5期 21年6月	第6期 22年6月	第7期 23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

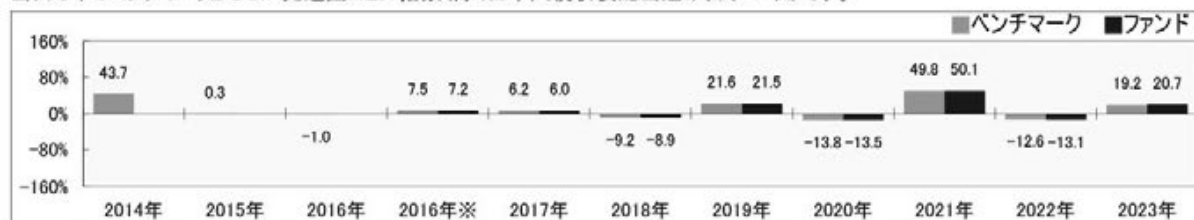
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	リート用途別構成	比率	組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
外国リート・先物	306	96.7%	米ドル	77.5%	小売	18.6%	PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	8.3%
外国投資信託等	3	3.2%	豪ドル	6.9%	産業用	16.9%	EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.1%
コール・ローン、その他		3.0%	英ポンド	5.0%	住宅	13.8%	WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	3.4%
合計	309	-	ユーロ	3.8%	倉庫	8.5%	PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.3%
国・地域別構成		比率	シンガポール・ドル	3.3%	ヘルスケア	8.4%	VANGUARD REAL ESTATE ETF	-	アメリカ	3.2%
アメリカ		77.7%	カナダ・ドル	1.6%	データセンター	8.0%	SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.1%
オーストラリア		6.8%	香港ドル	1.2%	ダイバーシファイド	7.0%	REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	2.8%
イギリス		4.7%	ニュージーランド・ドル	0.4%	オフィススペース	6.0%	DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	2.8%
シンガポール		3.5%	韓国ウォン	0.2%	特殊	3.8%	EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	2.3%
その他		7.3%	その他	0.2%	その他	2.8%	VICI PROPERTIES INC	特殊	アメリカ	2.2%
合計		100.0%	合計	100.0%	合計	93.8%	合計			36.4%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2016年※は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
ダイワファンドラップ TOPIXインデックス	0.35%	0.34%	0.01%
ダイワファンドラップ 日経225インデックス	0.35%	0.34%	0.01%
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)	0.47%	0.45%	0.03%
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)	0.47%	0.45%	0.02%
ダイワファンドラップ 外国株式インデックスエマーシブプラス(為替ヘッジなし)	0.52%	0.46%	0.06%
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス	0.15%	0.15%	0.01%
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)	0.43%	0.42%	0.01%
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)	0.44%	0.42%	0.02%
ダイワファンドラップ 外国債券インデックスエマーシブプラス(為替ヘッジなし)	0.46%	0.43%	0.04%
ダイワファンドラップ J-REITインデックス	0.35%	0.34%	0.01%
ダイワファンドラップ 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)	0.48%	0.43%	0.05%
ダイワファンドラップ 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)	0.48%	0.43%	0.05%

※対象期間は2022年6月16日～2023年6月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。

この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW TOPIXインデックス」、「FW 日経225インデックス」、「FW 日本債券インデックス」および「FW J-REITインデックス」を除きます。）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等*）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

*「FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）」および「FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）」に限ります。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単

位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FW TOPIX インデックス」、「FW 日経225インデックス」、「FW 日本債券インデックス」および「FW J-REITインデックス」を除きます。）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等*）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、各ファンドについて原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して次の日から受益者に支払います。

ファンド名	解約代金支払開始日
FW TOPIXインデックス FW 日経225インデックス FW 日本債券インデックス	4営業日目
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり） FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし） FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり） FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし） FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし） FW J-REITインデックス FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり） FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	5営業日目
FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）	6営業日目

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

*「FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）」および「FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）」に限ります。

※「1 申込（販売）手続等」「2 換金（解約）手続等」中の別表AおよびBは、次のものとします。

[別表A]

ファンド名	該当日
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり） FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし） FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし） FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）	ニューヨーク証券取引所の休業日
FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）	ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、シカゴ商品取引所における米国債先物取引の休業日
FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり） FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日

[別表B]

ファンド名	価額
FW TOPIXインデックス FW 日経225インデックス FW 日本債券インデックス FW J-REITインデックス	申込受付日の基準価額
FW 外国株式インデックス（為替ヘッジあり） FW 外国株式インデックス（為替ヘッジなし） FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし） FW 外国債券インデックス（為替ヘッジあり） FW 外国債券インデックス（為替ヘッジなし） FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし） FW 外国REITインデックス（為替ヘッジあり） FW 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	申込受付日の翌営業日の基準価額

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。*）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

*「FW J-REITインデックス」は除きます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

- ・外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場の投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額
- ・不動産投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします（「FW TOPIXインデックス」、「FW 日経225インデックス」、「FW 日本債券インデックス」および「FW J-REITインデックス」を除きます。）。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、特定の指数が改廃された場合（「FW 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）」および「FW 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）」を除きます。）、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前 2. から前 4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前 2. から前 4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前 1. の事項（前 1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書

面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信

託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワファンドラップ TOPIXインデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年6月16日から2023年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ TOP I Xインデックスの2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ TOP I Xインデックスの2023年6月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ TOPIXインデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,597,197	33,512,392
親投資信託受益証券	14,581,011,581	19,885,366,153
流動資産合計	14,609,608,778	19,918,878,545
資産合計	14,609,608,778	19,918,878,545
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,915,623	3,205,465
未払受託者報酬	1,563,840	1,835,424
未払委託者報酬	22,676,319	26,614,314
その他未払費用	390,874	458,793
流動負債合計	27,546,656	32,113,996
負債合計	27,546,656	32,113,996
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	9,440,492,072	10,176,374,027
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,141,570,050	9,710,390,522
(分配準備積立金)	2,093,542,475	5,064,169,009
元本等合計	14,582,062,122	19,886,764,549
純資産合計	14,582,062,122	19,886,764,549
負債純資産合計	14,609,608,778	19,918,878,545

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	4	8
有価証券売買等損益	△558,352,563	4,089,754,572
営業収益合計	△558,352,559	4,089,754,580
営業費用		
支払利息	5,009	11,150
受託者報酬	3,077,764	3,540,394
委託者報酬	44,628,800	51,336,963
その他費用	769,276	884,959
営業費用合計	48,480,849	55,773,466
営業利益又は営業損失(△)	△606,833,408	4,033,981,114
経常利益又は経常損失(△)	△606,833,408	4,033,981,114
当期純利益又は当期純損失(△)	△606,833,408	4,033,981,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△6,789,707	203,990,652
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,070,286,220	5,141,570,050
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,765,874,211	1,761,500,330
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,765,874,211	1,761,500,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,094,546,680	1,022,670,320
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,094,546,680	1,022,670,320
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,141,570,050	9,710,390,522

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	8,307,899,565 円	9,440,492,072 円
期中追加設定元本額	2,926,939,275 円	2,583,526,613 円
期中一部解約元本額	1,794,346,768 円	1,847,644,658 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	9,440,492,072 口	10,176,374,027 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,048,035,557円)及び分配準備積立金(2,093,542,475円)より分配対象額は5,141,578,032円(1万口当たり5,446.30円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,334,144,496円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,646,231,876円)及び分配準備積立金(1,730,024,513円)より分配対象額は9,710,400,885円(1万口当たり9,542.10円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△555, 104, 020	3, 968, 016, 068
合計	△555, 104, 020	3, 968, 016, 068

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,5446円 (15,446円)	1,9542円 (19,542円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	トピックス・インデックス・マザーファンド	12,213,848,138	19,885,366,153	
親投資信託受益証券 合計			19,885,366,153	
合計			19,885,366,153	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,230,806,548	9,847,640,355
株式 ※2※3	181,589,336,570	246,890,055,590
派生商品評価勘定	85,050	158,655,300
未収入金	-	43,048
未収配当金	1,553,974,549	1,741,868,748
未収利息	266,286	219,298
前払金	113,100,000	-
その他未収収益 ※4	21,518,346	33,476,156
流動資産合計	191,509,087,349	258,671,958,495
資産合計	191,509,087,349	258,671,958,495
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	158,435,700	44,400
前受金	-	174,345,000
未払解約金	175,195,940	117,376,660
受入担保金	6,201,448,165	5,397,399,408
流動負債合計	6,535,079,805	5,689,165,468
負債合計	6,535,079,805	5,689,165,468
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	144,235,597,142	155,385,420,480
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	40,738,410,402	97,597,372,547
元本等合計	184,974,007,544	252,982,793,027
純資産合計	184,974,007,544	252,982,793,027
負債純資産合計	191,509,087,349	258,671,958,495

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	136,188,256,579 円	144,235,597,142 円
期中追加設定元本額	22,302,544,819 円	24,516,960,234 円
期中一部解約元本額	14,255,204,256 円	13,367,136,896 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
トピックス・インデックスファンド	2,959,635,810 円	2,763,331,050 円
ダイワ・トピックス・インデックスファンドVA	5,194,200,289 円	4,549,268,951 円
適格機関投資家専用・ダイワ・トピックスインデックスファンドVA2	920,771 円	914,313 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	23,273,435 円	15,842,998 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	330,188,566 円	232,173,822 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	21,795,176 円	14,489,300 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	632,779,466 円	458,537,106 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
日本株式インデックスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	349,235,167円	582,804,567円
D-I's TOPIXインデックス	32,293,095円	13,712,330円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	197,307,863円	229,391,516円
iFree TOPIXインデックス	5,757,358,366円	6,660,285,892円
iFree 8資産バランス	3,906,830,420円	4,433,279,381円
iFree 年金バランス	677,734,898円	853,672,461円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	33,003円
DCダイワ日本株式インデックス	68,636,503,469円	69,999,592,782円
ダイワ・ライフ・バランス30	3,235,070,346円	3,190,866,818円
ダイワ・ライフ・バランス50	4,563,138,048円	4,808,803,528円
ダイワ・ライフ・バランス70	4,448,846,181円	5,092,334,666円
年金ダイワ日本株式インデックス	6,458,323,592円	7,112,802,899円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	58,672,093円	52,526,177円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2040	64,569,771円	71,291,017円
ダイワつみたてインデックス日本株式	2,078,783,183円	3,604,211,746円
ダイワつみたてインデックス バランス30	11,942,293円	12,632,163円
ダイワつみたてインデックス バランス50	9,836,532円	10,199,775円
ダイワつみたてインデックス バランス70	24,153,161円	30,561,440円
ダイワ国内株式インデックス (ラップ専用)	163,023,260円	5,506,825,594円
ダイワ世界バランスファンド4 0VA	85,987,356円	68,265,420円
ダイワ世界バランスファンド6 0VA	97,123,951円	24,867,151円
ダイワ・バランスファンド35 VA	5,590,450,708円	4,335,922,285円
ダイワ・バランスファンド25 VA (適格機関投資家専用)	510,036,783円	414,580,439円
ダイワ国内バランスファンド2 5VA (適格機関投資家専用)	73,437,877円	59,675,537円
ダイワ国内バランスファンド3 0VA (適格機関投資家専用)	117,645,774円	91,079,592円
ダイワ・ノーロード TOPIX ファンド	214,978,027円	209,652,121円
ダイワファンドラップ TOPIX インデックス	11,370,096,367円	12,213,848,138円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワTOPIXインデックス (ダイワSMA専用)	1,804,406,520円	3,507,075,117円
ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス	3,235,449,119円	3,544,218,031円
ダイワ・インデックスセレクト TOPIX	1,201,985,990円	1,174,135,074円
ダイワライフスタイル25	139,631,194円	116,204,199円
ダイワライフスタイル50	572,086,028円	519,385,919円
ダイワライフスタイル75	436,660,665円	418,052,331円
DC・ダイワ・トピックス・イン デックス(確定拠出年金専用 ファンド)	8,949,205,532円	8,388,073,831円
計	144,235,597,142円	155,385,420,480円
2. 期末日における受益権の総数	144,235,597,142口	155,385,420,480口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 5,795,665,380円	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 5,180,231,870円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 821,220,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 1,143,110,000円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△19,044,812,219	36,794,494,621
合計	△19,044,812,219	36,794,494,621

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等 (円)	時価	評価損益 (円)	時価	契約額等 (円)	時価	評価損益 (円)	
		(円)				(円)		
市場取引								
株価指数 先物取引								

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
買建	3,547,410,000	-	3,389,160,000	△158,250,000	5,846,285,000	-	6,005,040,000	158,755,000
合計	3,547,410,000	-	3,389,160,000	△158,250,000	5,846,285,000	-	6,005,040,000	158,755,000

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.2824円	1.6281円
(1万口当たり純資産額)	(12,824円)	(16,281円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極 洋	4,000	3,650.00	14,600,000	
ニッスイ	105,600	646.00	68,217,600	
マルハニチロ	15,700	2,489.00	39,077,300	
雪国まいたけ	9,000	951.00	8,559,000	
カネコ種苗	3,300	1,473.00	4,860,900	
サカタのタネ	12,000	4,060.00	48,720,000	貸付株式数 4,400 株
ホクト	9,600	1,861.00	17,865,600	
ホクリヨウ	1,200	831.00	997,200	貸付株式数 400 株
ショーボンドHD	14,400	5,825.00	83,880,000	
ミライト・ワン	34,900	1,801.50	62,872,350	
タマホーム	6,600	3,220.00	21,252,000	貸付株式数 2,600 株 (100 株)
サンヨーホームズ	1,000	715.00	715,000	貸付株式数 300 株
日本アクア	3,400	863.00	2,934,200	
ファーストコーポレーション	2,300	761.00	1,750,300	貸付株式数 800 株
ベステラ	1,700	1,262.00	2,145,400	貸付株式数 600 株
キャンディル	1,500	570.00	855,000	貸付株式数 700 株
住石ホールディングス	12,600	368.00	4,636,800	貸付株式数 5,000 株
日鉄鉱業	4,300	4,125.00	17,737,500	
三井松島HLDGS	4,800	2,532.00	12,153,600	貸付株式数 1,800 株
INPEX	390,800	1,597.00	624,107,600	
石油資源開発	12,200	4,290.00	52,338,000	
K&Oエナジーグループ	4,800	2,409.00	11,563,200	
ダイセキ環境ソリューション	1,700	1,045.00	1,776,500	
第一カッター興業	2,700	1,386.00	3,742,200	貸付株式数 100 株
明豊ファシリティワークス	3,000	740.00	2,220,000	
安藤・間	61,200	1,089.00	66,646,800	
東急建設	30,000	734.00	22,020,000	
コムシスホールディングス	36,000	2,813.00	101,268,000	
ビーアールホールディングス	16,700	388.00	6,479,600	
高松コンストラクションGP	6,800	2,447.00	16,639,600	
東建コーポレーション	3,100	7,200.00	22,320,000	
ソネック	900	980.00	882,000	貸付株式数 200 株
ヤマウラ	5,500	1,177.00	6,473,500	貸付株式数 1,200 株
オリエンタル白石	37,800	305.00	11,529,000	
大成建設	69,100	4,739.00	327,464,900	
大林組	264,000	1,182.50	312,180,000	
清水建設	221,900	886.70	196,758,730	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
飛島建設	8,200	1,270.00	10,414,000	
長谷工コーポレーション	76,200	1,714.00	130,606,800	
松井建設	7,100	684.00	4,856,400	
銭高組	700	3,065.00	2,145,500	
鹿島建設	163,700	2,100.50	343,851,850	
不動テトラ	5,300	1,807.00	9,577,100	
大末建設	2,100	1,286.00	2,700,600	
鉄建建設	5,300	1,998.00	10,589,400	
西松建設	12,400	3,501.00	43,412,400	貸付株式数 1,000株
三井住友建設	59,400	366.00	21,740,400	
大豊建設	3,000	3,825.00	11,475,000	貸付株式数 700株
佐田建設	3,600	448.00	1,612,800	
ナカノフドー建設	4,000	372.00	1,488,000	
奥村組	12,000	4,060.00	48,720,000	
東鉄工業	10,100	2,549.00	25,744,900	
イチケン	1,300	1,904.00	2,475,200	
富士ピー・エス	2,500	442.00	1,105,000	貸付株式数 500株
浅沼組	5,800	3,215.00	18,647,000	
戸田建設	90,700	811.90	73,639,330	
熊谷組	12,300	3,155.00	38,806,500	
北野建設	1,100	2,971.00	3,268,100	
植木組	1,600	1,341.00	2,145,600	
矢作建設	9,900	1,149.00	11,375,100	
ピーエス三菱	9,200	740.00	6,808,000	
日本ハウスHLDGS	14,500	378.00	5,481,000	
大東建託	27,100	14,230.00	385,633,000	
新日本建設	10,500	1,130.00	11,865,000	
東亜道路	2,900	4,405.00	12,774,500	
日本道路	1,500	8,900.00	13,350,000	
東亜建設	6,300	3,030.00	19,089,000	貸付株式数 2,400株
日本国土開発	21,800	593.00	12,927,400	
若築建設	3,200	3,100.00	9,920,000	
東洋建設	23,600	1,033.00	24,378,800	貸付株式数 9,400株
五洋建設	104,700	773.30	80,964,510	
世紀東急	9,400	1,295.00	12,173,000	
福田組	2,800	4,790.00	13,412,000	貸付株式数 800株
日本ドライケミカル	1,400	1,662.00	2,326,800	貸付株式数 200株
住友林業	56,700	3,409.00	193,290,300	
日本基礎技術	3,400	514.00	1,747,600	
巴コーポレーション	6,400	461.00	2,950,400	貸付株式数 500株
大和ハウス	206,300	3,763.00	776,306,900	
ライト工業	13,600	1,940.00	26,384,000	
積水ハウス	224,000	2,747.00	615,328,000	
日特建設	7,100	1,016.00	7,213,600	
北陸電気工事	5,100	892.00	4,549,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ユアテック	16,200	849.00	13,753,800	
日本リーテック	6,400	1,364.00	8,729,600	
四電工	3,100	2,172.00	6,733,200	
中電工	11,300	2,250.00	25,425,000	
関電工	40,300	1,110.00	44,733,000	
きんでん	51,800	1,954.00	101,217,200	貸付株式数 300株
東京エネシス	7,400	996.00	7,370,400	
トーエネック	2,400	3,670.00	8,808,000	
住友電設	7,000	2,995.00	20,965,000	
日本電設工業	12,100	1,864.00	22,554,400	
エクシオグループ	34,200	2,816.50	96,324,300	
新日本空調	4,000	2,227.00	8,908,000	貸付株式数 700株
日本工営	4,600	3,800.00	17,480,000	
九電工	17,900	4,090.00	73,211,000	
三機工業	16,200	1,507.00	24,413,400	
日揮ホールディングス	73,100	1,870.50	136,733,550	
中外炉工業	2,400	2,041.00	4,898,400	
ヤマト	4,700	917.00	4,309,900	
太平電業	4,600	4,390.00	20,194,000	
高砂熱学	17,800	2,424.00	43,147,200	
三晃金属	700	4,270.00	2,989,000	
NEC ネットエスアイ	25,200	1,989.00	50,122,800	
朝日工業社	3,000	2,277.00	6,831,000	
明星工業	12,600	979.00	12,335,400	
大気社	8,600	3,995.00	34,357,000	
ダイダン	4,900	2,685.00	13,156,500	
日比谷総合設備	6,400	2,184.00	13,977,600	
ニッポン	19,800	1,838.00	36,392,400	
日清製粉G本社	68,500	1,852.50	126,896,250	
日東富士製粉	1,300	4,760.00	6,188,000	
昭和産業	6,400	2,705.00	17,312,000	
鳥越製粉	4,900	619.00	3,033,100	貸付株式数 200株
中部飼料	10,600	1,089.00	11,543,400	
フィード・ワン	10,700	730.00	7,811,000	
東洋精糖	1,100	1,422.00	1,564,200	
日本甜菜糖	4,300	1,835.00	7,890,500	
DM三井製糖ホールディ	7,300	2,669.00	19,483,700	
塩水港精糖	6,800	204.00	1,387,200	貸付株式数 1,500株
ウェルネオシュガー	3,800	1,943.00	7,383,400	貸付株式数 1,400株
LIFULL	26,200	275.00	7,205,000	
MIXI	17,600	2,764.00	48,646,400	
ジェイエイシーリクルート メント	7,000	2,500.00	17,500,000	
日本M&Aセンターホール デ	132,900	1,086.00	144,329,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
メンバーズ	2,300	1,585.00	3,645,500	貸付株式数 800株
中広	800	403.00	322,400	貸付株式数 400株
UTグループ	11,400	2,993.00	34,120,200	
アイティメディア	3,000	1,320.00	3,960,000	貸付株式数 1,100株
E・Jホールディングス	4,600	1,566.00	7,203,600	貸付株式数 1,400株
オープンアップグループ	23,200	2,166.00	50,251,200	
コシダカホールディングス	23,100	1,182.00	27,304,200	貸付株式数 9,100株
アルトナー	1,400	1,718.00	2,405,200	
パソナグループ	9,500	1,718.00	16,321,000	
CDS	1,500	1,797.00	2,695,500	貸付株式数 200株
リンクアンドモチベーション	22,100	438.00	9,679,800	貸付株式数 8,800株
エス・エム・エス	29,500	3,010.00	88,795,000	
サニーサイドアップG	1,800	661.00	1,189,800	貸付株式数 800株
パーソルホールディングス	85,400	2,763.00	235,960,200	
リニカル	3,400	840.00	2,856,000	
クックパッド	20,900	181.00	3,782,900	貸付株式数 8,300株
エスクリ	2,400	360.00	864,000	貸付株式数 1,200株
アイ・ケイ・ケイホールディング	2,900	600.00	1,740,000	貸付株式数 1,300株
森永製菓	13,500	4,612.00	62,262,000	
中村屋	1,900	3,065.00	5,823,500	貸付株式数 600株
江崎グリコ	21,200	3,838.00	81,365,600	
名糖産業	2,900	1,621.00	4,700,900	貸付株式数 1,200株
井村屋グループ	4,100	2,272.00	9,315,200	貸付株式数 100株
不二家	5,000	2,495.00	12,475,000	貸付株式数 1,900株
山崎製パン	49,500	2,017.50	99,866,250	
第一屋製パン	1,400	387.00	541,800	貸付株式数 300株
モロゾフ	2,400	3,620.00	8,688,000	貸付株式数 900株
亀田製菓	4,700	4,210.00	19,787,000	
寿スピリッツ	7,900	10,810.00	85,399,000	
カルビー	33,900	2,793.50	94,699,650	
森永乳業	13,400	4,970.00	66,598,000	
六甲バター	5,600	1,332.00	7,459,200	貸付株式数 2,000株
ヤクルト	53,000	9,080.00	481,240,000	
明治ホールディングス	90,800	3,220.00	292,376,000	
雪印メグミルク	17,800	1,936.00	34,460,800	
プリマハム	9,900	2,179.00	21,572,100	
日本ハム	28,900	4,007.00	115,802,300	
林兼産業	1,700	480.00	816,000	貸付株式数 600株
丸大食品	7,600	1,492.00	11,339,200	
S Foods	8,100	3,250.00	26,325,000	
柿安本店	2,900	2,302.00	6,675,800	貸付株式数 800株
伊藤ハム米久HLDGS	56,000	724.00	40,544,000	貸付株式数 4,500株
学情	3,500	1,776.00	6,216,000	貸付株式数 300株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
スタジオアリス	3,900	2,175.00	8,482,500	貸付株式数 1,500株
クロスキャット	4,300	1,142.00	4,910,600	貸付株式数 1,600株
シミックホールディングス	3,800	1,978.00	7,516,400	貸付株式数 1,400株
エプロ	1,300	761.00	989,300	貸付株式数 600株
システナ	127,400	314.00	40,003,600	
N J S	1,700	2,702.00	4,593,400	貸付株式数 600株
デジタルアーツ	4,800	6,200.00	29,760,000	
日鉄ソリューションズ	12,900	4,145.00	53,470,500	
総合警備保障	28,700	3,999.00	114,771,300	
キューブシステム	4,400	1,243.00	5,469,200	貸付株式数 1,600株 (200株)
いちご	85,200	268.00	22,833,600	
日本駐車場開発	78,000	235.00	18,330,000	
コア	3,400	1,714.00	5,827,600	貸付株式数 600株
カカコム	56,800	2,036.50	115,673,200	
アイロムグループ	2,800	1,890.00	5,292,000	貸付株式数 1,000株
セントケア・ホールディング	4,900	755.00	3,699,500	
サイネックス	1,000	619.00	619,000	
ルネサンス	5,300	901.00	4,775,300	貸付株式数 2,100株
ディップ	13,600	3,490.00	47,464,000	貸付株式数 4,000株
S B Sホールディングス	6,700	3,260.00	21,842,000	
デジタルホールディングス	6,000	1,059.00	6,354,000	
新日本科学	8,200	2,145.00	17,589,000	貸付株式数 3,200株
キャリアデザインセンター	1,200	1,480.00	1,776,000	貸付株式数 400株
ベネフィット・ワン	35,800	1,626.50	58,228,700	
エムスリー	153,000	3,253.00	497,709,000	
ツカダ・グローバルHOLD	3,800	488.00	1,854,400	貸付株式数 1,500株
プラス	700	1,047.00	732,900	
アウトソーシング	46,100	1,378.50	63,548,850	
ウェルネット	4,500	616.00	2,772,000	
ワールドホールディングス	3,500	2,780.00	9,730,000	貸付株式数 400株
ディー・エヌ・エー	31,000	1,899.00	58,869,000	
博報堂DYHLDGS	98,700	1,523.50	150,369,450	貸付株式数 30,000株
ぐるなび	14,400	372.00	5,356,800	貸付株式数 5,500株
タカミヤ	10,400	505.00	5,252,000	
ジャパンベストレスキュー	3,800	701.00	2,663,800	
ファンコミュニケーションズ	15,000	400.00	6,000,000	
ライク	2,800	1,617.00	4,527,600	貸付株式数 1,100株
ビジネス・ブレークスルー	2,200	436.00	959,200	
エスプール	22,300	532.00	11,863,600	
WDBホールディングス	4,000	2,206.00	8,824,000	
手間いらず	1,300	3,810.00	4,953,000	貸付株式数 400株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ティア	3,800	438.00	1,664,400	貸付株式数 1,100株
CDG	600	1,401.00	840,600	貸付株式数 200株
アドウェイズ	10,600	680.00	7,208,000	
バリューコマース	5,700	1,441.00	8,213,700	
インフォマート	80,800	295.00	23,836,000	
サッポロホールディングス	24,300	3,750.00	91,125,000	
アサヒグループホールディングン	171,300	5,752.00	985,317,600	
麒麟HD	334,400	2,145.50	717,455,200	
宝ホールディングス	50,700	1,075.00	54,502,500	
オエノンホールディングス	22,100	365.00	8,066,500	
養命酒	2,400	1,842.00	4,420,800	貸付株式数 700株
コカ・コーラボトラーズJHD	58,300	1,580.50	92,143,150	
サントリー食品インター	52,200	5,432.00	283,550,400	
ダイドーグループHD	4,200	5,090.00	21,378,000	貸付株式数 1,600株
伊藤園	25,100	4,139.00	103,888,900	
キーコーヒー	8,300	2,067.00	17,156,100	
ユニカフェ	1,900	907.00	1,723,300	貸付株式数 700株
ジャパンフーズ	900	1,095.00	985,500	
日清オイリオグループ	10,400	3,445.00	35,828,000	
不二製油グループ	17,400	2,027.00	35,269,800	
かどや製油	700	3,450.00	2,415,000	貸付株式数 100株
J-オイルミルズ	7,600	1,596.00	12,129,600	
ローソン	19,800	6,244.00	123,631,200	
サンエー	6,000	4,560.00	27,360,000	貸付株式数 1,300株
カワチ薬品	6,200	2,176.00	13,491,200	
エービーシー・マート	11,600	7,966.00	92,405,600	
ハードオフコーポレーション	2,400	1,358.00	3,259,200	
高千穂交易	2,200	3,040.00	6,688,000	貸付株式数 1,000株
アスクル	16,500	1,904.00	31,416,000	貸付株式数 6,500株
ゲオホールディングス	7,800	1,649.00	12,862,200	
アダストリア	9,600	2,980.00	28,608,000	貸付株式数 3,600株
ジーフット	4,100	271.00	1,111,100	貸付株式数 1,700株
シー・ヴィ・エス・ペイエリア	800	494.00	395,200	
オルバヘルスケアHLDGS	900	1,978.00	1,780,200	貸付株式数 400株 (100株)
伊藤忠食品	1,800	5,140.00	9,252,000	
くら寿司	9,300	3,050.00	28,365,000	貸付株式数 3,600株
キャンドウ	2,800	2,430.00	6,804,000	貸付株式数 1,200株
エレマテック	7,100	1,775.00	12,602,500	
IKホールディングス	1,900	370.00	703,000	貸付株式数 800株
パルグループHLDGS	7,800	3,705.00	28,899,000	
エディオン	31,500	1,392.00	43,848,000	貸付株式数 12,400株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
あらた	6,100	4,630.00	28,243,000	
サーラコーポレーション	17,000	768.00	13,056,000	
ワッツ	3,000	703.00	2,109,000	貸付株式数 1,200株
トーメンデバイス	1,100	5,810.00	6,391,000	貸付株式数 400株
ハローズ	3,700	3,450.00	12,765,000	貸付株式数 700株
J Pホールディングス	22,100	339.00	7,491,900	貸付株式数 1,200株
フジオフードG本社	8,700	1,512.00	13,154,400	貸付株式数 3,400株 (100株)
あみやき亭	1,900	3,500.00	6,650,000	貸付株式数 600株
東京エレクトロデバイス	2,900	10,990.00	31,871,000	
ひらまつ	13,100	265.00	3,471,500	貸付株式数 5,200株
円谷フィールズホールディ	13,700	2,852.00	39,072,400	貸付株式数 5,300株
双日	79,400	3,158.00	250,745,200	
アルフレッサホールディン グス	80,000	2,151.00	172,080,000	
大黒天物産	2,400	5,080.00	12,192,000	貸付株式数 600株
ハニーズホールディングス	6,400	1,483.00	9,491,200	貸付株式数 2,100株
ファーマライズHD	1,300	616.00	800,800	貸付株式数 500株
キッコーマン	49,100	8,416.00	413,225,600	
味の素	179,000	5,734.00	1,026,386,000	
ブルドックソース	3,900	1,995.00	7,780,500	貸付株式数 1,500株
キューピー	39,700	2,342.00	92,977,400	
ハウス食品G本社	22,500	3,231.00	72,697,500	
カゴメ	34,400	3,392.00	116,684,800	貸付株式数 13,600株
焼津水産化工	2,200	817.00	1,797,400	
アリアケジャパン	6,400	5,239.00	33,529,600	
ピエトロ	800	1,811.00	1,448,800	貸付株式数 100株
エバラ食品工業	2,000	2,956.00	5,912,000	貸付株式数 200株
やまみ	600	1,360.00	816,000	貸付株式数 200株
ニチレイ	33,900	3,118.00	105,700,200	
横浜冷凍	21,400	1,167.00	24,973,800	貸付株式数 3,500株
東洋水産	37,400	6,377.00	238,499,800	
イトアンドHLDGS	3,200	2,203.00	7,049,600	貸付株式数 1,200株
大冷	700	1,936.00	1,355,200	
ヨシムラ・フード・HLD GS	4,600	876.00	4,029,600	貸付株式数 1,800株
日清食品HD	26,100	12,080.00	315,288,000	
永谷園ホールディングス	3,600	2,103.00	7,570,800	
一正蒲鉾	2,500	793.00	1,982,500	貸付株式数 1,000株
フジッコ	7,600	1,916.00	14,561,600	
ロックフィールド	8,400	1,496.00	12,566,400	貸付株式数 1,300株
日本たばこ産業	488,000	3,214.00	1,568,432,000	
ケンコーマヨネーズ	5,300	1,297.00	6,874,100	
わらべや日洋HD	5,400	2,237.00	12,079,800	
なとり	4,600	1,968.00	9,052,800	貸付株式数 200株
イフジ産業	1,000	1,047.00	1,047,000	貸付株式数 300株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ファーマフーズ	10,600	1,858.00	19,694,800	貸付株式数 4,200株
北の達人コーポ	31,800	296.00	9,412,800	貸付株式数 12,300株 (1,100株)
ユウグレナ	48,100	889.00	42,760,900	貸付株式数 18,900株
紀文食品	5,700	966.00	5,506,200	貸付株式数 2,300株
ピクルスホールディングス	4,300	1,278.00	5,495,400	貸付株式数 1,600株
スター・マイカ・HLDG S	6,700	645.00	4,321,500	
SREホールディングス	3,600	4,175.00	15,030,000	貸付株式数 100株
ADワークスグループ	14,300	208.00	2,974,400	貸付株式数 2,800株
片倉工業	6,900	1,670.00	11,523,000	貸付株式数 2,600株
グ ン ゼ	5,300	4,505.00	23,876,500	
ヒューリック	173,400	1,237.00	214,495,800	
神 栄	800	1,098.00	878,400	
ラサ商事	2,800	1,430.00	4,004,000	貸付株式数 900株
アルペン	6,600	1,989.00	13,127,400	貸付株式数 2,600株
ハブ	2,000	792.00	1,584,000	貸付株式数 900株
ラクーンホールディングス	6,400	749.00	4,793,600	貸付株式数 2,400株
クオールホールディングス	10,900	1,818.00	19,816,200	
アルコニックス	10,300	1,374.00	14,152,200	
神戸物産	61,600	3,716.00	228,905,600	貸付株式数 400株
ソリトンシステムズ	3,900	1,174.00	4,578,600	貸付株式数 1,400株
ジンズホールディングス	4,700	3,125.00	14,687,500	貸付株式数 1,800株
ビックカメラ	42,500	1,070.00	45,475,000	貸付株式数 20,600株
DCMホールディングス	46,200	1,236.00	57,103,200	貸付株式数 17,100株
ペッパーフードサービス	19,100	130.00	2,483,000	貸付株式数 7,200株
ハイパー	1,100	438.00	481,800	貸付株式数 400株
MonotaRO	112,900	1,880.50	212,308,450	
東京一番フーズ	1,400	495.00	693,000	貸付株式数 600株
DDグループ	3,900	1,318.00	5,140,200	貸付株式数 1,300株
あい ホールディングス	12,700	2,365.00	30,035,500	
ディーブイエックス	1,700	926.00	1,574,200	貸付株式数 200株
きちりホールディングス	1,400	891.00	1,247,400	貸付株式数 700株
アークランドサービスHD	6,400	2,929.00	18,745,600	貸付株式数 2,300株
J. フロント リテイ リング	99,100	1,422.00	140,920,200	
ドトール・日レスHD	14,100	2,037.00	28,721,700	
マツキヨココカラ&カン パニー	48,300	8,091.00	390,795,300	
ブロンコビリー	4,300	2,916.00	12,538,800	貸付株式数 1,600株
ZOZO	52,700	2,950.00	155,465,000	
トレジャー・ファクトリー	3,800	1,571.00	5,969,800	貸付株式数 1,600株
物語コーポレーション	13,300	3,435.00	45,685,500	貸付株式数 5,200株
三越伊勢丹HD	134,100	1,465.50	196,523,550	
東洋紡	32,900	1,021.50	33,607,350	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ユニチカ	23,100	242.00	5,590,200	貸付株式数 4,600株
富士紡ホールディングス	3,000	3,150.00	9,450,000	
日清紡ホールディングス	62,200	1,133.50	70,503,700	
倉敷紡績	5,600	2,230.00	12,488,000	
ダイワボウHD	32,400	2,878.00	93,247,200	
シキボウ	3,300	997.00	3,290,100	
日東紡績	8,500	2,661.00	22,618,500	
トヨタ紡織	31,700	2,595.00	82,261,500	
マクニカホールディングス	18,800	6,310.00	118,628,000	
H a m e e	2,900	1,156.00	3,352,400	貸付株式数 1,100株
マーケットエンタープライズ	600	1,368.00	820,800	貸付株式数 200株
ラクト・ジャパン	3,000	2,012.00	6,036,000	貸付株式数 500株
ウエルシアHD	41,300	2,912.00	120,265,600	貸付株式数 15,500株
クリエイトSDH	13,200	3,505.00	46,266,000	貸付株式数 5,200株
グリムス	3,300	2,844.00	9,385,200	
バイタルKSKHD	11,600	908.00	10,532,800	
八洲電機	6,400	1,369.00	8,761,600	貸付株式数 1,900株
メディアスホールディングス	5,100	923.00	4,707,300	貸付株式数 2,000株
レスターホールディングス	7,700	2,537.00	19,534,900	
ジュテックHD	1,400	1,146.00	1,604,400	
丸善CHI HD	7,200	351.00	2,527,200	貸付株式数 2,800株 (300株)
大光	2,600	576.00	1,497,600	貸付株式数 1,100株
OCHIホールディングス	1,400	1,234.00	1,727,600	貸付株式数 100株 (100株)
TOKAIホールディングス	39,600	886.00	35,085,600	
黒谷	1,700	598.00	1,016,600	貸付株式数 700株
ミサワ	1,100	608.00	668,800	
ティーライフ	900	1,417.00	1,275,300	貸付株式数 100株
C o m i n i x	1,200	785.00	942,000	貸付株式数 400株
エー・ピーホールディングス	1,300	736.00	956,800	貸付株式数 500株
三洋貿易	8,900	1,394.00	12,406,600	
チムニー	1,900	1,260.00	2,394,000	貸付株式数 700株
シュッピン	6,000	1,033.00	6,198,000	貸付株式数 2,300株
ビューティガレージ	1,300	4,255.00	5,531,500	貸付株式数 500株
オイシックス・ラ・大地	10,700	2,327.00	24,898,900	貸付株式数 4,200株
ウイン・パートナーズ	5,700	1,020.00	5,814,000	貸付株式数 1,500株
ネクステージ	18,200	2,873.00	52,288,600	貸付株式数 7,200株
ジョイフル本田	23,700	1,751.00	41,498,700	貸付株式数 9,300株
鳥貴族ホールディングス	2,900	2,683.00	7,780,700	貸付株式数 1,100株
ホットランド	6,000	1,722.00	10,332,000	貸付株式数 2,400株 (2,300株)

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考	
		単価	金額		
すかいらくHD	108,900	1,841.00	200,484,900	貸付株式数	43,000株
SFPホールディングス	4,300	2,012.00	8,651,600	貸付株式数	1,700株
綿半ホールディングス	6,100	1,370.00	8,357,000		
日本毛織	20,300	1,026.00	20,827,800	貸付株式数	8,000株
ダイトウボウ	9,400	93.00	874,200	貸付株式数	5,500株
トーア紡コーポレーション	2,200	404.00	888,800	貸付株式数	400株
ダイドーリミテッド	8,300	261.00	2,166,300	貸付株式数	3,800株 (100株)
ヨシックスホールディングス	1,200	2,270.00	2,724,000	貸付株式数	100株
ユナイテッド・スーパーマ ーケ	25,600	1,105.00	28,288,000	貸付株式数	10,200株
三栄建築設計	3,500	1,533.00	5,365,500		
野村不動産HLDGS	46,300	3,507.00	162,374,100		
三重交通グループHD	15,700	572.00	8,980,400	貸付株式数	4,000株
サムティ	11,700	2,182.00	25,529,400	貸付株式数	4,600株
地主	5,700	1,963.00	11,189,100	貸付株式数	2,200株
プレサンスコーポレーショ ン	11,700	1,947.00	22,779,900	貸付株式数	900株
フィル・カンパニー	1,300	903.00	1,173,900	貸付株式数	500株
ハウコム	900	932.00	838,800		
JPMC	3,700	1,120.00	4,144,000		
サンセイランディック	1,700	872.00	1,482,400	貸付株式数	600株
エストラスト	700	638.00	446,600	貸付株式数	200株
フージャースHD	11,500	996.00	11,454,000		
オープンハウスグループ	27,200	5,451.00	148,267,200		
東急不動産HD	223,000	845.40	188,524,200		
飯田GHD	65,000	2,410.00	156,650,000	貸付株式数	23,500株
イーランド	900	1,500.00	1,350,000	貸付株式数	400株
帝国繊維	8,500	1,651.00	14,033,500	貸付株式数	3,200株
日本コークス工業	68,700	108.00	7,419,600		
ゴルフダイジェスト・オン	3,600	840.00	3,024,000	貸付株式数	1,500株
ミタチ産業	1,500	1,413.00	2,119,500		
BEENOS	3,400	1,798.00	6,113,200	貸付株式数	1,700株
あさひ	7,100	1,278.00	9,073,800		
日本調剤	5,400	1,145.00	6,183,000	貸付株式数	2,100株
コスモス薬品	7,900	13,830.00	109,257,000	貸付株式数	900株
シップヘルスケアHD	28,600	2,366.50	67,681,900	貸付株式数	10,600株
トーエル	2,900	744.00	2,157,600	貸付株式数	1,300株
ソフトクリエイイトHD	6,200	1,711.00	10,608,200	貸付株式数	100株
セブン&アイ・HLDGS	274,600	6,158.00	1,690,986,800		
クリエイイト・レストラン ツ・ホール	59,800	1,002.00	59,919,600	貸付株式数	23,600株
明治電機工業	2,900	1,374.00	3,984,600		
ツルハホールディングス	16,700	10,420.00	174,014,000		
デリカフーズHLDGS	2,400	583.00	1,399,200	貸付株式数	1,000株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
スターティアホールディングス	1,200	1,170.00	1,404,000	貸付株式数 500株
サンマルクホールディングス	6,500	1,903.00	12,369,500	
フェリシモ	1,400	1,010.00	1,414,000	貸付株式数 400株
トリドールホールディングス	19,800	2,951.00	58,429,800	貸付株式数 7,800株
帝人	72,500	1,385.50	100,448,750	
東レ	505,200	787.50	397,845,000	
クラレ	119,900	1,389.50	166,601,050	
旭化成	471,500	972.90	458,722,350	
TOKYO BASE	8,100	380.00	3,078,000	貸付株式数 3,200株
稲葉製作所	4,100	1,635.00	6,703,500	貸付株式数 1,700株
宮地エンジニアリング	2,100	3,890.00	8,169,000	貸付株式数 800株
トーカロ	21,400	1,425.00	30,495,000	
アルファCO	2,200	1,152.00	2,534,400	貸付株式数 800株
SUMCO	148,100	2,061.50	305,308,150	
川田テクノロジーズ	1,800	5,300.00	9,540,000	
RS TECHNOLOGIES	5,200	3,360.00	17,472,000	
ジェイテックコーポレーション	800	2,393.00	1,914,400	
信和	3,300	738.00	2,435,400	貸付株式数 1,300株
ビーロット	3,900	643.00	2,507,700	貸付株式数 2,000株
ファーストブラザーズ	1,100	926.00	1,018,600	貸付株式数 500株
AND DOホールディングス	4,500	1,155.00	5,197,500	貸付株式数 1,700株
シーアールイー	4,100	1,470.00	6,027,000	貸付株式数 1,100株
プロパティエージェント	700	1,149.00	804,300	貸付株式数 200株
ケイアイスター不動産	3,600	4,805.00	17,298,000	貸付株式数 1,300株 (400株)
アグレ都市デザイン	1,000	1,538.00	1,538,000	貸付株式数 400株
ジェイ・エス・ビー	1,800	4,885.00	8,793,000	
ロードスターキャピタル	4,300	1,590.00	6,837,000	貸付株式数 1,600株
テンポイノベーション	1,700	1,066.00	1,812,200	貸付株式数 400株
グローバルリンクマネジメント	1,100	1,379.00	1,516,900	貸付株式数 500株
フェイスネットワーク	1,600	1,405.00	2,248,000	貸付株式数 600株
住江織物	1,200	2,213.00	2,655,600	貸付株式数 400株
日本フェルト	3,300	412.00	1,359,600	貸付株式数 600株
イチカワ	700	1,353.00	947,100	貸付株式数 100株
エコナックホールディングス	10,200	93.00	948,600	貸付株式数 4,500株
日東製網	700	1,362.00	953,400	貸付株式数 100株
芦森工業	1,100	1,889.00	2,077,900	
アツギ	3,700	426.00	1,576,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ウイルプラスHLDGS	1,000	1,175.00	1,175,000	貸付株式数 500株
JMホールディングス	6,100	1,930.00	11,773,000	
コメダホールディングス	19,400	2,647.00	51,351,800	貸付株式数 7,300株
サツドラホールディングス	2,800	804.00	2,251,200	貸付株式数 1,300株
アレンザホールディングス	5,900	991.00	5,846,900	貸付株式数 900株
串カツ田中HLDGS	2,200	1,698.00	3,735,600	
パロックジャパン	5,100	848.00	4,324,800	貸付株式数 2,000株
クスリのアオキHLDGS	7,100	7,851.00	55,742,100	
ダイニック	1,700	725.00	1,232,500	貸付株式数 200株
共和レザー	3,300	546.00	1,801,800	
ピーバンドットコム	900	468.00	421,200	貸付株式数 300株
力の源HD	3,500	1,383.00	4,840,500	
FOOD&LIFE COMPANY	42,500	3,049.00	129,582,500	貸付株式数 17,200株
アセンテック	2,800	667.00	1,867,600	貸付株式数 100株
セーレン	14,500	2,386.00	34,597,000	貸付株式数 5,700株
ソトー	1,800	799.00	1,438,200	貸付株式数 100株
東海染工	600	1,128.00	676,800	貸付株式数 100株
小松マテーレ	11,100	681.00	7,559,100	
ワコールホールディングス	14,500	2,968.00	43,036,000	
ホギメディカル	10,100	3,210.00	32,421,000	
クラウドディアHLDGS	1,300	667.00	867,100	貸付株式数 500株
TSIホールディングス	25,200	685.00	17,262,000	
マツオカコーポレーション	1,600	1,118.00	1,788,800	貸付株式数 600株
ワールド	9,800	1,539.00	15,082,200	
TIS	82,600	3,619.00	298,929,400	
JNSホールディングス	2,600	583.00	1,515,800	貸付株式数 1,000株
グリー	20,300	662.00	13,438,600	
GMOペパボ	1,100	1,749.00	1,923,900	貸付株式数 400株
コーエーテクモHD	47,300	2,374.50	112,313,850	貸付株式数 16,700株
三菱総合研究所	3,700	5,300.00	19,610,000	
ボルテージ	1,600	309.00	494,400	貸付株式数 800株
電算	700	1,623.00	1,136,100	貸付株式数 100株
AGS	2,400	731.00	1,754,400	貸付株式数 1,000株
ファインデックス	6,100	608.00	3,708,800	
ブレインパッド	5,800	912.00	5,289,600	貸付株式数 2,100株
KL a b	15,100	344.00	5,194,400	貸付株式数 5,900株
ポールトゥウィンホールディングン	13,000	810.00	10,530,000	
ネクソン	195,600	2,923.50	571,836,600	
アイスタイル	21,900	714.00	15,636,600	貸付株式数 8,600株
エムアップホールディングス	9,300	1,229.00	11,429,700	貸付株式数 3,600株 (3,400株)
エイチーム	4,600	686.00	3,155,600	
エニグモ	9,700	400.00	3,880,000	
テクノスジャパン	4,800	613.00	2,942,400	貸付株式数 100株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
e n i s h	4,400	775.00	3,410,000	貸付株式数 1,700株
コロプラ	29,200	675.00	19,710,000	
オルトプラス	4,600	217.00	998,200	貸付株式数 2,100株
ブロードリーフ	44,400	438.00	19,447,200	貸付株式数 2,000株
クロス・マーケティングG	3,500	743.00	2,600,500	貸付株式数 1,500株
デジタルハーツHLDGS	4,700	1,303.00	6,124,100	
システム情報	6,100	747.00	4,556,700	貸付株式数 800株
メディアドゥ	3,100	1,488.00	4,612,800	
じげん	21,900	742.00	16,249,800	
ブイキューブ	9,200	484.00	4,452,800	貸付株式数 3,500株 (100株)
エンカレッジ・テクノロジー	1,300	519.00	674,700	貸付株式数 600株
サイバーリンクス	1,900	683.00	1,297,700	貸付株式数 1,000株
ディー・エル・イー	4,300	332.00	1,427,600	
フィックスターズ	8,500	1,331.00	11,313,500	
CARTA HOLDINGS	3,500	1,317.00	4,609,500	貸付株式数 1,400株
オプティム	6,300	1,060.00	6,678,000	貸付株式数 600株
セレス	3,100	942.00	2,920,200	貸付株式数 1,200株
SHIFT	5,000	26,995.00	134,975,000	
特種東海製紙	3,500	3,290.00	11,515,000	
ティーガイア	7,800	1,769.00	13,798,200	貸付株式数 1,300株
セック	800	3,305.00	2,644,000	
テクマトリックス	13,800	1,813.00	25,019,400	
プロシップ	3,300	1,459.00	4,814,700	貸付株式数 1,200株
ガンホー・オンライン・エンター	22,100	2,907.00	64,244,700	貸付株式数 1,500株
GMOペイメントゲートウェイ	15,100	11,570.00	174,707,000	
ザッパラス	1,600	348.00	556,800	貸付株式数 1,000株
システムリサーチ	2,300	2,606.00	5,993,800	貸付株式数 200株
インターネットイニシアティブ	42,100	2,751.50	115,838,150	
さくらインターネット	8,500	706.00	6,001,000	貸付株式数 3,000株
ヴィンクス	1,700	1,458.00	2,478,600	
GMOグローバルサインHD	2,300	3,370.00	7,751,000	貸付株式数 900株
SRAホールディングス	3,800	3,255.00	12,369,000	
システムインテグレータ	1,700	448.00	761,600	貸付株式数 900株
朝日ネット	8,200	605.00	4,961,000	
eBASE	10,700	785.00	8,399,500	
アバントグループ	9,500	1,460.00	13,870,000	
アドソル日進	3,300	1,770.00	5,841,000	
ODKソリューションズ	1,300	558.00	725,400	貸付株式数 600株
フリービット	3,900	1,638.00	6,388,200	貸付株式数 1,500株
コムチュア	10,000	2,145.00	21,450,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サイバーコム	900	1,530.00	1,377,000	貸付株式数 400株
アステリア	5,800	755.00	4,379,000	貸付株式数 2,300株
アイル	3,500	2,769.00	9,691,500	貸付株式数 1,500株
王子ホールディングス	313,700	549.90	172,503,630	
日本製紙	38,900	1,239.00	48,197,100	
三菱製紙	7,000	555.00	3,885,000	
北越コーポレーション	47,400	881.00	41,759,400	貸付株式数 18,800株
中越パルプ	2,400	1,373.00	3,295,200	貸付株式数 300株
巴川製紙	1,800	663.00	1,193,400	貸付株式数 700株
大王製紙	33,200	1,125.00	37,350,000	
阿波製紙	1,400	570.00	798,000	貸付株式数 600株
マークラインズ	4,200	2,543.00	10,680,600	
メディカル・データ・ビジ	11,500	726.00	8,349,000	貸付株式数 4,400株
gumi	11,100	654.00	7,259,400	貸付株式数 4,300株
ショーケース	1,300	389.00	505,700	貸付株式数 600株
モバイルファクトリー	1,300	901.00	1,171,300	貸付株式数 500株
テラスカイ	3,300	2,777.00	9,164,100	貸付株式数 1,200株
デジタル・インフォメーション	4,300	1,571.00	6,755,300	
P C Iホールディングス	2,400	1,036.00	2,486,400	貸付株式数 200株
アイビーシー	900	619.00	557,100	貸付株式数 400株
ネオジャパン	2,700	1,027.00	2,772,900	貸付株式数 900株
P R T I M E S	1,900	1,407.00	2,673,300	貸付株式数 400株
ラクス	35,700	2,490.00	88,893,000	
ランドコンピュータ	1,400	1,324.00	1,853,600	
ダブルスタンダード	3,100	2,453.00	7,604,300	
オープンドア	5,300	1,201.00	6,365,300	貸付株式数 2,000株
マイネット	1,900	338.00	642,200	貸付株式数 700株
アカツキ	3,600	2,051.00	7,383,600	
ベネフィットジャパン	300	1,196.00	358,800	貸付株式数 200株
U B I C O Mホールディングス	2,300	1,730.00	3,979,000	
カナミックネットワーク	8,000	436.00	3,488,000	
ノムラシステムコーポレーション	5,400	118.00	637,200	貸付株式数 2,900株
レンゴー	68,600	864.20	59,284,120	
トーモク	4,300	1,996.00	8,582,800	
ザ・パック	5,700	3,125.00	17,812,500	貸付株式数 2,100株
チェンジホールディングス	18,500	2,049.00	37,906,500	
シンクロ・フード	3,700	704.00	2,604,800	貸付株式数 200株
オークネット	3,800	1,676.00	6,368,800	貸付株式数 1,500株
キャピタル・アセット・プラン	1,100	738.00	811,800	貸付株式数 500株
セグエグループ	1,600	1,044.00	1,670,400	貸付株式数 700株
エイトレッド	1,000	1,375.00	1,375,000	貸付株式数 400株
マクロミル	14,900	857.00	12,769,300	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ビーグリー	1,100	1,155.00	1,270,500	
オロ	2,200	2,183.00	4,802,600	貸付株式数 800株
ユーザーローカル	2,700	3,045.00	8,221,500	貸付株式数 1,000株
テモナ	1,300	283.00	367,900	貸付株式数 500株
ニーズウェル	3,200	758.00	2,425,600	貸付株式数 1,400株
マネーフォワード	18,200	6,316.00	114,951,200	貸付株式数 100株
サインポスト	2,200	500.00	1,100,000	貸付株式数 900株
レゾナック・ホールディング	72,900	2,271.00	165,555,900	
住友化学	559,200	431.70	241,406,640	
住友精化	3,100	4,265.00	13,221,500	
日産化学	35,800	6,445.00	230,731,000	
ラサ工業	3,000	2,209.00	6,627,000	
クレハ	6,500	8,480.00	55,120,000	
多木化学	2,900	4,405.00	12,774,500	貸付株式数 1,100株
テイカ	5,000	1,276.00	6,380,000	
石原産業	13,700	1,303.00	17,851,100	
片倉コープアグリ	1,200	1,250.00	1,500,000	貸付株式数 400株
日本曹達	8,100	5,100.00	41,310,000	
東ソー	100,700	1,748.50	176,073,950	
トクヤマ	24,300	2,431.50	59,085,450	
セントラル硝子	12,100	3,260.00	39,446,000	
東亜合成	37,700	1,295.50	48,840,350	
大阪ソーダ	4,500	5,260.00	23,670,000	
関東電化	14,700	900.00	13,230,000	
SUN ASTERISK	5,300	1,172.00	6,211,600	貸付株式数 600株
デンカ	27,400	2,626.00	71,952,400	
イビデン	43,600	8,069.00	351,808,400	
信越化学	626,900	4,817.00	3,019,777,300	
日本カーバイド	2,300	1,330.00	3,059,000	
電算システムHD	3,700	3,455.00	12,783,500	
堺化学	5,900	1,874.00	11,056,600	貸付株式数 1,700株
第一稀元素化学工	6,900	980.00	6,762,000	貸付株式数 800株
エア・ウォーター	70,900	1,893.00	134,213,700	
日本酸素HLDGS	73,100	3,142.00	229,680,200	
日本化学工業	2,600	1,858.00	4,830,800	
東邦アセチレン	1,200	1,370.00	1,644,000	
日本パーカラライジング	37,300	1,081.00	40,321,300	
高圧ガス	10,800	734.00	7,927,200	貸付株式数 300株
チタン工業	700	1,410.00	987,000	貸付株式数 200株
四国化成ホールディング	8,900	1,493.00	13,287,700	
戸田工業	1,700	2,376.00	4,039,200	貸付株式数 600株
ステラ ケミファ	4,500	3,010.00	13,545,000	
保土谷化学	2,100	3,255.00	6,835,500	
日本触媒	11,500	5,497.00	63,215,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大日精化	5,300	1,968.00	10,430,400	
カネカ	17,300	3,944.00	68,231,200	貸付株式数 6,800 株
協和キリン	91,100	2,702.50	246,197,750	
APPIER GROUP	28,700	1,790.00	51,373,000	
三菱瓦斯化学	56,400	2,117.50	119,427,000	
三井化学	62,300	3,991.00	248,639,300	
JSR	70,400	3,378.00	237,811,200	
東京応化工業	13,200	8,528.00	112,569,600	
大阪有機化学	5,700	2,548.00	14,523,600	
三菱ケミカルグループ	509,000	826.20	420,535,800	
KHネオケム	12,600	2,419.00	30,479,400	
ダイセル	110,600	1,291.00	142,784,600	
住友ベークライト	11,200	5,694.00	63,772,800	
積水化学	154,300	2,058.50	317,626,550	
日本ゼオン	45,200	1,390.00	62,828,000	
アイカ工業	19,100	3,079.00	58,808,900	貸付株式数 1,000 株
UBE	38,700	2,453.00	94,931,100	
積水樹脂	11,100	2,283.00	25,341,300	
タキロンシーアイ	16,300	534.00	8,704,200	
旭有機材	5,000	4,375.00	21,875,000	
ニチバン	4,600	1,891.00	8,698,600	
リケンテクノス	16,100	625.00	10,062,500	
大倉工業	3,500	2,086.00	7,301,000	貸付株式数 1,300 株
積水化成成品	10,400	426.00	4,430,400	
群栄化学	1,800	2,504.00	4,507,200	
タイガース ポリマー	2,600	566.00	1,471,600	
ミライアル	2,000	1,567.00	3,134,000	
ダイキアクシス	2,300	716.00	1,646,800	貸付株式数 800 株
ダイキョーニシカラ	16,400	797.00	13,070,800	
竹本容器	2,000	824.00	1,648,000	貸付株式数 900 株
森六ホールディングス	3,800	2,043.00	7,763,400	
恵和	4,800	1,111.00	5,332,800	貸付株式数 1,900 株
日本化薬	57,800	1,262.00	72,943,600	
カーリットホールディングス	6,700	802.00	5,373,400	貸付株式数 100 株
ソルクシーズ	4,800	437.00	2,097,600	貸付株式数 2,300 株
CLホールディングス	2,200	889.00	1,955,800	貸付株式数 800 株
プレステージ・インター	32,900	660.00	21,714,000	
フェイス	1,600	503.00	804,800	貸付株式数 300 株
プロトコーポレーション	9,400	1,106.00	10,396,400	
ハイマックス	2,300	1,451.00	3,337,300	
アミューズ	4,200	1,835.00	7,707,000	
野村総合研究所	150,400	3,786.00	569,414,400	
ドリームインキュベータ	2,300	2,894.00	6,656,200	貸付株式数 900 株
サイバネットシステム	6,300	884.00	5,569,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
クイック	5,900	2,098.00	12,378,200	
TAC	2,900	200.00	580,000	貸付株式数 900株
CEホールディングス	3,300	580.00	1,914,000	
日本システム技術	2,400	2,565.00	6,156,000	
電通グループ	76,100	4,730.00	359,953,000	
インテージホールディングス	8,600	1,656.00	14,241,600	
テイクアンドギヴニーズ	2,300	1,186.00	2,727,800	貸付株式数 800株
東邦システムサイエンス	1,600	1,211.00	1,937,600	貸付株式数 700株
ぴあ	2,600	3,345.00	8,697,000	貸付株式数 1,000株
イオンファンタジー	3,300	3,390.00	11,187,000	貸付株式数 1,300株
ソースネクスト	38,300	200.00	7,660,000	貸付株式数 15,100株
シーティーエス	8,500	738.00	6,273,000	
ネクシーズグループ	1,800	660.00	1,188,000	
インフォコム	9,800	2,356.00	23,088,800	
メディカルシステムネットワーク	6,800	363.00	2,468,400	
日本精化	4,200	2,840.00	11,928,000	貸付株式数 1,600株
扶桑化学工業	7,000	4,050.00	28,350,000	
トリケミカル	10,100	2,688.00	27,148,800	
シンプレクスHD	12,900	2,514.00	32,430,600	
HEROZ	2,500	2,163.00	5,407,500	貸付株式数 1,000株
ラクスル	18,100	1,260.00	22,806,000	貸付株式数 7,200株
メルカリ	45,500	3,284.00	149,422,000	
I P S	2,500	2,230.00	5,575,000	貸付株式数 900株
F I G	6,700	277.00	1,855,900	貸付株式数 2,800株
システムサポート	2,900	2,126.00	6,165,400	貸付株式数 1,100株
ADEKA	26,400	2,583.00	68,191,200	
日油	23,300	6,277.00	146,254,100	
ミヨシ油脂	2,000	1,014.00	2,028,000	
新日本理化学	8,000	252.00	2,016,000	貸付株式数 3,100株
ハリマ化成グループ	4,100	870.00	3,567,000	
イーソル	4,800	990.00	4,752,000	貸付株式数 1,800株
アルテリア・ネットワークス	6,900	1,968.00	13,579,200	
東海ソフト	900	1,025.00	922,500	貸付株式数 400株
ウイングアーク1ST	7,800	2,505.00	19,539,000	
ヒト・コミュニケーションズHD	2,000	1,537.00	3,074,000	貸付株式数 800株
サーバーワークス	1,500	3,340.00	5,010,000	貸付株式数 600株
東名	400	2,515.00	1,006,000	貸付株式数 200株
ヴィッツ	600	1,496.00	897,600	貸付株式数 200株
トビラシステムズ	1,400	1,036.00	1,450,400	貸付株式数 600株
Sansan	24,700	1,815.50	44,842,850	
Link-U	1,400	1,228.00	1,719,200	
ギフトイ	8,200	1,750.00	14,350,000	貸付株式数 3,200株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
花 王	183,700	5,118.00	940,176,600	
第一工業製薬	2,800	1,787.00	5,003,600	
石原ケミカル	3,400	1,716.00	5,834,400	
日華化学	2,300	855.00	1,966,500	貸付株式数 800 株
ニイタカ	1,100	2,075.00	2,282,500	貸付株式数 500 株
三洋化成	4,600	4,265.00	19,619,000	貸付株式数 300 株
メドレー	10,100	5,460.00	55,146,000	
ベース	2,600	5,470.00	14,222,000	
JMDC	12,400	5,985.00	74,214,000	貸付株式数 200 株
武田薬品	668,300	4,537.00	3,032,077,100	
アステラス製薬	713,400	2,258.50	1,611,213,900	
住友ファーマ	56,000	631.90	35,386,400	
塩野義製薬	95,200	6,131.00	583,671,200	
わかもと製薬	5,600	230.00	1,288,000	貸付株式数 2,600 株
日本新薬	17,800	6,378.00	113,528,400	
中外製薬	236,400	4,146.00	980,114,400	
科研製薬	12,900	3,601.00	46,452,900	貸付株式数 500 株
エーザイ	91,800	9,527.00	874,578,600	
理研ビタミン	6,400	2,107.00	13,484,800	
ロート製薬	73,100	3,185.00	232,823,500	
小野薬品	145,700	2,675.00	389,747,500	貸付株式数 57,500 株
久光製薬	16,800	3,541.00	59,488,800	貸付株式数 6,500 株
有機合成薬品	4,200	309.00	1,297,800	貸付株式数 1,100 株
持田製薬	8,700	3,225.00	28,057,500	
参天製薬	137,700	1,199.50	165,171,150	
扶桑薬品	2,400	2,009.00	4,821,600	
日本ケミファ	600	1,818.00	1,090,800	貸付株式数 200 株
ツムラ	23,800	2,726.50	64,890,700	
テルモ	231,600	4,586.00	1,062,117,600	
HUグループHD	22,800	2,741.00	62,494,800	
キッセイ薬品工業	11,600	2,938.00	34,080,800	貸付株式数 400 株
生化学工業	14,600	759.00	11,081,400	
栄研化学	12,400	1,518.00	18,823,200	
鳥居薬品	4,000	3,610.00	14,440,000	
JCRファーマ	25,500	1,319.00	33,634,500	貸付株式数 9,900 株
東和薬品	11,700	1,763.00	20,627,100	
富士製薬工業	5,500	1,113.00	6,121,500	
ゼリア新薬工業	10,400	2,483.00	25,823,200	
そーせいグループ	25,900	2,840.00	73,556,000	
第一三共	657,800	4,800.00	3,157,440,000	
杏林製薬	16,200	1,741.00	28,204,200	
大幸薬品	14,700	377.00	5,541,900	貸付株式数 5,200 株
ダイト	5,300	2,394.00	12,688,200	
大塚ホールディングス	172,800	5,539.00	957,139,200	
大正製薬HD	16,700	5,255.00	87,758,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ペプチドリーム	36,600	2,214.50	81,050,700	
大日本塗料	9,100	909.00	8,271,900	貸付株式数 3,100 株
日本ペイントHOLD	333,500	1,234.00	411,539,000	
関西ペイント	69,100	2,199.50	151,985,450	
神東塗料	4,800	130.00	624,000	貸付株式数 1,800 株
中国塗料	12,300	1,122.00	13,800,600	
日本特殊塗料	3,700	1,027.00	3,799,900	
藤倉化成	10,000	439.00	4,390,000	
太陽ホールディングス	11,600	2,587.00	30,009,200	貸付株式数 2,800 株
D I C	29,500	2,621.00	77,319,500	
サカタインクス	16,800	1,235.00	20,748,000	貸付株式数 4,700 株
東洋インキSCホールディングン	14,600	2,224.00	32,470,400	
T&K TOKA	6,600	1,251.00	8,256,600	
アルプス技研	6,700	2,961.00	19,838,700	貸付株式数 1,000 株
サニックス	12,300	357.00	4,391,100	貸付株式数 5,000 株 (5,000 株)
日本空調サービス	8,200	766.00	6,281,200	
オリエンタルランド	409,600	5,447.00	2,231,091,200	
フォーカスシステムズ	5,500	1,085.00	5,967,500	
ダスキン	17,400	3,152.00	54,844,800	
パーク24	57,800	2,134.00	123,345,200	
明光ネットワークジャパン	9,700	645.00	6,256,500	貸付株式数 3,700 株
ファルコホールディングス	3,500	1,863.00	6,520,500	貸付株式数 400 株
クレスコ	5,900	2,039.00	12,030,100	
フジ・メディア・HD	72,200	1,358.50	98,083,700	
秀英予備校	1,300	405.00	526,500	貸付株式数 500 株
田谷	1,000	461.00	461,000	
ラウンドワン	64,700	589.00	38,108,300	貸付株式数 24,700 株
リゾートトラスト	30,700	2,185.00	67,079,500	貸付株式数 6,300 株
オービック	25,200	23,655.00	596,106,000	
ジャストシステム	10,900	4,490.00	48,941,000	
TDCソフト	6,300	1,714.00	10,798,200	貸付株式数 1,600 株
Zホールディングス	1,074,200	362.00	388,860,400	
ビー・エム・エル	9,600	3,080.00	29,568,000	
トレンドマイクロ	43,600	7,382.00	321,855,200	
りらいあコミュニケーション	12,500	1,464.00	18,300,000	
IDホールディングス	5,100	1,213.00	6,186,300	
リソー教育	35,300	286.00	10,095,800	
日本オラル	14,400	11,295.00	162,648,000	
早稲田アカデミー	4,300	1,375.00	5,912,500	貸付株式数 1,600 株
アルファシステムズ	2,300	3,610.00	8,303,000	貸付株式数 900 株
フューチャー	18,800	1,821.00	34,234,800	
CAC HOLDINGS	4,600	1,737.00	7,990,200	
SBテクノロジー	3,200	2,466.00	7,891,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
トーセ	1,700	765.00	1,300,500	貸付株式数 100株
ユー・エス・エス	79,600	2,405.50	191,477,800	
オービックビジネスC	14,800	5,520.00	81,696,000	
伊藤忠テクノソリュー	40,500	3,647.00	147,703,500	
アイティフォー	9,800	1,113.00	10,907,400	
東京個別指導学院	9,100	530.00	4,823,000	貸付株式数 3,100株
東計電算	1,000	6,410.00	6,410,000	貸付株式数 300株
サイバーエージェント	171,200	1,046.50	179,160,800	
楽天グループ	464,400	518.50	240,791,400	貸付株式数 137,600株
エクスネット	800	1,027.00	821,600	貸付株式数 300株
クリーク・アンド・リバー社	4,600	1,978.00	9,098,800	
SBIグローバルアセット	12,500	503.00	6,287,500	
テー・オー・ダブリュー	15,800	323.00	5,103,400	貸付株式数 4,200株
大塚商会	42,800	5,690.00	243,532,000	
サイボウズ	10,400	2,359.00	24,533,600	
山田コンサルティングGP	3,900	1,698.00	6,622,200	貸付株式数 600株
セントラルスポーツ	2,900	2,427.00	7,038,300	貸付株式数 1,100株
パラカ	2,700	1,915.00	5,170,500	貸付株式数 1,000株
電通国際情報S	9,100	5,290.00	48,139,000	
ACCESS	8,800	989.00	8,703,200	
デジタルガレージ	13,400	3,845.00	51,523,000	
イーエムシステムズ	12,600	848.00	10,684,800	
ウェザーニューズ	2,300	6,680.00	15,364,000	貸付株式数 100株
C I J	12,800	636.00	8,140,800	貸付株式数 100株
ビジネスエンジニアリング	1,200	3,430.00	4,116,000	貸付株式数 600株
日本エンタープライズ	6,900	135.00	931,500	貸付株式数 2,800株
WOWOW	6,000	1,116.00	6,696,000	貸付株式数 700株
スカラ	7,000	795.00	5,565,000	
インテリジェント ウェイブ	3,100	788.00	2,442,800	貸付株式数 1,500株
フルキャストホールディングス	7,400	2,369.00	17,530,600	
エン・ジャパン	14,100	2,603.00	36,702,300	貸付株式数 5,500株
あすか製薬HD	7,800	1,308.00	10,202,400	
サワイグループHD	17,300	3,399.00	58,802,700	
富士フイルムHLDGS	144,900	8,813.00	1,277,003,700	
コニカミノルタ	169,700	468.70	79,538,390	
資生堂	157,700	6,756.00	1,065,421,200	
ライオン	90,600	1,378.00	124,846,800	
高砂香料	5,100	2,628.00	13,402,800	
マンダム	16,500	1,444.00	23,826,000	
ミルボン	11,200	5,128.00	57,433,600	貸付株式数 2,200株
ファンケル	33,000	2,382.50	78,622,500	
コーセー	15,400	14,050.00	216,370,000	
コタ	7,000	1,641.00	11,487,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
シーボン	800	1,555.00	1,244,000	
ポーラ・オルビスHD	38,700	2,125.50	82,256,850	
ノエビアホールディングス	6,700	5,420.00	36,314,000	
アジュバンホールディング	1,400	928.00	1,299,200	貸付株式数 600株
新日本製薬	4,300	1,407.00	6,050,100	
アクシージア	3,800	1,379.00	5,240,200	貸付株式数 1,500株
エステー	5,800	1,523.00	8,833,400	
アグロカネショウ	3,000	1,682.00	5,046,000	貸付株式数 1,200株 (300株)
コニシ	12,600	2,226.00	28,047,600	
長谷川香料	14,400	3,280.00	47,232,000	
星光PMC	3,000	575.00	1,725,000	貸付株式数 100株
小林製薬	22,000	8,089.00	177,958,000	
荒川化学工業	6,300	1,013.00	6,381,900	
メック	6,200	3,395.00	21,049,000	貸付株式数 2,400株
日本高純度化学	1,900	2,639.00	5,014,100	
タカラバイオ	20,400	1,645.00	33,558,000	
JCU	8,400	3,620.00	30,408,000	
新田ゼラチン	3,600	736.00	2,649,600	貸付株式数 1,500株
OATアグリオ	2,400	1,891.00	4,538,400	貸付株式数 1,000株
デクセリアルズ	21,800	3,139.00	68,430,200	
アース製薬	6,900	5,150.00	35,535,000	貸付株式数 2,600株
北興化学	7,600	981.00	7,455,600	
大成ラミック	2,400	2,936.00	7,046,400	
クミアイ化学	30,200	1,094.00	33,038,800	
日本農薬	13,900	657.00	9,132,300	貸付株式数 1,100株
富士興産	1,400	1,404.00	1,965,600	
ニチレキ	9,000	1,766.00	15,894,000	
ユシロ化学	3,900	1,050.00	4,095,000	
ビーピー・カストロール	2,200	889.00	1,955,800	
富士石油	15,600	263.00	4,102,800	貸付株式数 6,000株
MORESCO	1,900	1,157.00	2,198,300	貸付株式数 700株
出光興産	83,900	2,902.50	243,519,750	
ENEOSホールディングス	1,277,600	483.70	617,975,120	
コスモエネルギーHLDGS	29,800	4,120.00	122,776,000	
テスホールディングス	8,000	1,034.00	8,272,000	貸付株式数 2,600株
インフロニアHD	77,400	1,327.00	102,709,800	
横浜ゴム	42,900	3,204.00	137,451,600	
TOYO TIRE	43,400	1,942.00	84,282,800	
ブリヂストン	241,100	6,033.00	1,454,556,300	
住友ゴム	74,100	1,342.50	99,479,250	
藤倉コンポジット	4,100	904.00	3,706,400	
オカモト	4,100	3,935.00	16,133,500	
アキレス	4,800	1,457.00	6,993,600	貸付株式数 600株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
フコク	4,000	1,310.00	5,240,000	
ニッタ	7,600	3,110.00	23,636,000	
クリエートメディック	1,900	900.00	1,710,000	
住友理工	14,500	862.00	12,499,000	
三ツ星ベルト	11,000	4,290.00	47,190,000	貸付株式数 1,100 株
バンドー化学	11,800	1,407.00	16,602,600	
AGC	76,800	5,274.00	405,043,200	
日本板硝子	38,300	629.00	24,090,700	
石塚硝子	900	1,571.00	1,413,900	貸付株式数 500 株
有沢製作所	12,100	1,108.00	13,406,800	貸付株式数 4,700 株
日本山村硝子	2,200	1,116.00	2,455,200	
日本電気硝子	30,700	2,619.00	80,403,300	
オハラ	3,600	1,613.00	5,806,800	貸付株式数 1,200 株
住友大阪セメント	10,600	3,701.00	39,230,600	
太平洋セメント	48,100	2,843.00	136,748,300	
リソルホールディングス	500	4,675.00	2,337,500	貸付株式数 200 株
日本ヒューム	6,500	775.00	5,037,500	
日本コンクリート	15,100	340.00	5,134,000	
三谷セキサン	3,200	5,120.00	16,384,000	
アジアパイルHD	11,700	610.00	7,137,000	
東海カーボン	63,400	1,248.00	79,123,200	貸付株式数 25,000 株
日本カーボン	4,300	4,445.00	19,113,500	
東洋炭素	4,700	5,090.00	23,923,000	
ノリタケ	3,700	5,210.00	19,277,000	
TOTO	49,800	4,458.00	222,008,400	
日本碍子	87,800	1,787.00	156,898,600	
日本特殊陶業	57,500	2,771.50	159,361,250	
ダントーホールディングス	4,100	711.00	2,915,100	貸付株式数 2,000 株
MARUWA	2,800	20,230.00	56,644,000	
品川リフラクトリーズ	2,100	5,130.00	10,773,000	
黒崎播磨	1,500	7,980.00	11,970,000	
ヨータイ	4,000	1,465.00	5,860,000	
東京窯業	5,300	332.00	1,759,600	貸付株式数 1,800 株
ニッカトー	2,600	644.00	1,674,400	貸付株式数 700 株
フジインコーポレーテッド	6,000	9,520.00	57,120,000	貸付株式数 2,300 株
クニミネ工業	1,700	964.00	1,638,800	貸付株式数 900 株
エアンドエーマテリアル	1,100	1,066.00	1,172,600	
ニチアス	19,200	2,874.00	55,180,800	
日本製鉄	346,500	2,989.00	1,035,688,500	
神戸製鋼所	155,000	1,294.00	200,570,000	貸付株式数 1,500 株
中山製鋼所	15,800	831.00	13,129,800	
合同製鐵	3,800	3,425.00	13,015,000	
JFEホールディングス	206,600	2,029.50	419,294,700	
東京製鐵	21,500	1,477.00	31,755,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
共英製鋼	8,700	2,079.00	18,087,300	
大和工業	12,600	5,967.00	75,184,200	
東京鐵鋼	3,600	2,838.00	10,216,800	貸付株式数 1,100 株
大阪製鐵	3,500	1,394.00	4,879,000	貸付株式数 1,200 株
淀川製鋼所	8,700	3,180.00	27,666,000	
中部鋼鈑	6,300	1,893.00	11,925,900	
丸一鋼管	23,300	3,303.00	76,959,900	
モリ工業	1,400	3,355.00	4,697,000	
大同特殊鋼	9,700	5,642.00	54,727,400	
日本高周波	2,000	337.00	674,000	貸付株式数 900 株
日本冶金工	5,600	4,065.00	22,764,000	
山陽特殊製鋼	7,600	2,880.00	21,888,000	
愛知製鋼	4,400	2,895.00	12,738,000	
日本金属	1,300	887.00	1,153,100	貸付株式数 400 株
大平洋金属	5,400	1,599.00	8,634,600	
新日本電工	45,700	286.00	13,070,200	
栗本鉄工所	3,600	2,023.00	7,282,800	
虹 技	700	1,199.00	839,300	貸付株式数 100 株
日本鑄鉄管	600	1,029.00	617,400	貸付株式数 300 株
日本製鋼所	20,900	3,038.00	63,494,200	
三菱製鋼	4,800	1,312.00	6,297,600	
日亜鋼業	6,000	314.00	1,884,000	貸付株式数 700 株
日本精線	1,000	4,640.00	4,640,000	貸付株式数 100 株
エンビプロHD	4,200	568.00	2,385,600	貸付株式数 1,900 株
大紀アルミニウム	10,900	1,354.00	14,758,600	
日本軽金属HD	20,700	1,429.00	29,580,300	
三井金属	22,300	3,589.00	80,034,700	
東邦亜鉛	4,500	1,702.00	7,659,000	
三菱マテリアル	51,200	2,601.50	133,196,800	
住友鉱山	89,700	4,927.00	441,951,900	
DOWAホールディングス	17,200	4,589.00	78,930,800	貸付株式数 4,800 株
古河機金	11,200	1,552.00	17,382,400	
エス・サイエンス	35,500	25.00	887,500	貸付株式数 15,200 株
大阪チタニウム	11,300	3,010.00	34,013,000	貸付株式数 4,500 株
東邦チタニウム	13,900	1,760.00	24,464,000	貸付株式数 5,500 株
UACJ	10,700	2,727.00	29,178,900	
CKサンエツ	1,800	4,240.00	7,632,000	貸付株式数 100 株
古河電工	25,900	2,502.50	64,814,750	貸付株式数 800 株
住友電工	268,400	1,767.00	474,262,800	
フジクラ	83,300	1,178.00	98,127,400	
SWCC	8,700	1,871.00	16,277,700	
タツタ電線	15,600	715.00	11,154,000	貸付株式数 900 株
カナレ電気	900	1,380.00	1,242,000	貸付株式数 300 株
平河ヒューテック	4,400	1,473.00	6,481,200	貸付株式数 1,600 株
いよぎんホールディング	87,700	746.80	65,494,360	貸付株式数 5,800 株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
しずおかフィナンシャルク	167,100	1,014.00	169,439,400	
ちゅうぎんフィナンシャ	62,200	860.20	53,504,440	
楽天銀行	25,600	1,834.00	46,950,400	
リョービ	8,300	1,907.00	15,828,100	
アーレステイ	6,600	686.00	4,527,600	
アサヒHD	31,000	1,936.00	60,016,000	
東洋製罐グループHD	46,300	2,138.50	99,012,550	
ホッカンホールディングス	4,100	1,378.00	5,649,800	貸付株式数 1,400 株
コロナ	4,400	892.00	3,924,800	
横河ブリッジHLDGS	9,800	2,422.00	23,735,600	
駒井ハルテック	1,000	1,851.00	1,851,000	
高田機工	500	2,755.00	1,377,500	
三和ホールディングス	71,600	1,836.50	131,493,400	
文化シヤッター	22,300	1,114.00	24,842,200	貸付株式数 8,900 株
三協立山	8,900	675.00	6,007,500	
アルインコ	6,000	993.00	5,958,000	貸付株式数 1,600 株
東洋シヤッター	1,400	621.00	869,400	貸付株式数 300 株
L I X I L	113,200	1,888.50	213,778,200	
日本ファイルコン	3,900	465.00	1,813,500	
ノーリツ	11,500	1,814.00	20,861,000	
長府製作所	8,000	2,484.00	19,872,000	
リンナイ	42,300	2,971.50	125,694,450	
ユニプレス	13,600	1,091.00	14,837,600	貸付株式数 1,500 株
ダイニチ工業	3,000	726.00	2,178,000	
日東精工	11,400	593.00	6,760,200	
三洋工業	700	1,898.00	1,328,600	貸付株式数 200 株
岡 部	12,300	789.00	9,704,700	貸付株式数 3,100 株
ジーテクト	8,700	1,473.00	12,815,100	
東 プ レ	13,800	1,521.00	20,989,800	
高周波熱錬	12,100	981.00	11,870,100	貸付株式数 2,600 株
東京製綱	4,600	1,112.00	5,115,200	
サンコール	5,300	519.00	2,750,700	
モリテックスチル	4,400	281.00	1,236,400	貸付株式数 2,300 株
パイオラックス	10,600	2,101.00	22,270,600	
エイチワン	7,900	710.00	5,609,000	
日本発条	68,700	1,018.00	69,936,600	
中央発条	5,700	713.00	4,064,100	
アドバネクス	700	973.00	681,100	貸付株式数 400 株
三浦工業	31,700	3,855.00	122,203,500	
タ ク マ	23,500	1,529.00	35,931,500	
テクノプロ・ホールディン グ	45,800	3,380.00	154,804,000	
アトラグループ	1,400	178.00	249,200	貸付株式数 600 株
インターワークス	1,500	333.00	499,500	貸付株式数 800 株
アイ・アールジャパンHD	4,000	1,611.00	6,444,000	貸付株式数 1,500 株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
Keepers 技研	4,800	5,080.00	24,384,000	貸付株式数 1,800 株
ファーストロジック	700	961.00	672,700	貸付株式数 200 株
三機サービス	900	1,073.00	965,700	貸付株式数 500 株
Gunosy	6,200	610.00	3,782,000	貸付株式数 2,400 株
デザインワン・ジャパン	1,500	175.00	262,500	貸付株式数 200 株
イー・ガーディアン	3,000	2,010.00	6,030,000	
リブセンス	2,800	259.00	725,200	貸付株式数 1,300 株
ジャパンマテリアル	23,600	2,398.00	56,592,800	
ベクトル	12,200	1,345.00	16,409,000	
ウチヤマホールディングス	2,500	315.00	787,500	貸付株式数 200 株
チャームケアコーポレーション	6,500	1,295.00	8,417,500	貸付株式数 2,500 株
キャリアリンク	2,800	2,923.00	8,184,400	貸付株式数 1,100 株
IBJ	4,700	650.00	3,055,000	貸付株式数 2,000 株
アサンテ	3,800	1,659.00	6,304,200	貸付株式数 400 株
バリューHR	6,700	1,402.00	9,393,400	貸付株式数 2,600 株
M&Aキャピタルパートナー	6,300	3,350.00	21,105,000	
ライドオンエクスプレスHD	2,700	1,028.00	2,775,600	貸付株式数 900 株
ERIホールディングス	1,500	1,338.00	2,007,000	
アビスト	900	3,110.00	2,799,000	貸付株式数 400 株
シグマクシス・ホールディング	11,700	1,243.00	14,543,100	
ウィルグループ	6,500	1,097.00	7,130,500	
エスクローAJ	7,600	143.00	1,086,800	貸付株式数 2,900 株
メドピア	6,900	993.00	6,851,700	貸付株式数 2,600 株
レアジョブ	1,100	961.00	1,057,100	貸付株式数 500 株
リクルートホールディングス	573,100	4,885.00	2,799,593,500	
エラン	10,200	820.00	8,364,000	
ツガミ	17,000	1,395.00	23,715,000	
オークマ	7,700	7,484.00	57,626,800	
芝浦機械	7,600	4,930.00	37,468,000	
アマダ	121,600	1,410.50	171,516,800	
アイダエンジニア	15,400	925.00	14,245,000	
TAKISAWA	1,500	1,217.00	1,825,500	貸付株式数 600 株
FUJI	33,200	2,573.50	85,440,200	貸付株式数 1,600 株
牧野フライス	8,400	5,550.00	46,620,000	貸付株式数 400 株
オーエスジー	36,400	2,016.50	73,400,600	
ダイジェット	600	866.00	519,600	貸付株式数 200 株
旭ダイヤモンド	21,200	822.00	17,426,400	
DMG森精機	46,100	2,574.00	118,661,400	貸付株式数 17,700 株
ソデイツク	21,200	709.00	15,030,800	
ディスコ	36,600	22,660.00	829,356,000	
日東工器	3,600	1,972.00	7,099,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日進工具	6,300	1,162.00	7,320,600	
パンチ工業	5,300	554.00	2,936,200	貸付株式数 2,000株
富士ダイス	2,700	684.00	1,846,800	貸付株式数 1,200株
土木管理総合試験	2,500	335.00	837,500	貸付株式数 100株
日本郵政	931,000	1,013.00	943,103,000	
ベルシステム24HLDGS	10,400	1,393.00	14,487,200	
鎌倉新書	8,800	723.00	6,362,400	貸付株式数 3,400株 (1,300株)
SMN	1,400	455.00	637,000	
一蔵	800	561.00	448,800	貸付株式数 400株
グローバルキッズCOMP	1,100	679.00	746,900	
エアトリ	5,600	2,722.00	15,243,200	貸付株式数 2,200株
アトラエ	4,700	743.00	3,492,100	
ストライク	3,300	3,330.00	10,989,000	
ソラスト	21,700	683.00	14,821,100	
セラク	2,300	1,497.00	3,443,100	
インソース	16,800	1,261.00	21,184,800	
豊田自動織機	55,000	9,837.00	541,035,000	
豊和工業	3,200	794.00	2,540,800	貸付株式数 1,200株
石川製作所	1,500	1,360.00	2,040,000	貸付株式数 700株
東洋機械金属	4,000	655.00	2,620,000	
津田駒工業	1,100	434.00	477,400	貸付株式数 500株
エンシュウ	1,200	701.00	841,200	貸付株式数 600株
島精機製作所	12,100	1,902.00	23,014,200	
オプトラン	11,200	2,445.00	27,384,000	
NCホールディングス	1,200	2,135.00	2,562,000	
イワキポンプ	5,000	1,434.00	7,170,000	
フリーー	8,000	1,047.00	8,376,000	貸付株式数 2,600株
ヤマシンフィルタ	18,200	312.00	5,678,400	
日阪製作所	7,300	878.00	6,409,400	
やまびこ	12,500	1,562.00	19,525,000	
野村マイクロ・サイエンス	2,600	6,560.00	17,056,000	
平田機工	3,600	8,290.00	29,844,000	
PEGASUS	8,400	564.00	4,737,600	貸付株式数 100株
マルマエ	3,400	1,766.00	6,004,400	貸付株式数 1,400株 (900株)
タツモ	4,100	2,610.00	10,701,000	
ナブテスコ	47,800	3,382.00	161,659,600	
三井海洋開発	9,500	1,418.00	13,471,000	
レオン自動機	8,000	1,455.00	11,640,000	
SMC	24,700	81,950.00	2,024,165,000	
ホソカワミクロン	5,400	2,945.00	15,903,000	
ユニオンツール	3,400	3,405.00	11,577,000	
オイレス工業	10,500	1,977.00	20,758,500	貸付株式数 4,000株
日精エーエスビー	3,000	4,070.00	12,210,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サトーホールディングス	10,900	1,934.00	21,080,600	
技研製作所	7,200	2,026.00	14,587,200	貸付株式数 1,300 株
日本エアータック	3,800	1,156.00	4,392,800	貸付株式数 1,200 株
カワタ	1,700	1,250.00	2,125,000	
日精樹脂工業	5,600	988.00	5,532,800	貸付株式数 200 株
オカダアイヨン	1,800	2,251.00	4,051,800	貸付株式数 800 株
ワイエイシイホールディングス	2,500	3,205.00	8,012,500	貸付株式数 1,100 株
小松製作所	356,300	3,865.00	1,377,099,500	
住友重機械	45,100	3,501.00	157,895,100	
日立建機	30,300	4,027.00	122,018,100	
日工	11,100	642.00	7,126,200	
巴工業	3,200	2,837.00	9,078,400	貸付株式数 1,200 株
井関農機	7,300	1,296.00	9,460,800	
TOWA	7,800	2,536.00	19,780,800	
丸山製作所	1,000	1,818.00	1,818,000	
北川鉄工所	3,000	1,184.00	3,552,000	
シンニッタン	6,400	247.00	1,580,800	貸付株式数 1,900 株
ローツェ	4,000	11,920.00	47,680,000	貸付株式数 1,500 株
タカキタ	1,600	441.00	705,600	貸付株式数 800 株
クボタ	402,600	2,204.00	887,330,400	
荏原実業	3,600	3,195.00	11,502,000	
東洋エンジニア	9,700	616.00	5,975,200	
三菱化工機	2,500	2,744.00	6,860,000	
月島ホールディングス	10,400	1,207.00	12,552,800	
帝国電機製作所	5,300	2,489.00	13,191,700	
東京機械	1,400	484.00	677,600	
新東工業	15,200	1,056.00	16,051,200	
渋谷工業	7,200	2,729.00	19,648,800	
アイチ コーポレーション	10,500	845.00	8,872,500	
小森コーポレーション	17,600	950.00	16,720,000	
鶴見製作所	5,800	2,592.00	15,033,600	
日本ギア工業	1,900	371.00	704,900	貸付株式数 800 株
酒井重工業	900	4,970.00	4,473,000	
荏原製作所	31,100	7,254.00	225,599,400	
石井鉄工所	700	2,470.00	1,729,000	貸付株式数 200 株
西島製作所	6,500	1,714.00	11,141,000	
北越工業	7,600	1,343.00	10,206,800	
ダイキン工業	90,800	29,575.00	2,685,410,000	
オルガノ	10,400	4,040.00	42,016,000	
トーヨーカネツ	2,900	3,485.00	10,106,500	
栗田工業	42,500	5,825.00	247,562,500	
椿本チエイン	10,800	3,695.00	39,906,000	
大同工業	2,400	728.00	1,747,200	貸付株式数 900 株
日機装	17,500	909.00	15,907,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
木村化工機	5,900	738.00	4,354,200	貸付株式数 2,200株
レイズネクスト	10,600	1,393.00	14,765,800	
アネスト岩田	13,000	1,132.00	14,716,000	貸付株式数 100株
ダイフク	117,700	3,052.00	359,220,400	
サムコ	2,000	6,440.00	12,880,000	貸付株式数 900株
加藤製作所	2,700	1,279.00	3,453,300	貸付株式数 1,000株
油研工業	900	2,010.00	1,809,000	
タダノ	40,200	1,135.00	45,627,000	貸付株式数 2,000株
フジテック	26,600	3,680.00	97,888,000	貸付株式数 10,200株
CKD	21,100	2,386.00	50,344,600	
平和	25,200	2,381.00	60,001,200	
理想科学工業	6,800	2,304.00	15,667,200	
SANKYO	14,900	5,819.00	86,703,100	
日本金銭機械	8,300	1,082.00	8,980,600	貸付株式数 3,200株
マースグループHLDGS	4,400	2,592.00	11,404,800	
フクシマガリレイ	5,600	5,660.00	31,696,000	
オーイズミ	2,200	485.00	1,067,000	貸付株式数 1,000株
ダイコク電機	4,100	2,937.00	12,041,700	貸付株式数 1,600株
竹内製作所	13,800	4,450.00	61,410,000	
アマノ	21,600	2,991.00	64,605,600	
JUKI	11,800	589.00	6,950,200	
サンデン	8,700	198.00	1,722,600	貸付株式数 4,200株
ジャノメ	7,800	604.00	4,711,200	
ブラザー工業	101,700	2,200.00	223,740,000	
マックス	9,400	2,499.00	23,490,600	
モリタホールディングス	13,200	1,543.00	20,367,600	
グローリー	18,300	2,839.50	51,962,850	
新晃工業	7,600	2,106.00	16,005,600	
大和冷機工業	11,600	1,395.00	16,182,000	貸付株式数 3,200株
セガサミーホールディングス	61,100	2,926.00	178,778,600	
日本ピストンリング	2,000	1,453.00	2,906,000	
リケン	3,000	2,859.00	8,577,000	
TPR	8,900	1,541.00	13,714,900	
ツバキ・ナカシマ	18,500	888.00	16,428,000	
ホシザキ	48,900	5,256.00	257,018,400	
大豊工業	6,500	853.00	5,544,500	
日本精工	139,700	897.80	125,422,660	
N T N	150,400	297.80	44,789,120	貸付株式数 42,500株
ジェイテクト	67,800	1,304.00	88,411,200	
不二越	5,600	4,045.00	22,652,000	
ミネベアミツミ	132,400	2,805.50	371,448,200	
日本トムソン	18,700	584.00	10,920,800	
THK	43,900	3,113.00	136,660,700	
ユーシン精機	5,900	706.00	4,165,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
前澤給装工業	5,300	1,121.00	5,941,300	貸付株式数 1,000株
イーグル工業	8,300	1,696.00	14,076,800	
前澤工業	3,300	754.00	2,488,200	
日本ピラー工業	7,100	4,625.00	32,837,500	
キッツ	27,900	1,105.00	30,829,500	
日立	369,800	8,908.00	3,294,178,400	
東芝	146,300	4,521.00	661,422,300	
三菱電機	785,900	2,043.50	1,605,986,650	
富士電機	46,300	6,391.00	295,903,300	
東洋電機製造	1,900	950.00	1,805,000	
安川電機	90,100	6,732.00	606,553,200	
シンフォニアテクノロジー	8,300	1,702.00	14,126,600	
明電舎	11,700	1,940.00	22,698,000	
オリジン	1,300	1,243.00	1,615,900	
山洋電気	3,300	7,710.00	25,443,000	
デンヨー	5,900	2,008.00	11,847,200	
PHCホールディングス	10,600	1,470.00	15,582,000	
ソシオネクスト	10,400	25,410.00	264,264,000	貸付株式数 4,100株
バイカレントコンサルティング	61,300	5,516.00	338,130,800	
ORCHESTRA HOLDINGS	1,600	1,290.00	2,064,000	
アイモバイル	3,400	1,157.00	3,933,800	貸付株式数 1,500株
キャリアインデックス	2,300	294.00	676,200	貸付株式数 200株
MS-Japan	1,900	1,021.00	1,939,900	貸付株式数 900株
船場	1,000	736.00	736,000	貸付株式数 200株
ジャパンエレベーターSHD	27,600	1,872.00	51,667,200	
フルテック	800	1,096.00	876,800	
グリーンズ	2,000	1,178.00	2,356,000	
ツナググループHLDGS	1,700	605.00	1,028,500	
GAMEWITH	1,900	384.00	729,600	貸付株式数 800株
MS&CONSULTING	700	609.00	426,300	貸付株式数 300株
ウェルビー	5,700	468.00	2,667,600	貸付株式数 2,200株
エル・ティー・エス	1,000	3,240.00	3,240,000	貸付株式数 300株
ミダックホールディングス	4,700	1,582.00	7,435,400	貸付株式数 1,800株
日総工産	6,000	913.00	5,478,000	貸付株式数 900株
キュービーネットHLDGS	3,700	1,408.00	5,209,600	
RPAホールディングス	10,300	417.00	4,295,100	
三桜工業	11,600	857.00	9,941,200	
マキタ	94,600	3,996.00	378,021,600	
東芝テック	11,300	4,240.00	47,912,000	
芝浦メカトロニクス	1,500	21,110.00	31,665,000	貸付株式数 200株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
マブチモーター	18,800	3,956.00	74,372,800	
ニデック	185,100	7,753.00	1,435,080,300	
ユーエムシーエレクトロニクス	5,500	614.00	3,377,000	
トレックス・セミコンダクター	3,600	2,289.00	8,240,400	貸付株式数 1,400株
東光高岳	4,500	2,126.00	9,567,000	
ダブル・スコープ	24,900	1,258.00	31,324,200	貸付株式数 9,800株
宮越ホールディングス	3,300	857.00	2,828,100	貸付株式数 1,100株
ダイヘン	6,800	5,680.00	38,624,000	
ヤーマン	13,100	1,047.00	13,715,700	貸付株式数 5,200株
JVCケンウッド	69,200	514.00	35,568,800	
ミマキエンジニアリング	7,200	803.00	5,781,600	
IPEX	4,300	1,421.00	6,110,300	貸付株式数 1,300株
大崎電気	18,000	559.00	10,062,000	
オムロン	69,700	9,218.00	642,494,600	
日東工業	10,200	3,465.00	35,343,000	
IDEC	11,200	3,245.00	36,344,000	
正興電機製作所	2,200	1,012.00	2,226,400	貸付株式数 300株
不二電機工業	1,200	1,156.00	1,387,200	貸付株式数 600株 (100株)
ジーエス・ユアサコーポ	25,000	2,840.50	71,012,500	
サクサホールディングス	1,200	1,806.00	2,167,200	
メルコホールディングス	1,900	3,195.00	6,070,500	
テクノメディカ	1,800	1,900.00	3,420,000	貸付株式数 500株
ダイヤモンドエレクトリックHD	2,500	768.00	1,920,000	貸付株式数 1,000株
日本電気	107,600	7,029.00	756,320,400	
富士通	75,800	19,085.00	1,446,643,000	
沖電気	34,400	888.00	30,547,200	
岩崎通信機	2,500	826.00	2,065,000	貸付株式数 200株
電気興業	3,100	2,278.00	7,061,800	
サンケン電気	7,100	12,830.00	91,093,000	
ナカヨ	900	1,156.00	1,040,400	貸付株式数 400株
アイホン	4,600	2,367.00	10,888,200	
ルネサスエレクトロニクス	496,100	2,672.50	1,325,827,250	貸付株式数 195,900株
セイコーエプソン	97,700	2,207.00	215,623,900	貸付株式数 38,500株
ワコム	57,900	616.00	35,666,400	貸付株式数 22,600株
アルバック	18,000	5,964.00	107,352,000	貸付株式数 7,100株
アクセル	2,200	1,585.00	3,487,000	貸付株式数 800株
EIZO	5,500	4,760.00	26,180,000	
ジャパンディスプレイ	61,700	39.00	2,406,300	
日本信号	17,100	1,074.00	18,365,400	
京三製作所	15,700	448.00	7,033,600	
能美防災	10,200	1,842.00	18,788,400	
ホーチキ	5,600	1,750.00	9,800,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
星和電機	2,300	481.00	1,106,300	貸付株式数 1,000株
エレコム	18,200	1,542.00	28,064,400	
パナソニック ホールディング	898,200	1,678.50	1,507,628,700	
シャープ	91,300	785.00	71,670,500	貸付株式数 36,100株
アンリツ	53,700	1,220.00	65,514,000	
富士通ゼネラル	21,500	3,249.00	69,853,500	
ソニーグループ	532,600	13,950.00	7,429,770,000	※
T D K	120,500	5,693.00	686,006,500	
帝国通信工業	3,600	1,624.00	5,846,400	
タムラ製作所	32,600	688.00	22,428,800	貸付株式数 1,500株
アルプスアルパイン	68,000	1,273.50	86,598,000	
池上通信機	1,800	629.00	1,132,200	貸付株式数 700株
日本電波工業	9,100	1,299.00	11,820,900	貸付株式数 3,600株
鈴木	4,000	990.00	3,960,000	
メイコー	8,400	2,734.00	22,965,600	
日本トリム	1,700	2,898.00	4,926,600	
ローランド ディー. ジー.	4,100	3,435.00	14,083,500	
フオスター電機	6,900	922.00	6,361,800	
S M K	1,800	2,321.00	4,177,800	
ヨコオ	6,100	1,742.00	10,626,200	
ティアック	10,300	120.00	1,236,000	
ホシデン	17,700	1,808.00	32,001,600	
ヒロセ電機	12,600	19,680.00	247,968,000	
日本航空電子	15,600	2,825.00	44,070,000	貸付株式数 6,100株
T O A	8,600	878.00	7,550,800	
マクセル	15,200	1,572.00	23,894,400	
古野電気	9,800	1,067.00	10,456,600	
スミダコーポレーション	6,900	1,320.00	9,108,000	
アイコム	2,900	2,980.00	8,642,000	貸付株式数 1,000株
リオン	3,200	1,842.00	5,894,400	
横河電機	83,200	2,745.50	228,425,600	
新電元工業	2,900	3,355.00	9,729,500	
アズビル	52,600	4,637.00	243,906,200	
東亜ディーケーケー	2,700	830.00	2,241,000	貸付株式数 1,100株
日本光電工業	34,700	3,937.00	136,613,900	
チノール	3,100	2,299.00	7,126,900	貸付株式数 1,100株
共和電業	5,400	352.00	1,900,800	
日本電子材料	5,100	1,708.00	8,710,800	
堀場製作所	16,800	8,256.00	138,700,800	
アドバンテスト	59,300	19,550.00	1,159,315,000	
小野測器	2,100	444.00	932,400	
エスペック	6,100	2,345.00	14,304,500	
キーエンス	75,300	70,970.00	5,344,041,000	※

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日置電機	3,900	9,110.00	35,529,000	
シスメックス	64,900	9,881.00	641,276,900	
日本マイクロニクス	12,400	1,865.00	23,126,000	
メガチップス	6,200	3,845.00	23,839,000	
OBARA GROUP	4,100	4,145.00	16,994,500	貸付株式数 1,600 株
IMAGICA GROUP	6,400	602.00	3,852,800	貸付株式数 2,400 株
澤藤電機	700	1,287.00	900,900	貸付株式数 300 株
デンソー	155,300	9,660.00	1,500,198,000	
原田工業	2,500	805.00	2,012,500	貸付株式数 700 株
コーセル	8,900	1,244.00	11,071,600	
イリソ電子工業	6,900	4,255.00	29,359,500	貸付株式数 2,700 株
オブテックスグループ	13,800	2,052.00	28,317,600	
千代田インテグレ	2,600	2,400.00	6,240,000	
レーザーテック	34,500	21,925.00	756,412,500	
スタンレー電気	53,600	3,024.00	162,086,400	
ウシオ電機	38,100	1,898.50	72,332,850	
岡谷電機	4,500	270.00	1,215,000	貸付株式数 1,900 株
ヘリオステクノH	5,300	610.00	3,233,000	貸付株式数 2,300 株
エノモト	1,500	1,681.00	2,521,500	貸付株式数 600 株
日本セラミック	7,700	2,607.00	20,073,900	
遠藤照明	2,600	1,183.00	3,075,800	
古河電池	5,500	1,060.00	5,830,000	
双信電機	2,300	357.00	821,100	貸付株式数 900 株
山一電機	6,600	2,283.00	15,067,800	
図研	6,600	3,625.00	23,925,000	
日本電子	18,900	5,309.00	100,340,100	
カシオ	56,300	1,208.00	68,010,400	貸付株式数 22,100 株
ファナック	369,600	5,207.00	1,924,507,200	
日本シイエムケイ	16,100	527.00	8,484,700	
エンプラス	2,200	5,940.00	13,068,000	
大真空	9,300	648.00	6,026,400	貸付株式数 3,500 株
ローム	34,800	13,450.00	468,060,000	
浜松ホトニクス	60,400	7,203.00	435,061,200	
三井ハイテック	7,800	9,320.00	72,696,000	貸付株式数 3,000 株
新光電気工業	26,700	5,716.00	152,617,200	
京セラ	117,000	7,972.00	932,724,000	
協栄産業	600	2,146.00	1,287,600	貸付株式数 200 株
太陽誘電	36,700	4,301.00	157,846,700	
村田製作所	228,400	8,520.00	1,945,968,000	
双葉電子工業	14,300	503.00	7,192,900	
日東電工	54,800	10,840.00	594,032,000	
北陸電気工業	2,200	1,221.00	2,686,200	
東海理化電機	21,200	2,130.00	45,156,000	
ニチコン	15,400	1,461.00	22,499,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本ケミコン	7,400	1,273.00	9,420,200	
K O A	11,400	1,785.00	20,349,000	貸付株式数 3,800株
三井E&S	21,700	485.00	10,524,500	
日立造船	62,400	918.00	57,283,200	貸付株式数 3,500株
三菱重工業	133,000	6,861.00	912,513,000	
川崎重工業	56,700	3,553.00	201,455,100	
I H I	47,900	3,926.00	188,055,400	
名村造船所	14,900	587.00	8,746,300	貸付株式数 7,200株
サノヤスホールディングス	7,700	131.00	1,008,700	貸付株式数 3,600株
スプリックス	1,900	779.00	1,480,100	貸付株式数 100株 (100株)
マネジメントソリューションズ	4,300	3,740.00	16,082,000	貸付株式数 1,600株
プロレド・パートナーズ	2,000	526.00	1,052,000	貸付株式数 600株
AND FACTORY	1,700	396.00	673,200	貸付株式数 600株
テノ.ホールディングス	700	678.00	474,600	貸付株式数 300株
フロンティア・マネジメント	2,600	1,203.00	3,127,800	
ピアラ	1,000	503.00	503,000	貸付株式数 400株
コプロ・ホールディングス	1,000	2,225.00	2,225,000	貸付株式数 100株
ギークス	800	763.00	610,400	貸付株式数 500株
アンビスホールディングス	8,200	3,080.00	25,256,000	
カーブスホールディングス	21,100	724.00	15,276,400	貸付株式数 6,100株
フォーラムエンジニアリング	4,500	1,168.00	5,256,000	
FAST FITNESS JAP	2,600	1,233.00	3,205,800	
日本車輛	2,900	2,058.00	5,968,200	貸付株式数 300株
三菱ロジスネクスト	11,900	1,239.00	14,744,100	
近畿車輛	800	1,462.00	1,169,600	貸付株式数 300株
一家ホールディングス	1,400	625.00	875,000	貸付株式数 600株
フルサト・マルカHD	7,900	2,462.00	19,449,800	貸付株式数 1,500株
ヤマエグループHD	4,500	2,912.00	13,104,000	
ジャパングラフトホールディング	1,800	558.00	1,004,400	貸付株式数 900株
F P G	25,100	1,195.00	29,994,500	
島根銀行	2,500	480.00	1,200,000	貸付株式数 800株
じもとホールディングス	5,500	383.00	2,106,500	貸付株式数 1,600株
全国保証	19,400	5,145.00	99,813,000	貸付株式数 4,300株
めぶきフィナンシャルG	367,800	340.90	125,383,020	
ジャパンインベストメントA	6,000	1,116.00	6,696,000	貸付株式数 2,400株
東京きらぼしFG	9,500	3,130.00	29,735,000	
九州フィナンシャルG	130,200	546.10	71,102,220	
かんぽ生命保険	90,000	2,127.00	191,430,000	
ゆうちょ銀行	207,300	1,088.50	225,646,050	貸付株式数 1,700株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
あんしん保証	2,800	307.00	859,600	貸付株式数 1,100株
富山第一銀行	24,500	680.00	16,660,000	貸付株式数 8,800株
コンコルディア・フィナンシャル	397,700	546.50	217,343,050	
ジェイリース	1,900	2,148.00	4,081,200	
西日本フィナンシャルHD	46,000	1,198.00	55,108,000	
イントラスト	2,200	940.00	2,068,000	
日本モーゲージサービス	3,400	568.00	1,931,200	貸付株式数 1,200株
C a s a	2,400	877.00	2,104,800	貸付株式数 700株
アルヒ	9,000	1,003.00	9,027,000	貸付株式数 3,600株
プレミアグループ	12,600	1,624.00	20,462,400	
日産自動車	1,069,800	542.70	580,580,460	
いすゞ自動車	219,000	1,809.00	396,171,000	
トヨタ自動車	4,134,200	2,320.50	9,593,411,100	
日野自動車	96,900	624.30	60,494,670	
三菱自動車工業	293,700	489.80	143,854,260	貸付株式数 110,600株
エフテック	4,100	958.00	3,927,800	
レシップホールディングス	2,300	503.00	1,156,900	貸付株式数 1,100株
GMB	1,100	2,130.00	2,343,000	貸付株式数 400株
ファルテック	900	615.00	553,500	貸付株式数 200株
武蔵精密工業	18,500	1,811.00	33,503,500	貸付株式数 2,400株
日産車体	13,100	871.00	11,410,100	貸付株式数 5,100株
新明和工業	23,300	1,340.00	31,222,000	
極東開発工業	12,400	1,749.00	21,687,600	
トピー工業	6,000	2,168.00	13,008,000	
ティラド	1,900	1,796.00	3,412,400	
タチエス	11,900	1,503.00	17,885,700	
N O K	29,200	2,054.50	59,991,400	貸付株式数 11,500株
フタバ産業	20,300	499.00	10,129,700	
K Y B	7,300	4,780.00	34,894,000	
市光工業	10,800	566.00	6,112,800	
大同メタル工業	14,800	494.00	7,311,200	
プレス工業	33,700	596.00	20,085,200	
ミクニ	6,600	413.00	2,725,800	
太平洋工業	17,500	1,309.00	22,907,500	
河西工業	7,700	152.00	1,170,400	貸付株式数 2,200株
アイシン	58,000	4,404.00	255,432,000	
マ ツ ダ	249,100	1,385.00	345,003,500	
今仙電機製作所	3,700	635.00	2,349,500	
本田技研	612,100	4,511.00	2,761,183,100	※
スズキ	138,300	5,100.00	705,330,000	
S U B A R U	238,300	2,692.00	641,503,600	
安永	2,500	923.00	2,307,500	貸付株式数 1,200株
ヤマハ発動機	118,400	3,990.00	472,416,000	貸付株式数 35,400株
小糸製作所	90,600	2,848.00	258,028,800	貸付株式数 11,100株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
T B K	6,300	361.00	2,274,300	
エクセディ	12,400	2,290.00	28,396,000	
ミツバ	13,900	803.00	11,161,700	
豊田合成	22,000	2,584.00	56,848,000	
愛三工業	12,300	1,126.00	13,849,800	
盟和産業	800	978.00	782,400	貸付株式数 300株
日本プラスト	4,600	438.00	2,014,800	
ヨロズ	7,300	896.00	6,540,800	貸付株式数 2,700株
エフ・シー・シー	13,400	1,823.00	24,428,200	
新家工業	1,300	2,254.00	2,930,200	
シマノ	30,800	23,235.00	715,638,000	
テイ・エス テック	34,400	1,932.50	66,478,000	
33FG	6,500	1,539.00	10,003,500	
第四北越フィナンシャルG	11,500	3,070.00	35,305,000	
ひろぎんHLDGS	96,600	790.90	76,400,940	
マーキュリアホールディングス	3,300	747.00	2,465,100	貸付株式数 1,300株
おきなわFG	7,100	2,099.00	14,902,900	
ダイレクトマーケティングミクス	9,300	885.00	8,230,500	
ポピンズ	1,100	1,564.00	1,720,400	
LITALICO	6,000	2,507.00	15,042,000	
十六FG	9,600	3,020.00	28,992,000	
北國FHD	8,300	4,215.00	34,984,500	貸付株式数 2,200株
ネットプロHD	24,500	367.00	8,991,500	貸付株式数 9,400株
プロクレアホールディングス	9,000	2,050.00	18,450,000	
あいちフィナンシャルグル	10,300	2,179.00	22,443,700	
ジャムコ	3,100	1,374.00	4,259,400	貸付株式数 1,600株
小野建	7,700	1,600.00	12,320,000	
はるやまHLDGS	2,600	476.00	1,237,600	貸付株式数 1,100株
南陽	1,200	2,182.00	2,618,400	貸付株式数 500株
ノジマ	26,000	1,390.00	36,140,000	
佐鳥電機	3,800	1,732.00	6,581,600	
カップ・クリエイト	12,400	1,515.00	18,786,000	貸付株式数 4,900株
エコートレーディング	1,200	789.00	946,800	
伯東	4,500	5,170.00	23,265,000	貸付株式数 1,300株
コンドーテック	6,300	1,126.00	7,093,800	貸付株式数 2,200株
中山福	3,200	342.00	1,094,400	
ライトオン	4,600	568.00	2,612,800	貸付株式数 1,900株
ナガイレーベン	9,900	2,288.00	22,651,200	貸付株式数 200株
三菱食品	7,300	3,600.00	26,280,000	
良品計画	87,100	1,395.00	121,504,500	
パリミキホールディングス	7,800	327.00	2,550,600	
松田産業	6,100	2,210.00	13,481,000	
第一興商	30,800	2,569.00	79,125,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
メディパルHD	76,200	2,358.50	179,717,700	
アドヴァングループ	7,500	951.00	7,132,500	
SPK	3,500	1,761.00	6,163,500	
萩原電気HLDGS	3,000	3,125.00	9,375,000	
アルビス	2,600	2,384.00	6,198,400	
アズワン	11,300	5,893.00	66,590,900	
スズデン	2,700	2,257.00	6,093,900	
尾家産業	1,400	1,236.00	1,730,400	貸付株式数 300株
シモジマ	5,500	1,125.00	6,187,500	貸付株式数 200株
ドウシシャ	8,300	2,257.00	18,733,100	
小津産業	1,400	1,595.00	2,233,000	貸付株式数 600株
コナカ	7,300	363.00	2,649,900	
高速	4,200	2,084.00	8,752,800	
ハウス ローゼ	800	1,601.00	1,280,800	
G-7ホールディングス	10,000	1,272.00	12,720,000	
たけびし	3,000	1,707.00	5,121,000	
イオン北海道	11,800	857.00	10,112,600	貸付株式数 4,600株
コジマ	13,200	568.00	7,497,600	貸付株式数 5,200株
ヒマラヤ	1,900	940.00	1,786,000	貸付株式数 900株
コーナン商事	10,800	3,505.00	37,854,000	
ネットワンシステムズ	28,100	3,405.00	95,680,500	
エコス	2,900	1,871.00	5,425,900	貸付株式数 1,000株
ワタミ	9,500	896.00	8,512,000	貸付株式数 2,500株
マルシェ	2,000	259.00	518,000	貸付株式数 800株
リックス	1,300	2,944.00	3,827,200	
システムソフト	27,000	76.00	2,052,000	貸付株式数 1,500株
パンパシフィックHD	160,900	2,518.00	405,146,200	
丸文	7,000	1,307.00	9,149,000	
西松屋チェーン	17,500	1,644.00	28,770,000	貸付株式数 5,600株
ゼンショーホールディングス	43,500	6,179.00	268,786,500	
ハピネット	6,700	2,101.00	14,076,700	
幸楽苑ホールディングス	5,100	1,000.00	5,100,000	貸付株式数 900株
ハークスレイ	2,100	615.00	1,291,500	
橋本総業HLDGS	3,100	1,215.00	3,766,500	貸付株式数 1,100株
日本ライフライン	23,500	1,079.00	25,356,500	
サイゼリヤ	11,700	3,610.00	42,237,000	貸付株式数 4,600株
タカショー	6,900	665.00	4,588,500	貸付株式数 2,600株
VTホールディングス	30,200	521.00	15,734,200	
アルゴグラフィックス	6,900	4,050.00	27,945,000	
魚力	2,500	2,175.00	5,437,500	貸付株式数 800株
IDOM	24,000	885.00	21,240,000	
日本エム・ディ・エム	4,600	980.00	4,508,000	
ポプラ	1,700	187.00	317,900	貸付株式数 700株
フジ・コーポレーション	4,800	1,511.00	7,252,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ユナイテッドアローズ	8,500	2,411.00	20,493,500	貸付株式数 1,000株
進和	4,800	2,225.00	10,680,000	貸付株式数 1,500株
エスケイジャパン	1,500	547.00	820,500	
ダイトロン	3,100	3,090.00	9,579,000	
ハイデイ日高	11,800	2,353.00	27,765,400	貸付株式数 3,000株
シークス	11,400	1,578.00	17,989,200	貸付株式数 4,100株
YU-WA CREATION H	3,600	195.00	702,000	
コロワイド	36,700	1,991.00	73,069,700	貸付株式数 14,300株
ピーシーデポコーポ	8,700	479.00	4,167,300	
田中商事	1,700	634.00	1,077,800	貸付株式数 300株
オーハシテクニカ	3,800	1,592.00	6,049,600	
壺番屋	6,200	5,360.00	33,232,000	貸付株式数 1,600株
白銅	2,800	2,380.00	6,664,000	貸付株式数 1,100株
トップカルチャー	2,000	188.00	376,000	貸付株式数 800株
PLANT	1,400	694.00	971,600	
スギホールディングス	16,000	6,004.00	96,064,000	
ダイコー通産	600	1,117.00	670,200	貸付株式数 200株
薬王堂ホールディングス	4,500	2,578.00	11,601,000	
島津製作所	91,700	4,565.00	418,610,500	
J M S	7,000	566.00	3,962,000	
クボテック	1,300	224.00	291,200	貸付株式数 700株
長野計器	5,400	1,938.00	10,465,200	
ブイ・テクノロジー	3,600	2,502.00	9,007,200	
スター精密	14,400	1,834.00	26,409,600	
東京計器	5,700	1,299.00	7,404,300	貸付株式数 2,200株
愛知時計	2,900	1,646.00	4,773,400	
インターアクション	3,600	1,438.00	5,176,800	貸付株式数 1,400株
オーバル	5,100	411.00	2,096,100	貸付株式数 2,200株
東京精密	16,500	7,010.00	115,665,000	
マニー	30,200	1,640.50	49,543,100	貸付株式数 10,300株
ニコン	108,900	1,750.50	190,629,450	
トプコン	39,600	2,095.50	82,981,800	
オリンパス	463,500	2,250.00	1,042,875,000	
理研計器	4,700	5,410.00	25,427,000	貸付株式数 2,100株
SCREENホールディングス	12,900	16,245.00	209,560,500	
キャノン電子	8,200	1,921.00	15,752,200	
タムロン	5,600	3,755.00	21,028,000	
HOYA	160,800	17,945.00	2,885,556,000	
シード	2,900	549.00	1,592,100	貸付株式数 1,500株
ノーリツ鋼機	7,200	2,288.00	16,473,600	
A&Dホロンホールディングス	10,900	1,736.00	18,922,400	
朝日インテック	84,200	2,820.00	237,444,000	
キャノン	413,100	3,610.00	1,491,291,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
リコー	188,800	1,261.50	238,171,200	
シチズン時計	82,700	861.00	71,204,700	貸付株式数 32,600株
リズム	1,800	1,609.00	2,896,200	
大研医器	4,300	514.00	2,210,200	貸付株式数 600株
メニコン	25,900	2,517.50	65,203,250	
シンシア	500	556.00	278,000	貸付株式数 200株
KYORITSU	9,000	139.00	1,251,000	
中本パックス	1,800	1,622.00	2,919,600	貸付株式数 100株
スノーピーク	12,900	1,860.00	23,994,000	貸付株式数 5,000株 (100株)
パラマウントベッドHD	17,400	2,452.00	42,664,800	
トランザクション	4,900	1,709.00	8,374,100	貸付株式数 400株
粧美堂	1,600	381.00	609,600	貸付株式数 600株
ニホンフラッシュ	7,000	978.00	6,846,000	
前田工織	6,300	3,120.00	19,656,000	貸付株式数 2,400株
永大産業	6,100	209.00	1,274,900	貸付株式数 1,200株
アートネイチャー	7,700	766.00	5,898,200	
バンダイナムコHLDGS	206,300	3,493.00	720,605,900	
アイフィスジャパン	1,600	620.00	992,000	貸付株式数 400株
SHOEI	17,000	2,605.00	44,285,000	
フランスベッドHLDGS	9,700	1,121.00	10,873,700	貸付株式数 3,400株
マーベラス	12,100	667.00	8,070,700	
パイロットコーポレーション	11,800	4,488.00	52,958,400	
萩原工業	5,100	1,425.00	7,267,500	貸付株式数 1,600株
エイベックス	12,700	1,507.00	19,138,900	貸付株式数 4,500株
フジシールインターナショナル	15,300	1,531.00	23,424,300	
タカラトミー	34,600	1,767.00	61,138,200	
広済堂ホールディングス	3,900	2,126.00	8,291,400	貸付株式数 1,400株
エステールホールディングス	1,300	614.00	798,200	貸付株式数 700株
レック	10,700	815.00	8,720,500	
タカノ	2,100	726.00	1,524,600	貸付株式数 1,000株
三光合成	9,400	572.00	5,376,800	
プロネクサス	6,400	978.00	6,259,200	
ホクシン	5,000	133.00	665,000	貸付株式数 2,000株
ウッドワン	1,900	1,147.00	2,179,300	貸付株式数 100株
大建工業	4,600	2,320.00	10,672,000	
きもと	8,800	192.00	1,689,600	
凸版印刷	98,500	3,095.00	304,857,500	
大日本印刷	82,200	4,048.00	332,745,600	
共同印刷	2,100	3,030.00	6,363,000	
NISSHA	14,200	1,570.00	22,294,000	
光村印刷	500	1,194.00	597,000	貸付株式数 200株
藤森工業	6,000	3,415.00	20,490,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ヴィア・ホールディングス	9,500	83.00	788,500	貸付株式数 3,500株
TAKARA & COMPANY	4,900	2,282.00	11,181,800	
前澤化成工業	5,000	1,631.00	8,155,000	貸付株式数 1,900株
未来工業	2,700	2,643.00	7,136,100	
アシックス	69,500	4,344.00	301,908,000	
ツ ツ ミ	1,300	2,158.00	2,805,400	貸付株式数 600株
ウェーブロックHLDGS	1,700	573.00	974,100	貸付株式数 1,200株
ジェイ エス ピー	5,400	1,812.00	9,784,800	貸付株式数 1,400株
ニ チ ハ	9,500	3,150.00	29,925,000	
ローランド	5,500	4,300.00	23,650,000	
エフピコ	14,200	2,940.00	41,748,000	
小松ウオール工業	2,700	2,579.00	6,963,300	
ヤマハ	47,500	5,834.00	277,115,000	
河合楽器	2,000	3,250.00	6,500,000	
クリナップ	8,900	693.00	6,167,700	
ビジョン	48,000	2,055.50	98,664,000	
天馬	6,500	2,724.00	17,706,000	
キングジム	6,600	916.00	6,045,600	貸付株式数 2,600株
象印マホービン	22,600	1,764.00	39,866,400	貸付株式数 6,700株
リンテック	15,100	2,250.50	33,982,550	
信越ポリマー	14,000	1,439.00	20,146,000	
東 リ	13,200	314.00	4,144,800	貸付株式数 3,200株
イトーキ	15,400	952.00	14,660,800	
任 天 堂	475,400	6,225.00	2,959,365,000	
三菱鉛筆	10,600	1,719.00	18,221,400	
松 風	3,400	2,251.00	7,653,400	貸付株式数 1,200株
タカラスタンダード	13,800	1,784.00	24,619,200	
コ ク ヨ	36,100	1,920.00	69,312,000	
ナカバヤシ	8,000	485.00	3,880,000	貸付株式数 600株
ニ フ コ	27,200	4,097.00	111,438,400	
立川ブラインド	3,500	1,283.00	4,490,500	
グローブライド	6,100	2,237.00	13,645,700	
オカムラ	22,500	1,970.00	44,325,000	
バルカー	6,300	3,890.00	24,507,000	
MUTOHホールディングス	800	1,715.00	1,372,000	
伊 藤 忠	490,900	5,613.00	2,755,421,700	
丸 紅	621,600	2,403.00	1,493,704,800	
スクロール	11,800	916.00	10,808,800	貸付株式数 1,600株
高 島	1,000	3,535.00	3,535,000	
ヨンドシーホールディングス	6,900	1,787.00	12,330,300	貸付株式数 2,500株
三陽商会	2,300	1,547.00	3,558,100	貸付株式数 500株
長瀬産業	36,400	2,417.50	87,997,000	
ナイガイ	1,900	281.00	533,900	貸付株式数 900株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
蝶理	4,200	2,775.00	11,655,000	
豊田通商	69,800	7,238.00	505,212,400	
オンワードホールディングス	49,300	377.00	18,586,100	
三共生興	11,400	563.00	6,418,200	
兼松	30,800	1,984.00	61,107,200	
美津濃	7,500	3,820.00	28,650,000	
ツカモトコーポレーション	900	1,349.00	1,214,100	貸付株式数 400株
ルックホールディングス	1,700	2,364.00	4,018,800	貸付株式数 800株
三井物産	565,400	5,446.00	3,079,168,400	
日本紙パルプ	4,200	5,050.00	21,210,000	
東京エレクトロン	159,400	20,300.00	3,235,820,000	
カメイ	8,500	1,426.00	12,121,000	
東都水産	300	6,470.00	1,941,000	
OUGホールディングス	900	2,441.00	2,196,900	
スターゼン	6,200	2,356.00	14,607,200	
セイコーグループ	11,700	2,578.00	30,162,600	
山善	21,300	1,115.00	23,749,500	
椿本興業	1,300	3,970.00	5,161,000	貸付株式数 500株
住友商事	493,300	3,049.00	1,504,071,700	
BIPROGY	27,800	3,564.00	99,079,200	
内田洋行	3,200	5,700.00	18,240,000	
三菱商事	492,700	6,792.00	3,346,418,400	
第一実業	2,800	5,800.00	16,240,000	
キヤノンマーケティングJPN	18,400	3,614.00	66,497,600	
西華産業	3,100	2,018.00	6,255,800	
佐藤商事	5,500	1,440.00	7,920,000	
菱洋エレクトロ	6,800	3,535.00	24,038,000	貸付株式数 1,500株
東京産業	7,200	887.00	6,386,400	
ユアサ商事	7,200	4,470.00	32,184,000	
神鋼商事	2,000	5,680.00	11,360,000	
トルク	3,200	267.00	854,400	
阪和興業	14,300	4,635.00	66,280,500	
正栄食品	5,300	4,255.00	22,551,500	貸付株式数 2,000株
カナデン	5,200	1,303.00	6,775,600	貸付株式数 2,200株
RYODEN	6,300	2,101.00	13,236,300	貸付株式数 2,400株
ニプロ	62,700	1,027.50	64,424,250	貸付株式数 24,800株
岩谷産業	18,100	7,507.00	135,876,700	
ナイス	2,500	1,485.00	3,712,500	
ニチモウ	800	3,625.00	2,900,000	
極東貿易	4,700	1,680.00	7,896,000	貸付株式数 400株
アステナホールディングス	13,600	453.00	6,160,800	貸付株式数 5,100株
三愛オブリ	21,100	1,507.00	31,797,700	
稲畑産業	16,000	3,235.00	51,760,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
G S I クレオス	4,600	1,909.00	8,781,400	貸付株式数 1,800株
明和産業	10,500	678.00	7,119,000	
クワザワホールディングス	1,900	453.00	860,700	貸付株式数 1,000株
ゴールドウイン	13,400	13,520.00	181,168,000	
ユニ・チャーム	157,200	5,388.00	846,993,600	
デザート	13,000	4,150.00	53,950,000	
キング	2,500	598.00	1,495,000	貸付株式数 200株
ワキタ	14,500	1,308.00	18,966,000	
ヤマトインターナショナル	4,600	277.00	1,274,200	貸付株式数 2,300株
東邦ホールディングス	19,800	2,572.00	50,925,600	貸付株式数 7,800株
サンゲツ	19,900	2,413.00	48,018,700	
ミツウロコグループ	10,200	1,366.00	13,933,200	
シナネンホールディングス	2,600	3,825.00	9,945,000	
伊藤忠エネクス	19,800	1,229.00	24,334,200	
サンリオ	22,500	5,836.00	131,310,000	
サンワテクノス	4,000	2,410.00	9,640,000	
リョーサン	8,400	4,050.00	34,020,000	
新光商事	10,600	1,230.00	13,038,000	
トーホー	3,400	2,944.00	10,009,600	貸付株式数 1,300株
三信電気	3,200	2,147.00	6,870,400	
東陽テクニカ	8,100	1,422.00	11,518,200	
モスフードサービス	11,800	3,195.00	37,701,000	貸付株式数 1,300株
加賀電子	6,500	6,100.00	39,650,000	
三益半導体	6,100	3,130.00	19,093,000	
都築電気	3,900	1,864.00	7,269,600	
ソーダニツカ	4,500	796.00	3,582,000	
立花エレクトック	5,800	2,917.00	16,918,600	貸付株式数 2,000株
木曽路	12,100	2,382.00	28,822,200	貸付株式数 4,700株
S R S ホールディングス	13,000	946.00	12,298,000	貸付株式数 5,200株
千趣会	14,500	418.00	6,061,000	貸付株式数 5,800株
タカキュー	4,200	74.00	310,800	貸付株式数 2,100株
リテールパートナーズ	11,700	1,680.00	19,656,000	貸付株式数 3,800株
ケーヨー	13,000	823.00	10,699,000	
上新電機	7,200	1,940.00	13,968,000	
日本瓦斯	42,700	1,979.50	84,524,650	
ロイヤルホールディングス	15,300	2,689.00	41,141,700	貸付株式数 6,000株
東天紅	500	770.00	385,000	貸付株式数 100株
いなげや	7,600	1,545.00	11,742,000	貸付株式数 2,900株
チヨダ	7,500	861.00	6,457,500	貸付株式数 1,300株
ライフコーポレーション	7,000	3,020.00	21,140,000	
リンガーハット	10,200	2,443.00	24,918,600	貸付株式数 4,000株 (200株)
M r M a x HD	11,100	621.00	6,893,100	貸付株式数 600株
テンアライド	6,900	254.00	1,752,600	貸付株式数 3,100株
A O K I ホールディングス	14,800	834.00	12,343,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
オークワ	13,000	861.00	11,193,000	貸付株式数 500株
コメリ	12,100	2,959.00	35,803,900	
青山商事	17,000	1,261.00	21,437,000	貸付株式数 100株
しまむら	9,400	13,335.00	125,349,000	
はせがわ	2,900	337.00	977,300	
高島屋	60,000	1,885.00	113,100,000	貸付株式数 23,700株
松屋	13,500	1,171.00	15,808,500	貸付株式数 1,700株
エイチ・ツー・オーリテイリング	38,700	1,468.00	56,811,600	貸付株式数 5,100株
近鉄百貨店	3,400	2,541.00	8,639,400	貸付株式数 900株
丸井グループ	58,700	2,443.50	143,433,450	
クレディセゾン	47,100	2,087.00	98,297,700	
アクシアルリテイリング	5,400	3,555.00	19,197,000	貸付株式数 1,700株
井筒屋	2,900	359.00	1,041,100	貸付株式数 1,300株
イオン	270,000	2,796.00	754,920,000	
イズミ	12,100	3,399.00	41,127,900	貸付株式数 1,300株
フオーバル	3,100	1,061.00	3,289,100	貸付株式数 800株
平和堂	13,300	2,121.00	28,209,300	貸付株式数 5,200株
フジ	12,200	1,824.00	22,252,800	貸付株式数 3,300株
ヤオコー	9,000	7,159.00	64,431,000	貸付株式数 1,200株
ゼビオホールディングス	10,900	1,115.00	12,153,500	
ケーズホールディングス	56,400	1,241.00	69,992,400	
PALTAC	12,500	5,185.00	64,812,500	
三谷産業	13,700	316.00	4,329,200	
OLYMPICグループ	2,300	543.00	1,248,900	貸付株式数 900株
日産東京販売HD	7,800	346.00	2,698,800	
SBI新生銀行	17,100	2,815.00	48,136,500	
あおぞら銀行	46,800	2,630.50	123,107,400	貸付株式数 18,400株
三菱UFJフィナンシャルG	4,644,100	989.90	4,597,194,590	※
りそなホールディングス	937,500	663.00	621,562,500	
三井住友トラストHD	134,700	5,045.00	679,561,500	
三井住友フィナンシャルG	541,800	5,865.00	3,177,657,000	※
千葉銀行	206,600	863.10	178,316,460	
群馬銀行	143,400	514.00	73,707,600	
武蔵野銀行	9,600	2,106.00	20,217,600	
千葉興業銀行	13,400	552.00	7,396,800	
筑波銀行	33,300	199.00	6,626,700	
七十七銀行	23,600	2,401.00	56,663,600	
秋田銀行	4,900	1,662.00	8,143,800	
山形銀行	8,200	1,070.00	8,774,000	
岩手銀行	5,200	2,016.00	10,483,200	
東邦銀行	57,900	227.00	13,143,300	
東北銀行	2,900	1,000.00	2,900,000	
ふくおかフィナンシャルG	59,200	2,742.50	162,356,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
スルガ銀行	63,000	507.00	31,941,000	
八十二銀行	159,100	616.30	98,053,330	貸付株式数 35,500 株
山梨中央銀行	7,600	1,151.00	8,747,600	
大垣共立銀行	14,200	1,817.00	25,801,400	
福井銀行	6,700	1,421.00	9,520,700	
清水銀行	3,000	1,420.00	4,260,000	
富山銀行	900	1,631.00	1,467,900	
滋賀銀行	12,200	2,704.00	32,988,800	
南都銀行	11,100	2,369.00	26,295,900	
百五銀行	69,100	407.00	28,123,700	
京都銀行	23,500	7,140.00	167,790,000	
紀陽銀行	26,500	1,457.00	38,610,500	貸付株式数 6,000 株
ほくほくフィナンシャルG	46,900	1,150.00	53,935,000	
山陰合同銀行	46,400	797.00	36,980,800	
鳥取銀行	1,900	1,133.00	2,152,700	
百十四銀行	6,800	1,754.00	11,927,200	
四国銀行	11,900	840.00	9,996,000	
阿波銀行	10,500	1,959.00	20,569,500	
大分銀行	4,400	2,096.00	9,222,400	
宮崎銀行	4,900	2,274.00	11,142,600	
佐賀銀行	4,300	1,609.00	6,918,700	
琉球銀行	17,300	901.00	15,587,300	
セブン銀行	265,000	287.10	76,081,500	
みずほフィナンシャルG	1,072,300	2,129.50	2,283,462,850	
高知銀行	2,000	670.00	1,340,000	貸付株式数 200 株
山口フィナンシャルG	81,300	907.00	73,739,100	
芙蓉総合リース	6,800	10,830.00	73,644,000	
みずほリース	11,000	4,520.00	49,720,000	
東京センチュリー	13,800	5,353.00	73,871,400	
SBIホールディングス	107,500	2,835.00	304,762,500	
日本証券金融	27,200	1,179.00	32,068,800	
アイフル	122,900	343.00	42,154,700	
日本アジア投資	4,500	228.00	1,026,000	
名古屋銀行	4,900	3,270.00	16,023,000	
北洋銀行	111,900	270.00	30,213,000	
大光銀行	1,900	1,052.00	1,998,800	貸付株式数 600 株
愛媛銀行	10,000	796.00	7,960,000	
トマト銀行	1,900	1,010.00	1,919,000	貸付株式数 500 株
京葉銀行	34,300	532.00	18,247,600	
栃木銀行	34,100	246.00	8,388,600	
北日本銀行	2,600	1,971.00	5,124,600	貸付株式数 300 株
東和銀行	14,300	525.00	7,507,500	
福島銀行	6,700	208.00	1,393,600	
大東銀行	2,300	622.00	1,430,600	貸付株式数 500 株
リコーリース	7,000	4,045.00	28,315,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
イオンフィナンシャルサービス	42,800	1,279.00	54,741,200	
アコム	131,600	336.70	44,309,720	
ジャックス	7,900	4,805.00	37,959,500	
オリコ	19,300	1,110.00	21,423,000	
オリックス	487,000	2,529.50	1,231,866,500	
三菱HCキャピタル	289,300	801.90	231,989,670	
ジャフコグループ	24,900	1,843.50	45,903,150	
九州リースサービス	2,700	876.00	2,365,200	貸付株式数 1,200株
トモニホールディングス	60,200	359.00	21,611,800	
大和証券G本社	530,500	729.80	387,158,900	
野村ホールディングス	1,365,200	550.20	751,133,040	
岡三証券グループ	64,300	483.00	31,056,900	貸付株式数 20,900株
丸三証券	25,500	451.00	11,500,500	貸付株式数 1,600株
東洋証券	24,300	309.00	7,508,700	
東海東京HD	80,600	388.00	31,272,800	
光世証券	1,300	465.00	604,500	貸付株式数 200株
水戸証券	19,600	317.00	6,213,200	
いちよし証券	14,000	609.00	8,526,000	
松井証券	44,100	815.00	35,941,500	
SOMP Oホールディングス	127,300	6,487.00	825,795,100	
日本取引所グループ	208,500	2,561.50	534,072,750	
マネックスG	80,000	527.00	42,160,000	
極東証券	9,200	655.00	6,026,000	
岩井コスモホールディング	8,300	1,465.00	12,159,500	
アイザワ証券グループ	10,600	828.00	8,776,800	
フィデアホール	7,800	1,308.00	10,202,400	
池田泉州HD	96,300	236.00	22,726,800	
アニコムホールディングス	25,300	599.00	15,154,700	
MS&AD	150,900	5,223.00	788,150,700	
マネーパートナーズGP	5,900	264.00	1,557,600	
スパークス・グループ	8,300	1,589.00	13,188,700	
小林洋行	2,400	231.00	554,400	貸付株式数 100株
第一生命HLDGS	362,400	2,635.00	954,924,000	
東京海上HD	732,900	3,361.00	2,463,276,900	
アドバンテッジリスクマネ	2,900	610.00	1,769,000	貸付株式数 200株
イー・ギャランティ	12,000	1,917.00	23,004,000	
アサックス	2,600	625.00	1,625,000	貸付株式数 1,300株
NECキャピタルソリューション	3,600	2,999.00	10,796,400	
T&Dホールディングス	199,100	2,015.00	401,186,500	
アドバンスクリエイト	4,200	1,185.00	4,977,000	貸付株式数 1,300株
三井不動産	320,500	2,879.00	922,719,500	
三菱地所	447,600	1,754.50	785,314,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
平和不動産	12,000	3,720.00	44,640,000	
東京建物	70,800	1,914.00	135,511,200	
京阪神ビルディング	12,600	1,176.00	14,817,600	
住友不動産	134,000	3,698.00	495,532,000	
太平洋興発	2,200	729.00	1,603,800	貸付株式数 800株
テーオーシー	13,600	619.00	8,418,400	
東京楽天地	1,200	4,185.00	5,022,000	貸付株式数 400株
スターツコーポレーション	10,700	2,878.00	30,794,600	
フジ住宅	10,200	681.00	6,946,200	
空港施設	9,100	546.00	4,968,600	
明和地所	2,700	927.00	2,502,900	
ゴールドクレスト	7,000	1,786.00	12,502,000	
リログループ	43,100	2,089.50	90,057,450	
エスリード	3,400	2,598.00	8,833,200	貸付株式数 1,200株
日神グループHLDGS	11,700	534.00	6,247,800	貸付株式数 4,400株
日本エスコン	16,400	810.00	13,284,000	
MIRARTHホールディング	37,100	435.00	16,138,500	
AVANTIA	3,300	834.00	2,752,200	貸付株式数 1,100株
イオンモール	38,500	1,795.00	69,107,500	
毎日コムネット	2,200	738.00	1,623,600	貸付株式数 900株
ファースト住建	2,300	1,091.00	2,509,300	貸付株式数 1,100株
ランド	442,400	9.00	3,981,600	貸付株式数 162,700株
カチタス	19,900	2,285.00	45,471,500	貸付株式数 5,000株
東祥	5,300	1,150.00	6,095,000	貸付株式数 2,000株
トーセイ	12,300	1,802.00	22,164,600	貸付株式数 3,600株
穴吹興産	1,100	2,290.00	2,519,000	貸付株式数 600株
サンフロンティア不動産	12,400	1,395.00	17,298,000	
インテリックス	1,400	550.00	770,000	貸付株式数 500株
ランドビジネス	2,100	242.00	508,200	
サンネクスタグループ	1,800	1,015.00	1,827,000	貸付株式数 900株
グランディハウス	4,800	571.00	2,740,800	
東武鉄道	82,700	3,749.00	310,042,300	
相鉄ホールディングス	24,800	2,615.00	64,852,000	
東急	211,100	1,786.00	377,024,600	
京浜急行	85,300	1,302.00	111,060,600	
小田急電鉄	114,100	1,999.00	228,085,900	
京王電鉄	39,800	4,661.00	185,507,800	
京成電鉄	48,600	5,793.00	281,539,800	
富士急行	9,200	5,060.00	46,552,000	貸付株式数 1,000株
東日本旅客鉄道	127,700	7,816.00	998,103,200	
西日本旅客鉄道	96,300	5,972.00	575,103,600	
東海旅客鉄道	58,000	17,715.00	1,027,470,000	
西武ホールディングス	91,000	1,510.00	137,410,000	
鴻池運輸	12,700	1,582.00	20,091,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
西日本鉄道	20,100	2,416.00	48,561,600	
ハマキョウレックス	5,900	3,730.00	22,007,000	
サカイ引越センター	3,500	4,900.00	17,150,000	
近鉄グループHLDGS	75,000	4,902.00	367,650,000	
阪急阪神HLDGS	100,300	4,714.00	472,814,200	
南海電鉄	35,900	3,225.00	115,777,500	
京阪ホールディングス	41,400	3,721.00	154,049,400	
神戸電鉄	2,100	3,065.00	6,436,500	貸付株式数 800株
名古屋鉄道	83,200	2,371.50	197,308,800	
山陽電鉄	5,700	2,205.00	12,568,500	貸付株式数 2,200株
アルプス物流	5,900	1,422.00	8,389,800	貸付株式数 2,200株
トランコム	2,200	6,620.00	14,564,000	
ヤマトホールディングス	96,200	2,553.50	245,646,700	
山 九	19,100	4,890.00	93,399,000	
日 新	5,600	2,516.00	14,089,600	
丸 運	2,800	237.00	663,600	貸付株式数 1,400株
丸全昭和運輸	4,600	3,870.00	17,802,000	
センコーグループHLDGS	39,600	980.00	38,808,000	貸付株式数 3,500株
トナミホールディングス	1,600	4,495.00	7,192,000	
ニッコンホールディングス	24,100	2,847.00	68,612,700	
日石輸送	600	2,679.00	1,607,400	
福山通運	5,700	3,700.00	21,090,000	
セイノーホールディングス	46,600	1,994.00	92,920,400	貸付株式数 6,500株
エスライン	1,600	805.00	1,288,000	貸付株式数 700株
神奈川中央交通	2,200	3,150.00	6,930,000	
AZ-COM丸和ホールディング	18,100	1,988.00	35,982,800	貸付株式数 6,600株
C&Fロジホールディングス	7,400	1,210.00	8,954,000	貸付株式数 800株
日本郵船	201,100	3,069.00	617,175,900	貸付株式数 73,000株
商船三井	132,500	3,316.00	439,370,000	貸付株式数 51,600株
川崎汽船	56,500	3,252.00	183,738,000	
NSユニテッド海運	4,000	3,425.00	13,700,000	貸付株式数 1,600株
明治海運	5,700	556.00	3,169,200	貸付株式数 2,500株
飯野海運	27,500	816.00	22,440,000	貸付株式数 3,700株
共栄タンカー	1,100	843.00	927,300	貸付株式数 300株
九州旅客鉄道	53,200	3,039.00	161,674,800	
SGホールディングス	144,200	2,117.50	305,343,500	
NIPPON EXPRESS	28,100	8,342.00	234,410,200	
日本航空	184,700	2,857.50	527,780,250	
ANAホールディングス	204,600	3,194.00	653,492,400	
ビーウィズ	1,900	2,068.00	3,929,200	貸付株式数 500株
パスコ	1,100	1,771.00	1,948,100	
TREホールディングス	16,300	1,186.00	19,331,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
人・夢・技術グループ	2,900	1,497.00	4,341,300	
西本WISMETTAC HD	2,000	4,520.00	9,040,000	貸付株式数 700株
シルバーライフ	1,500	1,260.00	1,890,000	貸付株式数 700株
ヤマシタヘルスケアHLD GS	500	2,029.00	1,014,500	
GENKY DRUGST ORES	3,500	4,110.00	14,385,000	貸付株式数 1,300株
コア商事HLDGS	4,400	697.00	3,066,800	貸付株式数 1,700株
KPPグループホールディ ン	18,500	621.00	11,488,500	貸付株式数 1,800株
ナルミヤ・インターナショ ナル	1,000	953.00	953,000	貸付株式数 600株
ブックオブGHD	4,100	1,251.00	5,129,100	貸付株式数 1,700株
ギフトホールディングス	1,700	5,130.00	8,721,000	貸付株式数 600株
三菱倉庫	16,200	3,599.00	58,303,800	
三井倉庫HOLD	7,000	3,535.00	24,745,000	貸付株式数 800株
住友倉庫	20,200	2,373.00	47,934,600	貸付株式数 7,900株
渋沢倉庫	3,000	2,639.00	7,917,000	
ヤマタネ	3,500	1,642.00	5,747,000	貸付株式数 100株
東陽倉庫	8,100	269.00	2,178,900	
乾汽船	9,600	1,299.00	12,470,400	貸付株式数 3,700株
日本トランスシティ	15,400	633.00	9,748,200	
ケイヒン	1,000	1,736.00	1,736,000	
中央倉庫	3,600	1,056.00	3,801,600	貸付株式数 1,400株
川西倉庫	1,000	1,017.00	1,017,000	貸付株式数 200株
安田倉庫	5,100	980.00	4,998,000	貸付株式数 100株
ファイズホールディングス	1,100	1,230.00	1,353,000	貸付株式数 400株
大栄環境	19,600	2,442.00	47,863,200	
日本管財ホールディング	8,100	2,570.00	20,817,000	
東洋埠頭	1,700	1,335.00	2,269,500	
上組	36,000	3,306.00	119,016,000	
サンリツ	1,400	732.00	1,024,800	貸付株式数 300株
キムラユニティー	2,700	1,200.00	3,240,000	貸付株式数 400株
キューソー流通システム	3,500	958.00	3,353,000	貸付株式数 1,400株
東海運	3,300	282.00	930,600	貸付株式数 1,400株
エーアイテイナー	4,800	1,835.00	8,808,000	貸付株式数 100株
内外トランスライン	2,700	2,449.00	6,612,300	貸付株式数 900株
ショーエイコーポ	1,700	559.00	950,300	貸付株式数 800株
日本コンセプト	2,400	1,711.00	4,106,400	
TBSホールディングス	38,600	2,418.50	93,354,100	
日本テレビHLD S	67,000	1,319.00	88,373,000	
朝日放送グループHD	7,000	646.00	4,522,000	貸付株式数 2,800株
テレビ朝日HD	18,200	1,567.00	28,519,400	
スカパーJSATHD	67,200	574.00	38,572,800	
テレビ東京HD	5,400	2,965.00	16,011,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本BS放送	2,100	911.00	1,913,100	貸付株式数 800株
ビジョン	9,900	1,869.00	18,503,100	
スマートバリュー	1,400	397.00	555,800	貸付株式数 600株
USEN-NEXT HLDGS	8,400	3,440.00	28,896,000	貸付株式数 2,500株
ワイヤレスゲート	2,500	225.00	562,500	貸付株式数 100株
日本通信	69,800	265.00	18,497,000	
クロップス	900	1,062.00	955,800	
日本電信電話	967,500	4,081.00	3,948,367,500	
KDDI	583,500	4,523.00	2,639,170,500	
ソフトバンク	1,213,100	1,524.00	1,848,764,400	
光通信	8,900	21,625.00	192,462,500	
エムティーアイ	5,100	663.00	3,381,300	貸付株式数 2,000株
GMOインターネットグループ	27,900	2,699.00	75,302,100	
ファイバーゲート	4,100	1,501.00	6,154,100	貸付株式数 1,500株
アイドママーケティングコム	1,300	273.00	354,900	貸付株式数 600株
KADOKAWA	39,900	3,464.00	138,213,600	
学研ホールディングス	12,600	884.00	11,138,400	貸付株式数 2,600株
ゼンリン	13,300	925.00	12,302,500	
昭文社ホールディングス	2,500	299.00	747,500	貸付株式数 100株
インプレスホールディングス	5,000	207.00	1,035,000	貸付株式数 2,100株
東京電力HD	678,700	492.90	334,531,230	貸付株式数 255,600株
中部電力	277,300	1,719.50	476,817,350	
関西電力	290,500	1,773.00	515,056,500	
中国電力	119,700	924.20	110,626,740	
北陸電力	70,600	765.80	54,065,480	
東北電力	183,700	880.30	161,711,110	
四国電力	64,100	982.00	62,946,200	
九州電力	173,000	911.20	157,637,600	
北海道電力	72,300	604.00	43,669,200	
沖縄電力	17,500	1,164.00	20,370,000	
電源開発	56,900	2,065.00	117,498,500	
エフオン	4,900	553.00	2,709,700	
イーレックス	13,400	1,131.00	15,155,400	貸付株式数 100株
レノバ	20,100	1,545.00	31,054,500	貸付株式数 7,900株
東京瓦斯	159,300	3,218.00	512,627,400	
大阪瓦斯	152,600	2,242.00	342,129,200	
東邦瓦斯	29,700	2,506.00	74,428,200	
北海道瓦斯	4,600	2,259.00	10,391,400	貸付株式数 1,400株
広島ガス	16,400	369.00	6,051,600	
西部ガスHLDGS	7,200	2,134.00	15,364,800	
静岡ガス	17,300	1,244.00	21,521,200	貸付株式数 6,200株
メタウォーター	9,500	1,866.00	17,727,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
アイネット	4,500	1,513.00	6,808,500	
松竹	4,300	11,545.00	49,643,500	貸付株式数 1,700株 (1,700株)
東宝	47,300	5,703.00	269,751,900	
エイチ・アイ・エス	20,200	2,063.00	41,672,600	貸付株式数 8,000株
東映	2,100	18,290.00	38,409,000	
ラックランド	3,200	3,350.00	10,720,000	貸付株式数 1,200株
NTTデータ	237,000	2,108.00	499,596,000	
共立メンテナンス	13,300	5,415.00	72,019,500	貸付株式数 5,200株
イチネンホールディングス	8,600	1,347.00	11,584,200	
建設技術研究所	4,000	3,525.00	14,100,000	
スペース	5,500	1,047.00	5,758,500	
アインホールディングス	11,000	5,024.00	55,264,000	貸付株式数 4,200株
燦ホールディングス	3,300	2,202.00	7,266,600	
ピー・シー・エー	4,300	1,387.00	5,964,100	貸付株式数 500株
スバル興業	400	9,590.00	3,836,000	貸付株式数 100株
東京テアトル	2,200	1,130.00	2,486,000	貸付株式数 1,000株
タナベコンサルティング グループ	2,300	911.00	2,095,300	
ビジネスB太田昭和	3,200	2,493.00	7,977,600	
ナガワ	2,100	6,710.00	14,091,000	貸付株式数 600株
東京都競馬	6,500	4,085.00	26,552,500	貸付株式数 100株
常磐興産	2,100	1,224.00	2,570,400	貸付株式数 1,000株
カナモト	14,200	2,184.00	31,012,800	
DTS	16,100	3,545.00	57,074,500	
スクウェア・エニックス・ HD	38,000	6,864.00	260,832,000	
シーイーシー	10,600	1,819.00	19,281,400	
カプコン	75,000	5,532.00	414,900,000	貸付株式数 16,700株
ニシオホールディングス	7,200	3,305.00	23,796,000	貸付株式数 1,500株
アイ・エス・ビー	3,800	1,586.00	6,026,800	貸付株式数 1,200株
アゴーラ ホスピタリティー G	32,600	27.00	880,200	貸付株式数 15,600株
日本空港ビルデング	26,200	6,410.00	167,942,000	
トランス・コスモス	9,600	3,570.00	34,272,000	貸付株式数 3,200株
乃村工藝社	33,600	970.00	32,592,000	
ジャステック	4,600	1,319.00	6,067,400	貸付株式数 1,500株
SCSK	61,700	2,298.00	141,786,600	
藤田観光	3,400	3,580.00	12,172,000	貸付株式数 1,300株
KNT-CTホールディング ス	4,600	1,371.00	6,306,600	貸付株式数 1,800株
トーカイ	6,900	1,867.00	12,882,300	
白洋舎	800	2,733.00	2,186,400	貸付株式数 300株
セコム	78,800	9,612.00	757,425,600	
NSW	2,900	2,515.00	7,293,500	
セントラル警備保障	4,200	2,892.00	12,146,400	貸付株式数 1,300株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
アイネス	5,400	1,473.00	7,954,200	
丹青社	15,000	783.00	11,745,000	
メイテック	30,300	2,490.00	75,447,000	
TKC	12,100	3,880.00	46,948,000	
富士ソフト	8,500	9,200.00	78,200,000	貸付株式数 400株
応用地質	7,200	1,976.00	14,227,200	
船井総研ホールディング	16,200	2,619.00	42,427,800	
NSD	27,000	2,817.00	76,059,000	
進学会ホールディングス	1,900	291.00	552,900	貸付株式数 900株
丸紅建材リース	500	2,183.00	1,091,500	貸付株式数 100株
オオバ	3,700	755.00	2,793,500	貸付株式数 500株
コナミグループ	32,300	7,742.00	250,066,600	貸付株式数 12,700株
いであ	1,300	1,677.00	2,180,100	貸付株式数 600株
学究社	3,100	2,153.00	6,674,300	
ベネッセホールディングス	29,000	1,834.50	53,200,500	
イオンディライト	8,500	2,996.00	25,466,000	貸付株式数 3,200株
ナック	3,400	953.00	3,240,200	貸付株式数 1,200株
福井コンピュータHLDS	5,300	2,994.00	15,868,200	
ダイセキ	15,800	3,860.00	60,988,000	貸付株式数 6,200株
ステップ	2,800	1,814.00	5,079,200	
泉州電業	4,000	3,575.00	14,300,000	貸付株式数 1,400株
元気寿司	2,200	3,235.00	7,117,000	
トラスコ中山	16,800	2,299.00	38,623,200	
ヤマダホールディングス	326,500	431.10	140,754,150	貸付株式数 116,100株
オートバックスセブン	28,000	1,530.00	42,840,000	
モリト	5,600	1,048.00	5,868,800	
アーケランズ	11,600	1,577.00	18,293,200	
ニトリホールディングス	32,200	17,105.00	550,781,000	
グルメ杵屋	6,400	1,059.00	6,777,600	貸付株式数 2,500株
愛眼	4,900	192.00	940,800	貸付株式数 1,800株
ケーユーホールディングス	4,600	1,276.00	5,869,600	
吉野家ホールディングス	31,200	2,585.00	80,652,000	貸付株式数 12,300株
加藤産業	9,900	3,990.00	39,501,000	
北恵	1,400	744.00	1,041,600	貸付株式数 500株
イノテック	5,100	1,602.00	8,170,200	
イエローハット	14,200	1,843.00	26,170,600	
松屋フーズHLDGS	3,700	4,135.00	15,299,500	貸付株式数 1,200株
JBCホールディングス	5,500	2,374.00	13,057,000	
JKホールディングス	6,100	967.00	5,898,700	
サガミホールディングス	12,800	1,257.00	16,089,600	貸付株式数 1,500株
日伝	4,700	2,270.00	10,669,000	貸付株式数 1,800株
関西フードマーケット	7,200	1,617.00	11,642,400	貸付株式数 100株
ミロク情報サービス	6,900	1,567.00	10,812,300	貸付株式数 1,800株
北沢産業	3,200	402.00	1,286,400	貸付株式数 1,400株
杉本商事	3,500	2,064.00	7,224,000	貸付株式数 400株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
因幡電機産業	20,700	3,340.00	69,138,000	
王将フードサービス	5,200	6,440.00	33,488,000	貸付株式数 1,800 株
ミニストップ	5,700	1,455.00	8,293,500	貸付株式数 2,200 株
アークス	14,700	2,447.00	35,970,900	貸付株式数 4,100 株
バローホールディングス	15,500	1,951.00	30,240,500	
東 テ ク	2,600	4,230.00	10,998,000	
ミスミグループ本社	120,300	3,102.00	373,170,600	
アルテック	3,400	275.00	935,000	
ベ ル ク	4,000	6,210.00	24,840,000	
大 庄	3,300	1,115.00	3,679,500	貸付株式数 1,400 株
タキヒヨー	1,500	931.00	1,396,500	貸付株式数 700 株
ファーストリテイリング	35,800	36,570.00	1,309,206,000	
ソフトバンクグループ	372,500	6,492.00	2,418,270,000	
蔵王産業	1,000	2,234.00	2,234,000	
スズケン	23,400	3,668.00	85,831,200	
サンドラッグ	30,200	4,292.00	129,618,400	
サックスパーホールディング グ	7,500	955.00	7,162,500	
ジェコス	4,700	868.00	4,079,600	
ヤマザワ	1,100	1,254.00	1,379,400	貸付株式数 400 株
や ま や	1,300	2,650.00	3,445,000	貸付株式数 600 株
グローセル	7,400	412.00	3,048,800	
ベルーナ	19,100	708.00	13,522,800	
合計			246,890,055,590	

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられて
おります。

ソニーグループ	20,000 株
キーエンス	5,000 株
本田技研	30,000 株
三菱UFJフィナンシャルG	200,000 株
三井住友フィナンシャルG	30,000 株

2. 貸付株式数のうち(括弧書)の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社
に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 日経225インデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年6月16日から2023年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日経225インデックスの2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日経225インデックスの2023年6月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日経225インデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,390,413	85,454,116
親投資信託受益証券	14,450,216,955	19,295,903,526
未収入金	5,000,000	600,000
流動資産合計	14,497,607,368	19,381,957,642
資産合計	14,497,607,368	19,381,957,642
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,047,989	54,836,971
未払受託者報酬	1,579,752	1,776,354
未払委託者報酬	22,907,160	25,757,872
その他未払費用	394,867	444,003
流動負債合計	44,929,768	82,815,200
負債合計	44,929,768	82,815,200
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	8,353,925,182	8,607,441,935
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,098,752,418	10,691,700,507
(分配準備積立金)	3,054,599,616	5,633,411,192
元本等合計	14,452,677,600	19,299,142,442
純資産合計	14,452,677,600	19,299,142,442
負債純資産合計	14,497,607,368	19,381,957,642

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	241	163
有価証券売買等損益	△1,337,598,658	4,448,786,571
営業収益合計	△1,337,598,417	4,448,786,734
営業費用		
支払利息	8,797	13,232
受託者報酬	3,190,370	3,473,250
委託者報酬	46,261,624	50,363,495
その他費用	797,438	868,146
営業費用合計	50,258,229	54,718,123
営業利益又は営業損失(△)	△1,387,856,646	4,394,068,611
経常利益又は経常損失(△)	△1,387,856,646	4,394,068,611
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,387,856,646	4,394,068,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△118,646,618	225,099,454
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6,897,946,230	6,098,752,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,042,224,179	1,676,168,374
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,042,224,179	1,676,168,374
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,572,207,963	1,252,189,442
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,572,207,963	1,252,189,442
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,098,752,418	10,691,700,507

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	7,618,451,322 円	8,353,925,182 円
期中追加設定元本額	2,488,303,056 円	1,947,250,912 円
期中一部解約元本額	1,752,829,196 円	1,693,734,159 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,353,925,182 口	8,607,441,935 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,044,166,903円)及び分配準備積立金(3,054,599,616円)より分配対象額は6,098,766,519円(1万口当たり7,300.48円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(3,127,927,727円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,058,301,185円)及び分配準備積立金(2,505,483,465円)より分配対象額は10,691,712,377円(1万口当たり12,421.47円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△1,263,718,318	4,280,988,818
合計	△1,263,718,318	4,280,988,818

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,7300円 (17,300円)	2,2421円 (22,421円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ストックインデックス225・マザーファンド	4,255,823,451	19,295,903,526	
親投資信託受益証券 合計			19,295,903,526	
合計			19,295,903,526	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ストックインデックス225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ストックインデックス225・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,589,051,922	4,299,179,640
株式 ※2※3	204,507,294,810	251,968,590,600
派生商品評価勘定	-	123,941,050
未収入金	-	19,426,800
未収配当金	1,314,712,940	1,520,242,820
未収利息	163,422	60,059
前払金	117,547,760	-
その他未収収益 ※4	11,008,846	16,253,348
差入委託証拠金	-	13,230,000
流動資産合計	213,539,779,700	257,960,924,317
資産合計	213,539,779,700	257,960,924,317
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	178,832,260	-
前受金	-	155,290,000
未払解約金	24,550,000	1,378,817,000
受入担保金	3,800,179,110	1,431,695,800
流動負債合計	4,003,561,370	2,965,802,800
負債合計	4,003,561,370	2,965,802,800
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	60,104,604,144	56,240,375,491
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	149,431,614,186	198,754,746,026
元本等合計	209,536,218,330	254,995,121,517
純資産合計	209,536,218,330	254,995,121,517
負債純資産合計	213,539,779,700	257,960,924,317

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	50,206,993,331 円	60,104,604,144 円
期中追加設定元本額	21,670,750,882 円	21,913,993,799 円
期中一部解約元本額	11,773,140,069 円	25,778,222,452 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ストック インデックス ファンド 225	25,285,506,759 円	21,542,701,854 円
適格機関投資家専用・ダイワ・ストックインデックスファンド 225VA	284,528,870 円	232,174,028 円
大和 スtock インデックス 225 ファンド	8,019,187,520 円	6,944,835,557 円
D-I's 日経 225 インデックス	101,546,677 円	57,189,266 円
iFree 日経 225 インデックス	9,341,332,565 円	10,715,580,491 円
DC・ダイワ・ストックインデックス 225 (確定拠出年金専用ファンド)	5,583,587,288 円	5,432,929,086 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワ・ノーロード 日経225 ファンド	499,015,657 円	366,133,843 円
ダイワファンドラップ 日経225 インデックス	4,144,976,466 円	4,255,823,451 円
ダイワ日経225インデックス (ダイワSMA専用)	507,198,898 円	649,105,523 円
ダイワ・インデックスセレクト 日経225	6,337,723,444 円	6,043,902,392 円
計	60,104,604,144 円	56,240,375,491 円
2. 期末日における受益権の総数	60,104,604,144 口	56,240,375,491 口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 3,511,184,000 円	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 1,379,502,900 円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 3,127,850,000 円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 4,542,640,000 円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△23,892,814,207	44,669,937,802
合計	△23,892,814,207	44,669,937,802

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	5,171,927,760	-	4,993,200,000	△178,727,760	2,849,500,000	-	2,973,490,000	123,990,000
合計	5,171,927,760	-	4,993,200,000	△178,727,760	2,849,500,000	-	2,973,490,000	123,990,000

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	3,486円	4,534円
(1万口当たり純資産額)	(34,862円)	(45,340円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニッセイ	255,000	646.00	164,730,000	
I N P E X	102,000	1,597.00	162,894,000	
コムシスホールディングス	255,000	2,813.00	717,315,000	
大成建設	51,000	4,739.00	241,689,000	
大 林 組	255,000	1,182.50	301,537,500	
清水建設	255,000	886.70	226,108,500	
長谷工コーポレーション	51,000	1,714.00	87,414,000	
鹿島建設	127,500	2,100.50	267,813,750	
大和ハウス	255,000	3,763.00	959,565,000	
積水ハウス	255,000	2,747.00	700,485,000	
日揮ホールディングス	255,000	1,870.50	476,977,500	
日清製粉G本社	255,000	1,852.50	472,387,500	
明治ホールディングス	102,000	3,220.00	328,440,000	
日本ハム	127,500	4,007.00	510,892,500	
エムスリー	612,000	3,253.00	1,990,836,000	
ディー・エヌ・エー	76,500	1,899.00	145,273,500	
サッポロホールディングス	51,000	3,750.00	191,250,000	
アサヒグループホールディングス	255,000	5,752.00	1,466,760,000	
麒麟HD	255,000	2,145.50	547,102,500	
宝ホールディングス	255,000	1,075.00	274,125,000	
双日	25,500	3,158.00	80,529,000	
キッコーマン	255,000	8,416.00	2,146,080,000	
味の素	255,000	5,734.00	1,462,170,000	
ニチレイ	127,500	3,118.00	397,545,000	
日本たばこ産業	255,000	3,214.00	819,570,000	
J. フロント リテイリング	127,500	1,422.00	181,305,000	
三越伊勢丹HD	255,000	1,465.50	373,702,500	
東急不動産HD	255,000	845.40	215,577,000	
セブン&アイ・HLDGS	255,000	6,158.00	1,570,290,000	
帝 人	51,000	1,385.50	70,660,500	
東 レ	255,000	787.50	200,812,500	
ク ラ レ	255,000	1,389.50	354,322,500	
旭 化 成	255,000	972.90	248,089,500	
SUMCO	25,500	2,061.50	52,568,250	
ネクソン	510,000	2,923.50	1,490,985,000	
王子ホールディングス	255,000	549.90	140,224,500	
日本製紙	25,500	1,239.00	31,594,500	
レゾナック・ホールディングス	25,500	2,271.00	57,910,500	
住友化学	255,000	431.70	110,083,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日産化学	255,000	6,445.00	1,643,475,000	
東ソー	127,500	1,748.50	222,933,750	
トクヤマ	51,000	2,431.50	124,006,500	
デンカ	51,000	2,626.00	133,926,000	
信越化学	1,275,000	4,817.00	6,141,675,000	
協和キリン	255,000	2,702.50	689,137,500	
三井化学	51,000	3,991.00	203,541,000	貸付株式数 1,100 株
三菱ケミカルグループ	127,500	826.20	105,340,500	
UBE	25,500	2,453.00	62,551,500	
電通グループ	255,000	4,730.00	1,206,150,000	
花王	255,000	5,118.00	1,305,090,000	
武田薬品	255,000	4,537.00	1,156,935,000	※
アステラス製薬	1,275,000	2,258.50	2,879,587,500	
住友ファーマ	255,000	631.90	161,134,500	
塩野義製薬	255,000	6,131.00	1,563,405,000	
中外製薬	765,000	4,146.00	3,171,690,000	
エーザイ	255,000	9,527.00	2,429,385,000	
テ ル モ	1,020,000	4,586.00	4,677,720,000	
第一三共	765,000	4,800.00	3,672,000,000	
大塚ホールディングス	255,000	5,539.00	1,412,445,000	
D I C	25,500	2,621.00	66,835,500	
オリエンタルランド	255,000	5,447.00	1,388,985,000	
Zホールディングス	102,000	362.00	36,924,000	
トレンドマイクロ	255,000	7,382.00	1,882,410,000	
サイバーエージェント	204,000	1,046.50	213,486,000	
楽天グループ	255,000	518.50	132,217,500	貸付株式数 115,600 株
富士フイルムHLDGS	255,000	8,813.00	2,247,315,000	
コニカミノルタ	255,000	468.70	119,518,500	
資 生 堂	255,000	6,756.00	1,722,780,000	
出光興産	102,000	2,902.50	296,055,000	
E N E O Sホールディングス	255,000	483.70	123,343,500	
横浜ゴム	127,500	3,204.00	408,510,000	
ブリヂストン	255,000	6,033.00	1,538,415,000	
AGC	51,000	5,274.00	268,974,000	
日本板硝子	25,500	629.00	16,039,500	
日本電気硝子	76,500	2,619.00	200,353,500	
住友大阪セメント	25,500	3,701.00	94,375,500	
太平洋セメント	25,500	2,843.00	72,496,500	
東海カーボン	255,000	1,248.00	318,240,000	
T O T O	127,500	4,458.00	568,395,000	
日本碍子	255,000	1,787.00	455,685,000	
日本製鉄	25,500	2,989.00	76,219,500	
神戸製鋼所	25,500	1,294.00	32,997,000	貸付株式数 11,300 株
J F Eホールディングス	25,500	2,029.50	51,752,250	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大太平洋金属	25,500	1,599.00	40,774,500	
日本製鋼所	51,000	3,038.00	154,938,000	
三井金属	25,500	3,589.00	91,519,500	
三菱マテリアル	25,500	2,601.50	66,338,250	
住友鉱山	127,500	4,927.00	628,192,500	
DOWAホールディングス	51,000	4,589.00	234,039,000	
古河電工	25,500	2,502.50	63,813,750	
住友電工	255,000	1,767.00	450,585,000	
フジクラ	255,000	1,178.00	300,390,000	
しずおかフィナンシャル	255,000	1,014.00	258,570,000	
リクルートホールディングス	765,000	4,885.00	3,737,025,000	
オークマ	51,000	7,484.00	381,684,000	
アマダ	255,000	1,410.50	359,677,500	
日本郵政	255,000	1,013.00	258,315,000	
SMC	25,500	81,950.00	2,089,725,000	
小松製作所	255,000	3,865.00	985,575,000	
住友重機械	51,000	3,501.00	178,551,000	
日立建機	255,000	4,027.00	1,026,885,000	
クボタ	255,000	2,204.00	562,020,000	
荏原製作所	51,000	7,254.00	369,954,000	
ダイキン工業	255,000	29,575.00	7,541,625,000	※
日本精工	255,000	897.80	228,939,000	貸付株式数 20,000株
N T N	255,000	297.80	75,939,000	
ジェイテクト	255,000	1,304.00	332,520,000	
ミネベアミツミ	255,000	2,805.50	715,402,500	
日立	51,000	8,908.00	454,308,000	
三菱電機	255,000	2,043.50	521,092,500	
富士電機	51,000	6,391.00	325,941,000	
安川電機	255,000	6,732.00	1,716,660,000	
ニデック	204,000	7,753.00	1,581,612,000	
オムロン	255,000	9,218.00	2,350,590,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	51,000	2,840.50	144,865,500	
日本電気	25,500	7,029.00	179,239,500	
富士通	25,500	19,085.00	486,667,500	
ルネサスエレクトロニクス	255,000	2,672.50	681,487,500	
セイコーエプソン	510,000	2,207.00	1,125,570,000	
パナソニック ホールディ ンク	255,000	1,678.50	428,017,500	
シャープ	255,000	785.00	200,175,000	貸付株式数 113,200株
ソニーグループ	255,000	13,950.00	3,557,250,000	
T D K	765,000	5,693.00	4,355,145,000	
アルプスアルパイン	255,000	1,273.50	324,742,500	
横河電機	255,000	2,745.50	700,102,500	
アドバンテスト	510,000	19,550.00	9,970,500,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
キーエンス	25,500	70,970.00	1,809,735,000	
デンソー	255,000	9,660.00	2,463,300,000	
カシオ	255,000	1,208.00	308,040,000	
ファナック	1,275,000	5,207.00	6,638,925,000	
京セラ	510,000	7,972.00	4,065,720,000	
太陽誘電	255,000	4,301.00	1,096,755,000	
村田製作所	204,000	8,520.00	1,738,080,000	
日東電工	255,000	10,840.00	2,764,200,000	
三井E&S	25,500	485.00	12,367,500	貸付株式数 2,600株
日立造船	51,000	918.00	46,818,000	
三菱重工業	25,500	6,861.00	174,955,500	
川崎重工業	25,500	3,553.00	90,601,500	
IHI	25,500	3,926.00	100,113,000	貸付株式数 2,000株
コンコルディア・フィナンシャル	255,000	546.50	139,357,500	
日産自動車	255,000	542.70	138,388,500	
いすゞ自動車	127,500	1,809.00	230,647,500	
トヨタ自動車	1,275,000	2,320.50	2,958,637,500	
日野自動車	255,000	624.30	159,196,500	
三菱自動車工業	25,500	489.80	12,489,900	
マツダ	51,000	1,385.00	70,635,000	
本田技研	510,000	4,511.00	2,300,610,000	
スズキ	255,000	5,100.00	1,300,500,000	
SUBARU	255,000	2,692.00	686,460,000	
ヤマハ発動機	255,000	3,990.00	1,017,450,000	
ニコン	255,000	1,750.50	446,377,500	
オリンパス	1,020,000	2,250.00	2,295,000,000	
SCREENホールディングス	51,000	16,245.00	828,495,000	
HOYA	127,500	17,945.00	2,287,987,500	
キヤノン	382,500	3,610.00	1,380,825,000	
リコー	255,000	1,261.50	321,682,500	
シチズン時計	255,000	861.00	219,555,000	貸付株式数 51,400株
バンダイナムコHLDGS	765,000	3,493.00	2,672,145,000	
凸版印刷	127,500	3,095.00	394,612,500	
大日本印刷	127,500	4,048.00	516,120,000	
ヤマハ	255,000	5,834.00	1,487,670,000	
任天堂	255,000	6,225.00	1,587,375,000	
伊藤忠	255,000	5,613.00	1,431,315,000	貸付株式数 9,800株
丸紅	255,000	2,403.00	612,765,000	
豊田通商	255,000	7,238.00	1,845,690,000	
三井物産	255,000	5,446.00	1,388,730,000	
東京エレクトロン	765,000	20,300.00	15,529,500,000	
住友商事	255,000	3,049.00	777,495,000	
三菱商事	255,000	6,792.00	1,731,960,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
高島屋	127,500	1,885.00	240,337,500	貸付株式数 10,000株
丸井グループ	255,000	2,443.50	623,092,500	
クレディセゾン	255,000	2,087.00	532,185,000	
イオン	255,000	2,796.00	712,980,000	貸付株式数 25,000株
あおぞら銀行	25,500	2,630.50	67,077,750	貸付株式数 11,500株
三菱UFJフィナンシャルG	255,000	989.90	252,424,500	
りそなホールディングス	25,500	663.00	16,906,500	
三井住友トラストHD	25,500	5,045.00	128,647,500	
三井住友フィナンシャルG	25,500	5,865.00	149,557,500	
千葉銀行	255,000	863.10	220,090,500	
ふくおかフィナンシャルG	51,000	2,742.50	139,867,500	
みずほフィナンシャルG	25,500	2,129.50	54,302,250	
オリックス	255,000	2,529.50	645,022,500	
大和証券G本社	255,000	729.80	186,099,000	
野村ホールディングス	255,000	550.20	140,301,000	
松井証券	255,000	815.00	207,825,000	
SOMP Oホールディングス	51,000	6,487.00	330,837,000	
日本取引所グループ	255,000	2,561.50	653,182,500	
MS&AD	76,500	5,223.00	399,559,500	貸付株式数 9,400株
第一生命HLDS	25,500	2,635.00	67,192,500	
東京海上HD	382,500	3,361.00	1,285,582,500	
T&Dホールディングス	51,000	2,015.00	102,765,000	
三井不動産	255,000	2,879.00	734,145,000	貸付株式数 24,700株
三菱地所	255,000	1,754.50	447,397,500	
東京建物	127,500	1,914.00	244,035,000	
住友不動産	255,000	3,698.00	942,990,000	
東武鉄道	51,000	3,749.00	191,199,000	
東急	127,500	1,786.00	227,715,000	
小田急電鉄	127,500	1,999.00	254,872,500	
京王電鉄	51,000	4,661.00	237,711,000	
京成電鉄	127,500	5,793.00	738,607,500	
東日本旅客鉄道	25,500	7,816.00	199,308,000	
西日本旅客鉄道	25,500	5,972.00	152,286,000	
東海旅客鉄道	25,500	17,715.00	451,732,500	
ヤマトホールディングス	255,000	2,553.50	651,142,500	貸付株式数 21,700株
日本郵船	76,500	3,069.00	234,778,500	
商船三井	76,500	3,316.00	253,674,000	
川崎汽船	76,500	3,252.00	248,778,000	
NIPPON EXPRESS	25,500	8,342.00	212,721,000	
日本航空	255,000	2,857.50	728,662,500	
ANAホールディングス	25,500	3,194.00	81,447,000	
三菱倉庫	127,500	3,599.00	458,872,500	
日本電信電話	102,000	4,081.00	416,262,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
KDD I	1,530,000	4,523.00	6,920,190,000	※
ソフトバンク	255,000	1,524.00	388,620,000	
東京電力HD	25,500	492.90	12,568,950	
中部電力	25,500	1,719.50	43,847,250	
関西電力	25,500	1,773.00	45,211,500	
東京瓦斯	51,000	3,218.00	164,118,000	
大阪瓦斯	51,000	2,242.00	114,342,000	貸付株式数 2,000 株
東 宝	25,500	5,703.00	145,426,500	
NTTデータ	1,275,000	2,108.00	2,687,700,000	
セコム	255,000	9,612.00	2,451,060,000	
コナミグループ	255,000	7,742.00	1,974,210,000	
ファーストリテイリング	765,000	36,570.00	27,976,050,000	貸付株式数 21,500 株 ※
ソフトバンクグループ	1,530,000	6,492.00	9,932,760,000	※
合計			251,968,590,600	

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

武田薬品	50,000 株
ダイキン工業	26,000 株
KDD I	156,000 株
ファーストリテイリング	50,000 株
ソフトバンクグループ	156,000 株

2. 貸付株式数のうち(括弧書)の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	150,841,916	243,647,598
親投資信託受益証券	53,707,123,797	68,287,135,491
未収入金	7,940,000	-
流動資産合計	53,865,905,713	68,530,783,089
資産合計	53,865,905,713	68,530,783,089
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,602,369	89,089,199
未払受託者報酬	6,572,608	7,096,994
未払委託者報酬	126,523,589	136,617,948
その他未払費用	1,097,191	1,097,157
流動負債合計	149,795,757	233,901,298
負債合計	149,795,757	233,901,298
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	34,566,355,532	39,176,810,504
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,149,754,424	29,120,071,287
(分配準備積立金)	12,812,314,874	10,511,929,128
元本等合計	53,716,109,956	68,296,881,791
純資産合計	53,716,109,956	68,296,881,791
負債純資産合計	53,865,905,713	68,530,783,089

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	3	27
有価証券売買等損益	△7,521,490,805	7,527,503,194
営業収益合計	△7,521,490,802	7,527,503,221
営業費用		
支払利息	31,407	49,537
受託者報酬	13,175,173	13,606,483
委託者報酬	253,623,681	261,926,590
その他費用	2,195,959	2,198,091
営業費用合計	269,026,220	277,780,701
営業利益又は営業損失(△)	△7,790,517,022	7,249,722,520
経常利益又は経常損失(△)	△7,790,517,022	7,249,722,520
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,790,517,022	7,249,722,520
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	384,653,426	601,965,844
期首剰余金又は期首欠損金(△)	24,644,867,113	19,149,754,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,428,972,546	7,589,297,350
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	8,428,972,546	7,589,297,350
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,748,914,787	4,266,737,163
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	5,748,914,787	4,266,737,163
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,149,754,424	29,120,071,287

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	31,520,778,793円	34,566,355,532円
期中追加設定元本額	10,317,685,523円	12,181,359,226円
期中一部解約元本額	7,272,108,784円	7,570,904,254円
2. 計算期間末日における受益権の総数	34,566,355,532口	39,176,810,504口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(9,401,109,949円)及び分配準備積立金(12,812,314,874円)より分配対象額は22,213,424,823円(1万口当たり6,426.31円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(18,667,763,565円)及び分配準備積立金(10,511,929,128円)より分配対象額は29,179,692,693円(1万口当たり7,448.21円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△7,803,763,568	7,102,381,634
合計	△7,803,763,568	7,102,381,634

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5540円 (15,540円)	1.7433円 (17,433円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	25,083,432,079	68,287,135,491	
親投資信託受益証券 合計			68,287,135,491	
合計			68,287,135,491	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	404,940,853	366,079,227
コール・ローン	3,433,965,761	2,697,371,556
株式	69,571,750,406	87,395,440,706
投資証券	1,814,081,515	1,911,507,405
派生商品評価勘定	10,680,421	31,666,665
未収入金	529,873	389,936
未収配当金	96,596,727	116,475,981
差入委託証拠金	1,054,162,540	1,661,775,387
流動資産合計	76,386,708,096	94,180,706,863
資産合計	76,386,708,096	94,180,706,863
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,002,632,161	1,321,464,731
未払解約金	875,641,000	78,510,020
流動負債合計	3,878,273,161	1,399,974,751
負債合計	3,878,273,161	1,399,974,751
純資産の部		
元本等		
元本	※1 30,012,407,804	34,080,983,566
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,496,027,131	58,699,748,546
元本等合計	72,508,434,935	92,780,732,112
純資産合計	72,508,434,935	92,780,732,112
負債純資産合計	76,386,708,096	94,180,706,863

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	26,814,400,442 円	30,012,407,804 円
期中追加設定元本額	7,690,279,088 円	10,302,331,561 円
期中一部解約元本額	4,492,271,726 円	6,233,755,799 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワファンドラップ 外国株式 インデックス (為替ヘッジあり)	22,230,689,928 円	25,083,432,079 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国株式インデックス (為替 ヘッジあり)	1,602,819,096 円	1,215,650,805 円
i F r e e 外国株式インデック ス (為替ヘッジあり)	1,997,899,403 円	3,016,767,590 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任 専用)	347,331 円	521,456 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ S MA 専用)	4,180,652,046 円	4,764,611,636 円
計	30,012,407,804 円	34,080,983,566 円
2. 期末日における受益権の総数	30,012,407,804 口	34,080,983,566 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△15,576,344,404	7,722,771,889
投資証券	△409,358,772	△32,305,188

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
合計	△15,985,703,176	7,690,466,701

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	4,371,032,936	-	4,355,210,136	△15,822,800	4,356,966,188	-	4,388,436,520	31,470,332
合計	4,371,032,936	-	4,355,210,136	△15,822,800	4,356,966,188	-	4,388,436,520	31,470,332

- (注)
1. 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	78,471,595,651	-	81,447,724,591	△2,976,128,940	86,624,537,257	-	87,945,805,655	△1,321,268,398
アメリカ・ドル	57,084,762,068	-	59,792,034,943	△2,707,272,875	63,615,660,828	-	64,302,833,035	△687,172,207
イギリス・ ポンド	3,665,929,412	-	3,659,681,027	6,248,385	3,860,722,387	-	3,970,621,518	△109,899,131
イスラエル・ シェケル	120,784,186	-	121,141,353	△357,167	114,508,325	-	120,329,973	△5,821,648
オーストラリ ア・ドル	1,954,293,253	-	1,962,013,730	△7,720,477	1,957,381,101	-	2,067,209,055	△109,827,954
カナダ・ドル	3,123,263,866	-	3,193,486,217	△70,222,351	2,918,355,193	-	3,003,278,338	△84,923,145

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
シンガポール・ドル	288,140,606	-	296,982,245	△8,841,639	352,979,648	-	359,217,693	△6,238,045
スイス・フラン	2,334,037,965	-	2,345,227,523	△11,189,558	2,644,923,006	-	2,698,143,912	△53,220,906
スウェーデン・クローナ	898,452,039	-	900,982,985	△2,530,946	885,401,477	-	904,005,432	△18,603,955
デンマーク・クローネ	651,333,114	-	663,013,785	△11,680,671	839,073,099	-	858,412,696	△19,339,597
ニュージーランド・ドル	42,825,720	-	42,754,677	71,043	56,023,077	-	58,336,347	△2,313,270
ノルウェー・クローネ	196,892,418	-	193,173,815	3,718,603	182,039,457	-	190,853,115	△8,813,658
ユーロ	7,402,471,078	-	7,535,508,267	△133,037,189	8,525,188,522	-	8,733,410,832	△208,222,310
香港・ドル	708,409,926	-	741,724,024	△33,314,098	672,281,137	-	679,153,709	△6,872,572
合計	78,471,595,651	-	81,447,724,591	△2,976,128,940	86,624,537,257	-	87,945,805,655	△1,321,268,398

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	2.4159円	2.7224円
(1万口当たり純資産額)	(24,159円)	(27,224円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	1,571	157.430	247,322.530	
	PALO ALTO NETWORKS INC	3,784	238.560	902,711.040	
	FIRST SOLAR INC	1,100	193.030	212,333.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	2,216	164.180	363,822.880	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,594	105.750	168,565.500	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	746	126.550	94,406.300	
	SYNCHRONY FINANCIAL	5,606	33.540	188,025.240	
	ABBOTT LABORATORIES	20,975	103.250	2,165,668.750	
	HOWMET AEROSPACE INC	3,950	45.700	180,515.000	
	VERISK ANALYTICS INC	1,987	220.280	437,696.360	
	LAS VEGAS SANDS CORP	3,968	59.830	237,405.440	
	AMPHENOL CORP-CL A	6,723	80.770	543,016.710	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	585	537.210	314,267.850	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	7,242	54.700	396,137.400	
	QORVO INC	1,147	103.600	118,829.200	
	AFLAC INC	7,386	68.760	507,861.360	
	DARDEN RESTAURANTS INC	1,570	167.640	263,194.800	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	2,480	87.080	215,958.400	
	ADOBE INC	5,600	479.530	2,685,368.000	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,724	67.800	184,687.200	
	LULULEMON ATHLETICA INC	1,551	377.210	585,052.710	
	GARMIN LTD	1,543	106.550	164,406.650	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	2,603	288.840	751,850.520	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8,037	200.520	1,611,579.240	
	WR BERKLEY CORP	2,312	56.540	130,720.480	
	AUTOZONE INC	232	2,399.420	556,665.440	
	DOLLAR TREE INC	2,780	137.790	383,056.200	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	14,565	7.460	108,654.900	
	CELANESE CORP	1,211	116.350	140,899.850	
	DR HORTON INC	3,776	113.600	428,953.600	
	DENTSPLY SIRONA INC	2,450	38.060	93,247.000	
	AUTODESK INC	2,492	213.550	532,166.600	
	MOODY'S CORP	2,030	340.710	691,641.300	
	DEVON ENERGY CORP	7,599	48.950	371,971.050	
	ALBEMARLE CORP	1,489	226.800	337,705.200	
	ATMOS ENERGY CORP	1,349	117.070	157,927.430	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,369	53.130	178,994.970	
	CITIGROUP INC	22,953	48.240	1,107,252.720	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	4,940	216.090	1,067,484.600	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	6,288	83.610	525,739.680	
DOMINO'S PIZZA INC	407	305.720	124,428.040		
HESS CORP	3,373	134.030	452,083.190		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DAVITA INC	609	97.480	59,365.320	
	DANAHER CORP	8,349	238.450	1,990,819.050	
	FORTIVE CORP	3,536	69.500	245,752.000	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	6,493	110.670	718,580.310	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,706	73.150	490,543.900	
	BUNGE LTD	1,653	95.320	157,563.960	
	TE CONNECTIVITY LTD	3,899	131.730	513,615.270	
	APPLE INC	191,386	183.950	35,205,454.700	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,515	117.140	411,747.100	
	BOEING CO/THE	6,837	216.900	1,482,945.300	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,913	99.970	191,242.610	
	BECTON DICKINSON AND CO	3,501	253.330	886,908.330	
	LEIDOS HOLDINGS INC	1,400	83.030	116,242.000	
	NISOURCE INC	4,111	27.160	111,654.760	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,404	94.610	132,832.440	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	9,521	44.170	420,542.570	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	50,538	35.730	1,805,722.740	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	15,659	335.900	5,259,858.100	
	ANSYS INC	974	334.310	325,617.940	
	TRUIST FINANCIAL CORP	16,478	31.720	522,682.160	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	9,243	90.290	834,550.470	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	25,556	64.160	1,639,672.960	
	JPMORGAN CHASE & CO	35,200	141.490	4,980,448.000	
	T ROWE PRICE GROUP INC	2,855	111.140	317,304.700	
	LKQ CORP	2,916	54.470	158,834.520	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	4,171	64.960	270,948.160	
	CADENCE DESIGN SYS INC	3,212	236.060	758,224.720	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,337	318.930	426,409.410	
	DOLLAR GENERAL CORP	2,608	162.120	422,808.960	
	SERVICENOW INC	2,420	567.310	1,372,890.200	
	CATERPILLAR INC	6,257	243.320	1,522,453.240	
	BROWN & BROWN INC	2,669	64.600	172,417.400	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	2,456	41.210	101,211.760	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	574	207.420	119,059.080	
	CMS ENERGY CORP	3,093	60.420	186,879.060	
	MOSAIC CO/THE	3,841	34.990	134,396.590	
	DELTA AIR LINES INC	2,019	42.190	85,181.610	
	CORNING INC	10,170	33.240	338,050.800	
	CISCO SYSTEMS INC	49,461	50.960	2,520,532.560	
	MORGAN STANLEY	15,202	87.980	1,337,471.960	
	DECKERS OUTDOOR CORP	300	506.730	152,019.000	
	MSCI INC	969	486.200	471,127.800	
	FAIR ISAAC CORP	299	795.250	237,779.750	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	470	306.640	144,120.800	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,998	59.100	177,181.800	
	BROADCOM INC	5,012	886.180	4,441,534.160	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	600	226.280	135,768.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	800	135.000	108,000.000	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,605	198.490	318,576.450	
	ARAMARK	2,858	40.160	114,777.280	
	DTE ENERGY COMPANY	2,490	112.950	281,245.500	
	CENTENE CORP	7,187	64.650	464,639.550	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,182	138.810	164,073.420	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	6,565	27.100	177,911.500	
	DARLING INGREDIENTS INC	1,900	64.590	122,721.000	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,419	209.790	507,482.010	
	GARTNER INC	1,020	352.370	359,417.400	
	SPLUNK INC	2,266	104.160	236,026.560	
	DOMINION ENERGY INC	9,676	52.560	508,570.560	
	MONSTER BEVERAGE CORP	9,544	58.480	558,133.120	
	SMITH (A. O.) CORP	1,400	69.630	97,482.000	
	DEERE & CO	3,464	399.050	1,382,309.200	
	QUANTA SERVICES INC	1,577	185.090	291,886.930	
	POOL CORP	438	345.400	151,285.200	
	GLOBAL PAYMENTS INC	3,008	101.160	304,289.280	
	VMWARE INC-CLASS A	2,861	140.830	402,914.630	
	BURLINGTON STORES INC	766	148.410	113,682.060	
	NASDAQ INC	4,541	51.160	232,317.560	
	VAIL RESORTS INC	448	249.620	111,829.760	
	TARGA RESOURCES CORP	2,431	70.970	172,528.070	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	874	114.400	99,985.600	
	WESTLAKE CORP	424	113.690	48,204.560	
	CONSOLIDATED EDISON INC	4,319	92.390	399,032.410	
	COGNEX CORP	1,994	55.900	111,464.600	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	2,200	38.860	85,492.000	
	TELEFLEX INC	645	244.530	157,721.850	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1,128	174.390	196,711.920	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	845	354.690	299,713.050	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	241	370.870	89,379.670	
	CATALENT INC	1,863	42.090	78,413.670	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,736	194.390	337,461.040	
	MOLINA HEALTHCARE INC	783	275.490	215,708.670	
	CARLISLE COS INC	600	236.100	141,660.000	
	IDEX CORP	960	207.860	199,545.600	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	9,750	75.420	735,345.000	
	ROLLINS INC	2,337	40.890	95,559.930	
	AECOM	1,700	86.200	146,540.000	
	WATSCO INC	400	361.500	144,600.000	
	GRACO INC	2,100	84.140	176,694.000	
	AMETEK INC	2,489	153.600	382,310.400	
	TORO CO	1,300	96.740	125,762.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	2,748	95.370	262,076.760	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	1,664	56.000	93,184.000	
	HEICO CORP	535	164.840	88,189.400	
	GENERAC HOLDINGS INC	684	119.550	81,772.200	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	521	410.990	214,125.790	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,306	90.330	298,630.980	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	467	392.100	183,110.700	
	COSTCO WHOLESALE CORP	5,307	527.200	2,797,850.400	
	EPAM SYSTEMS INC	763	222.530	169,790.390	
	RPM INTERNATIONAL INC	1,457	83.820	122,125.740	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	700	254.850	178,395.000	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	322	2,061.170	663,696.740	
	UGI CORP	2,907	27.700	80,523.900	
	CUMMINS INC	1,727	234.310	404,653.370	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	9,731	81.230	790,449.130	
	CDW CORP/DE	1,687	176.580	297,890.460	
	COSTAR GROUP INC	4,957	82.800	410,439.600	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,140	320.720	365,620.800	
	MERCADOLIBRE INC	594	1,211.840	719,832.960	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	990	160.890	159,281.100	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	3,386	143.550	486,060.300	
	DEXCOM INC	4,507	127.060	572,659.420	
	NORDSON CORP	488	233.800	114,094.400	
	COPART INC	5,270	86.340	455,011.800	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	2,150	126.780	272,577.000	
	SEAGEN INC	1,745	196.210	342,386.450	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	862	322.460	277,960.520	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,038	205.610	213,423.180	
	TRANSDIGM GROUP INC	644	810.860	522,193.840	
	BIO-TECHNE CORP	2,164	74.870	162,018.680	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,079	94.220	101,663.380	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	2,945	100.620	296,325.900	
	KINDER MORGAN INC	25,343	16.900	428,296.700	
	HCA HEALTHCARE INC	2,565	284.200	728,973.000	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	420	276.150	115,983.000	
	COTERRA ENERGY INC	8,646	24.260	209,751.960	
	T-MOBILE US INC	7,394	128.050	946,801.700	
	ZILLOW GROUP INC - C	1,786	46.120	82,370.320	
	COCA-COLA CO/THE	49,390	60.860	3,005,875.400	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	2,575	65.460	168,559.500	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	1,925	117.640	226,457.000	
	FRANKLIN RESOURCES INC	3,373	26.920	90,801.160	
	CSX CORP	24,644	33.090	815,469.960	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,001	226.980	227,206.980	
	EXPEDIA GROUP INC	1,996	108.930	217,424.280	
	AMAZON.COM INC	111,669	126.420	14,117,194.980	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	7,267	90.530	657,881.510	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EXXON MOBIL CORP	49,615	105.160	5,217,513.400	
	AES CORP	9,021	20.740	187,095.540	
	EVEREST RE GROUP LTD	448	341.110	152,817.280	
	EOG RESOURCES INC	7,011	110.670	775,907.370	
	EQT CORP	3,828	38.450	147,186.600	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,268	91.990	208,633.320	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	134	1,280.700	171,613.800	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	1,976	179.050	353,802.800	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,592	119.400	428,884.800	
	FORD MOTOR CO	48,159	14.200	683,857.800	
	EXACT SCIENCES CORP	1,924	93.060	179,047.440	
	LIBERTY GLOBAL PLC-A	2,416	17.220	41,603.520	
	ENTEGRIS INC	1,893	113.230	214,344.390	
	AERCAP HOLDINGS NV	1,700	60.660	103,122.000	
	FORTINET INC	8,351	71.480	596,929.480	
	MARKEL CORP	170	1,330.700	226,219.000	
	NEXTERA ENERGY INC	23,726	73.400	1,741,488.400	
	MASIMO CORP	623	161.350	100,521.050	
	FREEPORT-MCMORAN INC	17,714	40.060	709,622.840	
	INSULET CORP	809	283.590	229,424.310	
	US BANCORP	17,549	32.100	563,322.900	
	UNITED RENTALS INC	849	405.980	344,677.020	
	F5 NETWORKS INC	659	149.720	98,665.480	
	FASTENAL CO	7,158	55.440	396,839.520	
	FISERV INC	7,076	120.000	849,120.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	13,089	104.700	1,370,418.300	
	AXON ENTERPRISE INC	900	197.810	178,029.000	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	500	187.120	93,560.000	
	GENERAL MOTORS CO	17,533	37.360	655,032.880	
	GENERAL DYNAMICS CORP	2,934	212.140	622,418.760	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,054	338.420	1,371,954.680	
	FIRST HORIZON CORP	6,400	11.450	73,280.000	
	ALPHABET INC-CL A	72,142	123.670	8,921,801.140	
	ALPHABET INC-CL C	64,823	124.380	8,062,684.740	
	OWENS CORNING	1,083	121.360	131,432.880	
	GENERAL MILLS INC	6,978	80.650	562,775.700	
	FIRSTENERGY CORP	7,224	38.820	280,435.680	
	GENUINE PARTS CO	1,847	158.720	293,155.840	
	FIFTH THIRD BANCORP	8,620	25.950	223,689.000	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,330	190.930	444,866.900	
	HALLIBURTON CO	11,426	32.050	366,203.300	
	REPLIGEN CORP	600	161.430	96,858.000	
	HOME DEPOT INC	12,266	299.710	3,676,242.860	
	ASSURANT INC	532	129.110	68,686.520	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	18,748	10.830	203,040.840	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	431	215.320	92,802.920	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HERSHEY CO/THE	1,815	260.590	472,970.850	
	HUMANA INC	1,569	455.000	713,895.000	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	3,276	195.690	641,080.440	
	HENRY SCHEIN INC	1,491	74.810	111,541.710	
	HP INC	12,871	30.950	398,357.450	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	17,322	16.810	291,182.820	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	681	30.460	20,743.260	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	2,262	78.260	177,024.120	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	4,663	70.080	326,783.040	
	KRAFT HEINZ CO/THE	9,063	36.670	332,340.210	
	ENPHASE ENERGY INC	1,738	179.200	311,449.600	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	10,861	137.200	1,490,129.200	
	HUBBELL INC	739	315.450	233,117.550	
	INTERNATIONAL PAPER CO	4,724	31.800	150,223.200	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,500	66.030	99,045.000	
	ZOETIS INC	5,604	165.650	928,302.600	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,849	181.380	516,751.620	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	1,700	92.070	156,519.000	
	CHENIERE ENERGY INC	2,818	147.000	414,246.000	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	600	116.890	70,134.000	
	ALLEGION PLC	942	116.770	109,997.340	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,800	121.000	217,800.000	
	LIBERTY GLOBAL PLC- C	2,912	18.230	53,085.760	
	WASTE CONNECTIONS INC	3,046	136.830	416,784.180	
	JUNIPER NETWORKS INC	3,530	31.680	111,830.400	
	JM SMUCKER CO/THE	1,225	152.460	186,763.500	
	JOHNSON & JOHNSON	31,444	161.560	5,080,092.640	
	ABBVIE INC	21,319	136.230	2,904,287.370	
	HOLOGIC INC	3,236	78.220	253,119.920	
	KIMBERLY-CLARK CORP	4,210	135.120	568,855.200	
	KROGER CO	8,532	47.210	402,795.720	
	KLA CORP	1,664	480.540	799,618.560	
	LOCKHEED MARTIN CORP	2,855	452.550	1,292,030.250	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	840	239.790	201,423.600	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	2,872	39.700	114,018.400	
	LOWE'S COS INC	7,299	214.860	1,568,263.140	
	ELI LILLY & CO	9,756	447.720	4,367,956.320	
	LAM RESEARCH CORP	1,701	630.030	1,071,681.030	
	LOEWS CORP	2,228	58.120	129,491.360	
	MCDONALD'S CORP	8,823	288.440	2,544,906.120	
	3M CO	6,415	101.950	654,009.250	
	META PLATFORMS INC CLASS A	26,696	273.350	7,297,351.600	
	S&P GLOBAL INC	3,988	393.090	1,567,642.920	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	755	425.810	321,486.550	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	736	271.440	199,779.840	
	ALCOA CORP	2,093	36.130	75,620.090	
	PHILLIPS 66	5,350	95.700	511,995.000	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,900	181.230	344,337.000	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,867	43.840	169,529.280	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	2,785	90.980	253,379.300	
	METLIFE INC	8,330	53.940	449,320.200	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	11,318	62.960	712,581.280	
	ARISTA NETWORKS INC	3,030	169.080	512,312.400	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,969	278.310	547,992.390	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	282	1,315.570	370,990.740	
	BAKER HUGHES CO	12,517	29.940	374,758.980	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,297	313.120	406,116.640	
	MERCK & CO. INC.	30,545	108.660	3,319,019.700	
	DUPONT DE NEMOURS INC	6,267	69.940	438,313.980	
	MASCO CORP	2,541	55.290	140,491.890	
	M & T BANK CORP	1,806	121.900	220,151.400	
	MARSH & MCLENNAN COS	5,896	178.100	1,050,077.600	
	BLACK KNIGHT INC	2,498	57.000	142,386.000	
	HEICO CORP-CLASS A	1,147	131.290	150,589.630	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	3,313	181.460	601,176.980	
	WORKDAY INC-CLASS A	2,724	217.310	591,952.440	
	BLOCK INC CLASS A	7,249	63.690	461,688.810	
	TRANSUNION	2,557	75.510	193,079.070	
	VISTRA CORP	4,057	24.810	100,654.170	
	NOVOCURE LTD	1,054	45.000	47,430.000	
	NETAPP INC	2,370	73.300	173,721.000	
	NIKE INC -CL B	15,156	112.860	1,710,506.160	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	2,913	221.400	644,938.200	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	6,888	86.640	596,776.320	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,496	98.260	245,256.960	
	ALLY FINANCIAL INC	3,709	28.370	105,224.330	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	1,709	447.900	765,461.100	
	APTIV PLC	3,476	101.010	351,110.760	
	NEWMONT CORP	9,604	42.100	404,328.400	
	MCKESSON CORP	1,707	391.250	667,863.750	
	XYLEM INC	2,343	111.780	261,900.540	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	18,638	93.060	1,734,452.280	
	NUCOR CORP	3,183	150.640	479,487.120	
	GODADDY INC - CLASS A	1,930	74.430	143,649.900	
	EVERGY INC	2,923	58.920	172,223.160	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	8,824	58.470	515,939.280	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	269	217.130	58,407.970	
	OKTA INC	1,995	74.420	148,467.900	
	LIBERTY BROADBAND-C	1,445	75.200	108,664.000	
	WIX.COM LTD	785	85.280	66,944.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	4,293	26.770	114,923.610	
	KKR & CO INC	6,886	57.030	392,708.580	
	PAYCHEX INC	3,974	111.540	443,259.960	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	746	909.640	678,591.440	
	ALTRIA GROUP INC	21,458	43.950	943,079.100	
	P G & E CORP	18,479	17.240	318,577.960	
	PFIZER INC	67,530	39.360	2,657,980.800	
	CIGNA CORP	3,589	263.770	946,670.530	
	DELL TECHNOLOGIES -C	3,276	49.380	161,768.880	
	XCEL ENERGY INC	6,256	62.490	390,937.440	
	STERIS PLC	1,293	213.120	275,564.160	
	SEA LTD-ADR	4,100	63.640	260,924.000	
	FOX CORP - CLASS B	1,530	31.190	47,720.700	
	FOX CORP - CLASS A	3,495	33.290	116,348.550	
	STRYKER CORP	4,035	293.570	1,184,554.950	
	DOW INC	8,760	52.810	462,615.600	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,130	71.600	80,908.000	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	2,751	68.400	188,168.400	
	PARKER HANNIFIN CORP	1,555	367.550	571,540.250	
	UBER TECHNOLOGIES INC	22,015	41.270	908,559.050	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	2,611	201.280	525,542.080	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	28,436	146.420	4,163,599.120	
	EXELON CORP	12,353	40.120	495,602.360	
	INGERSOLL-RAND INC	4,291	64.120	275,138.920	
	NVR INC	39	5,886.570	229,576.230	
	CONOCOPHILLIPS	15,114	102.670	1,551,754.380	
	TWILIO INC - A	2,053	66.290	136,093.370	
	DOCUSIGN INC	2,333	54.100	126,215.300	
	PAYCOM SOFTWARE INC	700	319.910	223,937.000	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	1,470	66.060	97,108.200	
	PEPSICO INC	16,523	183.170	3,026,517.910	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	409	151.900	62,127.100	
	DROPBOX INC-CLASS A	2,950	25.100	74,045.000	
	MONGODB INC	821	374.590	307,538.390	
	SNAP INC - A	12,910	10.250	132,327.500	
	CORTEVA INC	8,992	57.030	512,813.760	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4,596	85.540	393,141.840	
	AMCOR PLC	19,545	10.160	198,577.200	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,641	153.960	406,608.360	
	ROKU INC	1,417	73.370	103,965.290	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,290	146.110	334,591.900	
	ACCENTURE PLC-CL A	7,560	315.050	2,381,778.000	
	PENTAIR PLC	2,222	60.590	134,630.980	
	QUALCOMM INC	13,440	123.400	1,658,496.000	
	INVESCO LTD	3,700	16.560	61,272.000	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	664	70.200	46,612.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,895	72.350	209,453.250	
	DATADOG INC - CLASS A	3,487	96.280	335,728.360	
	PINTEREST INC- CLASS A	7,896	24.420	192,820.320	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	1,267	771.110	976,996.370	
	REPUBLIC SERVICES INC	2,789	143.560	400,388.840	
	BOOKING HOLDINGS INC	460	2,609.790	1,200,503.400	
	ROSS STORES INC	4,254	106.240	451,944.960	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	998	131.360	131,097.280	
	RESMED INC	1,797	216.640	389,302.080	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	1,327	136.250	180,803.750	
	ROBERT HALF INTL INC	1,209	71.370	86,286.330	
	MODERNA INC	4,117	126.050	518,947.850	
	HUBSPOT INC	651	503.940	328,064.940	
	REVVITY INC	1,345	115.400	155,213.000	
	CARRIER GLOBAL CORP	10,330	46.160	476,832.800	
	OTIS WORLDWIDE CORP	5,262	87.510	460,477.620	
	BILL HOLDINGS INC	1,159	114.240	132,404.160	
	AVANTOR INC	9,780	19.560	191,296.800	
	CARLYLE GROUP INC/THE	2,773	30.630	84,936.990	
	DYNATRACE INC	2,339	51.820	121,206.980	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	6,114	76.810	469,616.340	
	REGIONS FINANCIAL CORP	12,113	18.010	218,155.130	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	2,996	27.650	82,839.400	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	4,176	32.150	134,258.400	
	MATCH GROUP INC	3,049	44.110	134,491.390	
	CHEVRON CORP	22,166	157.090	3,482,056.940	
	ZSCALER INC	985	157.550	155,186.750	
	EDISON INTERNATIONAL	4,460	68.170	304,038.200	
	ETSY INC	1,409	95.060	133,939.540	
	TESLA INC	34,601	256.790	8,885,190.790	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	2,965	181.070	536,872.550	
	GEN DIGITAL INC	8,505	18.350	156,066.750	
	UNITY SOFTWARE INC	3,542	41.040	145,363.680	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,745	89.090	155,462.050	
	SYNOPSIS INC	1,794	446.050	800,213.700	
	CHEWY INC - CLASS A	856	39.710	33,991.760	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,552	68.870	244,626.240	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,266	335.250	424,426.500	
	VIATRIS INC	11,272	9.760	110,014.720	
	DOORDASH INC - A	3,438	71.500	245,817.000	
	ROBLOX CORP -CLASS A	5,270	39.910	210,325.700	
	AIRBNB INC-CLASS A	5,023	125.140	628,578.220	
	CBRE GROUP INC - A	3,973	78.390	311,443.470	
	SOUTHERN CO/THE	13,211	70.480	931,111.280	
	SYSCO CORP	6,345	72.830	462,106.350	
	TRAVELERS COS INC/THE	2,826	173.550	490,452.300	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	600	41.920	25,152.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	1,600	58.700	93,920.000	
	STEEL DYNAMICS INC	2,156	104.690	225,711.640	
	SCHLUMBERGER LTD	16,649	47.270	786,998.230	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,749	44.550	77,917.950	
	AT&T INC	85,991	15.840	1,362,097.440	
	APA CORP	3,632	33.650	122,216.800	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	1,008	33.570	33,838.560	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	4,947	92.740	458,784.780	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	2,388	49.190	117,465.720	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,066	245.850	753,776.100	
	SEMPRA ENERGY	3,708	147.290	546,151.320	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	2,264	53.420	120,942.880	
	CLARIVATE PLC	3,377	8.900	30,055.300	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	24,448	15.910	388,967.680	
	UIPATH INC - CLASS A	4,500	17.990	80,955.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	2,240	65.290	146,249.600	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,335	53.900	71,956.500	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	10,849	177.120	1,921,574.880	
	SALESFORCE.COM INC	12,023	209.400	2,517,616.200	
	WESTROCK CO	3,840	29.230	112,243.200	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	5,086	76.150	387,298.900	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	8,284	64.500	534,318.000	
	TERADYNE INC	2,046	110.360	225,796.560	
	UNION PACIFIC CORP	7,417	202.740	1,503,722.580	
	MARATHON OIL CORP	7,622	22.810	173,857.820	
	MARATHON PETROLEUM CORP	5,823	111.640	650,079.720	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	17,565	96.860	1,701,345.900	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	8,782	174.880	1,535,796.160	
	IQVIA HOLDINGS INC	2,288	212.720	486,703.360	
	AMEREN CORPORATION	2,727	82.840	225,904.680	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	11,236	459.860	5,166,986.960	
	TOAST INC CLASS A	2,900	23.280	67,512.000	
	VERISIGN INC	1,080	220.790	238,453.200	
	LUCID GROUP INC	5,100	6.400	32,640.000	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO)	4,541	14.740	66,934.340	
	VALERO ENERGY CORP	4,723	111.830	528,173.090	
	ULTA BEAUTY INC	668	443.580	296,311.440	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	3,008	34.650	104,227.200	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	767	146.190	112,127.730	
	ELEVANCE HEALTH INC	2,852	436.330	1,244,413.160	
	WALT DISNEY CO/THE	21,867	92.450	2,021,604.150	
	WELLS FARGO & CO	45,552	42.080	1,916,828.160	
	WASTE MANAGEMENT INC	4,899	162.420	795,695.580	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WILLIAMS COS INC	14,697	30.200	443,849.400	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,418	218.040	309,180.720	
	WHIRLPOOL CORP	636	145.960	92,830.560	
	WALMART INC	17,967	156.870	2,818,483.290	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,639	142.010	374,764.390	
	WYNN RESORTS LTD	1,145	103.500	118,507.500	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	13,900	3.400	47,260.000	
	WABTEC CORP	1,729	101.660	175,770.140	
	TJX COMPANIES INC	13,864	79.900	1,107,733.600	
	WATERS CORP	759	262.080	198,918.720	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	697	280.380	195,424.860	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	9,298	31.510	292,979.980	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,391	228.400	317,704.400	
	WESTERN DIGITAL CORP	4,444	40.460	179,804.240	
	WEC ENERGY GROUP INC	3,920	90.530	354,877.600	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	6,197	61.930	383,780.210	
	VISA INC-CLASS A SHARES	19,555	223.440	4,369,369.200	
	PPL CORP	9,677	26.860	259,924.220	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	4,120	93.200	383,984.000	
	PULTEGROUP INC	2,592	73.250	189,864.000	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	28,848	13.670	394,352.160	
	PPG INDUSTRIES INC	2,929	140.700	412,110.300	
	NORTHERN TRUST CORP	2,667	74.250	198,024.750	
	FERGUSON PLC	2,854	150.030	428,185.620	
	NVIDIA CORP	29,900	429.970	12,856,103.000	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	4,858	126.520	614,634.160	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	300	164.550	49,365.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	3,833	49.760	190,730.080	
	NETFLIX INC	5,358	440.860	2,362,127.880	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,716	520.120	2,452,885.920	
	NRG ENERGY INC	2,411	34.340	82,793.740	
	GLOBE LIFE INC	1,011	107.000	108,177.000	
	TEXTRON INC	2,388	65.290	155,912.520	
	NEWS CORP - CLASS A	3,749	19.260	72,205.740	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	70	1,330.370	93,125.900	
	OMNICOM GROUP	2,311	94.620	218,666.820	
	JACOBS SOLUTIONS INC	1,337	115.290	154,142.730	
	ORACLE CORP	19,574	122.270	2,393,312.980	
	MASTERCARD INC - A	10,328	374.760	3,870,521.280	
	ONEOK INC	5,566	60.430	336,353.380	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	1,225	456.440	559,139.000	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	882	48.730	42,979.860	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	1,800	94.170	169,506.000	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,200	79.760	95,712.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HF SINCLAIR CORP	1,900	44.600	84,740.000	
	OVINTIV INC	3,000	36.880	110,640.000	
	YUM! BRANDS INC	3,486	136.350	475,316.100	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,174	136.630	297,033.620	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	1,961	67.450	132,269.450	
	BANK OF AMERICA CORP	86,551	29.120	2,520,365.120	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	510	398.720	203,347.200	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,586	94.410	244,144.260	
	AMERICAN EXPRESS CO	7,600	174.470	1,325,972.000	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	4,632	78.530	363,750.960	
	LINDE PLC	5,927	374.310	2,218,535.370	
	ANALOG DEVICES INC	5,980	191.890	1,147,502.200	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	3,600	20.940	75,384.000	
	MONDAYCOM LTD	200	182.910	36,582.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	19,372	127.330	2,466,636.760	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	8,268	55.840	461,685.120	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,029	109.890	222,966.810	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,609	94.720	247,124.480	
	AVERY DENNISON CORP	1,070	167.090	178,786.300	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	6,537	63.710	416,472.270	
	EMERSON ELECTRIC CO	7,382	85.840	633,670.880	
	AON PLC-CLASS A	2,432	322.970	785,463.040	
	AMGEN INC	6,436	222.280	1,430,594.080	
	EATON CORP PLC	4,609	193.070	889,859.630	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,100	247.010	518,721.000	
	APPLIED MATERIALS INC	10,197	141.170	1,439,510.490	
	CME GROUP INC	4,188	181.510	760,163.880	
	ECOLAB INC	3,135	179.810	563,704.350	
	EQUIFAX INC	1,576	229.710	362,022.960	
	GILEAD SCIENCES INC	14,752	77.950	1,149,918.400	
	KEURIG DR PEPPER INC	10,021	31.760	318,266.960	
	HORMEL FOODS CORP	3,880	41.250	160,050.000	
	STATE STREET CORP	4,667	73.200	341,624.400	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	17,123	54.350	930,635.050	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	6,528	43.450	283,641.600	
	CAMPBELL SOUP CO	2,716	45.910	124,691.560	
	CROWN HOLDINGS INC	1,392	85.320	118,765.440	
	CARDINAL HEALTH INC	2,973	86.970	258,561.810	
	FEDEX CORP	2,877	229.670	660,760.590	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	4,693	112.330	527,164.690	
	FMC CORP	1,360	104.540	142,174.400	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	2,772	78.300	217,047.600	
	INTEL CORP	49,592	35.580	1,764,483.360	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	4,318	40.140	173,324.520	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,037	70.640	285,173.680	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WOLFSPEED INC	1,500	56.490	84,735.000	
	ILLINOIS TOOL WORKS	3,598	244.460	879,567.080	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	10,227	3.770	38,555.790	
	ILLUMINA INC	1,993	204.840	408,246.120	
	SEALED AIR CORP	1,450	39.130	56,738.500	
	INTUITIVE SURGICAL INC	4,242	323.070	1,370,462.940	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,239	128.870	159,669.930	
	SNAP-ON INC	623	271.780	169,318.940	
	CARMAX INC	1,749	79.700	139,395.300	
	DUKE ENERGY CORP	8,939	90.850	812,108.150	
	TARGET CORP	5,473	133.230	729,167.790	
	DOVER CORP	1,784	145.180	259,001.120	
	WW GRAINGER INC	541	727.070	393,344.870	
	CINTAS CORP	1,059	486.090	514,769.310	
	CONAGRA BRANDS INC	5,109	34.950	178,559.550	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,700	115.000	195,500.000	
	CLOROX COMPANY	1,387	153.940	213,514.780	
	ENTERGY CORP	2,623	101.300	265,709.900	
	MICROSOFT CORP	85,466	337.340	28,831,100.440	
	INCYTE CORP	1,856	61.440	114,032.640	
	CVS HEALTH CORP	15,735	66.650	1,048,737.750	
	MEDTRONIC PLC	15,957	87.910	1,402,779.870	
	MICRON TECHNOLOGY INC	12,891	69.120	891,025.920	
	BLACKROCK INC	1,771	692.450	1,226,328.950	
	CENTERPOINT ENERGY INC	6,679	29.030	193,891.370	
	HASBRO INC	1,326	61.910	82,092.660	
	KELLOGG CO	3,095	66.140	204,703.300	
	KEYCORP	12,565	9.910	124,519.150	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	16,201	73.130	1,184,779.130	
	COOPER COS INC/THE	551	362.740	199,869.740	
	CHUBB LTD	4,863	188.840	918,328.920	
	ARROW ELECTRONICS INC	737	137.930	101,654.410	
	ALLSTATE CORP	3,364	111.400	374,749.600	
	EBAY INC	6,077	45.070	273,890.390	
	PAYPAL HOLDINGS INC	12,916	63.600	821,457.600	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,392	81.970	114,102.240	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,849	192.160	547,463.840	
	TRIMBLE INC	3,489	51.920	181,148.880	
	LENNAR CORP-A	3,247	114.750	372,593.250	
	LEAR CORP	828	144.660	119,778.480	
	PROGRESSIVE CORP	6,854	126.930	869,978.220	
	PACCAR INC	6,396	78.060	499,271.760	
	BIOGEN INC	1,787	299.990	536,082.130	
	IDEXX LABORATORIES INC	1,036	466.970	483,780.920	
	STARBUCKS CORP	13,829	100.660	1,392,027.140	
	PTC INC	1,200	141.380	169,656.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EVERSOURCE ENERGY	4,318	69.900	301,828.200	
	INTUIT INC	3,394	446.220	1,514,470.680	
	BORGWARNER INC	2,741	47.800	131,019.800	
	BEST BUY CO INC	2,316	76.640	177,498.240	
	BALL CORP	4,223	54.460	229,984.580	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	17,522	53.310	934,097.820	
	ELECTRONIC ARTS INC	3,380	127.900	432,302.000	
	VULCAN MATERIALS CO	1,488	207.390	308,596.320	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,003	340.960	1,023,902.880	
	VF CORP	5,442	19.270	104,867.340	
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	8,261	16.600	137,132.600	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	564	98.940	55,802.160	
	CARNIVAL CORP	14,358	15.600	223,984.800	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	7,674	16.720	128,309.280	
	COMCAST CORP-CLASS A	52,031	40.840	2,124,946.040	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	49.770	94,563.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	13,100	4.100	53,710.000	
	アメリカ・ドル 小計				458,317,735.050 (64,343,226,824)
イギリス・ポンド	SHELL PLC	85,307	23.045	1,965,899.810	
	HALEON PLC	67,998	3.189	216,845.620	
	WISE PLC CLASS A	7,805	6.200	48,391.000	
	BP PLC	220,257	4.611	1,015,715.150	
	UNILEVER PLC	30,507	39.675	1,210,365.220	
	BARCLAYS PLC	177,480	1.574	279,424.510	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	110,496	1.507	166,572.720	
	PRUDENTIAL PLC	33,907	11.360	385,183.520	
	NATWEST GROUP PLC	69,835	2.654	185,342.090	
	JOHNSON MATTHEY PLC	3,080	17.605	54,223.400	
	BAE SYSTEMS PLC	39,854	9.504	378,772.410	
	AVIVA PLC	31,964	4.008	128,111.710	
	GSK	50,745	13.634	691,857.330	
	INFORMA PLC	16,200	7.044	114,112.800	
	AUTO TRADER GROUP PLC	10,587	6.408	67,841.490	
	DCC PLC	1,637	46.650	76,366.050	
	OCADO GROUP PLC	5,149	4.091	21,064.550	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	740	113.700	84,138.000	
	HALMA PLC	3,978	24.290	96,625.620	
	ENTAIN PLC	5,823	12.065	70,254.490	
	JD SPORTS FASHION PLC	45,396	1.482	67,299.570	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	6,857	5.532	37,932.920	
	M&G PLC	25,964	2.021	52,473.240	
	ENDEAVOUR MINING PLC	2,357	20.520	48,365.640	
	RELX PLC	23,973	25.800	618,503.400	
	DIAGEO PLC	27,459	33.755	926,878.540	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	RIO TINTO PLC	13,268	53.380	708,245.840	
	STANDARD CHARTERED PLC	27,461	6.700	183,988.700	
	TESCO PLC	87,212	2.640	230,239.680	
	SMITH & NEPHEW PLC	9,237	12.490	115,370.130	
	GLENCORE PLC	118,288	4.703	556,367.600	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	3,200	8.444	27,020.800	
	SMITHS GROUP PLC	4,080	17.020	69,441.600	
	PEARSON PLC	8,271	8.226	68,037.240	
	SAINSBURY (J) PLC	17,631	2.725	48,044.470	
	NEXT PLC	1,456	64.520	93,941.120	
	TAYLOR WIMPEY PLC	57,808	1.103	63,791.120	
	WHITBREAD PLC	2,465	34.000	83,810.000	
	BUNZL PLC	3,703	31.060	115,015.180	
	VODAFONE GROUP PLC	338,629	0.728	246,657.360	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,408	55.260	77,806.080	
	KINGFISHER PLC	24,703	2.382	58,842.540	
	WPP PLC	13,021	8.748	113,907.700	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	8,244	10.390	85,655.160	
	SEVERN TRENT PLC	2,681	27.040	72,494.240	
	RENTOKIL INITIAL PLC	30,337	6.420	194,763.540	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,936	59.060	527,760.160	
	ST JAMES' S PLACE PLC	8,844	11.485	101,573.340	
	SCHRODERS PLC	7,217	4.578	33,039.420	
	SSE PLC	13,672	18.365	251,086.280	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	12,368	4.517	55,866.250	
	ASTRAZENECA PLC	18,889	115.100	2,174,123.900	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	80,741	2.380	192,163.580	
	3I GROUP PLC	10,364	20.310	210,492.840	
	ASHTED GROUP PLC	5,656	54.780	309,835.680	
	SAGE GROUP PLC/THE	11,548	8.746	100,998.800	
	NATIONAL GRID PLC	45,851	10.315	472,953.060	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	851,544	0.452	385,621.700	
	IMPERIAL BRANDS PLC	11,926	17.425	207,810.550	
	CENTRICA PLC	72,184	1.171	84,563.550	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	1,155	39.420	45,530.100	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	26,430	25.700	679,251.000	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3,483	18.795	65,462.980	
	HSBC HOLDINGS PLC	241,675	6.108	1,476,150.900	
	ANGLO AMERICAN PLC	14,524	25.825	375,082.300	
	MONDI PLC	5,248	12.620	66,229.760	
	COMPASS GROUP PLC	20,669	21.800	450,584.200	
	PERSIMMON PLC	3,969	11.685	46,377.760	
	BT GROUP PLC	75,578	1.368	103,390.700	
	COCA-COLA HBC AG-DI	2,574	23.380	60,180.120	
	BURBERRY GROUP PLC	4,508	22.610	101,925.880	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	2,078	55.400	115,121.200	
	INTERTEK GROUP PLC	1,713	43.940	75,269.220	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	4,564	86.580	395,151.120	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,039	19.000	38,741.000	
	ADMIRAL GROUP PLC	1,570	22.510	35,340.700	
	ANTOFAGASTA PLC	6,056	15.600	94,473.600	
	ABRDN PLC	27,775	2.167	60,188.420	
	EXPERIAN PLC	11,460	29.740	340,820.400	
イギリス・ポンド 小計				21,955,161.370 (3,901,871,279)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	14,335	18.840	270,071.400	
	AZRIELI GROUP LTD	530	215.600	114,268.000	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	1,279	147.000	188,013.000	
	ICL GROUP LTD	8,294	20.610	170,939.340	
	ELBIT SYSTEMS LTD	300	739.000	221,700.000	
	BANK HAPOALIM BM	15,160	31.050	470,718.000	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	24,049	27.110	651,968.390	
	NICE LTD	742	818.200	607,104.400	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,883	129.000	242,907.000	
イスラエル・シユケル 小計				2,937,689.530 (115,094,268)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	23,727	5.060	120,058.620	
	TELSTRA GROUP LTD	42,351	4.350	184,226.850	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	38,283	22.920	877,446.360	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	30,136	3.610	108,790.960	
	BHP GROUP LTD	62,531	45.900	2,870,172.900	
	SOUTH32 LTD	64,500	3.900	251,550.000	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	24,185	34.650	838,010.250	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	21,722	21.700	471,367.400	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	39,707	25.510	1,012,925.570	
	WESTPAC BANKING CORP	44,052	20.560	905,709.120	
	SANTOS LTD	34,414	7.290	250,878.060	
	RIO TINTO LTD	4,751	116.150	551,828.650	
	ORIGIN ENERGY LTD	18,280	8.490	155,197.200	
	AURIZON HOLDINGS LTD	19,619	3.570	70,039.830	
	PILBARA MINERALS LTD	30,083	4.880	146,805.040	
	XERO LTD	1,426	111.340	158,770.840	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	2,748	31.790	87,358.920	
	COLES GROUP LTD	16,386	17.890	293,145.540	
	WISETECH GLOBAL LTD	1,645	78.300	128,803.500	
	IDP EDUCATION LTD	2,088	23.680	49,443.840	
	IGO LTD	8,081	15.140	122,346.340	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	16,320	13.040	212,812.800	
	REECE LTD	2,322	18.790	43,630.380	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	13,906	5.930	82,462.580		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEEK LTD	4,813	21.600	103,960.800	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	8,616	11.420	98,394.720	
	NEWCREST MINING LTD	10,878	26.080	283,698.240	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	21,692	97.370	2,112,150.040	
	AMPOL LTD	4,605	30.530	140,590.650	
	ORICA LTD	4,783	15.160	72,510.280	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	20,961	15.120	316,930.320	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	16,085	38.370	617,181.450	
	QANTAS AIRWAYS LTD	6,373	6.390	40,723.470	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	4,796	39.090	187,475.640	
	MACQUARIE GROUP LTD	4,572	178.050	814,044.600	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	7,793	38.080	296,757.440	
	CSL LTD	6,113	287.250	1,755,959.250	
	WESFARMERS LTD	14,007	48.200	675,137.400	
	COCHLEAR LTD	1,039	237.470	246,731.330	
	BLUESCOPE STEEL LTD	5,024	20.530	103,142.720	
	SUNCORP GROUP LTD	14,504	13.140	190,582.560	
	ASX LTD	2,260	60.820	137,453.200	
	COMPUTERSHARE LTD	6,054	22.820	138,152.280	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	27,097	5.230	141,717.310	
	SONIC HEALTHCARE LTD	5,223	35.010	182,857.230	
	BRAMBLES LTD	21,201	13.770	291,937.770	
	MINERAL RESOURCES LTD	1,881	71.320	134,152.920	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	2,064	57.500	118,680.000	
	REA GROUP LTD	608	132.500	80,560.000	
	オーストラリア・ドル 小計			19,275,263.170 (1,838,281,848)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	10,376	65.040	674,855.040	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	4,176	44.700	186,667.200	
	IMPERIAL OIL LTD	3,068	66.190	203,070.920	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	253	2,758.400	697,875.200	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	3,305	101.680	336,052.400	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	5,069	59.430	301,250.670	
	INTACT FINANCIAL CORP	1,951	197.870	386,044.370	
	BCE INC	668	60.370	40,327.160	
	FRANCO-NEVADA CORP	2,414	192.950	465,781.300	
	SUNCOR ENERGY INC	15,297	39.730	607,749.810	
	METRO INC/CN	2,377	71.100	169,004.700	
	NATIONAL BANK OF CANADA	3,895	98.800	384,826.000	
	BANK OF NOVA SCOTIA	14,637	66.310	970,579.470	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	11,245	57.640	648,161.800	
	TORONTO-DOMINION BANK	21,650	79.920	1,730,268.000	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	3,335	38.470	128,297.450	
	ROYAL BANK OF CANADA	16,209	125.180	2,029,042.620	
	TOURMALINE OIL CORP	3,656	59.570	217,787.920	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TC ENERGY CORP	11,792	54.440	641,956.480	
	PEMBINA PIPELINE CORP	6,494	41.140	267,163.160	
	BARRICK GOLD CORP	20,761	22.370	464,423.570	
	CAE INC	3,752	27.720	104,005.440	
	THOMSON REUTERS CORP	1,968	169.020	332,631.360	
	EMPIRE CO LTD 'A'	1,800	34.690	62,442.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	631	106.190	67,005.890	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,560	62.760	97,905.600	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	4,700	20.340	95,598.000	
	HYDRO ONE LTD	4,866	37.290	181,453.140	
	LOBLAW COMPANIES LTD	1,861	117.020	217,774.220	
	NORTHLAND POWER INC	2,632	27.660	72,801.120	
	WSP GLOBAL INC	1,457	175.780	256,111.460	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	974	107.760	104,958.240	
	PARKLAND CORP	1,621	33.810	54,806.010	
	QUEBECOR INC -CL B	1,949	33.250	64,804.250	
	EMERA INC	3,524	54.800	193,115.200	
	TFI INTERNATIONAL INC	924	141.370	130,625.880	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	2,193	34.770	76,250.610	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	5,043	58.410	294,561.630	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	403	107.500	43,322.500	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	7,402	11.860	87,787.720	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,983	66.870	400,083.210	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	6,997	11.130	77,876.610	
	AIR CANADA	1,700	23.540	40,018.000	
	KINROSS GOLD CORP	14,757	6.480	95,625.360	
	BANK OF MONTREAL	8,204	118.270	970,287.080	
	POWER CORP OF CANADA	6,972	35.080	244,577.760	
	SHOPIFY INC - CLASS A	14,231	87.850	1,250,193.350	
	NUTRIEN LTD	6,174	78.040	481,818.960	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,532	44.100	67,561.200	
	CAMECO CORP	4,390	41.630	182,755.700	
	FIRSTSERVICE CORP	422	196.400	82,880.800	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	1,865	50.010	93,268.650	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	772	39.650	30,609.800	
	TELUS CORP	600	25.480	15,288.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	5,374	57.780	310,509.720	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	623	171.240	106,682.520	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	13,870	73.930	1,025,409.100	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	274	980.810	268,741.940	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	3,947	74.970	295,906.590	
	WESTON (GEORGE) LTD	800	153.250	122,600.000	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	2,615	20.090	52,535.350	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	1,000	103.030	103,030.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	7,751	67.360	522,107.360	
	ENBRIDGE INC	24,358	49.160	1,197,439.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BROOKFIELD CORP	16,387	44.100	722,666.700	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	21,041	25.670	540,122.470	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	10,962	103.610	1,135,772.820	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,609	91.120	146,612.080	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,364	40.230	95,103.720	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	6,838	155.490	1,063,240.620	
	CGI INC - CLASS A	2,956	139.850	413,396.600	
	ONEX CORPORATION	1,104	70.150	77,445.600	
	IGM FINANCIAL INC	1,318	41.010	54,051.180	
	TMX GROUP LTD	3,490	29.850	104,176.500	
	OPEN TEXT CORP	3,210	56.000	179,760.000	
	SAPUTO INC	2,900	31.270	90,683.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	7,781	30.960	240,899.760	
	FORTIS INC	5,938	56.490	335,437.620	
	RB GLOBAL INC	2,046	75.880	155,250.480	
	LUNDIN MINING CORP	6,600	10.730	70,818.000	
	CENOVUS ENERGY INC	18,231	22.160	403,998.960	
	DOLLARAMA INC	3,074	85.870	263,964.380	
	ALTAGAS LTD	3,201	24.540	78,552.540	
	KEYERA CORP	2,200	30.520	67,144.000	
	ARC RESOURCES LTD	7,734	16.940	131,013.960	
	カナダ・ドル 小計			28,497,062.840 (3,000,740,718)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	30,400	3.360	102,144.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	14,900	28.070	418,243.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	24,300	31.160	757,188.000	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	13,750	7.600	104,500.000	
	KEPPEL CORP LTD	17,300	6.690	115,737.000	
	UOL GROUP LTD	3,000	6.700	20,100.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	5,200	6.950	36,140.000	
	SEATRUM	330,171	0.128	42,261.880	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	1,200	33.490	40,188.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	44,700	12.430	555,621.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	130,000	0.950	123,500.000	
	VENTURE CORP LTD	3,200	15.190	48,608.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	112,400	2.490	279,876.000	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	14,100	3.710	52,311.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	11,800	9.700	114,460.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	27,800	4.020	111,756.000	
	シンガポール・ドル 小計			2,922,633.880 (305,649,051)	
スイス・フラン	DUFREY AG-REG	1,251	40.360	50,490.360	
	UBS GROUP AG-REG	39,677	18.485	733,429.340	
	ROCHE HOLDING AG-BR	324	295.800	95,839.200	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	89	709.000	63,101.000	
	ADECCO GROUP AG-REG	1,754	28.470	49,936.380	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	8,441	274.550	2,317,476.550	
	SIKA AG-REG	1,670	259.700	433,699.000	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	2	113,400.000	226,800.000	
	ABB LTD-REG	19,516	35.410	691,061.560	
	SWISS RE AG	3,723	88.460	329,336.580	
	NESTLE SA-REG	33,621	106.520	3,581,308.920	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	256	887.200	227,123.200	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	494	199.200	98,404.800	
	JULIUS BAER GROUP LTD	2,684	58.140	156,047.760	
	SGS SA-REG	2,300	85.100	195,730.000	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	467	192.100	89,710.700	
	TEMENOS AG - REG	793	75.980	60,252.140	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	471	125.600	59,157.600	
	VAT GROUP AG	339	392.600	133,091.400	
	BKW AG	250	148.300	37,075.000	
	ALCON INC	6,230	71.800	447,314.000	
	SIG GROUP N AG	3,400	25.620	87,108.000	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	377	265.000	99,905.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,779	426.400	758,565.600	
	BALOISE HOLDING AG - REG	550	141.400	77,770.000	
	CLARIANT AG-REG	2,552	13.140	33,533.280	
	NOVARTIS AG-REG	24,992	89.660	2,240,782.720	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	41	1,739.000	71,299.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	390	87.000	33,930.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	6,182	147.050	909,063.100	
	SWISSCOM AG-REG	324	552.200	178,912.800	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	357	95.550	34,111.350	
	GEBERIT AG-REG	469	491.200	230,372.800	
	GIVAUDAN-REG	107	2,884.000	308,588.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,625	137.000	222,625.000	
	SONOVA HOLDING AG-REG	613	237.600	145,648.800	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,797	50.740	91,179.780	
	LONZA GROUP AG-REG	860	569.000	489,340.000	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	450	50.200	22,590.000	
	HOLCIM LTD	6,754	59.860	404,294.440	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	329	540.600	177,857.400	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	640	260.000	166,400.000	
	SWISS PRIME SITE-REG	946	78.150	73,929.900	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	8	11,240.000	89,920.000	
スイス・フラン	小計			17,024,112.460 (2,652,697,204)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	2,020	230.800	466,216.000	
	INVESTOR CLASS A	6,256	214.200	1,340,035.200	
	VOLVO CAR CLASS B	7,177	44.660	320,524.820	
	ERICSSON LM-B SHS	37,689	56.940	2,146,011.660	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VOLVO AB-B SHS	18,333	219.050	4,015,843.650	
	SKF AB-B SHARES	4,000	199.150	796,600.000	
	TELE2 AB-B SHS	7,026	92.420	649,342.920	
	GETINGE AB-B SHS	2,869	247.500	710,077.500	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	21,549	118.550	2,554,633.950	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	19,635	89.760	1,762,437.600	
	SWEDBANK AB - A SHARES	10,821	175.350	1,897,462.350	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	8,485	145.600	1,235,416.000	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	7,320	148.050	1,083,726.000	
	SKANSKA AB-B SHS	3,709	150.100	556,720.900	
	SANDVIK AB	15,440	213.700	3,299,528.000	
	INVESTOR AB-B SHS	23,764	214.450	5,096,189.800	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	36,115	162.850	5,881,327.750	
	VOLVO AB-A SHS	4,359	226.000	985,134.000	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,114	412.400	459,413.600	
	SECURITAS AB-B SHS	4,905	84.580	414,864.900	
	TELIA CO AB	29,088	23.980	697,530.240	
	ALFA LAVAL AB	3,803	391.200	1,487,733.600	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	20,329	140.750	2,861,306.750	
	ASSA ABLOY AB-B	13,477	260.100	3,505,367.700	
	SAAB AB-B	800	576.200	460,960.000	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	2,638	291.400	768,713.200	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	6,420	42.440	272,464.800	
	INDUTRADE AB	3,600	264.100	950,760.000	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,911	224.400	428,828.400	
	LUNDBERGS AB-B SHS	948	458.100	434,278.800	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,048	224.100	458,956.800	
	LIFCO AB-B SHS	2,924	233.900	683,923.600	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	21,251	110.100	2,339,735.100	
	BEIJER REF AB	3,500	161.300	564,550.000	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	8,503	279.700	2,378,289.100	
	EMBRACER GROUP AB	7,090	26.490	187,814.100	
	BOLIDEN AB	3,171	324.200	1,028,038.200	
	EPIROC AB-A	9,930	203.100	2,016,783.000	
	EPIROC AB-B	4,015	173.600	697,004.000	
	HUSQVARNA AB-B SHS	5,400	89.580	483,732.000	
	NORDEA BANK ABP	36,060	112.440	4,054,586.400	
	EQT AB	3,365	222.300	748,039.500	
	EVOLUTION AB	2,481	1,408.400	3,494,240.400	
	KINNEVIK AB - B	3,003	153.000	459,459.000	
	HEXAGON AB-B SHS	27,767	131.350	3,647,195.450	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,216	290.500	353,248.000	
	スウェーデン・クローナ 小計			71,135,044.740 (931,157,736)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	21,372	1,091.200	23,321,126.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DANSKE BANK A/S	8,002	162.000	1,296,324.000	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	39	12,460.000	485,940.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	13,340	195.460	2,607,436.400	
	CARLSBERG AS-B	1,206	1,066.000	1,285,596.000	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	2,464	338.100	833,078.400	
	COLOPLAST-B	1,400	846.800	1,185,520.000	
	DSV PANALPINA A/S	2,612	1,355.000	3,539,260.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	98	1,784.000	174,832.000	
	DEMANT A/S	614	290.800	178,551.200	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	58	12,620.000	731,960.000	
	TRYG A/S	4,074	154.600	629,840.400	
	PANDORA A/S	1,128	585.000	659,880.000	
	CHR HANSEN HOLDING A/S	1,262	509.000	642,358.000	
	GENMAB A/S	877	2,665.000	2,337,205.000	
	ORSTED A/S	2,746	657.400	1,805,220.400	
デンマーク・クローネ 小計				41,714,128.200 (851,802,498)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	15,000	5.420	81,300.000	
	MERCURY NZ LTD	12,380	6.365	78,798.700	
	EBOS GROUP LTD	2,056	35.640	73,275.840	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	23,635	5.120	121,011.200	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	13,289	8.290	110,165.810	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	7,238	23.790	172,192.020	
ニュージーランド・ドル 小計				636,743.570 (55,352,118)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	11,049	192.900	2,131,352.100	
	NORSK HYDRO ASA	20,813	73.420	1,528,090.460	
	ORKLA ASA	11,618	76.940	893,888.920	
	TELENOR ASA	8,746	109.350	956,375.100	
	EQUINOR ASA	13,175	319.250	4,206,118.750	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,112	366.800	774,681.600	
	MOWI ASA	4,677	186.500	872,260.500	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,000	177.100	354,200.000	
	AKER BP ASA	3,655	260.300	951,396.500	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,203	468.400	563,485.200	
	SALMAR ASA	728	467.800	340,558.400	
	ADEVINTA ASA	3,382	77.600	262,443.200	
ノルウェー・クローネ 小計				13,834,850.730 (182,066,636)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	10,023	20.070	201,161.610	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	6,557	32.460	212,840.220	
	EXOR NV	1,300	81.460	105,898.000	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	1,320	117.250	154,770.000	
	CORPORACION ACCIONA ENERGIAS RENOV	781	31.520	24,617.120	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DSM FIRMENICH AG	2,300	99.000	227,700.000	
	BAYER AG-REG	10,947	51.800	567,054.600	
	EVONIK INDUSTRIES AG	2,431	18.290	44,462.990	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	27,677	9.930	274,832.610	
	COMMERZBANK AG	14,830	10.185	151,043.550	
	VOLKSWAGEN AG	341	160.700	54,798.700	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	1,918	131.740	252,677.320	
	SIEMENS AG-REG	8,545	164.340	1,404,285.300	
	E.ON SE	28,880	11.275	325,622.000	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	3,913	112.900	441,777.700	
	GEA GROUP AG	1,908	39.700	75,747.600	
	CONTINENTAL AG	1,272	71.900	91,456.800	
	BASF SE	10,278	46.835	481,370.130	
	ALLIANZ SE-REG	4,483	209.750	940,309.250	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	2,437	74.200	180,825.400	
	RHEINMETALL AG	502	245.300	123,140.600	
	RWE AG	8,649	39.950	345,527.550	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	6,613	9.476	62,664.780	
	BRENTAG SE	2,259	74.140	167,482.260	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	4,835	25.570	123,630.950	
	SAP SE	11,636	125.480	1,460,085.280	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,535	327.400	502,559.000	
	ZALANDO SE	2,514	26.420	66,419.880	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	1,641	73.540	120,679.140	
	COVESTRO AG	3,046	40.820	124,337.720	
	RATIONAL AG	74	641.500	47,471.000	
	SARTORIUS AG-VORZUG	279	340.200	94,915.800	
	TALANX AG	804	53.800	43,255.200	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	1,740	57.940	100,815.600	
	DELIVERY HERO SE	2,666	36.485	97,269.010	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	560	111.400	62,384.000	
	BECHTLE AG	819	38.610	31,621.590	
	NEMETSCHEK SE	789	72.500	57,202.500	
	SCOUT24 AG	1,083	58.300	63,138.900	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	3,230	52.740	170,350.200	
	KNORR-BREMSE AG	926	66.680	61,745.680	
	HELLOFRESH SE	1,814	18.015	32,679.210	
	SIEMENS ENERGY AG	4,732	23.700	112,148.400	
	BEIERSDORF AG	1,147	119.450	137,009.150	
	MERCK KGAA	1,752	168.150	294,598.800	
	ADIDAS AG	1,921	174.700	335,598.700	
	PUMA SE	1,295	51.700	66,951.500	
	HENKEL AG & CO KGAA	1,311	65.700	86,132.700	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	35,905	19.142	687,293.510	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	2,341	43.250	101,248.250	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	9,952	75.350	749,883.200	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	QIAGEN N. V.	2, 521	42. 340	106, 739. 140	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	14, 156	38. 860	550, 102. 160	
	HANNOVER RUECK SE	939	191. 250	179, 583. 750	
	DEUTSCHE POST AG-REG	10, 907	43. 650	476, 090. 550	
	DEUTSCHE BOERSE AG	2, 014	167. 000	336, 338. 000	
	MTU AERO ENGINES AG	763	226. 300	172, 666. 900	
	WACKER CHEMIE AG	232	121. 550	28, 199. 600	
	SYMRISE AG	1, 509	92. 720	139, 914. 480	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	14, 105	2. 565	36, 179. 320	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	733	103. 300	75, 718. 900	
	VONOVIA SE	7, 144	18. 905	135, 057. 320	
	LEG IMMOBILIEN SE	869	55. 140	47, 916. 660	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	13, 499	18. 642	251, 648. 350	
	NN GROUP NV	3, 860	33. 220	128, 229. 200	
	ARCELORMITTAL	6, 975	26. 185	182, 640. 370	
	HEINEKEN NV	3, 544	93. 940	332, 923. 360	
	AEGON NV	26, 133	4. 550	118, 905. 150	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	12, 407	29. 680	368, 239. 760	
	AKZO NOBEL N. V.	2, 168	72. 820	157, 873. 760	
	WOLTERS KLUWER	3, 582	113. 950	408, 168. 900	
	ING GROEP NV	40, 674	12. 312	500, 778. 280	
	KONINKLIJKE KPN NV	37, 607	3. 084	115, 979. 980	
	ASML HOLDING NV	4, 465	681. 700	3, 043, 790. 500	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	4, 030	14. 045	56, 601. 350	
	IMCD NV	715	135. 350	96, 775. 250	
	ADYEN NV	226	1, 625. 000	367, 250. 000	
	JUST EAT TAKEAWAY	2, 381	13. 134	31, 272. 050	
	PROSUS NV	9, 055	67. 710	613, 114. 050	
	JDE PEET' S NV	1, 476	27. 440	40, 501. 440	
	ASM INTERNATIONAL NV	555	411. 150	228, 188. 250	
	RANDSTAD NV	1, 490	48. 290	71, 952. 100	
	HEINEKEN HOLDING NV	1, 557	79. 500	123, 781. 500	
	OCI NV	1, 197	21. 170	25, 340. 490	
	TOTALENERGIES SE	26, 638	53. 910	1, 436, 054. 580	
	MICHELIN (CGDE)	8, 584	27. 970	240, 094. 480	
	AIR LIQUIDE SA	5, 807	159. 580	926, 681. 060	
	KERING	827	523. 000	432, 521. 000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	5, 969	166. 260	992, 405. 940	
	BOUYGUES SA	2, 721	30. 120	81, 956. 520	
	BNP PARIBAS	12, 231	57. 520	703, 527. 120	
	THALES SA	1, 235	131. 850	162, 834. 750	
	DANONE	6, 944	53. 940	374, 559. 360	
	CARREFOUR SA	8, 563	16. 495	141, 246. 680	
	VIVENDI	8, 930	8. 242	73, 601. 060	
	L' OREAL	2, 676	412. 200	1, 103, 047. 200	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	5, 911	56. 740	335, 390. 140	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LEGRAND SA	3,629	92.560	335,900.240	
	PERNOD RICARD SA	2,262	203.700	460,769.400	
	EURAZEO SE	400	66.400	26,560.000	
	SOCIETE GENERALE SA	11,436	23.515	268,917.540	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3,103	850.000	2,637,550.000	
	ACCOR SA	1,850	33.510	61,993.500	
	CAPGEMINI SE	2,223	177.250	394,026.750	
	VALEO SA	2,245	21.140	47,459.300	
	PUBLICIS GROUPE	2,918	74.540	217,507.720	
	BUREAU VERITAS SA	3,227	25.010	80,707.270	
	EIFFAGE	945	100.250	94,736.250	
	SODEXO SA	1,085	101.600	110,236.000	
	IPSEN	640	110.700	70,848.000	
	AMUNDI SA	1,005	54.700	54,973.500	
	TELEPERFORMANCE	745	160.200	119,349.000	
	EURONEXT NV	929	65.800	61,128.200	
	EUROFINS SCIENTIFIC	1,480	60.220	89,125.600	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	314	273.300	85,816.200	
	SEB SA	216	88.400	19,094.400	
	ESSILORLUXOTTICA	3,241	167.400	542,543.400	
	DASSAULT AVIATION SA	220	169.600	37,312.000	
	WORLDLINE SA	2,521	35.700	89,999.700	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	1,700	36.960	62,832.000	
	AXA SA	20,577	26.655	548,479.930	
	EDENRED	3,007	61.640	185,351.480	
	RENAULT SA	2,861	35.575	101,780.070	
	HERMES INTERNATIONAL	349	1,973.000	688,577.000	
	STMICROELECTRONICS NV	8,570	46.160	395,591.200	
	REMY COINTREAU	253	145.500	36,811.500	
	DASSAULT SYSTEMES SE	9,270	40.875	378,911.250	
	WENDEL	331	99.700	33,000.700	
	ORANGE	26,943	10.308	277,728.440	
	ALSTOM	3,668	27.190	99,732.920	
	SANOFI	12,678	93.980	1,191,478.440	
	VINCI SA	5,934	108.760	645,381.840	
	AIRBUS SE	6,636	129.520	859,494.720	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	7,989	29.150	232,879.350	
	CREDIT AGRICOLE SA	14,609	10.960	160,114.640	
	BIOMERIEUX	457	91.820	41,961.740	
	ENGIE	24,686	14.296	352,911.050	
	SAFRAN SA	3,777	138.440	522,887.880	
	ARKEMA	650	85.000	55,250.000	
	ADP	350	138.200	48,370.000	
	GETLINK SE	4,973	15.685	78,001.500	
	BOLLORE	14,302	5.615	80,305.730	
	UCB SA	1,550	83.940	130,107.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KBC GROUP NV	3,011	63.640	191,620.040	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,579	73.380	115,867.020	
	SOLVAY SA	1,154	108.150	124,805.100	
	UMICORE	2,270	27.930	63,401.100	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	9,478	52.320	495,888.960	
	AGEAS	1,887	38.160	72,007.920	
	D' IETEREN GROUP	296	173.000	51,208.000	
	ELIA GROUP SA/NV	502	114.800	57,629.600	
	SOFINA	146	205.200	29,959.200	
	ARGENX SE	768	364.200	279,705.600	
	PRYSMIAN SPA	2,949	37.450	110,440.050	
	ASSICURAZIONI GENERALI	15,678	18.930	296,784.540	
	MEDIOBANCA SPA	7,465	11.310	84,429.150	
	TENARIS SA	3,992	12.930	51,616.560	
	UNICREDIT SPA	21,313	19.122	407,547.180	
	TELECOM ITALIA SPA	108,503	0.257	27,961.220	
	INTESA SANPAOLO	175,841	2.350	413,226.350	
	POSTE ITALIANE SPA	6,465	10.095	65,264.170	
	MONCLER SPA	2,435	65.680	159,930.800	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,285	44.980	57,799.300	
	ENI SPA	28,895	12.986	375,230.470	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	5,546	12.850	71,266.100	
	DIASORIN SPA	277	97.860	27,107.220	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	3,308	11.815	39,084.020	
	NEXI SPA	6,511	7.396	48,155.350	
	AMPLIFON SPA	1,440	35.230	50,731.200	
	ENEL SPA	95,439	6.108	582,941.410	
	SNAM SPA	24,300	5.008	121,694.400	
	TERNA SPA	15,815	8.010	126,678.150	
	CNH INDUSTRIAL NV	14,178	13.405	190,056.090	
	FINECOBANK SPA	8,077	12.465	100,679.800	
	STELLANTIS NV	24,430	15.766	385,163.380	
	FERRARI NV	1,599	281.300	449,798.700	
	TELEFONICA SA	67,494	3.633	245,205.700	
	ENDESA SA	3,760	20.920	78,659.200	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	65,905	6.776	446,572.280	
	IBERDROLA SA	68,049	11.570	787,326.930	
	REPSOL SA	19,220	13.545	260,334.900	
	GRIFOLS SA	2,795	11.815	33,022.920	
	BANCO SANTANDER SA	185,035	3.250	601,363.750	
	AMADEUS IT GROUP SA	5,529	69.640	385,039.560	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	1,668	26.620	44,402.160	
	CAIXABANK SA	62,469	3.661	228,699.000	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,953	31.230	92,222.190	
	AENA SME SA	866	148.300	128,427.800	
	CELLNEX TELECOM SA	6,812	36.440	248,229.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ACCIONA SA	291	162.100	47,171.100	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	11,547	34.210	395,022.870	
	ENAGAS SA	3,218	18.180	58,503.240	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	6,658	16.340	108,791.720	
	FERROVIAL SA	7,127	28.840	205,542.680	
	UPM-KYMMENE OYJ	7,536	29.870	225,100.320	
	NOKIA OYJ	54,681	3.890	212,709.090	
	WARTSILA OYJ ABP	8,227	10.970	90,250.190	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	5,911	12.385	73,207.730	
	ELISA OYJ	2,212	50.600	111,927.200	
	SAMPO OYJ-A SHS	5,826	42.660	248,537.160	
	FORTUM OYJ	4,400	13.190	58,036.000	
	KESKO OYJ-B SHS	3,470	19.190	66,589.300	
	KONE OYJ-B	4,541	49.520	224,870.320	
	NESTE OYJ	4,941	40.980	202,482.180	
	ORION OYJ-CLASS B	1,315	39.480	51,916.200	
	METSO CORPORATION	8,414	11.110	93,479.540	
	VERBUND AG	876	75.150	65,831.400	
	OMV AG	2,056	39.240	80,677.440	
	ERSTE GROUP BANK AG	5,326	32.150	171,230.900	
	VOESTALPINE AG	1,323	33.640	44,505.720	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	2,693	34.300	92,369.900	
	AIB GROUP PLC	12,680	3.878	49,173.040	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	12,691	9.410	119,422.310	
	KINGSPAN GROUP PLC	2,272	63.760	144,862.720	
	JERONIMO MARTINS	2,900	24.740	71,746.000	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	42,061	4.613	194,027.390	
	GALP ENERGIA SGPS SA	6,135	10.740	65,889.900	
	EDP RENOVAVEIS SA	3,029	19.430	58,853.470	
	KERRY GROUP PLC-A	2,368	90.120	213,404.160	
	CRH PLC	7,919	47.270	374,331.130	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	1,753	181.250	317,731.250	
ユーロ 小計				56,253,743.460 (8,559,007,067)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	17,500	41.150	720,125.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	27,000	51.350	1,386,450.000	
	MTR CORP	23,500	36.800	864,800.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	18,000	101.200	1,821,600.000	
	SINO LAND CO	54,000	9.700	523,800.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	33,552	48.850	1,639,015.200	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	5,000	53.550	267,750.000	
	CLP HOLDINGS LTD	23,000	56.550	1,300,650.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	18,565	23.550	437,205.750	
	HONG KONG & CHINA GAS	138,027	6.850	945,484.950	
	HANG SENG BANK LTD	9,000	112.800	1,015,200.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	15,500	19.960	309,380.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WH GROUP LTD	89,500	4.150	371,425.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	15,900	311.200	4,948,080.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	27,000	13.040	352,080.000	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	22,000	12.400	272,800.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	32,000	19.760	632,320.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	23,552	44.550	1,049,241.600	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	5,500	41.750	229,625.000	
	AIA GROUP LTD	154,400	82.150	12,683,960.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	12,000	14.020	168,240.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	20,000	41.050	821,000.000	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	19,200	21.250	408,000.000	
	ESR CAYMAN LTD	22,000	13.980	307,560.000	
	SANDS CHINA LTD	29,000	28.500	826,500.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	17,000	81.600	1,387,200.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	43,000	24.100	1,036,300.000	
香港・ドル 小計				36,725,792.500 (658,493,459)	
合計				87,395,440,706 [87,395,440,706]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,805	343,238.800	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	4,043	448,368.700	
		BOSTON PROPERTIES INC	1,658	89,913.340	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,365	313,704.300	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,626	307,027.620	
		EQUINIX INC	1,097	851,030.660	
		AMERICAN TOWER CORP	5,614	1,083,614.280	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	7,895	137,846.700	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	4,367	152,102.610	
		KIMCO REALTY CORP	7,054	136,142.200	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	5,382	105,271.920	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,000	150,390.000	
		INVITATION HOMES INC	7,588	258,295.520	
		VICI PROPERTIES INC	10,288	333,125.440	
		VENTAS INC	5,394	249,850.080	
		WEYERHAEUSER CO	9,311	284,171.720	
		CROWN CASTLE INTL CORP	5,407	618,614.870	
		IRON MOUNTAIN INC	3,160	179,235.200	
		SUN COMMUNITIES INC	1,355	181,271.900	
		PROLOGIS INC	11,058	1,352,061.660	
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,599	194,950.080			
CAMDEN PROPERTY TRUST	1,049	117,236.240			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	704	164,306.560	
		WELLTOWER INC	5,911	481,982.940	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	7,752	160,466.400	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,236	189,602.400	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,666	180,328.240	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	5,245	108,309.250	
		REALTY INCOME CORP	7,086	433,521.480	
		PUBLIC STORAGE	1,886	535,850.320	
		REGENCY CENTERS CORP	1,761	107,139.240	
		UDR INC	4,545	195,934.950	
		WP CAREY INC	2,562	179,135.040	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,672	387,359.280	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,486	212,973.520	
	アメリカ・ドル	小計		11,224,373.460 (1,575,789,790)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	7,946	47,183.340	
		SEGRO PLC	17,001	128,425.550	
		BRITISH LAND CO PLC	9,799	32,797.250	
	イギリス・ポンド	小計		208,406.140 (37,037,939)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	12,537	98,666.190	
		LENDLEASE GROUP	6,942	49,079.940	
		TRANSURBAN GROUP	40,110	572,369.700	
		APA GROUP	13,286	133,391.440	
		SCENTRE GROUP	64,017	165,804.030	
		GPT GROUP	21,774	87,531.480	
		MIRVAC GROUP	43,513	94,858.340	
		STOCKLAND	40,622	165,331.540	
		GOODMAN GROUP	19,586	385,648.340	
		VICINITY CENTRES	50,371	93,690.060	
	オーストラリア・ドル	小計		1,846,371.060 (176,088,408)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	831	41,500.140	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	925	18,398.250	
	カナダ・ドル	小計		59,898.390 (6,307,300)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	47,500	126,825.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	82,826	163,167.220	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	30,000	49,800.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	37,600	62,416.000	
	シンガポール・ドル	小計		402,208.220 (42,062,935)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,507	70,633.090		
		GECINA SA	578	56,644.000		
		KLEPIERRE	2,394	53,410.140		
		COVIVIO	353	16,322.720		
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,846	48,697.480		
	ユーロ 小計				245,707.430 (37,384,386)	
	香港・ドル	LINK REIT	37,000	1,729,750.000		
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	36,000	324,720.000		
	香港・ドル 小計				2,054,470.000 (36,836,647)	
	投資証券 合計				1,911,507,405 [1,911,507,405]	
合計				1,911,507,405 [1,911,507,405]		

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 604 銘柄	97.6%	2.4%	73.7%
	投資証券 35 銘柄			
イギリス・ポンド	株式 79 銘柄	99.1%	0.9%	4.4%
	投資証券 3 銘柄			
イスラエル・シケル	株式 9 銘柄	100%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 49 銘柄	91.3%	8.7%	2.3%
	投資証券 10 銘柄			
カナダ・ドル	株式 85 銘柄	99.8%	0.2%	3.4%
	投資証券 2 銘柄			
シンガポール・ドル	株式 16 銘柄	87.9%	12.1%	0.4%
	投資証券 4 銘柄			
スイス・フラン	株式 44 銘柄	100%	-%	3.0%
スウェーデン・クローナ	株式 46 銘柄	100%	-%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式 16 銘柄	100%	-%	1.0%
ニュージーランド・ドル	株式 6 銘柄	100%	-%	0.1%
ノルウェー・クローネ	株式 12 銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 221 銘柄	99.6%	0.4%	9.6%
	投資証券 5 銘柄			
香港・ドル	株式 27 銘柄	94.7%	5.3%	0.8%
	投資証券 2 銘柄			

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,571,481	63,214,766
親投資信託受益証券	10,844,049,164	17,909,289,003
未収入金	104,600	232,800
流動資産合計	10,868,725,245	17,972,736,569
資産合計	10,868,725,245	17,972,736,569
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	29,064,278
未払受託者報酬	1,167,953	1,590,000
未払委託者報酬	22,483,930	30,608,268
その他未払費用	291,920	397,422
流動負債合計	23,943,803	61,659,968
負債合計	23,943,803	61,659,968
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	4,981,572,692	6,711,991,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,863,208,750	11,199,085,414
(分配準備積立金)	2,195,222,084	4,555,616,819
元本等合計	10,844,781,442	17,911,076,601
純資産合計	10,844,781,442	17,911,076,601
負債純資産合計	10,868,725,245	17,972,736,569

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	4
有価証券売買等損益	444,003,184	3,017,798,861
営業収益合計	444,003,184	3,017,798,865
営業費用		
支払利息	4,061	9,251
受託者報酬	2,249,521	2,964,145
委託者報酬	43,304,986	57,061,167
その他費用	562,227	740,880
営業費用合計	46,120,795	60,775,443
営業利益	397,882,389	2,957,023,422
経常利益	397,882,389	2,957,023,422
当期純利益	397,882,389	2,957,023,422
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	197,678,752	201,108,362
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,835,090,793	5,863,208,750
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,231,017,892	3,930,390,494
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,231,017,892	3,930,390,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,403,103,572	1,350,428,890
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,403,103,572	1,350,428,890
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,863,208,750	11,199,085,414

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	4,456,971,386円	4,981,572,692円
期中追加設定元本額	1,798,628,403円	2,849,753,966円
期中一部解約元本額	1,274,027,097円	1,119,335,471円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,981,572,692口	6,711,991,187口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(200,204,820円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,667,990,228円)及び分配準備積立金(1,995,017,264円)より分配対象額は5,863,212,312円(1万口当たり11,769.80円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(2,755,920,690円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,643,477,147円)及び分配準備積立金(1,799,696,129円)より分配対象額は11,199,093,966円(1万口当たり16,685.20円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	279,150,390	2,873,405,377
合計	279,150,390	2,873,405,377

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,1770円 (21,770円)	2,6685円 (26,685円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	3,687,390,929	17,909,289,003	
親投資信託受益証券 合計			17,909,289,003	
合計			17,909,289,003	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,734,391,500	896,504,391
コール・ローン	3,211,057,221	6,759,745,232
株式	242,279,225,320	334,734,999,666
投資証券	6,260,515,772	7,355,904,073
派生商品評価勘定	66,752,670	216,082,079
未収入金	1,691,414	1,293,865
未収配当金	335,111,808	434,111,359
差入委託証拠金	3,743,259,264	6,818,551,422
流動資産合計	257,632,004,969	357,217,192,087
資産合計	257,632,004,969	357,217,192,087
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,826,108	1,770,268
未払解約金	110,728,500	245,222,600
流動負債合計	141,554,608	246,992,868
負債合計	141,554,608	246,992,868
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	65,283,819,354	73,496,843,463
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,206,631,007	283,473,355,756
元本等合計	257,490,450,361	356,970,199,219
純資産合計	257,490,450,361	356,970,199,219
負債純資産合計	257,632,004,969	357,217,192,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	58,443,353,703 円	65,283,819,354 円
期中追加設定元本額	13,080,204,385 円	13,427,703,911 円
期中一部解約元本額	6,239,738,734 円	5,214,679,802 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国株式インデックス V A	351,632,044 円	294,550,637 円
ダイワ国内重視バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	3,751,596 円	2,653,445 円
ダイワ国内重視バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	45,554,421 円	32,907,938 円
ダイワ国際分散バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	7,085,384 円	4,853,233 円
ダイワ国際分散バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	200,924,115 円	150,057,928 円
外国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	52,414,761 円	88,037,539 円
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	105,196,680 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	519,977,583 円	643,535,054 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	2,749,365,946 円	3,687,390,929 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	642,893,627 円	596,634,111 円
D-I's 外国株式インデックス	17,708,759 円	18,265,308 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	41,779,373円	50,201,604円
iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	5,050,402,867円	6,840,332,577円
iFree 8資産バランス	1,256,126,097円	1,467,364,616円
iFree 年金バランス	219,932,241円	284,439,971円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	160,733円
DCダイワ外国株式インデックス	41,235,492,591円	45,291,687,841円
ダイワ・ライフ・バランス30	525,142,755円	528,148,677円
ダイワ・ライフ・バランス50	988,220,803円	1,053,632,399円
ダイワ・ライフ・バランス70	794,945,647円	923,487,719円
大和DC海外株式インデックス ファンド	1,826,628,555円	1,964,340,492円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	12,452,171円	12,421,942円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2040	11,217,011円	12,657,977円
ダイワつみたてインデックス外 国株式	1,026,950,890円	1,755,886,236円
ダイワつみたてインデックスバ ランス30	1,923,475円	2,074,276円
ダイワつみたてインデックスバ ランス50	2,153,578円	2,262,603円
ダイワつみたてインデックスバ ランス70	4,269,698円	5,620,426円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	275,123円	5,906,694円
ダイワ世界バランスファンド4 0VA	81,664,400円	66,467,884円
ダイワ世界バランスファンド6 0VA	153,538,731円	40,358,122円
ダイワ・バランスファンド35 VA	1,324,219,005円	1,076,709,877円
ダイワ・バランスファンド25 VA (適格機関投資家専用)	68,591,146円	58,861,714円
ダイワバランスファンド2021-02 (適格機関投資家専用)	186,589,341円	160,197,575円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	1,064,643,760円	1,271,206,780円
ダイワ・ノーロード 外国株式フ ォンド	387,018,353円	416,663,223円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワS MA専用)	1,552,370,293円	1,555,615,105円
ダイワ投信倶楽部外国株式イン デックス	2,786,345,980円	2,938,768,447円
ダイワライフスタイル25	11,032,136円	9,735,152円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワライフスタイル50	44,105,366円	43,069,169円
ダイワライフスタイル75	34,479,732円	34,480,830円
計	65,283,819,354円	73,496,843,463円
2. 期末日における受益権の総数	65,283,819,354口	73,496,843,463口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

区分	2023年6月15日現在
	(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△53,274,213,984	27,602,300,147
投資証券	△1,311,383,962	△203,753,147
合計	△54,585,597,946	27,398,547,000

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	8,699,946,162	-	8,674,276,604	△25,669,558	15,125,719,800	-	15,224,191,321	98,471,521
合計	8,699,946,162	-	8,674,276,604	△25,669,558	15,125,719,800	-	15,224,191,321	98,471,521

- (注)
- 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
	(円)		(円)	(円)	(円)		(円)	(円)
為替予約取引								
買建	2,832,228,390	-	2,893,824,510	61,596,120	6,874,421,770	-	6,990,262,060	115,840,290
アメリカ・ドル	983,803,400	-	1,024,850,120	41,046,720	3,871,800,380	-	3,903,675,930	31,875,550
イギリス・ポンド	211,045,900	-	210,682,290	△363,610	397,116,650	-	407,514,000	10,397,350
オーストラリア・ドル	353,182,340	-	353,445,600	263,260	469,082,730	-	494,468,000	25,385,270
カナダ・ドル	254,487,500	-	260,206,750	5,719,250	695,610,640	-	713,864,000	18,253,360
スイス・フラン	268,806,800	-	270,078,600	1,271,800	534,308,160	-	544,740,000	10,431,840
ユーロ	760,902,450	-	774,561,150	13,658,700	906,503,210	-	926,000,130	19,496,920
合計	2,832,228,390	-	2,893,824,510	61,596,120	6,874,421,770	-	6,990,262,060	115,840,290

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	3.9442円	4.8569円
(1万口当たり純資産額)	(39,442円)	(48,569円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	5,500	157.430	865,865.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	14,100	238.560	3,363,696.000	
	FIRST SOLAR INC	4,700	193.030	907,241.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	8,300	164.180	1,362,694.000	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	6,200	105.750	655,650.000	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	3,000	126.550	379,650.000	
	SYNCHRONY FINANCIAL	21,100	33.540	707,694.000	
	ABBOTT LABORATORIES	80,866	103.250	8,349,414.500	
	HOWMET AEROSPACE INC	18,283	45.700	835,533.100	
	VERISK ANALYTICS INC	7,100	220.280	1,563,988.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	16,000	59.830	957,280.000	
	AMPHENOL CORP-CL A	27,700	80.770	2,237,329.000	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,100	537.210	1,128,141.000	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	27,600	54.700	1,509,720.000	
	QORVO INC	4,620	103.600	478,632.000	
	AFLAC INC	26,800	68.760	1,842,768.000	
	DARDEN RESTAURANTS INC	5,600	167.640	938,784.000	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	7,900	87.080	687,932.000	
	ADOBE INC	21,320	479.530	10,223,579.600	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	8,900	67.800	603,420.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	5,400	377.210	2,036,934.000	
	GARMIN LTD	7,100	106.550	756,505.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	10,300	288.840	2,975,052.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	31,000	200.520	6,216,120.000	
	WR BERKLEY CORP	9,842	56.540	556,466.680	
	AUTOZONE INC	920	2,399.420	2,207,466.400	
	DOLLAR TREE INC	10,271	137.790	1,415,241.090	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	53,100	7.460	396,126.000	
	CELANESE CORP	4,950	116.350	575,932.500	
	DR HORTON INC	14,916	113.600	1,694,457.600	
	DENTSPLY SIRONA INC	9,600	38.060	365,376.000	
	AUTODESK INC	10,000	213.550	2,135,500.000	
	MOODY'S CORP	7,700	340.710	2,623,467.000	
	DEVON ENERGY CORP	30,600	48.950	1,497,870.000	
	ALBEMARLE CORP	5,500	226.800	1,247,400.000	
	ATMOS ENERGY CORP	6,700	117.070	784,369.000	
	ALLIANT ENERGY CORP	11,700	53.130	621,621.000	
	CITIGROUP INC	90,673	48.240	4,374,065.520	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	19,300	216.090	4,170,537.000	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	24,000	83.610	2,006,640.000	
DOMINO'S PIZZA INC	1,630	305.720	498,323.600		
HESS CORP	12,900	134.030	1,728,987.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DAVITA INC	2,750	97.480	268,070.000	
	DANAHER CORP	32,350	238.450	7,713,857.500	
	FORTIVE CORP	16,500	69.500	1,146,750.000	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	26,100	110.670	2,888,487.000	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	25,400	73.150	1,858,010.000	
	BUNGE LTD	7,000	95.320	667,240.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	14,695	131.730	1,935,772.350	
	APPLE INC	737,400	183.950	135,644,730.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	12,400	117.140	1,452,536.000	
	BOEING CO/THE	26,500	216.900	5,747,850.000	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,315	99.970	731,280.550	
	BECTON DICKINSON AND CO	13,199	253.330	3,343,702.670	
	LEIDOS HOLDINGS INC	6,100	83.030	506,483.000	
	NISOURCE INC	19,300	27.160	524,188.000	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	5,500	94.610	520,355.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	37,571	44.170	1,659,511.070	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	195,604	35.730	6,988,930.920	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	60,550	335.900	20,338,745.000	
	ANSYS INC	4,000	334.310	1,337,240.000	
	TRUIST FINANCIAL CORP	61,917	31.720	1,964,007.240	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	32,900	90.290	2,970,541.000	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	97,900	64.160	6,281,264.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	136,470	141.490	19,309,140.300	
	T ROWE PRICE GROUP INC	10,500	111.140	1,166,970.000	
	LKQ CORP	12,500	54.470	680,875.000	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	14,412	64.960	936,203.520	
	CADENCE DESIGN SYS INC	12,700	236.060	2,997,962.000	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,900	318.930	1,562,757.000	
	DOLLAR GENERAL CORP	10,200	162.120	1,653,624.000	
	SERVICENOW INC	9,500	567.310	5,389,445.000	
	CATERPILLAR INC	24,000	243.320	5,839,680.000	
	BROWN & BROWN INC	11,300	64.600	729,980.000	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	11,700	41.210	482,157.000	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	2,400	207.420	497,808.000	
	CMS ENERGY CORP	13,600	60.420	821,712.000	
	MOSAIC CO/THE	15,400	34.990	538,846.000	
	DELTA AIR LINES INC	7,300	42.190	307,987.000	
	CORNING INC	37,500	33.240	1,246,500.000	
	CISCO SYSTEMS INC	190,750	50.960	9,720,620.000	
	MORGAN STANLEY	58,352	87.980	5,133,808.960	
	DECKERS OUTDOOR CORP	1,300	506.730	658,749.000	
	MSCI INC	3,700	486.200	1,798,940.000	
	FAIR ISAAC CORP	1,200	795.250	954,300.000	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	1,500	306.640	459,960.000	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	10,500	59.100	620,550.000	
	BROADCOM INC	19,412	886.180	17,202,526.160	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	2,200	226.280	497,816.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	3,100	135.000	418,500.000	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	5,800	198.490	1,151,242.000	
	ARAMARK	10,600	40.160	425,696.000	
	DTE ENERGY COMPANY	9,600	112.950	1,084,320.000	
	CENTENE CORP	25,507	64.650	1,649,027.550	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	4,800	138.810	666,288.000	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	22,100	27.100	598,910.000	
	DARLING INGREDIENTS INC	7,500	64.590	484,425.000	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	10,000	209.790	2,097,900.000	
	GARTNER INC	3,750	352.370	1,321,387.500	
	SPLUNK INC	7,400	104.160	770,784.000	
	DOMINION ENERGY INC	38,941	52.560	2,046,738.960	
	MONSTER BEVERAGE CORP	36,600	58.480	2,140,368.000	
	SMITH (A. O.) CORP	5,700	69.630	396,891.000	
	DEERE & CO	13,100	399.050	5,227,555.000	
	QUANTA SERVICES INC	6,800	185.090	1,258,612.000	
	POOL CORP	1,800	345.400	621,720.000	
	GLOBAL PAYMENTS INC	12,384	101.160	1,252,765.440	
	VMWARE INC-CLASS A	11,000	140.830	1,549,130.000	
	BURLINGTON STORES INC	3,000	148.410	445,230.000	
	NASDAQ INC	16,000	51.160	818,560.000	
	VAIL RESORTS INC	1,900	249.620	474,278.000	
	TARGA RESOURCES CORP	9,800	70.970	695,506.000	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,400	114.400	388,960.000	
	WESTLAKE CORP	1,800	113.690	204,642.000	
	CONSOLIDATED EDISON INC	16,100	92.390	1,487,479.000	
	COGNEX CORP	7,900	55.900	441,610.000	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	7,900	38.860	306,994.000	
	TELEFLEX INC	2,200	244.530	537,966.000	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,900	174.390	680,121.000	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,500	354.690	1,241,415.000	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,000	370.870	370,870.000	
	CATALENT INC	8,400	42.090	353,556.000	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	6,800	194.390	1,321,852.000	
	MOLINA HEALTHCARE INC	2,700	275.490	743,823.000	
	CARLISLE COS INC	2,400	236.100	566,640.000	
	IDEX CORP	3,500	207.860	727,510.000	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	36,800	75.420	2,775,456.000	
	ROLLINS INC	11,607	40.890	474,610.230	
	AECOM	6,200	86.200	534,440.000	
	WATSCO INC	1,600	361.500	578,400.000	
	GRACO INC	8,000	84.140	673,120.000	
	AMETEK INC	10,700	153.600	1,643,520.000	
	TORO CO	4,900	96.740	474,026.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	11,400	95.370	1,087,218.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	7,550	56.000	422,800.000	
	HEICO CORP	2,000	164.840	329,680.000	
	GENERAC HOLDINGS INC	2,800	119.550	334,740.000	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,800	410.990	739,782.000	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	12,100	90.330	1,092,993.000	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	2,000	392.100	784,200.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	20,660	527.200	10,891,952.000	
	EPAM SYSTEMS INC	2,700	222.530	600,831.000	
	RPM INTERNATIONAL INC	5,900	83.820	494,538.000	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	2,800	254.850	713,580.000	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,300	2,061.170	2,679,521.000	
	UGI CORP	9,500	27.700	263,150.000	
	CUMMINS INC	6,600	234.310	1,546,446.000	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	35,600	81.230	2,891,788.000	
	CDW CORP/DE	6,300	176.580	1,112,454.000	
	COSTAR GROUP INC	18,900	82.800	1,564,920.000	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	4,600	320.720	1,475,312.000	
	MERCADOLIBRE INC	2,090	1,211.840	2,532,745.600	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,400	160.890	547,026.000	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	12,416	143.550	1,782,316.800	
	DEXCOM INC	18,100	127.060	2,299,786.000	
	NORDSON CORP	2,390	233.800	558,782.000	
	COPART INC	20,000	86.340	1,726,800.000	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	8,000	126.780	1,014,240.000	
	SEAGEN INC	6,500	196.210	1,275,365.000	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	3,400	322.460	1,096,364.000	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	3,700	205.610	760,757.000	
	TRANSDIGM GROUP INC	2,590	810.860	2,100,127.400	
	BIO-TECHNE CORP	7,320	74.870	548,048.400	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,600	94.220	433,412.000	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	9,400	100.620	945,828.000	
	KINDER MORGAN INC	94,181	16.900	1,591,658.900	
	HCA HEALTHCARE INC	10,200	284.200	2,898,840.000	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,800	276.150	497,070.000	
	COTERRA ENERGY INC	35,500	24.260	861,230.000	
	T-MOBILE US INC	28,327	128.050	3,627,272.350	
	ZILLOW GROUP INC - C	7,150	46.120	329,758.000	
	COCA-COLA CO/THE	191,450	60.860	11,651,647.000	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	10,100	65.460	661,146.000	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	7,350	117.640	864,654.000	
	FRANKLIN RESOURCES INC	14,000	26.920	376,880.000	
	CSX CORP	95,400	33.090	3,156,786.000	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	4,100	226.980	930,618.000	
	EXPEDIA GROUP INC	6,825	108.930	743,447.250	
	AMAZON.COM INC	430,200	126.420	54,385,884.000	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	28,100	90.530	2,543,893.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EXXON MOBIL CORP	188,905	105.160	19,865,249.800	
	AES CORP	31,200	20.740	647,088.000	
	EVEREST RE GROUP LTD	2,000	341.110	682,220.000	
	EOG RESOURCES INC	27,400	110.670	3,032,358.000	
	EQT CORP	16,900	38.450	649,805.000	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	7,300	91.990	671,527.000	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	500	1,280.700	640,350.000	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	8,100	179.050	1,450,305.000	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	13,800	119.400	1,647,720.000	
	FORD MOTOR CO	183,023	14.200	2,598,926.600	
	EXACT SCIENCES CORP	8,300	93.060	772,398.000	
	LIBERTY GLOBAL PLC-A	7,137	17.220	122,899.140	
	ENTEGRIS INC	7,000	113.230	792,610.000	
	AERCAP HOLDINGS NV	8,200	60.660	497,412.000	
	FORTINET INC	31,000	71.480	2,215,880.000	
	MARKEL CORP	600	1,330.700	798,420.000	
	NEXTERA ENERGY INC	94,280	73.400	6,920,152.000	
	MASIMO CORP	2,300	161.350	371,105.000	
	FREEPORT-MCMORAN INC	66,608	40.060	2,668,316.480	
	INSULET CORP	3,200	283.590	907,488.000	
	US BANCORP	71,700	32.100	2,301,570.000	
	UNITED RENTALS INC	3,200	405.980	1,299,136.000	
	F5 NETWORKS INC	2,800	149.720	419,216.000	
	FASTENAL CO	26,600	55.440	1,474,704.000	
	FISERV INC	29,133	120.000	3,495,960.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	50,806	104.700	5,319,388.200	
	AXON ENTERPRISE INC	3,200	197.810	632,992.000	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	1,900	187.120	355,528.000	
	GENERAL MOTORS CO	64,600	37.360	2,413,456.000	
	GENERAL DYNAMICS CORP	10,900	212.140	2,312,326.000	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	15,550	338.420	5,262,431.000	
	FIRST HORIZON CORP	23,900	11.450	273,655.000	
	ALPHABET INC-CL A	277,400	123.670	34,306,058.000	
	ALPHABET INC-CL C	249,940	124.380	31,087,537.200	
	OWENS CORNING	4,300	121.360	521,848.000	
	GENERAL MILLS INC	27,300	80.650	2,201,745.000	
	FIRSTENERGY CORP	25,318	38.820	982,844.760	
	GENUINE PARTS CO	6,650	158.720	1,055,488.000	
	FIFTH THIRD BANCORP	31,200	25.950	809,640.000	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	8,850	190.930	1,689,730.500	
	HALLIBURTON CO	42,000	32.050	1,346,100.000	
	REPLIGEN CORP	2,500	161.430	403,575.000	
	HOME DEPOT INC	47,150	299.710	14,131,326.500	
	ASSURANT INC	2,450	129.110	316,319.500	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	67,200	10.830	727,776.000	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,910	215.320	411,261.200	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HERSHEY CO/THE	6,900	260.590	1,798,071.000	
	HUMANA INC	5,800	455.000	2,639,000.000	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	12,100	195.690	2,367,849.000	
	HENRY SCHEIN INC	6,100	74.810	456,341.000	
	HP INC	47,300	30.950	1,463,935.000	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	60,400	16.810	1,015,324.000	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	7,328	30.460	223,210.880	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	9,200	78.260	719,992.000	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	17,400	70.080	1,219,392.000	
	KRAFT HEINZ CO/THE	37,303	36.670	1,367,901.010	
	ENPHASE ENERGY INC	6,400	179.200	1,146,880.000	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	42,300	137.200	5,803,560.000	
	HUBBELL INC	2,500	315.450	788,625.000	
	INTERNATIONAL PAPER CO	15,300	31.800	486,540.000	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	5,900	66.030	389,577.000	
	ZOETIS INC	21,500	165.650	3,561,475.000	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	10,699	181.380	1,940,584.620	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	6,800	92.070	626,076.000	
	CHENIERE ENERGY INC	11,400	147.000	1,675,800.000	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	2,300	116.890	268,847.000	
	ALLEGION PLC	4,050	116.770	472,918.500	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	6,800	121.000	822,800.000	
	LIBERTY GLOBAL PLC- C	12,973	18.230	236,497.790	
	WASTE CONNECTIONS INC	12,037	136.830	1,647,022.710	
	JUNIPER NETWORKS INC	15,000	31.680	475,200.000	
	JM SMUCKER CO/THE	5,000	152.460	762,300.000	
	JOHNSON & JOHNSON	121,000	161.560	19,548,760.000	
	ABBVIE INC	82,172	136.230	11,194,291.560	
	HOLOGIC INC	11,500	78.220	899,530.000	
	KIMBERLY-CLARK CORP	15,700	135.120	2,121,384.000	
	KROGER CO	31,800	47.210	1,501,278.000	
	KLA CORP	6,400	480.540	3,075,456.000	
	LOCKHEED MARTIN CORP	10,700	452.550	4,842,285.000	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	3,300	239.790	791,307.000	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	10,500	39.700	416,850.000	
	LOWE'S COS INC	27,700	214.860	5,951,622.000	
	ELI LILLY & CO	37,585	447.720	16,827,556.200	
	LAM RESEARCH CORP	6,280	630.030	3,956,588.400	
	LOEWS CORP	9,100	58.120	528,892.000	
	MCDONALD'S CORP	34,050	288.440	9,821,382.000	
	3M CO	25,690	101.950	2,619,095.500	
	META PLATFORMS INC CLASS A	103,100	273.350	28,182,385.000	
	S&P GLOBAL INC	15,339	393.090	6,029,607.510	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,900	425.810	1,234,849.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	2,620	271.440	711,172.800	
	ALCOA CORP	8,000	36.130	289,040.000	
	PHILLIPS 66	21,400	95.700	2,047,980.000	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	7,100	181.230	1,286,733.000	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	16,050	43.840	703,632.000	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	11,700	90.980	1,064,466.000	
	METLIFE INC	30,600	53.940	1,650,564.000	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	39,900	62.960	2,512,104.000	
	ARISTA NETWORKS INC	12,200	169.080	2,062,776.000	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	7,798	278.310	2,170,261.380	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,000	1,315.570	1,315,570.000	
	BAKER HUGHES CO	47,223	29.940	1,413,856.620	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	5,300	313.120	1,659,536.000	
	MERCK & CO. INC.	118,221	108.660	12,845,893.860	
	DUPONT DE NEMOURS INC	22,551	69.940	1,577,216.940	
	MASCO CORP	10,300	55.290	569,487.000	
	M & T BANK CORP	7,799	121.900	950,698.100	
	MARSH & MCLENNAN COS	23,070	178.100	4,108,767.000	
	BLACK KNIGHT INC	7,350	57.000	418,950.000	
	HEICO CORP-CLASS A	3,420	131.290	449,011.800	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	12,302	181.460	2,232,320.920	
	WORKDAY INC-CLASS A	9,500	217.310	2,064,445.000	
	BLOCK INC CLASS A	25,212	63.690	1,605,752.280	
	TRANSUNION	9,000	75.510	679,590.000	
	VISTRA CORP	17,600	24.810	436,656.000	
	NOVOCURE LTD	4,350	45.000	195,750.000	
	NETAPP INC	9,800	73.300	718,340.000	
	NIKE INC -CL B	57,200	112.860	6,455,592.000	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	10,600	221.400	2,346,840.000	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	25,500	86.640	2,209,320.000	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	9,605	98.260	943,787.300	
	ALLY FINANCIAL INC	14,200	28.370	402,854.000	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	6,700	447.900	3,000,930.000	
	APTIV PLC	12,600	101.010	1,272,726.000	
	NEWMONT CORP	37,011	42.100	1,558,163.100	
	MCKESSON CORP	6,400	391.250	2,504,000.000	
	XYLEM INC	11,300	111.780	1,263,114.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	72,300	93.060	6,728,238.000	
	NUCOR CORP	11,700	150.640	1,762,488.000	
	GODADDY INC - CLASS A	7,000	74.430	521,010.000	
	EVERGY INC	10,750	58.920	633,390.000	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	33,524	58.470	1,960,148.280	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,250	217.130	271,412.500	
	OKTA INC	7,200	74.420	535,824.000	
	LIBERTY BROADBAND-C	5,600	75.200	421,120.000	
	WIX.COM LTD	2,610	85.280	222,580.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	16,800	26.770	449,736.000	
	KKR & CO INC	28,200	57.030	1,608,246.000	
	PAYCHEX INC	15,100	111.540	1,684,254.000	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,900	909.640	2,637,956.000	
	ALTRIA GROUP INC	83,200	43.950	3,656,640.000	
	P G & E CORP	84,500	17.240	1,456,780.000	
	PFIZER INC	263,013	39.360	10,352,191.680	
	CIGNA CORP	13,900	263.770	3,666,403.000	
	DELL TECHNOLOGIES -C	11,801	49.380	582,733.380	
	XCEL ENERGY INC	25,600	62.490	1,599,744.000	
	STERIS PLC	4,600	213.120	980,352.000	
	SEA LTD-ADR	18,000	63.640	1,145,520.000	
	FOX CORP - CLASS B	6,533	31.190	203,764.270	
	FOX CORP - CLASS A	13,699	33.290	456,039.710	
	STRYKER CORP	15,880	293.570	4,661,891.600	
	DOW INC	33,018	52.810	1,743,680.580	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	5,100	71.600	365,160.000	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	11,000	68.400	752,400.000	
	PARKER HANNIFIN CORP	6,000	367.550	2,205,300.000	
	UBER TECHNOLOGIES INC	85,300	41.270	3,520,331.000	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	10,900	201.280	2,193,952.000	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	109,867	146.420	16,086,726.140	
	EXELON CORP	46,322	40.120	1,858,438.640	
	INGERSOLL-RAND INC	18,908	64.120	1,212,380.960	
	NVR INC	150	5,886.570	882,985.500	
	CONOCOPHILLIPS	56,702	102.670	5,821,594.340	
	TWILIO INC - A	8,300	66.290	550,207.000	
	DOCUSIGN INC	9,400	54.100	508,540.000	
	PAYCOM SOFTWARE INC	2,500	319.910	799,775.000	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	6,800	66.060	449,208.000	
	PEPSICO INC	64,200	183.170	11,759,514.000	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,020	151.900	306,838.000	
	DROPBOX INC-CLASS A	12,100	25.100	303,710.000	
	MONGODB INC	3,300	374.590	1,236,147.000	
	SNAP INC - A	49,700	10.250	509,425.000	
	CORTEVA INC	33,168	57.030	1,891,571.040	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	17,100	85.540	1,462,734.000	
	AMCOR PLC	69,300	10.160	704,088.000	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	10,400	153.960	1,601,184.000	
	ROKU INC	5,500	73.370	403,535.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	9,100	146.110	1,329,601.000	
	ACCENTURE PLC-CL A	29,400	315.050	9,262,470.000	
	PENTAIR PLC	7,475	60.590	452,910.250	
	QUALCOMM INC	51,900	123.400	6,404,460.000	
	INVESCO LTD	15,200	16.560	251,712.000	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	2,750	70.200	193,050.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	11,100	72.350	803,085.000	
	DATADOG INC - CLASS A	11,600	96.280	1,116,848.000	
	PINTEREST INC- CLASS A	27,700	24.420	676,434.000	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	5,000	771.110	3,855,550.000	
	REPUBLIC SERVICES INC	10,300	143.560	1,478,668.000	
	BOOKING HOLDINGS INC	1,800	2,609.790	4,697,622.000	
	ROSS STORES INC	15,800	106.240	1,678,592.000	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	4,230	131.360	555,652.800	
	RESMED INC	6,800	216.640	1,473,152.000	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	5,230	136.250	712,587.500	
	ROBERT HALF INTL INC	4,900	71.370	349,713.000	
	MODERNA INC	15,300	126.050	1,928,565.000	
	HUBSPOT INC	2,180	503.940	1,098,589.200	
	REVVITY INC	5,900	115.400	680,860.000	
	CARRIER GLOBAL CORP	38,887	46.160	1,795,023.920	
	OTIS WORLDWIDE CORP	19,238	87.510	1,683,517.380	
	BILL HOLDINGS INC	4,500	114.240	514,080.000	
	AVANTOR INC	31,500	19.560	616,140.000	
	CARLYLE GROUP INC/THE	10,200	30.630	312,426.000	
	DYNATRACE INC	10,100	51.820	523,382.000	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	20,700	76.810	1,589,967.000	
	REGIONS FINANCIAL CORP	43,485	18.010	783,164.850	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	13,200	27.650	364,980.000	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	17,600	32.150	565,840.000	
	MATCH GROUP INC	12,600	44.110	555,786.000	
	CHEVRON CORP	83,718	157.090	13,151,260.620	
	ZSCALER INC	4,100	157.550	645,955.000	
	EDISON INTERNATIONAL	17,800	68.170	1,213,426.000	
	ETSY INC	5,700	95.060	541,842.000	
	TESLA INC	133,350	256.790	34,242,946.500	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	12,200	181.070	2,209,054.000	
	GEN DIGITAL INC	26,700	18.350	489,945.000	
	UNITY SOFTWARE INC	11,300	41.040	463,752.000	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	7,102	89.090	632,717.180	
	SYNOPSIS INC	7,100	446.050	3,166,955.000	
	CHEWY INC - CLASS A	4,350	39.710	172,738.500	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	12,700	68.870	874,649.000	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,005	335.250	1,677,926.250	
	VIATRIS INC	55,821	9.760	544,812.960	
	DOORDASH INC - A	11,950	71.500	854,425.000	
	ROBLOX CORP -CLASS A	19,700	39.910	786,227.000	
	AIRBNB INC-CLASS A	19,300	125.140	2,415,202.000	
	CBRE GROUP INC - A	14,500	78.390	1,136,655.000	
	SOUTHERN CO/THE	50,800	70.480	3,580,384.000	
	SYSCO CORP	23,600	72.830	1,718,788.000	
	TRAVELERS COS INC/THE	10,803	173.550	1,874,860.650	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,900	41.920	121,568.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	5,300	58.700	311,110.000	
	STEEL DYNAMICS INC	8,150	104.690	853,223.500	
	SCHLUMBERGER LTD	66,152	47.270	3,127,005.040	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	7,000	44.550	311,850.000	
	AT&T INC	332,091	15.840	5,260,321.440	
	APA CORP	14,400	33.650	484,560.000	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	6,950	33.570	233,311.500	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	20,100	92.740	1,864,074.000	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	10,000	49.190	491,900.000	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	11,400	245.850	2,802,690.000	
	SEMPRA ENERGY	14,700	147.290	2,165,163.000	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	10,500	53.420	560,910.000	
	CLARIVATE PLC	17,500	8.900	155,750.000	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	84,100	15.910	1,338,031.000	
	UIPATH INC - CLASS A	17,500	17.990	314,825.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	8,850	65.290	577,816.500	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	7,800	53.900	420,420.000	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	42,300	177.120	7,492,176.000	
	SALESFORCE.COM INC	46,566	209.400	9,750,920.400	
	WESTROCK CO	11,900	29.230	347,837.000	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	18,609	76.150	1,417,075.350	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	32,034	64.500	2,066,193.000	
	TERADYNE INC	7,300	110.360	805,628.000	
	UNION PACIFIC CORP	28,380	202.740	5,753,761.200	
	MARATHON OIL CORP	29,900	22.810	682,019.000	
	MARATHON PETROLEUM CORP	22,188	111.640	2,477,068.320	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	68,079	96.860	6,594,131.940	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	33,700	174.880	5,893,456.000	
	IQVIA HOLDINGS INC	8,704	212.720	1,851,514.880	
	AMEREN CORPORATION	12,200	82.840	1,010,648.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	43,466	459.860	19,988,274.760	
	TOAST INC CLASS A	14,400	23.280	335,232.000	
	VERISIGN INC	4,400	220.790	971,476.000	
	LUCID GROUP INC	30,500	6.400	195,200.000	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO)	30,900	14.740	455,466.000	
	VALERO ENERGY CORP	17,642	111.830	1,972,904.860	
	ULTA BEAUTY INC	2,300	443.580	1,020,234.000	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	11,688	34.650	404,989.200	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	2,830	146.190	413,717.700	
	ELEVANCE HEALTH INC	11,100	436.330	4,843,263.000	
	WALT DISNEY CO/THE	85,062	92.450	7,863,981.900	
	WELLS FARGO & CO	175,222	42.080	7,373,341.760	
	WASTE MANAGEMENT INC	18,900	162.420	3,069,738.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WILLIAMS COS INC	56,800	30.200	1,715,360.000	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	5,100	218.040	1,112,004.000	
	WHIRLPOOL CORP	2,400	145.960	350,304.000	
	WALMART INC	69,000	156.870	10,824,030.000	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	9,800	142.010	1,391,698.000	
	WYNN RESORTS LTD	4,800	103.500	496,800.000	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	92,000	3.400	312,800.000	
	WABTEC CORP	8,411	101.660	855,062.260	
	TJX COMPANIES INC	53,700	79.900	4,290,630.000	
	WATERS CORP	2,700	262.080	707,616.000	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,400	280.380	672,912.000	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	34,200	31.510	1,077,642.000	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	4,963	228.400	1,133,549.200	
	WESTERN DIGITAL CORP	14,900	40.460	602,854.000	
	WEC ENERGY GROUP INC	14,700	90.530	1,330,791.000	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	23,200	61.930	1,436,776.000	
	VISA INC-CLASS A SHARES	75,750	223.440	16,925,580.000	
	PPL CORP	34,300	26.860	921,298.000	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	15,324	93.200	1,428,196.800	
	PULTEGROUP INC	10,350	73.250	758,137.500	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	107,753	13.670	1,472,983.510	
	PPG INDUSTRIES INC	11,000	140.700	1,547,700.000	
	NORTHERN TRUST CORP	9,700	74.250	720,225.000	
	FERGUSON PLC	9,600	150.030	1,440,288.000	
	NVIDIA CORP	115,080	429.970	49,480,947.600	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	18,613	126.520	2,354,916.760	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	1,400	164.550	230,370.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	13,200	49.760	656,832.000	
	NETFLIX INC	20,690	440.860	9,121,393.400	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	17,900	520.120	9,310,148.000	
	NRG ENERGY INC	10,550	34.340	362,287.000	
	GLOBE LIFE INC	4,255	107.000	455,285.000	
	TEXTRON INC	9,400	65.290	613,726.000	
	NEWS CORP - CLASS A	17,887	19.260	344,503.620	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	350	1,330.370	465,629.500	
	OMNICOM GROUP	9,300	94.620	879,966.000	
	JACOBS SOLUTIONS INC	5,920	115.290	682,516.800	
	ORACLE CORP	75,533	122.270	9,235,419.910	
	MASTERCARD INC - A	39,600	374.760	14,840,496.000	
	ONEOK INC	20,800	60.430	1,256,944.000	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	5,000	456.440	2,282,200.000	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	4,600	48.730	224,158.000	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	7,400	94.170	696,858.000	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	5,200	79.760	414,752.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HF SINCLAIR CORP	7,300	44.600	325,580.000	
	OVINTIV INC	11,300	36.880	416,744.000	
	YUM! BRANDS INC	13,000	136.350	1,772,550.000	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	7,900	136.630	1,079,377.000	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	8,800	67.450	593,560.000	
	BANK OF AMERICA CORP	335,301	29.120	9,763,965.120	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,200	398.720	877,184.000	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	8,800	94.410	830,808.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	29,500	174.470	5,146,865.000	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	16,935	78.530	1,329,905.550	
	LINDE PLC	22,846	374.310	8,551,486.260	
	ANALOG DEVICES INC	23,591	191.890	4,526,876.990	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	14,100	20.940	295,254.000	
	MONDAYCOM LTD	900	182.910	164,619.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	75,027	127.330	9,553,187.910	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	33,872	55.840	1,891,412.480	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	7,300	109.890	802,197.000	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	10,700	94.720	1,013,504.000	
	AVERY DENNISON CORP	3,830	167.090	639,954.700	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	23,700	63.710	1,509,927.000	
	EMERSON ELECTRIC CO	26,900	85.840	2,309,096.000	
	AON PLC-CLASS A	9,600	322.970	3,100,512.000	
	AMGEN INC	24,900	222.280	5,534,772.000	
	EATON CORP PLC	18,536	193.070	3,578,745.520	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	7,700	247.010	1,901,977.000	
	APPLIED MATERIALS INC	39,300	141.170	5,547,981.000	
	CME GROUP INC	16,800	181.510	3,049,368.000	
	ECOLAB INC	11,900	179.810	2,139,739.000	
	EQUIFAX INC	5,700	229.710	1,309,347.000	
	GILEAD SCIENCES INC	58,200	77.950	4,536,690.000	
	KEURIG DR PEPPER INC	42,900	31.760	1,362,504.000	
	HORMEL FOODS CORP	14,000	41.250	577,500.000	
	STATE STREET CORP	16,713	73.200	1,223,391.600	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	70,140	54.350	3,812,109.000	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	23,600	43.450	1,025,420.000	
	CAMPBELL SOUP CO	9,400	45.910	431,554.000	
	CROWN HOLDINGS INC	5,580	85.320	476,085.600	
	CARDINAL HEALTH INC	12,100	86.970	1,052,337.000	
	FEDEX CORP	11,200	229.670	2,572,304.000	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	17,754	112.330	1,994,306.820	
	FMC CORP	5,850	104.540	611,559.000	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	11,913	78.300	932,787.900	
	INTEL CORP	194,400	35.580	6,916,752.000	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	18,000	40.140	722,520.000	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	14,450	70.640	1,020,748.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WOLFSPEED INC	5,800	56.490	327,642.000	
	ILLINOIS TOOL WORKS	14,200	244.460	3,471,332.000	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	38,600	3.770	145,522.000	
	ILLUMINA INC	7,400	204.840	1,515,816.000	
	SEALED AIR CORP	6,700	39.130	262,171.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	16,300	323.070	5,266,041.000	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	4,850	128.870	625,019.500	
	SNAP-ON INC	2,500	271.780	679,450.000	
	CARMAX INC	7,400	79.700	589,780.000	
	DUKE ENERGY CORP	35,928	90.850	3,264,058.800	
	TARGET CORP	21,400	133.230	2,851,122.000	
	DOVER CORP	6,400	145.180	929,152.000	
	WW GRAINGER INC	2,100	727.070	1,526,847.000	
	CINTAS CORP	4,300	486.090	2,090,187.000	
	CONAGRA BRANDS INC	22,200	34.950	775,890.000	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	6,800	115.000	782,000.000	
	CLOROX COMPANY	5,800	153.940	892,852.000	
	ENTERGY CORP	9,900	101.300	1,002,870.000	
	MICROSOFT CORP	329,400	337.340	111,119,796.000	
	INCYTE CORP	8,600	61.440	528,384.000	
	CVS HEALTH CORP	59,669	66.650	3,976,938.850	
	MEDTRONIC PLC	61,998	87.910	5,450,244.180	
	MICRON TECHNOLOGY INC	51,000	69.120	3,525,120.000	
	BLACKROCK INC	7,000	692.450	4,847,150.000	
	CENTERPOINT ENERGY INC	29,300	29.030	850,579.000	
	HASBRO INC	6,000	61.910	371,460.000	
	KELLOGG CO	12,800	66.140	846,592.000	
	KEYCORP	43,100	9.910	427,121.000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	63,511	73.130	4,644,559.430	
	COOPER COS INC/THE	2,300	362.740	834,302.000	
	CHUBB LTD	19,299	188.840	3,644,423.160	
	ARROW ELECTRONICS INC	2,900	137.930	399,997.000	
	ALLSTATE CORP	12,300	111.400	1,370,220.000	
	EBAY INC	24,900	45.070	1,122,243.000	
	PAYPAL HOLDINGS INC	49,650	63.600	3,157,740.000	
	EASTMAN CHEMICAL CO	5,500	81.970	450,835.000	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	10,800	192.160	2,075,328.000	
	TRIMBLE INC	11,500	51.920	597,080.000	
	LENNAR CORP-A	11,800	114.750	1,354,050.000	
	LEAR CORP	2,800	144.660	405,048.000	
	PROGRESSIVE CORP	27,300	126.930	3,465,189.000	
	PACCAR INC	24,255	78.060	1,893,345.300	
	BIOGEN INC	6,700	299.990	2,009,933.000	
	IDEXX LABORATORIES INC	3,900	466.970	1,821,183.000	
	STARBUCKS CORP	53,500	100.660	5,385,310.000	
	PTC INC	5,200	141.380	735,176.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
	EVERSOURCE ENERGY	16,200	69.900	1,132,380.000		
	INTUIT INC	13,080	446.220	5,836,557.600		
	BORGWARNER INC	10,600	47.800	506,680.000		
	BEST BUY CO INC	9,250	76.640	708,920.000		
	BALL CORP	14,604	54.460	795,333.840		
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	66,997	53.310	3,571,610.070		
	ELECTRONIC ARTS INC	12,800	127.900	1,637,120.000		
	VULCAN MATERIALS CO	6,200	207.390	1,285,818.000		
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	12,000	340.960	4,091,520.000		
	VF CORP	14,700	19.270	283,269.000		
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	27,125	16.600	450,275.000		
	MOHAWK INDUSTRIES INC	2,500	98.940	247,350.000		
	CARNIVAL CORP	46,800	15.600	730,080.000		
	CLEVELAND-CLIFFS INC	23,100	16.720	386,232.000		
	COMCAST CORP-CLASS A	196,190	40.840	8,012,399.600		
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	8,700	49.770	432,999.000		
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	53,500	4.100	219,350.000		
アメリカ・ドル 小計					1,766,559,907.740 (248,007,345,449)	
イギリス・ポンド	SHELL PLC	315,129	23.045	7,262,147.800		
	HALEON PLC	231,333	3.189	737,720.930		
	WISE PLC CLASS A	30,273	6.200	187,692.600		
	BP PLC	816,509	4.611	3,765,331.250		
	UNILEVER PLC	115,022	39.675	4,563,497.850		
	BARCLAYS PLC	707,553	1.574	1,113,971.440		
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	381,060	1.507	574,447.950		
	PRUDENTIAL PLC	125,414	11.360	1,424,703.040		
	NATWEST GROUP PLC	262,737	2.654	697,303.990		
	JOHNSON MATTHEY PLC	8,388	17.605	147,670.740		
	BAE SYSTEMS PLC	139,042	9.504	1,321,455.160		
	AVIVA PLC	127,014	4.008	509,072.110		
	GSK	186,614	13.634	2,544,295.270		
	INFORMA PLC	62,995	7.044	443,736.780		
	AUTO TRADER GROUP PLC	41,019	6.408	262,849.750		
	DCC PLC	4,301	46.650	200,641.650		
	OCADO GROUP PLC	23,827	4.091	97,476.250		
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	3,270	113.700	371,799.000		
	HALMA PLC	16,864	24.290	409,626.560		
	ENTAIN PLC	26,861	12.065	324,077.960		
	JD SPORTS FASHION PLC	112,804	1.482	167,231.930		
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	32,680	5.532	180,785.760		
	M&G PLC	104,504	2.021	211,202.580		
	ENDEAVOUR MINING PLC	9,141	20.520	187,573.320		
	RELX PLC	86,625	25.800	2,234,925.000		
	DIAGEO PLC	102,628	33.755	3,464,208.140		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	RIO TINTO PLC	51,279	53.380	2,737,273.020	
	STANDARD CHARTERED PLC	108,504	6.700	726,976.800	
	TESCO PLC	333,384	2.640	880,133.760	
	SMITH & NEPHEW PLC	39,859	12.490	497,838.910	
	GLENCORE PLC	487,397	4.703	2,292,471.780	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	15,095	8.444	127,462.180	
	SMITHS GROUP PLC	15,383	17.020	261,818.660	
	PEARSON PLC	28,363	8.226	233,314.030	
	SAINSBURY (J) PLC	78,274	2.725	213,296.650	
	NEXT PLC	5,620	64.520	362,602.400	
	TAYLOR WIMPEY PLC	157,039	1.103	173,292.530	
	WHITBREAD PLC	9,218	34.000	313,412.000	
	BUNZL PLC	15,410	31.060	478,634.600	
	VODAFONE GROUP PLC	1,145,592	0.728	834,449.210	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	6,203	55.260	342,777.780	
	KINGFISHER PLC	85,779	2.382	204,325.570	
	WPP PLC	48,968	8.748	428,372.060	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	31,105	10.390	323,180.950	
	SEVERN TRENT PLC	11,475	27.040	310,284.000	
	RENTOKIL INITIAL PLC	114,775	6.420	736,855.500	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	32,621	59.060	1,926,596.260	
	ST JAMES' S PLACE PLC	24,174	11.485	277,638.390	
	SCHRODERS PLC	39,815	4.578	182,273.070	
	SSE PLC	49,692	18.365	912,593.580	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	43,245	4.517	195,337.660	
	ASTRAZENECA PLC	70,592	115.100	8,125,139.200	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	272,067	2.380	647,519.460	
	3I GROUP PLC	44,331	20.310	900,362.610	
	ASHTED GROUP PLC	19,973	54.780	1,094,120.940	
	SAGE GROUP PLC/THE	46,665	8.746	408,132.090	
	NATIONAL GRID PLC	167,557	10.315	1,728,350.450	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,016,079	0.452	1,365,831.370	
	IMPERIAL BRANDS PLC	39,967	17.425	696,424.970	
	CENTRICA PLC	279,988	1.171	328,005.940	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	4,918	39.420	193,867.560	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	96,741	25.700	2,486,243.700	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	15,800	18.795	296,961.000	
	HSBC HOLDINGS PLC	910,010	6.108	5,558,341.080	
	ANGLO AMERICAN PLC	57,876	25.825	1,494,647.700	
	MONDI PLC	22,149	12.620	279,520.380	
	COMPASS GROUP PLC	79,435	21.800	1,731,683.000	
	PERSIMMON PLC	13,915	11.685	162,596.770	
	BT GROUP PLC	345,300	1.368	472,370.400	
	COCA-COLA HBC AG-DI	10,136	23.380	236,979.680	
	BURBERRY GROUP PLC	17,053	22.610	385,568.330	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	8,005	55.400	443,477.000	
	INTERTEK GROUP PLC	7,169	43.940	315,005.860	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	18,564	86.580	1,607,271.120	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	7,361	19.000	139,859.000	
	ADMIRAL GROUP PLC	9,779	22.510	220,125.290	
	ANTOFAGASTA PLC	17,513	15.600	273,202.800	
	ABRDN PLC	90,862	2.167	196,897.950	
	EXPERIAN PLC	41,857	29.740	1,244,827.180	
イギリス・ポンド 小計				82,411,988.990 (14,646,258,684)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	60,911	18.840	1,147,563.240	
	AZRIELI GROUP LTD	1,826	215.600	393,685.600	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	5,051	147.000	742,497.000	
	ICL GROUP LTD	38,090	20.610	785,034.900	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,310	739.000	968,090.000	
	BANK HAPOALIM BM	62,536	31.050	1,941,742.800	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	76,017	27.110	2,060,820.870	
	NICE LTD	3,128	818.200	2,559,329.600	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	7,598	129.000	980,142.000	
イスラエル・シュケル 小計				11,578,906.010 (453,644,169)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	95,515	5.060	483,305.900	
	TELSTRA GROUP LTD	176,757	4.350	768,892.950	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	131,029	22.920	3,003,184.680	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	116,553	3.610	420,756.330	
	BHP GROUP LTD	220,895	45.900	10,139,080.500	
	SOUTH32 LTD	194,263	3.900	757,625.700	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	82,795	34.650	2,868,846.750	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	73,842	21.700	1,602,371.400	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	136,792	25.510	3,489,563.920	
	WESTPAC BANKING CORP	153,058	20.560	3,146,872.480	
	SANTOS LTD	144,925	7.290	1,056,503.250	
	RIO TINTO LTD	16,187	116.150	1,880,120.050	
	ORIGIN ENERGY LTD	75,281	8.490	639,135.690	
	AURIZON HOLDINGS LTD	75,100	3.570	268,107.000	
	PILBARA MINERALS LTD	113,184	4.880	552,337.920	
	XERO LTD	6,302	111.340	701,664.680	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	10,388	31.790	330,234.520	
	COLES GROUP LTD	58,509	17.890	1,046,726.010	
	WISETECH GLOBAL LTD	7,381	78.300	577,932.300	
	IDP EDUCATION LTD	11,169	23.680	264,481.920	
	IGO LTD	30,405	15.140	460,331.700	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	49,726	13.040	648,427.040	
	REECE LTD	10,500	18.790	197,295.000	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	60,660	5.930	359,713.800		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEEK LTD	14,264	21.600	308,102.400	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	30,976	11.420	353,745.920	
	NEWCREST MINING LTD	39,092	26.080	1,019,519.360	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	73,593	97.370	7,165,750.410	
	AMPOL LTD	10,454	30.530	319,160.620	
	ORICA LTD	19,499	15.160	295,604.840	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	65,087	15.120	984,115.440	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	53,152	38.370	2,039,442.240	
	QANTAS AIRWAYS LTD	39,082	6.390	249,733.980	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	18,801	39.090	734,931.090	
	MACQUARIE GROUP LTD	16,010	178.050	2,850,580.500	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	25,750	38.080	980,560.000	
	CSL LTD	21,034	287.250	6,042,016.500	
	WESFARMERS LTD	49,470	48.200	2,384,454.000	
	COCHLEAR LTD	2,823	237.470	670,377.810	
	BLUESCOPE STEEL LTD	19,124	20.530	392,615.720	
	SUNCORP GROUP LTD	54,249	13.140	712,831.860	
	ASX LTD	8,307	60.820	505,231.740	
	COMPUTERSHARE LTD	25,169	22.820	574,356.580	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	103,987	5.230	543,852.010	
	SONIC HEALTHCARE LTD	19,599	35.010	686,160.990	
	BRAMBLES LTD	60,760	13.770	836,665.200	
	MINERAL RESOURCES LTD	7,602	71.320	542,174.640	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	7,857	57.500	451,777.500	
	REA GROUP LTD	2,236	132.500	296,270.000	
	オーストラリア・ドル 小計			67,603,542.840 (6,447,349,881)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	35,500	65.040	2,308,920.000	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	15,181	44.700	678,590.700	
	IMPERIAL OIL LTD	9,500	66.190	628,805.000	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	900	2,758.400	2,482,560.000	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	13,187	101.680	1,340,854.160	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	19,800	59.430	1,176,714.000	
	INTACT FINANCIAL CORP	7,850	197.870	1,553,279.500	
	BCE INC	4,930	60.370	297,624.100	
	FRANCO-NEVADA CORP	8,500	192.950	1,640,075.000	
	SUNCOR ENERGY INC	59,230	39.730	2,353,207.900	
	METRO INC/CN	10,300	71.100	732,330.000	
	NATIONAL BANK OF CANADA	15,000	98.800	1,482,000.000	
	BANK OF NOVA SCOTIA	53,000	66.310	3,514,430.000	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	40,300	57.640	2,322,892.000	
	TORONTO-DOMINION BANK	81,000	79.920	6,473,520.000	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	12,500	38.470	480,875.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	61,650	125.180	7,717,347.000	
	TOURMALINE OIL CORP	14,400	59.570	857,808.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TC ENERGY CORP	45,350	54.440	2,468,854.000	
	PEMBINA PIPELINE CORP	24,529	41.140	1,009,123.060	
	BARRICK GOLD CORP	78,300	22.370	1,751,571.000	
	CAE INC	14,200	27.720	393,624.000	
	THOMSON REUTERS CORP	7,512	169.020	1,269,678.240	
	EMPIRE CO LTD 'A'	7,100	34.690	246,299.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,500	106.190	371,665.000	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	6,550	62.760	411,078.000	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	17,600	20.340	357,984.000	
	HYDRO ONE LTD	14,400	37.290	536,976.000	
	LOBLAW COMPANIES LTD	6,960	117.020	814,459.200	
	NORTHLAND POWER INC	11,200	27.660	309,792.000	
	WSP GLOBAL INC	5,500	175.780	966,790.000	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	3,700	107.760	398,712.000	
	PARKLAND CORP	6,600	33.810	223,146.000	
	QUEBECOR INC -CL B	6,800	33.250	226,100.000	
	EMERA INC	11,800	54.800	646,640.000	
	TFI INTERNATIONAL INC	3,500	141.370	494,795.000	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	5,400	34.770	187,758.000	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	15,800	58.410	922,878.000	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	1,600	107.500	172,000.000	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	26,700	11.860	316,662.000	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	22,117	66.870	1,478,963.790	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	29,300	11.130	326,109.000	
	AIR CANADA	7,600	23.540	178,904.000	
	KINROSS GOLD CORP	56,100	6.480	363,528.000	
	BANK OF MONTREAL	31,700	118.270	3,749,159.000	
	POWER CORP OF CANADA	26,000	35.080	912,080.000	
	SHOPIFY INC - CLASS A	53,300	87.850	4,682,405.000	
	NUTRIEN LTD	23,119	78.040	1,804,206.760	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	5,800	44.100	255,780.000	
	CAMECO CORP	18,900	41.630	786,807.000	
	FIRSTSERVICE CORP	1,800	196.400	353,520.000	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	9,700	50.010	485,097.000	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	2,600	39.650	103,090.000	
	TELUS CORP	10,800	25.480	275,184.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	20,500	57.780	1,184,490.000	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2,400	171.240	410,976.000	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	49,300	73.930	3,644,749.000	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,000	980.810	980,810.000	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	12,100	74.970	907,137.000	
	WESTON (GEORGE) LTD	3,137	153.250	480,745.250	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	17,000	20.090	341,530.000	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	3,800	103.030	391,514.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	26,100	67.360	1,758,096.000	
	ENBRIDGE INC	90,000	49.160	4,424,400.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BROOKFIELD CORP	62,625	44.100	2,761,762.500	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	81,800	25.670	2,099,806.000	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	41,420	103.610	4,291,526.200	
	IA FINANCIAL CORP INC	4,400	91.120	400,928.000	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	7,500	40.230	301,725.000	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	25,250	155.490	3,926,122.500	
	CGI INC - CLASS A	9,400	139.850	1,314,590.000	
	ONEX CORPORATION	2,900	70.150	203,435.000	
	IGM FINANCIAL INC	3,600	41.010	147,636.000	
	TMX GROUP LTD	12,500	29.850	373,125.000	
	OPEN TEXT CORP	12,100	56.000	677,600.000	
	SAPUTO INC	10,800	31.270	337,716.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	25,800	30.960	798,768.000	
	FORTIS INC	21,600	56.490	1,220,184.000	
	RB GLOBAL INC	8,400	75.880	637,392.000	
	LUNDIN MINING CORP	27,800	10.730	298,294.000	
	CENOVUS ENERGY INC	63,200	22.160	1,400,512.000	
	DOLLARAMA INC	12,800	85.870	1,099,136.000	
	ALTAGAS LTD	12,100	24.540	296,934.000	
	KEYERA CORP	10,200	30.520	311,304.000	
	ARC RESOURCES LTD	28,600	16.940	484,484.000	
カナダ・ドル 小計				106,200,677.860 (11,182,931,378)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	128,100	3.360	430,416.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	62,300	28.070	1,748,761.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	89,200	31.160	2,779,472.000	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	65,975	7.600	501,410.000	
	KEPPEL CORP LTD	71,700	6.690	479,673.000	
	UOL GROUP LTD	22,900	6.700	153,430.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	24,600	6.950	170,970.000	
	SEATRUM	2,016,022	0.128	258,050.810	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	4,400	33.490	147,356.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	166,700	12.430	2,072,081.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	279,500	0.950	265,525.000	
	VENTURE CORP LTD	12,800	15.190	194,432.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	406,650	2.490	1,012,558.500	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	72,200	3.710	267,862.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,200	9.700	409,340.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	94,600	4.020	380,292.000	
シンガポール・ドル 小計				11,271,629.310 (1,178,786,993)	
スイス・フラン	DUFY AG-REG	4,854	40.360	195,907.440	
	UBS GROUP AG-REG	145,555	18.485	2,690,584.170	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,447	295.800	428,022.600	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	307	709.000	217,663.000	
	ADECCO GROUP AG-REG	6,823	28.470	194,250.810	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	31,265	274.550	8,583,805.750	
	SIKA AG-REG	6,499	259.700	1,687,790.300	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	5	113,400.000	567,000.000	
	ABB LTD-REG	69,946	35.410	2,476,787.860	
	SWISS RE AG	13,423	88.460	1,187,398.580	
	NESTLE SA-REG	122,379	106.520	13,035,811.080	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,010	887.200	896,072.000	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,774	199.200	353,380.800	
	JULIUS BAER GROUP LTD	9,536	58.140	554,423.040	
	SGS SA-REG	6,925	85.100	589,317.500	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,026	192.100	197,094.600	
	TEMENOS AG - REG	2,716	75.980	206,361.680	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,828	125.600	229,596.800	
	VAT GROUP AG	1,176	392.600	461,697.600	
	BKW AG	942	148.300	139,698.600	
	ALCON INC	22,237	71.800	1,596,616.600	
	SIG GROUP N AG	13,641	25.620	349,482.420	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,290	265.000	341,850.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	6,696	426.400	2,855,174.400	
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,956	141.400	276,578.400	
	CLARIANT AG-REG	9,678	13.140	127,168.920	
	NOVARTIS AG-REG	94,023	89.660	8,430,102.180	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	159	1,739.000	276,501.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,424	87.000	123,888.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	23,230	147.050	3,415,971.500	
	SWISSCOM AG-REG	1,153	552.200	636,686.600	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,344	95.550	128,419.200	
	GEBERIT AG-REG	1,559	491.200	765,780.800	
	GIVAUDAN-REG	411	2,884.000	1,185,324.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	4,967	137.000	680,479.000	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,279	237.600	541,490.400	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	7,375	50.740	374,207.500	
	LONZA GROUP AG-REG	3,314	569.000	1,885,666.000	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	2,269	50.200	113,903.800	
	HOLCIM LTD	24,669	59.860	1,476,686.340	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,372	540.600	741,703.200	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	2,424	260.000	630,240.000	
	SWISS PRIME SITE-REG	3,275	78.150	255,941.250	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	44	11,240.000	494,560.000	
スイス・フラン	小計			62,597,085.720 (9,753,877,897)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	8,813	230.800	2,034,040.400	
	INVESTOR CLASS A	23,863	214.200	5,111,454.600	
	VOLVO CAR CLASS B	28,514	44.660	1,273,435.240	
	ERICSSON LM-B SHS	143,721	56.940	8,183,473.740	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VOLVO AB-B SHS	74,305	219.050	16,276,510.250	
	SKF AB-B SHARES	17,719	199.150	3,528,738.850	
	TELE2 AB-B SHS	26,333	92.420	2,433,695.860	
	GETINGE AB-B SHS	10,572	247.500	2,616,570.000	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	79,569	118.550	9,432,904.950	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	69,793	89.760	6,264,619.680	
	SWEDBANK AB - A SHARES	43,333	175.350	7,598,441.550	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	34,946	145.600	5,088,137.600	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	29,833	148.050	4,416,775.650	
	SKANSKA AB-B SHS	15,724	150.100	2,360,172.400	
	SANDVIK AB	52,501	213.700	11,219,463.700	
	INVESTOR AB-B SHS	87,179	214.450	18,695,536.550	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	131,528	162.850	21,419,334.800	
	VOLVO AB-A SHS	9,255	226.000	2,091,630.000	
	HOLMEN AB-B SHARES	4,336	412.400	1,788,166.400	
	SECURITAS AB-B SHS	22,743	84.580	1,923,602.940	
	TELIA CO AB	122,866	23.980	2,946,326.680	
	ALFA LAVAL AB	13,863	391.200	5,423,205.600	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	76,858	140.750	10,817,763.500	
	ASSA ABLOY AB-B	49,353	260.100	12,836,715.300	
	SAAB AB-B	3,943	576.200	2,271,956.600	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,027	291.400	1,756,267.800	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	30,192	42.440	1,281,348.480	
	INDUTRADE AB	13,454	264.100	3,553,201.400	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	7,807	224.400	1,751,890.800	
	LUNDBERGS AB-B SHS	3,513	458.100	1,609,305.300	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	6,843	224.100	1,533,516.300	
	LIFCO AB-B SHS	10,774	233.900	2,520,038.600	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	74,623	110.100	8,215,992.300	
	BEIJER REF AB	16,584	161.300	2,674,999.200	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	29,993	279.700	8,389,042.100	
	EMBRACER GROUP AB	30,041	26.490	795,786.090	
	BOLIDEN AB	13,087	324.200	4,242,805.400	
	EPIROC AB-A	31,534	203.100	6,404,555.400	
	EPIROC AB-B	19,202	173.600	3,333,467.200	
	HUSQVARNA AB-B SHS	19,395	89.580	1,737,404.100	
	NORDEA BANK ABP	160,871	112.440	18,088,335.240	
	EQT AB	17,511	222.300	3,892,695.300	
	EVOLUTION AB	9,024	1,408.400	12,709,401.600	
	KINNEVIK AB - B	11,612	153.000	1,776,636.000	
	HEXAGON AB-B SHS	102,232	131.350	13,428,173.200	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	7,118	290.500	2,067,779.000	
	スウェーデン・クローナ 小計			269,815,313.650 (3,531,882,456)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	79,858	1,091.200	87,141,049.600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DANSKE BANK A/S	33,963	162.000	5,502,006.000	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	153	12,460.000	1,906,380.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	49,726	195.460	9,719,443.960	
	CARLSBERG AS-B	4,849	1,066.000	5,169,034.000	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	10,071	338.100	3,405,005.100	
	COLOPLAST-B	5,850	846.800	4,953,780.000	
	DSV PANALPINA A/S	9,166	1,355.000	12,419,930.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	426	1,784.000	759,984.000	
	DEMANT A/S	4,275	290.800	1,243,170.000	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	240	12,620.000	3,028,800.000	
	TRYG A/S	17,729	154.600	2,740,903.400	
	PANDORA A/S	4,341	585.000	2,539,485.000	
	CHR HANSEN HOLDING A/S	5,194	509.000	2,643,746.000	
	GENMAB A/S	3,249	2,665.000	8,658,585.000	
	ORSTED A/S	9,315	657.400	6,123,681.000	
デンマーク・クローネ 小計				157,954,983.060 (3,225,440,754)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	59,568	5.420	322,858.560	
	MERCURY NZ LTD	34,143	6.365	217,320.190	
	EBOS GROUP LTD	7,660	35.640	273,002.400	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	92,147	5.120	471,792.640	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	61,644	8.290	511,028.760	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	27,626	23.790	657,222.540	
ニュージーランド・ドル 小計				2,453,225.090 (213,258,857)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	45,804	192.900	8,835,591.600	
	NORSK HYDRO ASA	64,351	73.420	4,724,650.420	
	ORKLA ASA	36,983	76.940	2,845,472.020	
	TELENOR ASA	34,455	109.350	3,767,654.250	
	EQUINOR ASA	46,908	319.250	14,975,379.000	
	YARA INTERNATIONAL ASA	8,153	366.800	2,990,520.400	
	MOWI ASA	21,643	186.500	4,036,419.500	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	9,244	177.100	1,637,112.400	
	AKER BP ASA	15,560	260.300	4,050,268.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,098	468.400	1,919,503.200	
	SALMAR ASA	3,573	467.800	1,671,449.400	
ADEVINTA ASA	13,944	77.600	1,082,054.400		
ノルウェー・クローネ 小計				52,536,074.590 (691,374,742)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	37,346	20.070	749,534.220	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	22,443	32.460	728,499.780	
	EXOR NV	4,786	81.460	389,867.560	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	5,136	117.250	602,196.000	
	CORPORACION ACCIONA ENERGIAS RENOV	2,938	31.520	92,605.760	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DSM FIRMENICH AG	7,889	99.000	781,011.000	
	BAYER AG-REG	44,238	51.800	2,291,528.400	
	EVONIK INDUSTRIES AG	9,486	18.290	173,498.940	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	90,946	9.930	903,093.780	
	COMMERZBANK AG	48,018	10.185	489,063.330	
	VOLKSWAGEN AG	1,304	160.700	209,552.800	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	9,372	131.740	1,234,667.280	
	SIEMENS AG-REG	34,201	164.340	5,620,592.340	
	E.ON SE	101,096	11.275	1,139,857.400	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	14,909	112.900	1,683,226.100	
	GEA GROUP AG	6,681	39.700	265,235.700	
	CONTINENTAL AG	4,853	71.900	348,930.700	
	BASF SE	40,416	46.835	1,892,883.360	
	ALLIANZ SE-REG	18,163	209.750	3,809,689.250	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	7,695	74.200	570,969.000	
	RHEINMETALL AG	1,965	245.300	482,014.500	
	RWE AG	28,268	39.950	1,129,306.600	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	27,029	9.476	256,126.800	
	BRENTAG SE	6,969	74.140	516,681.660	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	19,055	25.570	487,236.350	
	SAP SE	47,021	125.480	5,900,195.080	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	6,309	327.400	2,065,566.600	
	ZALANDO SE	9,669	26.420	255,454.980	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	6,389	73.540	469,847.060	
	COVESTRO AG	8,520	40.820	347,786.400	
	RATIONAL AG	215	641.500	137,922.500	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,210	340.200	411,642.000	
	TALANX AG	3,119	53.800	167,802.200	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	6,755	57.940	391,384.700	
	DELIVERY HERO SE	7,584	36.485	276,702.240	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,748	111.400	194,727.200	
	BECHTLE AG	3,626	38.610	139,999.860	
	NEMETSCHEK SE	2,557	72.500	185,382.500	
	SCOUT24 AG	3,600	58.300	209,880.000	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	12,721	52.740	670,905.540	
	KNORR-BREMSE AG	3,158	66.680	210,575.440	
	HELLOFRESH SE	7,177	18.015	129,293.650	
	SIEMENS ENERGY AG	23,742	23.700	562,685.400	
	BEIERSDORF AG	4,547	119.450	543,139.150	
	MERCK KGAA	5,820	168.150	978,633.000	
	ADIDAS AG	7,467	174.700	1,304,484.900	
	PUMA SE	4,586	51.700	237,096.200	
	HENKEL AG & CO KGAA	4,584	65.700	301,168.800	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	145,949	19.142	2,793,755.750	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	9,061	43.250	391,888.250	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	38,764	75.350	2,920,867.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	QIAGEN N. V.	10,272	42.340	434,916.480	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	58,805	38.860	2,285,162.300	
	HANNOVER RUECK SE	2,720	191.250	520,200.000	
	DEUTSCHE POST AG-REG	45,384	43.650	1,981,011.600	
	DEUTSCHE BOERSE AG	8,556	167.000	1,428,852.000	
	MTU AERO ENGINES AG	2,417	226.300	546,967.100	
	WACKER CHEMIE AG	899	121.550	109,273.450	
	SYMRISE AG	5,990	92.720	555,392.800	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	41,312	2.565	105,965.280	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	2,686	103.300	277,463.800	
	VONOVIA SE	31,518	18.905	595,847.790	
	LEG IMMOBILIEN SE	3,105	55.140	171,209.700	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	41,997	18.642	782,908.070	
	NN GROUP NV	12,086	33.220	401,496.920	
	ARCELORMITTAL	25,700	26.185	672,954.500	
	HEINEKEN NV	11,672	93.940	1,096,467.680	
	AEGON NV	77,429	4.550	352,301.950	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	46,015	29.680	1,365,725.200	
	AKZO NOBEL N. V.	7,841	72.820	570,981.620	
	WOLTERS KLUWER	11,595	113.950	1,321,250.250	
	ING GROEP NV	163,846	12.312	2,017,271.950	
	KONINKLIJKE KPN NV	143,197	3.084	441,619.540	
	ASML HOLDING NV	18,154	681.700	12,375,581.800	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	17,828	14.045	250,394.260	
	IMCD NV	2,514	135.350	340,269.900	
	ADYEN NV	977	1,625.000	1,587,625.000	
	JUST EAT TAKEAWAY	9,530	13.134	125,167.020	
	PROSUS NV	36,049	67.710	2,440,877.790	
	JDE PEET' S NV	5,785	27.440	158,740.400	
	ASM INTERNATIONAL NV	2,115	411.150	869,582.250	
	RANDSTAD NV	5,275	48.290	254,729.750	
	HEINEKEN HOLDING NV	5,248	79.500	417,216.000	
	OCI NV	4,386	21.170	92,851.620	
	TOTALENERGIES SE	109,487	53.910	5,902,444.170	
	MICHELIN (CGDE)	30,548	27.970	854,427.560	
	AIR LIQUIDE SA	23,578	159.580	3,762,577.240	
	KERING	3,350	523.000	1,752,050.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	24,430	166.260	4,061,731.800	
	BOUYGUES SA	9,572	30.120	288,308.640	
	BNP PARIBAS	50,023	57.520	2,877,322.960	
	THALES SA	4,734	131.850	624,177.900	
	DANONE	28,911	53.940	1,559,459.340	
	CARREFOUR SA	26,778	16.495	441,703.110	
	VIVENDI	31,166	8.242	256,870.170	
	L' OREAL	10,842	412.200	4,469,072.400	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	22,086	56.740	1,253,159.640	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LEGRAND SA	12,015	92.560	1,112,108.400	
	PERNOD RICARD SA	9,292	203.700	1,892,780.400	
	EURAZEO SE	1,981	66.400	131,538.400	
	SOCIETE GENERALE SA	35,528	23.515	835,440.920	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	12,431	850.000	10,566,350.000	
	ACCOR SA	8,355	33.510	279,976.050	
	CAPGEMINI SE	7,430	177.250	1,316,967.500	
	VALEO SA	9,148	21.140	193,388.720	
	PUBLICIS GROUPE	10,308	74.540	768,358.320	
	BUREAU VERITAS SA	12,970	25.010	324,379.700	
	EIFFAGE	3,675	100.250	368,418.750	
	SODEXO SA	3,903	101.600	396,544.800	
	IPSEN	1,706	110.700	188,854.200	
	AMUNDI SA	2,569	54.700	140,524.300	
	TELEPERFORMANCE	2,667	160.200	427,253.400	
	EURONEXT NV	3,876	65.800	255,040.800	
	EUROFINS SCIENTIFIC	5,946	60.220	358,068.120	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,194	273.300	326,320.200	
	SEB SA	997	88.400	88,134.800	
	ESSILORLUXOTTICA	13,103	167.400	2,193,442.200	
	DASSAULT AVIATION SA	1,108	169.600	187,916.800	
	WORLDLINE SA	10,790	35.700	385,203.000	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	4,561	36.960	168,574.560	
	AXA SA	82,807	26.655	2,207,220.580	
	EDENRED	11,258	61.640	693,943.120	
	RENAULT SA	8,329	35.575	296,304.170	
	HERMES INTERNATIONAL	1,426	1,973.000	2,813,498.000	
	STMICROELECTRONICS NV	30,776	46.160	1,420,620.160	
	REMY COINTREAU	1,009	145.500	146,809.500	
	DASSAULT SYSTEMES SE	30,068	40.875	1,229,029.500	
	WENDEL	1,124	99.700	112,062.800	
	ORANGE	87,788	10.308	904,918.700	
	ALSTOM	14,107	27.190	383,569.330	
	SANOFI	51,072	93.980	4,799,746.560	
	VINCI SA	23,903	108.760	2,599,690.280	
	AIRBUS SE	26,700	129.520	3,458,184.000	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	30,624	29.150	892,689.600	
	CREDIT AGRICOLE SA	54,582	10.960	598,218.720	
	BIOMERIEUX	1,852	91.820	170,050.640	
	ENGIE	82,244	14.296	1,175,760.220	
	SAFRAN SA	15,391	138.440	2,130,730.040	
	ARKEMA	2,576	85.000	218,960.000	
	ADP	1,343	138.200	185,602.600	
	GETLINK SE	19,411	15.685	304,461.530	
	BOLLORE	39,141	5.615	219,776.710	
	UCB SA	5,577	83.940	468,133.380	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	KBC GROUP NV	11,272	63.640	717,350.080	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	4,383	73.380	321,624.540	
	SOLVAY SA	3,212	108.150	347,377.800	
	UMICORE	9,239	27.930	258,045.270	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	39,112	52.320	2,046,339.840	
	AGEAS	7,114	38.160	271,470.240	
	D' IETEREN GROUP	1,036	173.000	179,228.000	
	ELIA GROUP SA/NV	1,462	114.800	167,837.600	
	SOFINA	670	205.200	137,484.000	
	ARGENX SE	2,509	364.200	913,777.800	
	PRYSMIAN SPA	11,238	37.450	420,863.100	
	ASSICURAZIONI GENERALI	48,878	18.930	925,260.540	
	MEDIOBANCA SPA	26,230	11.310	296,661.300	
	TENARIS SA	20,832	12.930	269,357.760	
	UNICREDIT SPA	84,516	19.122	1,616,114.950	
	TELECOM ITALIA SPA	434,374	0.257	111,938.170	
	INTESA SANPAOLO	721,438	2.350	1,695,379.300	
	POSTE ITALIANE SPA	22,639	10.095	228,540.700	
	MONCLER SPA	9,291	65.680	610,232.880	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	4,624	44.980	207,987.520	
	ENI SPA	110,008	12.986	1,428,563.880	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	22,654	12.850	291,103.900	
	DIASORIN SPA	1,144	97.860	111,951.840	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	14,648	11.815	173,066.120	
	NEXI SPA	25,005	7.396	184,936.980	
	AMPLIFON SPA	5,632	35.230	198,415.360	
	ENEL SPA	366,238	6.108	2,236,981.700	
	SNAM SPA	88,957	5.008	445,496.650	
	TERNA SPA	63,467	8.010	508,370.670	
	CNH INDUSTRIAL NV	46,159	13.405	618,761.390	
	FINECOBANK SPA	26,908	12.465	335,408.220	
	STELLANTIS NV	101,275	15.766	1,596,701.650	
	FERRARI NV	5,676	281.300	1,596,658.800	
	TELEFONICA SA	234,049	3.633	850,300.010	
	ENDESA SA	14,367	20.920	300,557.640	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	271,306	6.776	1,838,369.450	
	IBERDROLA SA	270,354	11.570	3,127,995.780	
	REPSOL SA	60,600	13.545	820,827.000	
	GRIFOLS SA	12,949	11.815	152,992.430	
	BANCO SANTANDER SA	738,996	3.250	2,401,737.000	
	AMADEUS IT GROUP SA	20,286	69.640	1,412,717.040	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	10,300	26.620	274,186.000	
	CAIXABANK SA	195,084	3.661	714,202.520	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	9,544	31.230	298,059.120	
	AENA SME SA	3,383	148.300	501,698.900	
	CELLNEX TELECOM SA	25,443	36.440	927,142.920	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ACCIONA SA	1,117	162.100	181,065.700	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	49,119	34.210	1,680,360.990	
	ENAGAS SA	10,803	18.180	196,398.540	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	17,900	16.340	292,486.000	
	FERROVIAL SA	23,057	28.840	664,963.880	
	UPM-KYMMENE OYJ	24,034	29.870	717,895.580	
	NOKIA OYJ	238,120	3.890	926,286.800	
	WARTSILA OYJ ABP	20,930	10.970	229,602.100	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	26,320	12.385	325,973.200	
	ELISA OYJ	6,414	50.600	324,548.400	
	SAMPO OYJ-A SHS	21,110	42.660	900,552.600	
	FORTUM OYJ	19,800	13.190	261,162.000	
	KESKO OYJ-B SHS	12,355	19.190	237,092.450	
	KONE OYJ-B	15,332	49.520	759,240.640	
	NESTE OYJ	19,050	40.980	780,669.000	
	ORION OYJ-CLASS B	4,846	39.480	191,320.080	
	METSO CORPORATION	31,351	11.110	348,309.610	
	VERBUND AG	2,951	75.150	221,767.650	
	OMV AG	6,496	39.240	254,903.040	
	ERSTE GROUP BANK AG	15,510	32.150	498,646.500	
	VOESTALPINE AG	4,878	33.640	164,095.920	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	11,784	34.300	404,191.200	
	AIB GROUP PLC	61,254	3.878	237,543.010	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	47,750	9.410	449,327.500	
	KINGSPAN GROUP PLC	6,975	63.760	444,726.000	
	JERONIMO MARTINS	12,272	24.740	303,609.280	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	132,745	4.613	612,352.680	
	GALP ENERGIA SGPS SA	21,724	10.740	233,315.760	
	EDP RENOVAVEIS SA	12,491	19.430	242,700.130	
	KERRY GROUP PLC-A	7,189	90.120	647,872.680	
	CRH PLC	33,337	47.270	1,575,839.990	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	7,983	181.250	1,446,918.750	
ユーロ 小計				216,279,612.610 (32,906,943,059)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	68,000	41.150	2,798,200.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	108,000	51.350	5,545,800.000	
	MTR CORP	76,500	36.800	2,815,200.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	71,500	101.200	7,235,800.000	
	SINO LAND CO	182,000	9.700	1,765,400.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	132,169	48.850	6,456,455.650	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	24,000	53.550	1,285,200.000	
	CLP HOLDINGS LTD	80,500	56.550	4,552,275.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	66,507	23.550	1,566,239.850	
	HONG KONG & CHINA GAS	536,475	6.850	3,674,853.750	
	HANG SENG BANK LTD	36,600	112.800	4,128,480.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	72,500	19.960	1,447,100.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WH GROUP LTD	399,000	4.150	1,655,850.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	59,100	311.200	18,391,920.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	97,000	13.040	1,264,880.000	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	87,000	12.400	1,078,800.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	54,000	19.760	1,067,040.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	95,669	44.550	4,262,053.950	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	30,000	41.750	1,252,500.000	
	AIA GROUP LTD	565,600	82.150	46,464,040.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	64,000	14.020	897,280.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	80,000	41.050	3,284,000.000	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	82,400	21.250	1,751,000.000	
	ESR CAYMAN LTD	95,800	13.980	1,339,284.000	
	SANDS CHINA LTD	119,600	28.500	3,408,600.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	68,000	81.600	5,548,800.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	177,000	24.100	4,265,700.000	
香港・ドル 小計				139,202,752.200 (2,495,905,347)	
合計				334,734,999,666 [334,734,999,666]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,537	1,243,075.920	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	15,207	1,686,456.300	
		BOSTON PROPERTIES INC	6,700	363,341.000	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	5,000	1,149,100.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	16,800	1,115,016.000	
		EQUINIX INC	4,408	3,419,638.240	
		AMERICAN TOWER CORP	21,700	4,188,534.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	33,343	582,168.780	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	15,200	529,416.000	
		KIMCO REALTY CORP	28,900	557,770.000	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	17,300	338,388.000	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	12,200	611,586.000	
		INVITATION HOMES INC	28,500	970,140.000	
		VICI PROPERTIES INC	46,900	1,518,622.000	
		VENTAS INC	18,600	861,552.000	
		WEYERHAEUSER CO	34,214	1,044,211.280	
		CROWN CASTLE INTL CORP	20,200	2,311,082.000	
		IRON MOUNTAIN INC	13,600	771,392.000	
		SUN COMMUNITIES INC	5,800	775,924.000	
		PROLOGIS INC	42,954	5,251,985.580	
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	7,700	938,784.000			
CAMDEN PROPERTY TRUST	5,000	558,800.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,000	700,170.000	
		WELLTOWER INC	23,200	1,891,728.000	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	25,500	527,850.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5,400	828,360.000	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,200	554,648.000	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	23,100	477,015.000	
		REALTY INCOME CORP	30,895	1,890,156.100	
		PUBLIC STORAGE	7,400	2,102,488.000	
		REGENCY CENTERS CORP	7,200	438,048.000	
		UDR INC	14,500	625,095.000	
		WP CAREY INC	10,000	699,200.000	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	13,600	1,434,664.000	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,300	902,916.000	
	アメリカ・ドル	小計		43,859,321.200 (6,157,410,103)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	30,834	183,092.290	
		SEGRO PLC	55,182	416,844.820	
		BRITISH LAND CO PLC	38,375	128,441.120	
	イギリス・ポンド	小計		728,378.230 (129,447,379)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	45,529	358,313.230	
		LENLEASE GROUP	28,107	198,716.490	
		TRANSURBAN GROUP	134,358	1,917,288.660	
		APA GROUP	50,633	508,355.320	
		SCENTRE GROUP	218,948	567,075.320	
		GPT GROUP	81,080	325,941.600	
		MIRVAC GROUP	173,080	377,314.400	
		STOCKLAND	104,777	426,442.390	
		GOODMAN GROUP	73,798	1,453,082.620	
		VICINITY CENTRES	163,150	303,459.000	
	オーストラリア・ドル	小計		6,435,989.030 (613,800,274)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	3,400	169,796.000	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	5,800	115,362.000	
	カナダ・ドル	小計		285,158.000 (30,027,138)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	165,600	442,152.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	261,870	515,883.900	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	170,200	282,532.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	112,700	187,082.000	
	シンガポール・ドル	小計		1,427,649.900 (149,303,627)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	5,203	243,864.610		
		GECINA SA	1,995	195,510.000		
		KLEPIERRE	9,340	208,375.400		
		COVIVIO	2,000	92,480.000		
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,389	194,921.820		
	ユーロ 小計				935,151.830 (142,283,351)	
	香港・ドル	LINK REIT	124,500	5,820,375.000		
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	181,000	1,632,620.000		
	香港・ドル 小計				7,452,995.000 (133,632,201)	
	投資証券 合計				7,355,904,073 [7,355,904,073]	
合計				7,355,904,073 [7,355,904,073]		

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式	604 銘柄	97.6%	74.2%
	投資証券	35 銘柄		
イギリス・ポンド	株式	79 銘柄	99.1%	4.3%
	投資証券	3 銘柄		
イスラエル・シケル	株式	9 銘柄	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式	49 銘柄	91.3%	2.1%
	投資証券	10 銘柄		
カナダ・ドル	株式	85 銘柄	99.7%	3.3%
	投資証券	2 銘柄		
シンガポール・ドル	株式	16 銘柄	88.8%	0.4%
	投資証券	4 銘柄		
スイス・フラン	株式	44 銘柄	100%	2.9%
スウェーデン・クローナ	株式	46 銘柄	100%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	100%	0.9%
ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	100%	0.1%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	100%	0.2%
ユーロ	株式	221 銘柄	99.6%	9.7%
	投資証券	5 銘柄		
香港・ドル	株式	27 銘柄	94.9%	0.8%
	投資証券	2 銘柄		

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,920,770	47,382,942
親投資信託受益証券	2,584,206,878	3,926,223,778
未収入金	-	1,370,000
流動資産合計	2,612,127,648	3,974,976,720
資産合計	2,612,127,648	3,974,976,720
負債の部		
流動負債		
未払解約金	164,756	10,117,485
未払受託者報酬	289,801	339,448
未払委託者報酬	5,724,585	6,705,008
その他未払費用	72,368	84,782
流動負債合計	6,251,510	17,246,723
負債合計	6,251,510	17,246,723
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,270,536,081	1,603,693,505
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,335,340,057	2,354,036,492
(分配準備積立金)	687,265,661	1,152,173,257
元本等合計	2,605,876,138	3,957,729,997
純資産合計	2,605,876,138	3,957,729,997
負債純資産合計	2,612,127,648	3,974,976,720

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	3	11
有価証券売買等損益	101,006,226	606,733,900
営業収益合計	101,006,229	606,733,911
営業費用		
支払利息	5,812	10,862
受託者報酬	568,463	641,859
委託者報酬	11,228,943	12,678,630
その他費用	141,954	160,302
営業費用合計	11,945,172	13,491,653
営業利益	89,061,057	593,242,258
経常利益	89,061,057	593,242,258
当期純利益	89,061,057	593,242,258
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	25,645,091	26,920,024
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,190,486,008	1,335,340,057
剰余金増加額又は欠損金減少額	315,973,490	674,334,764
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	315,973,490	674,334,764
剰余金減少額又は欠損金増加額	234,535,407	221,960,563
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	234,535,407	221,960,563
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,335,340,057	2,354,036,492

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,212,032,415 円	1,270,536,081 円
期中追加設定元本額	295,982,191 円	541,659,096 円
期中一部解約元本額	237,478,525 円	208,501,672 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,270,536,081 口	1,603,693,505 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(63,417,139円)、投資信託約款に規定される収益調整金(648,079,610円)及び分配準備積立金(623,848,522円)より分配対象額は1,335,345,271円(1万口当たり10,510.09円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(566,328,000円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,201,873,445円)及び分配準備積立金(585,845,257円)より分配対象額は2,354,046,702円(1万口当たり14,678.91円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第 7 期 自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 7 期 2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 6 期 2022 年 6 月 15 日現在	第 7 期 2023 年 6 月 15 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	74,827,931	589,998,868
合計	74,827,931	589,998,868

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 6 期 2022 年 6 月 15 日現在	第 7 期 2023 年 6 月 15 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,0510円 (20,510円)	2,4679円 (24,679円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	365,321,398	800,638,375	
	外国株式インデックスマザーファンド	643,535,054	3,125,585,403	
親投資信託受益証券 合計			3,926,223,778	
合計			3,926,223,778	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	478,079,764	1,008,609,100
コール・ローン	305,393,118	377,422,129
株式	17,028,113,216	24,236,667,098
新株予約権証券	71,968	-
投資証券	1,951,173,701	2,634,119,995
派生商品評価勘定	15,659,858	15,997,440
未収入金	370,364	627,921
未収配当金	136,616,328	205,170,522
差入委託証拠金	385,117,969	431,954,643
流動資産合計	20,300,596,286	28,910,568,848
資産合計	20,300,596,286	28,910,568,848
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,476,653	30,021,600
流動負債合計	3,476,653	30,021,600
負債合計	3,476,653	30,021,600
純資産の部		
元本等		
元本	※1 10,444,109,018	13,177,740,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,853,010,615	15,702,806,739
元本等合計	20,297,119,633	28,880,547,248
純資産合計	20,297,119,633	28,880,547,248
負債純資産合計	20,300,596,286	28,910,568,848

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	8,358,825,192 円	10,444,109,018 円
期中追加設定元本額	3,258,238,518 円	3,233,436,869 円
期中一部解約元本額	1,172,954,692 円	499,805,378 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
新興国株式インデックスファン ド (FOFs 用) (適格機関投資家 専用)	52,406,713 円	83,378,541 円
ダイワファンドラップ 外国株式 インデックス エマージングプラ ス (為替ヘッジなし)	274,421,785 円	365,321,398 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国株式インデックス エマ ージングプラス (為替ヘッジな し)	339,301,678 円	338,256,197 円
D-I's 新興国株式インデッ クス	130,108,187 円	130,542,447 円
i F r e e 新興国株式インデッ クス	4,289,135,305 円	5,333,834,168 円
i F r e e 8 資産バランス	2,688,023,683 円	3,255,515,135 円
ダイワ新興国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	4,922,731 円	6,173,106 円
新興国株式ファンダメンタル・ インデックスファンド (為替ヘ ッジなし/適格機関投資家専 用)	936,576,597 円	1,730,598,349 円
DCダイワ新興国株式ファンダ メンタル・インデックスファン ド	1,280,905,400 円	1,466,253,967 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国株式	355,144,693 円	356,091,790 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワ・ノーロード 新興国株式 ファンド	93,162,246 円	111,775,411 円
計	10,444,109,018 円	13,177,740,509 円
2. 期末日における受益権の総数	10,444,109,018 口	13,177,740,509 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

区分	2023年6月15日現在
	(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△3,082,245,571	1,097,334,213
新株予約権証券	2,909	-
投資証券	△236,846,601	163,000,679
合計	△3,319,089,263	1,260,334,892

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	1,225,261,653	-	1,230,515,568	5,253,915	1,535,150,611	-	1,551,148,051	15,997,440
合計	1,225,261,653	-	1,230,515,568	5,253,915	1,535,150,611	-	1,551,148,051	15,997,440

- (注)
- 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は
期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引								
買建	272,371,780	-	282,777,723	10,405,943	-	-	-	-
アメリカ・ドル	272,371,780	-	282,777,723	10,405,943	-	-	-	-
合計	272,371,780	-	282,777,723	10,405,943	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲
値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.9434円	2.1916円
(1万口当たり純資産額)	(19,434円)	(21,916円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	29,000	0.000	0.000	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	25,900	18.070	468,013.000	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	17,200	6.310	108,532.000	
	CANADIAN SOLAR INC	4,300	37.370	160,691.000	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	15,600	8.350	130,260.000	
	NIO INC - ADR	15,300	9.050	138,465.000	
	PINDUODUO INC-ADR	1,500	78.670	118,005.000	
	KE HOLDINGS INC-ADR	11,800	16.760	197,768.000	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	121,500	1.660	201,690.000	
	SBERBANK ROSSII	698,708	0.000	0.000	
	JINKOSOLAR HOLDING ADR REP LTD	3,500	41.540	145,390.000	
	BANK VTB	382,434,000	0.000	0.000	
	NK LUKOIL	23,088	0.000	0.000	
	MOBILNYE TELESISTEMY	70,700	0.000	0.000	
	NK ROSNEFT	97,499	0.000	0.000	
	MAGNIT	4,678	0.000	0.000	
	SURGUTNEFTEGAZ	360,750	0.000	0.000	
	TATNEFT	57,648	0.000	0.000	
	GAZPROM	853,478	0.000	0.000	
	GMK NORILSKIY NIKEL	1,829	0.000	0.000	
	NOVATEK	26,980	0.000	0.000	
	360 DIGITECH ADR INC	7,900	16.390	129,481.000	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	7,290	0.000	0.000	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	3	0.000	0.000	
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	4	0.000	0.000	
	SEVERSTAL - GDR REG S	13,460	0.000	0.000	
TATNEFT PJSC - PREF	21,009	0.000	0.000		
SISTEMA PJSFC	319,200	0.000	0.000		
INTER RAO UES PJSC	2,726,100	0.000	0.000		
ALROSA PJSC	180,310	0.000	0.000		
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	56,619	0.000	0.000		
AEROFLOT PJSC	164,910	0.000	0.000		
アメリカ・ドル 小計				1,798,295.000 (252,462,635)	
インド・ルピー	BHARTI AIRTEL PARTLY PAID LTD	8,618	437.050	3,766,496.900	
	TATA STEEL LTD	664,891	113.800	75,664,595.800	
	AXIS BANK LTD	58,079	977.700	56,783,838.300	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	2,630	9,532.500	25,070,475.000	
	TATA POWER CO LTD	53,241	224.150	11,933,970.150	
	BANK OF BARODA	80,231	187.450	15,039,300.950	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	11,045	2,698.750	29,807,693.750	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	63,216	275.900	17,441,294.400	
	STATE BANK OF INDIA	87,110	576.550	50,223,270.500	
	NTPC LTD	179,161	187.200	33,538,939.200	
	POWER FINANCE CORPORATION	137,108	201.050	27,565,563.400	
	JSW STEEL LTD	37,761	772.850	29,183,588.850	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	158,991	246.500	39,191,281.500	
	INDIAN OIL CORP LTD	205,109	93.150	19,105,903.350	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	49,066	373.550	18,328,604.300	
	STEEL AUTHORITY OF INDIA	172,376	84.750	14,608,866.000	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	16,722	540.600	9,039,913.200	
	ULTRATECH CEMENT LTD	1,694	8,358.300	14,158,960.200	
	SHRIRAM FINANCE LTD	8,766	1,407.800	12,340,774.800	
	TECH MAHINDRA LTD	20,208	1,077.600	21,776,140.800	
	TATA MOTORS LTD-A-DVR	29,197	321.200	9,378,076.400	
	REC LTD	167,700	153.700	25,775,490.000	
	COAL INDIA LTD	124,408	228.950	28,483,211.600	
	BAJAJ FINANCE LTD	2,052	7,096.850	14,562,736.200	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE L	101,611	113.150	11,497,284.650	
	GAIL INDIA LTD	212,551	107.200	22,785,467.200	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	100,966	425.050	42,915,598.300	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	8,916	1,779.350	15,864,684.600	
	WIPRO LTD	31,577	396.450	12,518,701.650	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	16,975	3,251.050	55,186,573.750	
	INFOSYS LTD	67,287	1,300.400	87,500,014.800	
	LARSEN & TOUBRO LTD	19,069	2,355.050	44,908,448.450	
	TATA MOTORS LTD	150,626	570.300	85,902,007.800	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	39,674	2,645.850	104,971,452.900	
	ICICI BANK LTD	29,101	939.800	27,349,119.800	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	87,477	2,551.850	223,228,182.450	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	213,969	157.850	33,775,006.650	
	ITC LTD	65,064	444.500	28,920,948.000	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	27,810	1,378.650	38,340,256.500	
	HERO MOTOCORP LTD	6,397	2,931.600	18,753,445.200	
	BHARTI AIRTEL LTD	40,759	827.950	33,746,414.050	
	UPL LTD	19,876	682.750	13,570,339.000	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	16,362	986.700	16,144,385.400	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	16,258	1,135.850	18,466,649.300	
	VEDANTA LTD	121,575	281.000	34,162,575.000	
インド・ルピー	小計			1,573,276,541.000 (2,706,035,651)	
インドネシア・ルピア	GOTO GOJEK TOKOPEDIA	25,467,000	116.000	2,954,172,000.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	83,300	22,975.000	1,913,817,500.000	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	761,000	6,900.000	5,250,900,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,074,600	4,000.000	8,298,400,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	331,100	8,975.000	2,971,622,500.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	848,700	9,075.000	7,701,952,500.000	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,378,000	5,050.000	6,958,900,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,368,200	5,550.000	13,143,510,000.000	
	ADARO ENERGY TBK PT	949,800	2,250.000	2,137,050,000.000	
	インドネシア・ルピア 小計			51,330,324,500.000 (487,638,082)	
オフショア・人 民元	CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	228,100	2.360	538,316.000	
	INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	167,600	16.900	2,832,440.000	
	BANK OF BEIJING CO LTD -A	216,300	4.690	1,014,447.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	71,800	48.050	3,449,990.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-A	474,600	4.870	2,311,302.000	
	SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	16,000	22.270	356,320.000	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	800	1,726.880	1,381,504.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	31,800	25.770	819,486.000	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	68,100	13.410	913,221.000	
	SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	342,900	7.400	2,537,460.000	
	CITIC SECURITIES CO-A	29,600	20.000	592,000.000	
	CHINA MERCHANTS BANK-A	89,500	33.390	2,988,405.000	
	PING AN BANK CO LTD-A	114,600	11.470	1,314,462.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	583,200	5.950	3,470,040.000	
	HAIER SMART HOME CO LTD-A	22,200	23.330	517,926.000	
	SAIC MOTOR CORP LTD-A	108,200	14.040	1,519,128.000	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	43,900	3.890	170,771.000	
	CHINA COAL ENERGY CO-A	48,100	8.310	399,711.000	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	61,660	10.590	652,979.400	
	METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	155,700	3.950	615,015.000	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	62,200	5.650	351,430.000	
	JIANGXI COPPER CO LTD-A	17,800	19.060	339,268.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP LTD A	5,000	28.150	140,750.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-A	30,600	6.340	194,004.000	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	918,600	3.560	3,270,216.000	
	BANK OF CHINA LTD-A	283,200	4.000	1,132,800.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	349,300	6.580	2,298,394.000	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	58,100	22.250	1,292,725.000	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	378,600	5.810	2,199,666.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	42,100	30.030	1,264,263.000	
	CHINA VANKE CO LTD -A	98,900	14.400	1,424,160.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	43,400	29.620	1,285,508.000	
	CHINA CITIC BANK CORP LTD-A	93,200	6.140	572,248.000	
	CHINA MINSHENG BANKING-A	354,700	3.930	1,393,971.000	
	PICC HOLDING CO-A	67,700	6.100	412,970.000	
	CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	513,200	3.110	1,596,052.000	
	CRRC CORP LTD-A	154,100	6.410	987,781.000	
	CHINA UNITED NETWORK-A	230,300	5.100	1,174,530.000	
	CGN POWER CO LTD-A	18,900	3.040	57,456.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-A	30,500	13.790	420,595.000	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-A	46,300	9.380	434,294.000	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	291,300	7.520	2,190,576.000	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	188,000	5.730	1,077,240.000	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	14,200	38.540	547,268.000	
	HUAXIA BANK CO LTD-A	194,300	5.810	1,128,883.000	
	BYD CO LTD -A	2,000	263.000	526,000.000	
	WEICHAI POWER CO LTD-A	33,500	12.060	404,010.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	47,500	11.880	564,300.000	
	HUANENG POWER INTL INC-A	62,500	8.720	545,000.000	
	POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	180,200	5.250	946,050.000	
オフショア・人民元 小計				58,567,331.400 (1,145,167,031)	
サウジアラビア・リアル	SAUDI ARABIAN MINING	18,418	42.550	783,685.900	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS	4,565	129.600	591,624.000	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	30,537	88.600	2,705,578.200	
	SAUDI TELECOM CO	50,096	43.050	2,156,632.800	
	AL RAJHI BANK	37,678	74.000	2,788,172.000	
	RIYAD BANK	21,155	33.800	715,039.000	
	ALINMA BANK	26,079	34.000	886,686.000	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	79,803	37.300	2,976,651.900	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	81,299	32.650	2,654,412.350	
サウジアラビア・リアル 小計				16,258,482.150 (610,018,250)	
タイ・パーツ	SCB X PUBLIC COMPANY LIMITED NON-V	156,900	108.000	16,945,200.000	
	TRUE CORPORATION NON-VOTING DR PCL	684,900	6.850	4,691,565.000	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	27,100	163.000	4,417,300.000	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	60,500	335.000	20,267,500.000	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	38,500	132.500	5,101,250.000	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	97,900	132.500	12,971,750.000	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	3,155,100	1.630	5,142,813.000	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	132,700	35.000	4,644,500.000	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	46,500	218.000	10,137,000.000	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	581,700	19.500	11,343,150.000	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	577,300	8.900	5,137,970.000	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	158,700	28.500	4,522,950.000	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	71,100	152.000	10,807,200.000	
	IRPC PCL - NVDR	1,474,100	2.380	3,508,358.000	
	BANGCHAK CORP PCL-NVDR	120,000	35.250	4,230,000.000	
	PTT PCL-NVDR	1,511,500	31.500	47,612,250.000	
	THAI OIL PCL-NVDR	112,700	46.250	5,212,375.000	
	CP ALL PCL-NVDR	220,600	64.250	14,173,550.000	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	71,100	163.000	11,589,300.000	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	444,700	8.550	3,802,185.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	459,900	21.300	9,795,870.000	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	241,800	39.250	9,490,650.000	
	タイ・パーツ 小計			225,544,686.000 (908,945,085)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	4,301,481	37.990	163,413,263.190	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	2,472	56,940.000	140,755,680.000	
	FALABELLA SA	65,241	1,888.500	123,207,628.500	
	BANCO DE CHILE	2,345,213	84.010	197,021,344.130	
	チリ・ペソ 小計			624,397,915.820 (109,309,596)	
トルコ・リラ	AKBANK T. A. S.	385,743	18.370	7,086,098.910	
	TURKIYE IS BANKASI-C	367,978	13.240	4,872,028.720	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	126,032	35.020	4,413,640.640	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	57,946	72.000	4,172,112.000	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	112,180	36.300	4,072,134.000	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	100,694	41.300	4,158,662.200	
	YAPI VE KREDI BANKASI	452,961	12.090	5,476,298.490	
	KOC HOLDING AS	82,710	99.300	8,213,103.000	
	TURK HAVA YOLLARI AO	41,697	182.900	7,626,381.300	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	31,799	161.200	5,125,998.800	
	トルコ・リラ 小計			55,216,458.060 (328,753,269)	
ブラジル・リアル	CIA PARANAENSE DE ENERGIA	31,000	7.650	237,150.000	
	ENERGISA SA-UNITS	19,000	46.050	874,950.000	
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	35,300	38.230	1,349,519.000	
	VIBRA ENERGIA SA	172,400	17.820	3,072,168.000	
	VIA SA	404,000	2.660	1,074,640.000	
	NATURA &CO HOLDING SA	71,000	16.450	1,167,950.000	
	TIM SA	56,726	15.190	861,667.940	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	35,800	13.700	490,460.000	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	665,400	30.100	20,028,540.000	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	78,700	7.400	582,380.000	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	569,959	16.850	9,603,809.150	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	368,336	28.190	10,383,391.840	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	65,800	13.070	860,006.000	
	VALE SA	248,290	69.020	17,136,975.800	
	GERDAU SA-PREF	87,360	26.040	2,274,854.400	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	472,500	33.690	15,918,525.000	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,473	12.750	1,166,280.750	
	ITAUSA SA	152,342	9.460	1,441,155.320	
	BRASKEM SA-PREF A	48,400	27.700	1,340,680.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	13,400	44.440	595,496.000	
BANCO DO BRASIL S. A.	101,400	48.860	4,954,404.000		
COSAN SA	66,000	17.860	1,178,760.000		
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	71,000	39.470	2,802,370.000		
CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	146,000	7.900	1,153,400.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EMBRAER SA	46,200	20.400	942,480.000	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	139,000	12.120	1,684,680.000	
	CCR SA	77,900	14.090	1,097,611.000	
	BRF SA	206,900	9.140	1,891,066.000	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	20,500	53.780	1,102,490.000	
	LOJAS RENNER S. A.	43,575	21.490	936,426.750	
	JBS SA	146,600	18.080	2,650,528.000	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	28,200	7.410	208,962.000	
	SUZANO SA	24,945	46.650	1,163,684.250	
	MARFRIG GLOBAL FOODS SA	143,400	7.390	1,059,726.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	197,200	15.220	3,001,384.000	
	CIELO SA	176,928	4.580	810,330.240	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	37,500	31.150	1,168,125.000	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER	31,830	18.850	599,995.500	
	BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	45,000	30.230	1,360,350.000	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	40,600	44.410	1,803,046.000	
	KLABIN SA - UNIT	39,600	22.540	892,584.000	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	130,400	18.000	2,347,200.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	59,700	24.070	1,436,979.000	
	COGNA EDUCACAO	309,100	3.210	992,211.000	
BANCO BRADESCO S. A.	154,021	14.470	2,228,683.870		
AMBEV SA	206,300	15.330	3,162,579.000		
ブラジル・リアル 小計				133,090,654.810 (3,879,725,679)	
マレーシア・リングgit	MALAYAN BANKING BHD	133,800	8.600	1,150,680.000	
	PUBLIC BANK BERHAD	309,600	3.820	1,182,672.000	
	TOP GLOVE CORP BHD	824,400	1.110	915,084.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	110,400	6.400	706,560.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	299,700	4.990	1,495,503.000	
マレーシア・リングgit 小計				5,450,499.000 (165,472,789)	
メキシコ・ペソ	AMERICA MOVIL L	1,382,100	19.240	26,591,604.000	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	21,615	151.580	3,276,401.700	
	GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	281,600	18.230	5,133,568.000	
	CEMEX SAB-CPO	1,206,119	12.500	15,076,487.500	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	80,800	189.080	15,277,664.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	15,700	178.930	2,809,201.000	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	37,400	93.510	3,497,274.000	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	127,400	86.700	11,045,580.000	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	153,600	68.470	10,516,992.000	
GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	109,300	143.320	15,664,876.000		
メキシコ・ペソ 小計				108,889,648.200 (891,294,437)	
香港・ドル	TRIP.COM GROUP LTD	13,750	281.600	3,872,000.000	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	7,950	460.600	3,661,770.000	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	765,000	5.060	3,870,900.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	298,000	9.730	2,899,540.000	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	18,000	52.600	946,800.000	
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	116,000	12.000	1,392,000.000	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	147,000	12.680	1,863,960.000	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	150,000	9.150	1,372,500.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,521,800	4.730	16,658,114.000	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	65,500	10.700	700,850.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	87,700	345.600	30,309,120.000	
	SHIMAO GROUP HOLDINGS LTD	544,000	3.315	1,803,360.000	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	158,000	17.200	2,717,600.000	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,874,000	5.620	16,151,880.000	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	37,500	30.100	1,128,750.000	
	CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	1,593,120	0.760	1,210,771.200	
	HUANENG POWER INTL INC-H	356,000	4.770	1,698,120.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	120,000	21.300	2,556,000.000	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	90,000	8.150	733,500.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	5,500,000	5.010	27,555,000.000	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	114,000	8.300	946,200.000	
	CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	816,000	4.080	3,329,280.000	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	107,500	8.240	885,800.000	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-H	99,600	9.670	963,132.000	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	37,500	34.400	1,290,000.000	
	POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	922,000	5.070	4,674,540.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	240,000	26.000	6,240,000.000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	211,120	6.600	1,393,392.000	
	SINOPHARM GROUP CO-H	69,600	26.700	1,858,320.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	190,000	33.200	6,308,000.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP COMPANY LTD	118,000	20.350	2,401,300.000	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	295,500	3.750	1,108,125.000	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	40,300	27.100	1,092,130.000	
	BYD CO LTD-H	7,000	258.800	1,811,600.000	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	4,224,000	3.030	12,798,720.000	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	93,600	21.500	2,012,400.000	
	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	733,000	3.080	2,257,640.000	
	CITIC LTD	184,000	9.640	1,773,760.000	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	241,500	6.220	1,502,130.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	6,956,000	4.150	28,867,400.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	24,000	44.150	1,059,600.000	
	CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	170,500	7.300	1,244,650.000	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	62,000	10.020	621,240.000	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	2,048,000	0.900	1,843,200.000	
	XIAOMI CORP-CLASS B	590,400	10.860	6,411,744.000	
	MEITUAN-CLASS B	31,190	127.300	3,970,487.000	
	SEAZEN GROUP LTD	546,000	1.640	895,440.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	456,200	85.150	38,845,430.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHINA FEIHE LTD	187,000	4.460	834,020.000	
	CHINA ENERGY ENGINEERING C-H	518,000	0.980	507,640.000	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	134,000	6.960	932,640.000	
	JD.COM INC - CL A	91,245	147.500	13,458,637.500	
	NETEASE INC	38,400	152.400	5,852,160.000	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	6,950	212.200	1,474,790.000	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	35,100	31.350	1,100,385.000	
	METALLURGICAL CORP OF CHIN-H	420,000	1.980	831,600.000	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	73,200	23.650	1,731,180.000	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	18,800	59.100	1,111,080.000	
	BAIDU INC-CLASS A	76,150	140.000	10,661,000.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	337,000	17.660	5,951,420.000	
	CRRC CORP LTD - H	299,000	4.770	1,426,230.000	
	CGN POWER CO LTD-H	710,000	1.850	1,313,500.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	541,500	51.300	27,778,950.000	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	163,000	6.240	1,017,120.000	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	240,050	7.070	1,697,153.500	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	95,000	9.340	887,300.000	
	CHINA MINSHENG BANKING COR-H	913,080	2.880	2,629,670.400	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	3,584,000	1.760	6,307,840.000	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	15,600	83.900	1,308,840.000	
	CHINA VANKE CO LTD-H	248,000	10.860	2,693,280.000	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	18,500	71.500	1,322,750.000	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	79,000	30.550	2,413,450.000	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	500,000	9.500	4,750,000.000	
	LI NING CO LTD	16,500	45.750	754,875.000	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	159,000	11.400	1,812,600.000	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	418,000	2.780	1,162,040.000	
	SUNNY OPTICAL TECH	13,400	82.800	1,109,520.000	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	270,000	3.600	972,000.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	211,600	21.050	4,454,180.000	
	SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	69,600	15.240	1,060,704.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	327,000	13.500	4,414,500.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	25,200	100.000	2,520,000.000	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	205,000	4.740	971,700.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	136,000	11.820	1,607,520.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	110,000	9.040	994,400.000	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	318,000	4.860	1,545,480.000	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,109,100	5.120	5,678,592.000	
	CHINA EVERGRANDE GROUP	142,000	1.237	175,725.000	
	AGILE GROUP HOLDINGS LTD	518,000	1.380	714,840.000	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	357,000	2.740	978,180.000	
	GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	917,000	1.580	1,448,860.000	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	70,000	13.580	950,600.000	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	221,000	36.750	8,121,750.000	
	BANK OF CHINA LTD-H	5,310,000	3.110	16,514,100.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	76,500	14.980	1,145,970.000	
	CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	499,000	2.430	1,212,570.000	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	231,200	5.160	1,192,992.000	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	181,000	19.260	3,486,060.000	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	124,000	8.760	1,086,240.000	
香港・ドル 小計				427,586,829.600 (7,666,631,854)	
台湾・ドル	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	47,000	179.000	8,413,000.000	
	GLOBALWAFERS CO LTD	9,000	512.000	4,608,000.000	
	SINO-AMERICAN SILICON PRODUC	27,000	160.000	4,320,000.000	
	TAIWAN CEMENT	381,247	38.350	14,620,822.450	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	239,000	124.500	29,755,500.000	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	74,000	46.400	3,433,600.000	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	117,112	76.400	8,947,356.800	
	FORMOSA PLASTICS CORP	117,600	93.800	11,030,880.000	
	NAN YA PLASTICS CORP	131,140	79.200	10,386,288.000	
	WALSIN LIHWA CORP	133,000	45.150	6,004,950.000	
	CHINA STEEL CORP	452,686	29.650	13,422,139.900	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	117,616	101.000	11,879,216.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	55,000	353.000	19,415,000.000	
	YAGEO CORPORATION	16,734	499.500	8,358,633.000	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	173,000	29.250	5,060,250.000	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	74,000	59.900	4,432,600.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	17,000	407.000	6,919,000.000	
	QUANTA COMPUTER INC	110,000	140.000	15,400,000.000	
	AUO CORP	651,600	18.350	11,956,860.000	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	162,400	125.500	20,381,200.000	
	MEDIATEK INC	41,003	780.000	31,982,340.000	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	40,000	190.000	7,600,000.000	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	107,800	161.500	17,409,700.000	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	188,000	64.300	12,088,400.000	
	CHINA AIRLINES LTD	171,000	24.800	4,240,800.000	
	WAN HAI LINES LTD	58,000	62.200	3,607,600.000	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	39.650	4,758,000.000	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	226,155	61.800	13,976,379.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	419,838	44.600	18,724,774.800	
	CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	519,000	12.900	6,695,100.000	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	383,610	26.250	10,069,762.500	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	261,682	24.400	6,385,040.800	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	286,517	37.500	10,744,387.500	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	241,583	19.100	4,614,235.300	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	433,231	9.040	3,916,408.240		
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	384,180	17.450	6,703,941.000		
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	579,028	24.750	14,330,943.000		
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	216,658	27.850	6,033,925.300		
LARGAN PRECISION CO LTD	4,000	2,255.000	9,020,000.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	460.500	11,973,000.000	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	37,000	180.500	6,678,500.000	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	49,000	102.500	5,022,500.000	
	WISTRON CORP	202,110	76.700	15,501,837.000	
	INNOLUX CORP	671,375	14.500	9,734,937.500	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	77,000	79.600	6,129,200.000	
	PEGATRON CORP	65,000	78.000	5,070,000.000	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	43,000	108.000	4,644,000.000	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	34,033	208.500	7,095,880.500	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	168,560	28.100	4,736,536.000	
	POU CHEN	130,000	32.100	4,173,000.000	
	COMPAL ELECTRONICS	172,000	28.550	4,910,600.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	464,000	590.000	273,760,000.000	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	541,902	112.500	60,963,975.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	20,000	283.500	5,670,000.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	39,760	317.500	12,623,800.000	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	152,000	32.750	4,978,000.000	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	474,000	53.500	25,359,000.000	
台湾・ドル 小計				880,671,799.590 (4,019,121,892)	
南アフリカ・ランド	GOLD FIELDS LTD	32,182	280.340	9,021,901.880	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,041	1,504.710	3,071,113.110	
	OLD MUTUAL LTD	181,777	12.080	2,195,866.160	
	VODACOM GROUP LTD	26,291	119.620	3,144,929.420	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	23,499	228.840	5,377,511.160	
	NEDBANK GROUP LTD	19,667	228.350	4,490,959.450	
	BIDVEST GROUP LTD	11,604	264.750	3,072,159.000	
	BID CORP LTD	14,123	424.630	5,997,049.490	
	STANDARD BANK GROUP LTD	52,879	173.330	9,165,517.070	
	SASOL LTD	37,533	258.060	9,685,765.980	
	DISCOVERY LTD	20,781	148.660	3,089,303.460	
	EXXARO RESOURCES LTD	13,792	178.500	2,461,872.000	
	KUMBA IRON ORE LTD	6,200	514.680	3,191,016.000	
	SANLAM LTD	76,490	59.490	4,550,390.100	
	FIRSTRAND LTD	183,484	68.540	12,575,993.360	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	43,925	70.590	3,100,665.750	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	22,627	95.130	2,152,506.510	
	ABSA GROUP LTD	42,012	165.970	6,972,731.640	
	NASPERS LTD-N SHS	2,151	3,115.000	6,700,365.000	
	MTN GROUP LTD	78,402	143.400	11,242,846.800	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	33,374	157.890	5,269,420.860	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	17,138	451.800	7,742,948.400	
	SPAR GROUP LIMITED/THE	23,478	102.290	2,401,564.620	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,572	1,087.370	3,884,085.640	
	SIBANYE STILLWATER LTD	253,840	33.950	8,617,868.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
南アフリカ・ランド 小計				139,176,350.860 (1,066,090,848)	
合計				24,236,667,098 [24,236,667,098]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	INVESCO FTSE RAFI EMERGING M	971,600	18,761,596.000	
	アメリカ・ドル 小計			18,761,596.000 (2,633,940,462)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	5,890	10,013.000	
	香港・ドル 小計			10,013.000 (179,533)	
投資証券 合計				2,634,119,995 [2,634,119,995]	
合計				2,634,119,995 [2,634,119,995]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 32 銘柄 投資証券 1 銘柄	8.7%	91.3%	10.7%
インド・ルピー	株式 45 銘柄	100%	-%	10.1%
インドネシア・ルピア	株式 9 銘柄	100%	-%	1.8%
オフショア・人民元	株式 50 銘柄	100%	-%	4.3%
サウジアラビア・リアル	株式 9 銘柄	100%	-%	2.3%
タイ・バーツ	株式 22 銘柄	100%	-%	3.4%
チリ・ペソ	株式 4 銘柄	100%	-%	0.4%
トルコ・リラ	株式 10 銘柄	100%	-%	1.2%
ブラジル・レアル	株式 46 銘柄	100%	-%	14.4%
マレーシア・リンギット	株式 5 銘柄	100%	-%	0.6%
メキシコ・ペソ	株式 10 銘柄	100%	-%	3.3%
香港・ドル	株式 99 銘柄 投資証券 1 銘柄	100%	-%	28.5%
台湾・ドル	株式 57 銘柄	100%	-%	15.0%
南アフリカ・ランド	株式 25 銘柄	100%	-%	4.0%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況
前記「ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)」に記載のとおりであります。

【ダイワファンドラップ 日本債券インデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券インデックスの2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券インデックスの2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 日本債券インデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,374,797	95,598,155
親投資信託受益証券	36,804,825,787	36,656,503,295
未収入金	3,379,614	-
流動資産合計	36,906,580,198	36,752,101,450
資産合計	36,906,580,198	36,752,101,450
負債の部		
流動負債		
未払解約金	36,381,084	31,765,890
未払受託者報酬	2,041,413	1,950,282
未払委託者報酬	25,518,115	24,379,145
その他未払費用	1,020,637	975,081
流動負債合計	64,961,249	59,070,398
負債合計	64,961,249	59,070,398
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	38,196,306,569	37,987,526,906
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△1,354,687,620	△1,294,495,854
(分配準備積立金)	314,955,207	260,229,141
元本等合計	36,841,618,949	36,693,031,052
純資産合計	36,841,618,949	36,693,031,052
負債純資産合計	36,906,580,198	36,752,101,450

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	12	36
有価証券売買等損益	△1,234,719,668	107,832,528
営業収益合計	△1,234,719,656	107,832,564
営業費用		
支払利息	18,182	28,013
受託者報酬	4,088,095	3,964,295
委託者報酬	51,102,181	49,554,857
その他費用	2,043,911	1,982,023
営業費用合計	57,252,369	55,529,188
営業利益又は営業損失(△)	△1,291,972,025	52,303,376
経常利益又は経常損失(△)	△1,291,972,025	52,303,376
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,291,972,025	52,303,376
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△55,506,276	△29,115,437
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△46,860,920	△1,354,687,620
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,624,450	255,410,022
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	13,624,450	255,410,022
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,985,401	276,637,069
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	84,985,401	276,637,069
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,354,687,620	△1,294,495,854

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	36,644,197,981円	38,196,306,569円
期中追加設定元本額	10,246,997,124円	6,956,197,111円
期中一部解約元本額	8,694,888,536円	7,164,976,774円
2. 計算期間末日における受益権の総数	38,196,306,569口	37,987,526,906口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,354,687,620円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,294,495,854円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(706,038,113円)及び分配準備積立金(314,955,207円)より分配対象額は1,020,993,320円(1万口当たり267.30円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(755,179,928円)及び分配準備積立金(260,229,141円)より分配対象額は1,015,409,069円(1万口当たり267.30円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,203,382,293	124,545,092
合計	△1,203,382,293	124,545,092

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9645円 (9,645円)	0.9659円 (9,659円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	26,632,158,744	36,656,503,295	
親投資信託受益証券 合計			36,656,503,295	
合計			36,656,503,295	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	302,073,691	518,536,777
国債証券	92,613,356,150	98,258,745,880
地方債証券	3,235,573,500	5,181,131,600
特殊債券	2,139,540,000	2,638,329,900
社債券	3,011,147,700	5,469,294,700
未収利息	224,306,352	234,276,260
前払費用	7,247,473	11,768,485
流動資産合計	101,533,244,866	112,312,083,602
資産合計	101,533,244,866	112,312,083,602
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,930,233	161,642,018
流動負債合計	38,930,233	161,642,018
負債合計	38,930,233	161,642,018
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	73,960,042,577	81,482,693,217
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,534,272,056	30,667,748,367
元本等合計	101,494,314,633	112,150,441,584
純資産合計	101,494,314,633	112,150,441,584
負債純資産合計	101,533,244,866	112,312,083,602

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	64,064,308,423 円	73,960,042,577 円
期中追加設定元本額	17,973,852,132 円	24,175,910,309 円
期中一部解約元本額	8,078,117,978 円	16,653,259,669 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ国内重視バランスファン ド 30VA (一般投資家私募)	54,565,427 円	45,707,970 円
ダイワ国内重視バランスファン ド 50VA (一般投資家私募)	315,564,639 円	257,319,978 円
ダイワ国際分散バランスファン ド 30VA (一般投資家私募)	48,652,428 円	38,998,448 円
ダイワ国際分散バランスファン ド 50VA (一般投資家私募)	613,503,159 円	508,218,693 円
DCダイワ日本債券インデック ス	10,111,102,726 円	10,677,575,748 円
ダイワ国内債券インデックス (ラップ専用)	174,707,253 円	4,443,088,033 円
ダイワ・バランスファンド 35 VA	9,361,547,593 円	8,403,957,372 円
ダイワ・バランスファンド 25 VA (適格機関投資家専用)	1,608,085,232 円	1,491,821,438 円
ダイワ国内バランスファンド 2 5VA (適格機関投資家専用)	206,246,835 円	189,175,173 円
ダイワ国内バランスファンド 3 0VA (適格機関投資家専用)	265,114,893 円	230,352,173 円
ダイワ・ノーロード 日本債券フ ァンド	64,583,321 円	64,009,901 円
ダイワファンドラップ 日本債券 インデックス	26,819,810,382 円	26,632,158,744 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワ日本債券インデックス (ダイワSMA専用)	13,587,022,794円	18,044,202,761円
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス	2,204,813,322円	2,103,335,471円
ダイワ・インデックスセレクト 日本債券	914,338,515円	836,254,996円
ダイワ投信倶楽部日本債券イン デックス	6,497,025,332円	6,361,008,900円
ダイワライフスタイル25	437,731,133円	436,278,657円
ダイワライフスタイル50	536,978,217円	565,099,699円
ダイワライフスタイル75	138,649,376円	154,129,062円
計	73,960,042,577円	81,482,693,217円
2. 期末日における受益権の総数	73,960,042,577口	81,482,693,217口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	△3,528,371,060	908,525,830
地方債証券	△77,752,400	7,139,300
特殊債券	△58,493,700	4,607,500
社債券	△64,962,000	△8,003,500
合計	△3,729,579,160	912,269,130

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.3723円	1.3764円
(1万口当たり純資産額)	(13,723円)	(13,764円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	4 3 9 2年国債	650,000,000	651,020,500	
	4 4 0 2年国債	180,000,000	180,293,400	
	4 4 1 2年国債	80,000,000	80,128,800	
	4 4 2 2年国債	500,000,000	500,790,000	
	4 4 3 2年国債	220,000,000	220,352,000	
	4 4 5 2年国債	100,000,000	100,163,000	
	4 4 8 2年国債	240,000,000	240,381,600	
	1 4 1 5年国債	1,240,000,000	1,243,447,200	
	1 4 2 5年国債	1,040,000,000	1,043,140,800	
	1 4 3 5年国債	2,500,000,000	2,508,125,000	
	1 4 4 5年国債	1,180,000,000	1,184,153,600	
	1 4 5 5年国債	1,650,000,000	1,656,352,500	
	1 4 6 5年国債	1,080,000,000	1,084,482,000	
	1 4 7 5年国債	1,630,000,000	1,632,917,700	
	1 4 8 5年国債	1,380,000,000	1,382,277,000	
	1 4 9 5年国債	680,000,000	680,999,600	
	1 5 0 5年国債	1,250,000,000	1,251,537,500	
	1 5 1 5年国債	1,240,000,000	1,240,930,000	
	1 5 3 5年国債	750,000,000	750,000,000	
	1 5 4 5年国債	690,000,000	692,201,100	
	1 5 5 5年国債	730,000,000	738,380,400	
	1 40年国債	70,000,000	88,831,400	
	2 40年国債	110,000,000	134,285,800	
	3 40年国債	150,000,000	183,163,500	
	4 40年国債	180,000,000	219,999,600	
	5 40年国債	185,000,000	218,275,950	
	6 40年国債	285,000,000	330,557,250	
	7 40年国債	121,000,000	134,289,430	
	8 40年国債	230,000,000	237,571,600	
	9 40年国債	220,000,000	168,509,000	
	1 0 40年国債	230,000,000	206,236,400	
	1 1 40年国債	320,000,000	276,723,200	
	1 2 40年国債	380,000,000	294,294,800	
	1 3 40年国債	360,000,000	276,336,000	
	1 4 40年国債	430,000,000	351,735,700	
	1 5 40年国債	630,000,000	565,973,100	
	1 6 40年国債	340,000,000	332,588,000	
	3 3 5 10年国債	690,000,000	695,409,600	
	3 3 6 10年国債	275,000,000	277,497,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	3 3 7 1 0年国債	400,000,000	402,420,000	
	3 3 8 1 0年国債	580,000,000	584,953,200	
	3 3 9 1 0年国債	590,000,000	595,640,400	
	3 4 0 1 0年国債	760,000,000	768,094,000	
	3 4 1 1 0年国債	500,000,000	504,590,000	
	3 4 2 1 0年国債	710,000,000	713,138,200	
	3 4 3 1 0年国債	780,000,000	783,525,600	
	3 4 4 1 0年国債	780,000,000	783,564,600	
	3 4 5 1 0年国債	950,000,000	954,341,500	
	3 4 6 1 0年国債	780,000,000	783,369,600	
	3 4 7 1 0年国債	1,100,000,000	1,104,180,000	
	3 4 8 1 0年国債	1,050,000,000	1,053,349,500	
	3 4 9 1 0年国債	1,250,000,000	1,253,087,500	
	3 5 0 1 0年国債	900,000,000	900,846,000	
	3 5 2 1 0年国債	700,000,000	699,811,000	
	3 5 3 1 0年国債	930,000,000	928,977,000	
	3 5 4 1 0年国債	680,000,000	678,633,200	
	3 5 5 1 0年国債	1,380,000,000	1,376,287,800	
	3 5 6 1 0年国債	500,000,000	498,135,000	
	3 5 7 1 0年国債	750,000,000	746,137,500	
	3 5 8 1 0年国債	980,000,000	973,786,800	
	3 5 9 1 0年国債	800,000,000	793,640,000	
	3 6 0 1 0年国債	940,000,000	930,271,000	
	3 6 1 1 0年国債	970,000,000	957,855,600	
	3 6 2 1 0年国債	790,000,000	778,608,200	
	3 6 3 1 0年国債	1,200,000,000	1,180,296,000	
	3 6 4 1 0年国債	1,000,000,000	981,890,000	
	3 6 5 1 0年国債	700,000,000	686,098,000	
	3 6 6 1 0年国債	950,000,000	937,488,500	
	3 6 7 1 0年国債	900,000,000	886,653,000	
	3 6 8 1 0年国債	420,000,000	413,049,000	
	3 6 9 1 0年国債	1,450,000,000	1,463,949,000	
	3 7 0 1 0年国債	130,000,000	130,912,600	
	1 3 0年国債	16,000,000	18,630,720	
	2 3 0年国債	24,000,000	27,527,040	
	3 3 0年国債	30,000,000	34,315,500	
	4 3 0年国債	36,000,000	43,005,960	
	5 3 0年国債	28,000,000	32,168,360	
	6 3 0年国債	24,000,000	28,120,800	
	7 3 0年国債	55,000,000	64,366,500	
	8 3 0年国債	27,000,000	30,506,220	
	9 3 0年国債	43,000,000	47,004,590	
	1 0 3 0年国債	45,000,000	47,890,800	
	1 1 3 0年国債	40,000,000	44,897,200	
	1 2 3 0年国債	60,000,000	69,780,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	1 3 3 0年国債	75,000,000	86,581,500	
	1 4 3 0年国債	82,000,000	98,207,300	
	1 5 3 0年国債	50,000,000	60,562,500	
	1 6 3 0年国債	250,000,000	303,635,000	
	1 7 3 0年国債	130,000,000	156,716,300	
	1 8 3 0年国債	80,000,000	95,726,400	
	1 9 3 0年国債	57,000,000	68,353,830	
	2 1 3 0年国債	60,000,000	72,165,000	
	2 2 3 0年国債	170,000,000	209,023,500	
	2 4 3 0年国債	92,000,000	113,474,640	
	2 5 3 0年国債	150,000,000	181,531,500	
	2 6 3 0年国債	180,000,000	220,478,400	
	2 7 3 0年国債	150,000,000	186,220,500	
	2 8 3 0年国債	170,000,000	211,498,700	
	2 9 3 0年国債	200,000,000	246,544,000	
	3 0 3 0年国債	220,000,000	268,246,000	
	3 1 3 0年国債	300,000,000	361,479,000	
	3 2 3 0年国債	285,000,000	347,916,600	
	3 3 3 0年国債	280,000,000	328,720,000	
	3 4 3 0年国債	270,000,000	325,989,900	
	3 5 3 0年国債	250,000,000	294,055,000	
	3 6 3 0年国債	350,000,000	412,118,000	
	3 7 3 0年国債	450,000,000	522,157,500	
	3 8 3 0年国債	600,000,000	684,270,000	
	3 9 3 0年国債	270,000,000	312,865,200	
	4 0 3 0年国債	180,000,000	205,299,000	
	4 1 3 0年国債	210,000,000	235,622,100	
	4 2 3 0年国債	205,000,000	230,063,300	
	4 3 3 0年国債	260,000,000	291,852,600	
	4 4 3 0年国債	300,000,000	336,822,000	
	4 5 3 0年国債	250,000,000	271,167,500	
	4 6 3 0年国債	210,000,000	227,745,000	
	4 7 3 0年国債	370,000,000	408,206,200	
	4 8 3 0年国債	280,000,000	297,682,000	
	4 9 3 0年国債	220,000,000	233,807,200	
	5 0 3 0年国債	310,000,000	291,744,100	
	5 1 3 0年国債	340,000,000	284,821,400	
	5 2 3 0年国債	385,000,000	337,213,800	
	5 3 3 0年国債	250,000,000	223,515,000	
	5 4 3 0年国債	310,000,000	289,481,100	
	5 5 3 0年国債	260,000,000	242,192,600	
	5 6 3 0年国債	340,000,000	315,924,600	
	5 7 3 0年国債	330,000,000	305,863,800	
	5 8 3 0年国債	430,000,000	397,547,900	
	5 9 3 0年国債	300,000,000	269,844,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	6 0 3 0年国債	220,000,000	206,802,200	
	6 1 3 0年国債	200,000,000	178,376,000	
	6 2 3 0年国債	430,000,000	363,264,000	
	6 3 3 0年国債	300,000,000	245,844,000	
	6 4 3 0年国債	220,000,000	179,649,800	
	6 5 3 0年国債	270,000,000	220,349,700	
	6 6 3 0年国債	220,000,000	178,389,200	
	6 7 3 0年国債	300,000,000	256,224,000	
	6 8 3 0年国債	340,000,000	289,469,200	
	6 9 3 0年国債	350,000,000	305,585,000	
	7 0 3 0年国債	300,000,000	261,417,000	
	7 1 3 0年国債	310,000,000	269,867,400	
	7 2 3 0年国債	320,000,000	278,016,000	
	7 3 3 0年国債	240,000,000	208,310,400	
	7 4 3 0年国債	320,000,000	300,531,200	
	7 5 3 0年国債	330,000,000	333,511,200	
	7 6 3 0年国債	480,000,000	497,020,800	
	7 7 3 0年国債	20,000,000	21,696,200	
	7 2 2 0年国債	105,000,000	107,948,400	
	7 3 2 0年国債	120,000,000	123,816,000	
	7 4 2 0年国債	73,000,000	75,432,360	
	7 5 2 0年国債	80,000,000	83,078,400	
	7 6 2 0年国債	51,000,000	52,782,960	
	7 7 2 0年国債	130,000,000	134,773,600	
	7 8 2 0年国債	61,000,000	63,425,970	
	7 9 2 0年国債	50,000,000	52,089,500	
	8 0 2 0年国債	53,000,000	55,321,400	
	8 2 2 0年国債	87,000,000	91,278,660	
	8 3 2 0年国債	93,000,000	98,066,640	
	8 5 2 0年国債	58,000,000	61,462,020	
	8 6 2 0年国債	80,000,000	85,216,800	
	8 7 2 0年国債	55,000,000	58,434,750	
	8 8 2 0年国債	100,000,000	107,086,000	
	8 9 2 0年国債	78,000,000	83,291,520	
	9 0 2 0年国債	20,000,000	21,463,600	
	9 2 2 0年国債	310,000,000	333,215,900	
	9 3 2 0年国債	100,000,000	107,578,000	
	9 4 2 0年国債	130,000,000	140,340,200	
	9 5 2 0年国債	50,000,000	54,601,500	
	9 6 2 0年国債	55,000,000	59,620,550	
	9 7 2 0年国債	40,000,000	43,704,800	
	9 8 2 0年国債	320,000,000	348,275,200	
	9 9 2 0年国債	100,000,000	109,254,000	
	1 0 0 2 0年国債	155,000,000	170,617,800	
	1 0 1 2 0年国債	350,000,000	388,587,500	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	1 0 5 2 0年国債	126,000,000	139,192,200	
	1 0 6 2 0年国債	150,000,000	166,491,000	
	1 0 7 2 0年国債	90,000,000	99,785,700	
	1 0 8 2 0年国債	300,000,000	329,331,000	
	1 0 9 2 0年国債	55,000,000	60,564,350	
	1 1 0 2 0年国債	260,000,000	289,276,000	
	1 1 1 2 0年国債	200,000,000	224,624,000	
	1 1 2 2 0年国債	150,000,000	167,574,000	
	1 1 3 2 0年国債	310,000,000	347,506,900	
	1 1 4 2 0年国債	70,000,000	78,701,700	
	1 1 5 2 0年国債	180,000,000	203,535,000	
	1 1 6 2 0年国債	200,000,000	226,902,000	
	1 1 7 2 0年国債	200,000,000	225,566,000	
	1 1 8 2 0年国債	95,000,000	106,785,700	
	1 1 9 2 0年国債	93,000,000	103,252,320	
	1 2 0 2 0年国債	317,000,000	347,561,970	
	1 2 1 2 0年国債	200,000,000	223,858,000	
	1 2 2 2 0年国債	200,000,000	222,430,000	
	1 2 3 2 0年国債	200,000,000	227,282,000	
	1 2 4 2 0年国債	300,000,000	338,712,000	
	1 2 5 2 0年国債	130,000,000	149,067,100	
	1 2 6 2 0年国債	110,000,000	124,414,400	
	1 2 7 2 0年国債	250,000,000	280,860,000	
	1 2 8 2 0年国債	250,000,000	281,510,000	
	1 2 9 2 0年国債	200,000,000	223,642,000	
	1 3 0 2 0年国債	140,000,000	156,868,600	
	1 3 1 2 0年国債	150,000,000	166,864,500	
	1 3 2 2 0年国債	100,000,000	111,435,000	
	1 3 4 2 0年国債	30,000,000	33,739,800	
	1 3 5 2 0年国債	92,000,000	102,685,800	
	1 3 6 2 0年国債	550,000,000	609,202,000	
	1 3 8 2 0年国債	300,000,000	330,135,000	
	1 3 9 2 0年国債	370,000,000	410,400,300	
	1 4 0 2 0年国債	570,000,000	638,177,700	
	1 4 1 2 0年国債	400,000,000	448,472,000	
	1 4 2 2 0年国債	190,000,000	214,768,400	
	1 4 3 2 0年国債	210,000,000	233,448,600	
	1 4 4 2 0年国債	390,000,000	429,885,300	
	1 4 5 2 0年国債	340,000,000	381,626,200	
	1 4 6 2 0年国債	420,000,000	471,731,400	
	1 4 7 2 0年国債	400,000,000	445,500,000	
	1 4 8 2 0年国債	270,000,000	298,020,600	
	1 4 9 2 0年国債	532,000,000	587,519,520	
	1 5 0 2 0年国債	530,000,000	579,931,300	
	1 5 1 2 0年国債	480,000,000	514,612,800	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	1 5 2 20年国債	500,000,000	535,890,000	
	1 5 3 20年国債	680,000,000	736,623,600	
	1 5 4 20年国債	630,000,000	674,717,400	
	1 5 5 20年国債	440,000,000	460,482,000	
	1 5 6 20年国債	500,000,000	486,130,000	
	1 5 7 20年国債	560,000,000	529,132,800	
	1 5 8 20年国債	350,000,000	342,958,000	
	1 5 9 20年国債	350,000,000	346,748,500	
	1 6 0 20年国債	460,000,000	460,864,800	
	1 6 1 20年国債	420,000,000	414,376,200	
	1 6 2 20年国債	580,000,000	570,627,200	
	1 6 3 20年国債	480,000,000	471,192,000	
	1 6 4 20年国債	300,000,000	289,647,000	
	1 6 5 20年国債	370,000,000	356,076,900	
	1 6 6 20年国債	600,000,000	593,046,000	
	1 6 7 20年国債	400,000,000	382,648,000	
	1 6 8 20年国債	420,000,000	394,279,200	
	1 6 9 20年国債	320,000,000	294,572,800	
	1 7 0 20年国債	420,000,000	385,068,600	
	1 7 1 20年国債	500,000,000	456,540,000	
	1 7 2 20年国債	200,000,000	185,032,000	
	1 7 3 20年国債	510,000,000	470,296,500	
	1 7 4 20年国債	600,000,000	551,466,000	
	1 7 5 20年国債	400,000,000	372,972,000	
	1 7 6 20年国債	580,000,000	539,110,000	
	1 7 7 20年国債	530,000,000	482,570,300	
	1 7 8 20年国債	450,000,000	416,214,000	
	1 7 9 20年国債	380,000,000	350,591,800	
	1 8 0 20年国債	490,000,000	476,397,600	
	1 8 1 20年国債	500,000,000	493,585,000	
	1 8 2 20年国債	340,000,000	346,891,800	
	1 8 3 20年国債	240,000,000	257,140,800	
	1 8 4 20年国債	240,000,000	243,758,400	
	2 7 メキシコ国債	100,000,000	97,877,000	
	1 1 フィリピン共和国	100,000,000	99,588,700	
国債証券	合計		98,258,745,880	
地方債証券	7 5 1 東京都公債	100,000,000	100,800,400	
	7 9 6 東京都公債	100,000,000	98,352,500	
	8 0 8 東京都公債	100,000,000	97,828,100	
	8 2 7 東京都公債	100,000,000	97,910,600	
	4 東京都5年	200,000,000	199,859,800	
	1 6 東京都20年	100,000,000	109,628,100	
	3-5 北海道公債	100,000,000	97,093,200	
	3 7-2 宮城県公債	100,000,000	96,920,500	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	2 2 2 神奈川県公債	100,000,000	99,936,900	
	3 1 神奈川県20年	100,000,000	101,984,700	
	4 2 0 大阪府公債	200,000,000	200,057,200	
	7 大阪府20年	200,000,000	221,232,600	
	2 6 - 1 7 兵庫県公債	100,000,000	100,698,300	
	3 兵庫県公債12年	200,000,000	201,848,600	
	1 9 兵庫県公債20年	100,000,000	108,222,200	
	2 6 - 1 0 静岡県公債	100,000,000	100,702,700	
	8 静岡県20年	200,000,000	223,754,000	
	2 1 - 5 愛知県公債	100,000,000	111,848,000	
	2 7 - 1 2 愛知県15年	100,000,000	102,435,500	
	2 9 - 5 広島県公債	100,000,000	100,187,300	
	2 - 7 埼玉県公債	100,000,000	97,864,700	
	4 埼玉県30年	100,000,000	101,913,800	
	9 埼玉県20年	100,000,000	112,240,900	
	1 2 埼玉県20年	100,000,000	110,332,700	
	2 9 - 1 福岡県公債	100,000,000	100,191,800	
	5 - 1 福岡県公債	100,000,000	99,979,400	
	2 2 - 1 福岡県15年	100,000,000	103,911,800	
	1 3 千葉県20年	100,000,000	110,065,600	
	1 6 千葉県20年	100,000,000	108,417,300	
	2 8 - 2 新潟県公債	100,000,000	100,250,100	
	1 6 8 共同発行地方	100,000,000	100,341,200	
	4 - 3 長崎県公債	100,000,000	98,385,800	
	2 7 - 1 滋賀県公債	100,000,000	101,018,000	
	1 1 名古屋市20年	100,000,000	111,575,400	
	1 0 京都市20年	100,000,000	110,631,800	
	2 0 - 1 神戸市20年	100,000,000	110,581,200	
	1 9 横浜市20年	100,000,000	111,666,600	
	2 - 4 札幌市公債	100,000,000	97,891,700	
	4 川崎市公債30年	100,000,000	116,628,800	
	1 北九州市15年	100,000,000	103,908,800	
	2 3 - 4 福岡市20年	100,000,000	111,120,000	
	1 - 5 千葉市公債	100,000,000	98,276,500	
	3 - 2 徳島県公債	100,000,000	96,825,400	
	1 - 1 山梨県公債	100,000,000	98,318,600	
	2 - 2 岡山県公債	100,000,000	97,492,500	
地方債証券	合計		5,181,131,600	
特殊債券	4 7 日本政策投資CO	100,000,000	104,131,700	
	2 4 7 道路機構	200,000,000	178,750,400	
	8 6 政保道路機構	100,000,000	110,719,100	
	2 2 3 政保道路機構	100,000,000	108,129,200	
	2 3 6 政保道路機構	100,000,000	100,553,400	
	2 6 1 政保道路機構	200,000,000	201,854,600	
	2 8 4 政保道路機構	200,000,000	185,076,800	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	2 9 8 政保道路機構	100,000,000	97,171,900	
	F 1 4 3 地方公共団体	100,000,000	104,787,700	
	1 地方公共団体 1 5 年	100,000,000	105,005,700	
	3 1 地方公共団体 2 0	100,000,000	110,220,800	
	F 1 9 2 地方公共団体	100,000,000	104,605,200	
	F 2 2 1 地方公共団体	200,000,000	210,717,000	
	F 2 2 6 地方公共団体	100,000,000	104,394,700	
	6 5 地方公共団体	100,000,000	100,652,900	
	7 1 地方公共団体	100,000,000	100,702,800	
	1 2 9 地方公共団体	200,000,000	196,052,800	
	1 2 7 都市再生	100,000,000	99,766,300	
	8 0 住宅支援機構	100,000,000	104,709,400	
	1 2 3 住宅支援機構	100,000,000	110,612,700	
	1 9 利付商工債	100,000,000	99,714,800	
特殊債券 合計			2,638,329,900	
社債券	2 0 成田国際空港	100,000,000	99,756,200	
	6 3 中日本高速道	100,000,000	101,104,700	
	2 2 積水ハウス	100,000,000	99,996,500	
	1 2 アサヒグループHD	100,000,000	100,124,100	
	1 1 サントリーホールディング	100,000,000	99,993,200	
	1 1 日本たばこ産業	100,000,000	100,941,200	
	1 1 ヒューリック	100,000,000	100,028,000	
	5 野村不動産HD	100,000,000	101,344,100	
	2 3 森ビル	100,000,000	94,100,400	
	1 4 セブンアンドアイ	100,000,000	99,840,200	
	1 レゾナックHD	100,000,000	100,003,800	
	7 花王 FR	100,000,000	100,000,000	
	2 0 ZHD	100,000,000	97,385,100	
	1 8 楽天グループ	100,000,000	73,535,800	
	2 AGC	100,000,000	99,980,500	
	7 日本製鉄	100,000,000	100,689,800	
	1 6 クボタ	100,000,000	100,455,300	
	1 7 パナソニック	100,000,000	100,286,600	
	1 5 デンソー	100,000,000	99,542,400	
	3 1 トヨタ自動車	100,000,000	99,979,500	
	6 楽天カード	100,000,000	92,062,500	
	1 日生 2 0 2 1 基金	100,000,000	99,767,500	
	7 凸版印刷	100,000,000	103,489,300	
	3 1 豊田通商	200,000,000	200,007,800	
	6 3 住友商事	100,000,000	99,990,700	
	2 6 りそなホールデイン	100,000,000	99,996,500	
	3 6 芙蓉総合リース	100,000,000	99,985,200	
	1 6 NTTファイナンス	100,000,000	99,830,200	
	8 1 ホンダファイナンス	100,000,000	100,000,000	
	7 8 トヨタファイナンス	100,000,000	99,623,800	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	4 2 リコーリース	100,000,000	99,984,700	
	3 6 三井住友F&L	200,000,000	199,976,000	
	1 SOMPOHD	100,000,000	99,986,200	
	7 三井住友海上	100,000,000	99,635,000	
	8 2 三井不動産	100,000,000	99,996,500	
	1 4 3 三菱地所	100,000,000	100,652,900	
	1 1 1 住友不動産	100,000,000	100,516,400	
	1 3 NTTファイナンス	100,000,000	103,471,300	
	1 0 7 東日本旅客鉄	100,000,000	99,892,900	
	4 1 東海旅客鉄道	100,000,000	109,408,800	
	1 5 ソフトバンク	100,000,000	97,057,200	
	5 0 9 関西電力	100,000,000	100,527,200	
	5 3 8 関西電力	100,000,000	97,458,500	
	4 4 8 中国電力	100,000,000	100,098,400	
	4 8 2 九州電力	100,000,000	100,093,800	
	3 3 2 北海道電力	100,000,000	95,510,900	
	3 4 沖縄電力	100,000,000	99,999,500	
	8 5 電源開発	100,000,000	101,901,200	
	1 1 東京電力パワー	100,000,000	100,348,400	
	1 6 JERA	100,000,000	100,798,200	
	6 5 東京瓦斯	100,000,000	96,915,200	
	5 0 大阪瓦斯	100,000,000	99,995,600	
	4 ファーストリテイリング	100,000,000	101,229,000	
社債券 合計			5,469,294,700	
合計			111,547,502,080	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	552,806,888	570,911,417
親投資信託受益証券	97,222,728,050	98,158,543,858
未収入金	19,061,932	-
流動資産合計	97,794,596,870	98,729,455,275
資産合計	97,794,596,870	98,729,455,275
負債の部		
流動負債		
未払解約金	57,641,186	72,544,869
未払受託者報酬	11,465,229	10,734,992
未払委託者報酬	206,374,869	193,230,600
その他未払費用	1,112,301	1,118,866
流動負債合計	276,593,585	277,629,327
負債合計	276,593,585	277,629,327
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	110,985,788,072	117,510,192,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△13,467,784,787	△19,058,366,403
(分配準備積立金)	3,855,821,932	3,244,816,906
元本等合計	97,518,003,285	98,451,825,948
純資産合計	97,518,003,285	98,451,825,948
負債純資産合計	97,794,596,870	98,729,455,275

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	52	172
有価証券売買等損益	△15,000,440,171	△4,258,161,798
営業収益合計	△15,000,440,119	△4,258,161,626
営業費用		
支払利息	121,962	175,483
受託者報酬	22,902,954	21,697,562
委託者報酬	412,254,910	390,557,654
その他費用	2,197,210	2,196,027
営業費用合計	437,477,036	414,626,726
営業損失(△)	△15,437,917,155	△4,672,788,352
経常損失(△)	△15,437,917,155	△4,672,788,352
当期純損失(△)	△15,437,917,155	△4,672,788,352
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△483,613,656	△218,409,466
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,907,331,987	△13,467,784,787
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,386,120,532
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	2,386,120,532
剰余金減少額又は欠損金増加額	420,813,275	3,522,323,262
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	348,902,488	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	71,910,787	3,522,323,262
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△13,467,784,787	△19,058,366,403

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	96,502,550,747円	110,985,788,072円
期中追加設定元本額	32,610,525,682円	26,147,697,038円
期中一部解約元本額	18,127,288,357円	19,623,292,759円
2. 計算期間末日における受益権の総数	110,985,788,072口	117,510,192,351口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,467,784,787円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,058,366,403円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,674,879,117円)及び分配準備積立金(3,855,821,932円)より分配対象額は9,530,701,049円(1万口当たり858.73円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,846,133,761円)及び分配準備積立金(3,244,816,906円)より分配対象額は10,090,950,667円(1万口当たり858.73円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△14,779,310,489	△4,165,831,709
合計	△14,779,310,489	△4,165,831,709

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8787円 (8,787円)	0.8378円 (8,378円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド	114,005,277,420	98,158,543,858	
親投資信託受益証券 合計			98,158,543,858	
合計			98,158,543,858	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	508,189,860	1,177,169,181
コール・ローン	516,355,179	2,042,811,022
国債証券	122,375,149,528	120,077,109,021
派生商品評価勘定	4,087,089	17,286,979
未収利息	810,738,948	820,688,338
前払費用	30,000,154	43,682,720
差入委託証拠金	251,030,114	278,481,888
流動資産合計	124,495,550,872	124,457,229,149
資産合計	124,495,550,872	124,457,229,149
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,353,912,676	1,820,330,153
未払金	1,785,041	350,335,223
未払解約金	19,061,932	79,985,053
流動負債合計	4,374,759,649	2,250,650,429
負債合計	4,374,759,649	2,250,650,429
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	133,574,429,591	141,933,741,025
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△13,453,638,368	△19,727,162,305
元本等合計	120,120,791,223	122,206,578,720
純資産合計	120,120,791,223	122,206,578,720
負債純資産合計	124,495,550,872	124,457,229,149

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	113,403,229,819 円	133,574,429,591 円
期中追加設定元本額	33,395,160,755 円	30,925,430,263 円
期中一部解約元本額	13,223,960,983 円	22,566,118,829 円
期末元本額の内訳		

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ファンド名		
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	2,183,533,217円
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス (為替ヘッジあ り)	108,109,338,430円	114,005,277,420円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国債券インデックス (為替 ヘッジあり)	4,161,900,030円	4,497,197,642円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ラップ専 用)	1,564,129円	6,955,905円
ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用)	3,239,349,686円	3,415,999,261円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワS MA専用)	18,062,277,316円	17,824,777,580円
計	133,574,429,591円	141,933,741,025円
2. 期末日における受益権の総数	133,574,429,591口	141,933,741,025口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は13,453,638,368円で あります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は19,727,162,305円で あります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における債券先物取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してしております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△21,108,565,524	△3,796,459,728
合計	△21,108,565,524	△3,796,459,728

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
債券先物取引								
買建	285,387,931	-	280,388,348	△4,999,583	1,922,889,910	-	1,917,135,276	△5,754,634
合計	285,387,931	-	280,388,348	△4,999,583	1,922,889,910	-	1,917,135,276	△5,754,634

(注)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	125,705,971,494	-	130,050,797,498	△4,344,826,004	122,068,233,013	-	123,865,521,553	△1,797,288,540
アメリカ・ドル	62,486,482,287	-	65,593,509,200	△3,107,026,913	59,616,908,070	-	60,027,890,271	△410,982,201
イギリス・ ポンド	6,668,473,595	-	6,674,090,820	△5,617,225	5,747,494,252	-	5,908,884,052	△161,389,800
イスラエル・ シェケル	499,134,353	-	503,544,291	△4,409,938	451,814,760	-	473,742,205	△21,927,445
オーストラリ ア・ドル	1,991,754,084	-	2,009,245,224	△17,491,140	1,879,774,962	-	1,985,268,862	△105,493,900
オフショア・ 人民元	2,511,215,504	-	2,611,465,402	△100,249,898	6,737,724,061	-	6,725,046,496	12,677,565
カナダ・ドル	2,587,204,274	-	2,651,819,030	△64,614,756	2,536,526,294	-	2,602,603,666	△66,077,372
シンガポー ル・ドル	591,989,018	-	611,881,241	△19,892,223	568,666,761	-	577,824,951	△9,158,190
スウェーデン ・クローナ	345,879,122	-	348,455,165	△2,576,043	266,511,192	-	272,080,655	△5,569,463
デンマーク・ クローネ	529,967,949	-	541,416,930	△11,448,981	509,054,462	-	520,227,266	△11,172,804
ニュージーラ ンド・ドル	-	-	-	-	256,425,893	-	266,736,541	△10,310,648
ノルウェー・ クローネ	288,564,147	-	284,477,058	4,087,089	188,584,175	-	198,291,546	△9,707,371
ポーランド・ ズロチ	587,238,162	-	588,348,105	△1,109,943	500,400,450	-	521,809,794	△21,409,344
マレーシア・ リンギット	671,860,800	-	710,242,536	△38,381,736	709,250,808	-	705,800,712	3,450,096
メキシコ・ペソ	1,048,434,526	-	1,057,297,731	△8,863,205	1,190,138,877	-	1,244,954,256	△54,815,379
ユーロ	44,897,773,673	-	45,865,004,765	△967,231,092	40,908,957,996	-	41,834,360,280	△925,402,284
合計	125,705,971,494	-	130,050,797,498	△4,344,826,004	122,068,233,013	-	123,865,521,553	△1,797,288,540

(注)

1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	0.8993円	0.8610円
(1万口当たり純資産額)	(8,993円)	(8,610円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	8,950,000.000	9,675,039.500	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	3,700,000.000	3,910,863.000	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	1,400,000.000	1,595,552.000	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	630,000.000	692,653.500	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	2,000,000.000	2,156,280.000	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	300,000.000	339,273.000	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	430,000.000	411,178.900	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20390815	2,000,000.000	2,146,940.000	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1,410,000.000	1,490,073.900	
		4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1,390,000.000	1,511,666.700	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	2,270,000.000	2,498,816.000	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	600,000.000	578,388.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	670,000.000	586,497.900	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	1,500,000.000	1,231,695.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	1,000,000.000	819,530.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,000,000.000	1,738,700.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	2,500,000.000	2,083,625.000	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	1,100,000.000	1,031,415.000	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	1,532,000.000	1,461,880.360	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	1,000,000.000	935,110.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	2,200,000.000	1,977,404.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	2,940,000.000	2,534,309.400	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	12,810,000.000	12,320,017.500	
3% United States Treasury Note/Bond 20441115	2,500,000.000	2,107,125.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	1,100,000.000	847,275.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	15,300,000.000	14,572,026.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20450515	370,000.000	311,210.700	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250815	14,820,000.000	14,027,426.400	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	12,800,000.000	12,136,960.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	1,400,000.000	1,175,832.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	12,000,000.000	11,160,000.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	300,000.000	229,938.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	6,865,000.000	6,351,978.550	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	1,070,000.000	819,149.200	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	11,750,000.000	10,781,447.500	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	500,000.000	363,765.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20261115	14,850,000.000	13,788,967.500	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	1,000,000.000	820,740.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	5,000,000.000	4,668,750.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	900,000.000	754,938.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20270515	5,550,000.000	5,191,414.500	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470515	950,000.000	797,069.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	14,000,000.000	13,000,820.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20240731	12,700,000.000	12,270,105.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20470815	1,000,000.000	801,030.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20240831	7,000,000.000	6,727,490.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20471115	700,000.000	560,875.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20280215	4,000,000.000	3,774,440.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20250131	15,800,000.000	15,202,128.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	1,000,000.000	839,230.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,500,000.000	2,406,425.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	1,000,000.000	858,710.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280515	3,300,000.000	3,126,981.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	8,000,000.000	7,564,000.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480815	800,000.000	671,624.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20281115	7,300,000.000	6,979,311.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	1,850,000.000	1,663,612.500	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	15,500,000.000	14,408,335.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	1,500,000.000	1,261,845.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20490515	2,000,000.000	1,644,280.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20290515	2,300,000.000	2,104,362.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	7,000,000.000	6,520,360.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	5,000,000.000	4,372,450.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20490815	2,100,000.000	1,515,507.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20291115	5,400,000.000	4,750,272.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	1,300,000.000	964,379.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	4,500,000.000	3,868,560.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20270131	6,000,000.000	5,456,460.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20500215	2,500,000.000	1,700,525.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	3,000,000.000	2,408,310.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20500515	3,400,000.000	1,894,752.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	4,000,000.000	2,583,400.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250531	2,000,000.000	1,834,400.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300815	6,300,000.000	5,027,400.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	3,700,000.000	2,129,054.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	500,000.000	320,065.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	4,000,000.000	3,243,880.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	3,800,000.000	2,337,570.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	4,500,000.000	3,866,895.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251231	4,000,000.000	3,616,480.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	6,300,000.000	5,423,040.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20510215	4,100,000.000	2,688,534.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20310215	4,900,000.000	4,039,021.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20260131	2,000,000.000	1,800,880.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20280229	1,000,000.000	874,370.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20410215	2,400,000.000	1,736,856.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	1,000,000.000	900,990.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280331	5,500,000.000	4,829,330.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20310515	4,600,000.000	3,912,576.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280430	3,000,000.000	2,629,860.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20510515	4,400,000.000	3,244,824.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,600,000.000	1,228,560.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280531	1,000,000.000	874,860.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20240615	2,000,000.000	1,903,120.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280630	1,500,000.000	1,309,800.000	
		0.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240715	8,000,000.000	7,592,320.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310815	4,700,000.000	3,856,444.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	3,900,000.000	2,633,085.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20410815	5,750,000.000	4,023,735.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	2,400,000.000	2,147,280.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	4,500,000.000	3,709,575.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	1,500,000.000	979,920.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	2,000,000.000	1,457,500.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	5,400,000.000	4,626,018.000	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	1,500,000.000	1,073,925.000	
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420215	1,000,000.000	775,480.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	2,500,000.000	2,229,675.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250415	2,000,000.000	1,924,020.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320515	5,300,000.000	4,915,432.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520515	2,300,000.000	1,889,979.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420515	1,000,000.000	889,860.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240630	4,000,000.000	3,908,000.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	2,000,000.000	1,833,780.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520815	2,000,000.000	1,686,740.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	1,200,000.000	1,192,872.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270930	3,000,000.000	2,998,050.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	4,000,000.000	4,092,160.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	3,000,000.000	3,060,000.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330215	4,000,000.000	3,898,120.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430215	1,000,000.000	971,560.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530215	800,000.000	762,248.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	1,000,000.000	964,760.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530515	800,000.000	763,184.000	
		アメリカ・ドル 小計		417,161,586.510 (58,565,315,130)	
	イギリス・ポンド	2% United Kingdom Gilt 20250907	1,350,000.000	1,267,164.000	
		2.5% United Kingdom Gilt 20650722	810,000.000	520,830.000	
		1.5% United Kingdom Gilt 20260722	1,775,000.000	1,612,090.500	
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	650,000.000	359,151.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	820,000.000	580,371.400	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	900,000.000	478,890.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	650,000.000	569,237.500	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	800,000.000	692,616.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20711022	517,000.000	240,358.470	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	800,000.000	461,928.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20541022	850,000.000	441,218.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	800,000.000	645,192.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.25% United Kingdom Gilt 20411022	1,000,000.000	589,900.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	400,000.000	300,440.000	
		0.5% United Kingdom Gilt 20611022	850,000.000	248,710.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20280131	500,000.000	408,450.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20501022	370,000.000	145,213.900	
		0.625% United Kingdom Gilt 20350731	1,450,000.000	930,914.500	
		0.25% United Kingdom Gilt 20310731	1,700,000.000	1,225,275.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20460131	500,000.000	240,775.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20510731	1,200,000.000	577,044.000	
		0.5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	2,000,000.000	1,601,500.000	
		0.875% UNITED KINGDOM GILT 20330731	500,000.000	356,870.000	
		1.5% UNITED KINGDOM GILT 20530731	200,000.000	100,988.000	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	1,500,000.000	1,139,775.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20731022	400,000.000	145,096.000	
		4.125% UNITED KINGDOM GILT 20270129	1,100,000.000	1,070,300.000	
		3.25% UNITED KINGDOM GILT 20330131	400,000.000	364,140.000	
		6% United Kingdom Gilt 20281207	963,000.000	1,030,554.450	
		4.25% United Kingdom Gilt 20320607	400,000.000	398,200.000	
		5% United Kingdom Gilt 20250307	1,275,000.000	1,274,031.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20360307	915,000.000	893,552.400	
		4.75% United Kingdom Gilt 20381207	550,000.000	560,835.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20551207	850,000.000	812,676.500	
		4.25% United Kingdom Gilt 20461207	770,000.000	730,422.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	300,000.000	295,500.000	
		4.5% United Kingdom Gilt 20421207	911,000.000	900,022.450	
		4.75% United Kingdom Gilt 20301207	907,500.000	930,241.950	
		4.25% United Kingdom Gilt 20491207	543,000.000	514,628.250	
		4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,130,000.000	1,086,698.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.5% United Kingdom Gilt 20340907	600,000.000	603,270.000	
		4% United Kingdom Gilt 20600122	527,000.000	486,125.880	
		4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,000,000.000	959,940.000	
		3.75% United Kingdom Gilt 20520722	700,000.000	609,245.000	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	875,000.000	718,165.000	
		3.5% United Kingdom Gilt 20680722	838,900.000	696,555.440	
		2.75% United Kingdom Gilt 20240907	1,000,000.000	972,910.000	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	740,000.000	628,119.400	
		イギリス・ポンド 小計		32,416,131.390 (5,760,994,871)	
	イスラエル・シ ュケル	5.5% Israel Government Bond - Fixed 20420131	1,200,000.000	1,432,860.000	
		1.75% Israel Government Bond - Fixed 20250831	500,000.000	474,305.000	
		2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	4,000,000.000	3,736,480.000	
		3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	1,200,000.000	1,136,892.000	
		2.25% Israel Government Bond - Fixed 20280928	1,000,000.000	925,880.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	1,700,000.000	1,421,727.000	
		1.5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	1,000,000.000	742,620.000	
		イスラエル・シュケル 小計		9,870,764.000 (386,721,727)	
	オーストラリ ア・ドル	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	889,000.000	916,158.950	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	320,000.000	309,468.800	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	1,800,000.000	1,773,486.000	
		4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	359,000.000	374,271.860	
		4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	2,398,000.000	2,419,078.420	
		3.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20370421	725,000.000	695,782.500	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20350621	800,000.000	701,832.000	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	684,000.000	607,508.280	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	1,300,000.000	1,241,214.000	
		2.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20280521	658,000.000	610,485.820	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	775,000.000	625,556.750	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	1,250,000.000	1,181,787.500	
		2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	2,100,000.000	1,921,143.000	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20410521	510,000.000	413,548.800	
		1.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20310621	1,800,000.000	1,499,346.000	
		1.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20320521	2,350,000.000	1,873,232.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	900,000.000	529,128.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20321121	1,800,000.000	1,487,700.000	
		3% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20331121	1,000,000.000	916,110.000	
		オーストラリア・ドル 小計		20,096,838.680 (1,916,635,505)	
	オフショア・人民元	3.22% China Government Bond 20251206	3,000,000.000	3,076,920.000	
		3.25% China Government Bond 20281122	6,500,000.000	6,784,505.000	
		3.29% China Government Bond 20290523	11,000,000.000	11,487,520.000	
		3.25% China Government Bond 20260606	15,000,000.000	15,456,900.000	
		3.12% China Government Bond 20261205	3,000,000.000	3,081,660.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	5,300,000.000	5,484,334.000	
		2.94% China Government Bond 20241017	14,000,000.000	14,174,020.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	8,000,000.000	8,140,480.000	
		2.68% China Government Bond 20300521	6,000,000.000	6,028,440.000	
		1.99% China Government Bond 20250409	12,000,000.000	11,969,520.000	
		3.02% China Government Bond 20251022	13,000,000.000	13,254,540.000	
		3.28% China Government Bond 20271203	14,000,000.000	14,546,980.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	6,000,000.000	6,303,000.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	7,000,000.000	7,937,020.000	
		3.01% China Government Bond 20280513	8,000,000.000	8,216,080.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	1,600,000.000	1,785,840.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	8,800,000.000	9,027,392.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	5,000,000.000	5,058,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.9% CHINA GOVERNMENT BOND 20260505	7,000,000.000	7,136,850.000	
		2.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20260804	13,000,000.000	13,169,910.000	
		3.59% CHINA GOVERNMENT BOND 20270803	6,500,000.000	6,853,535.000	
		3.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20280517	6,000,000.000	6,398,040.000	
		4.08% CHINA GOVERNMENT BOND 20481022	4,400,000.000	5,162,916.000	
		3.86% CHINA GOVERNMENT BOND 20490722	6,000,000.000	6,819,180.000	
		3.77% CHINA GOVERNMENT BOND 20250308	15,000,000.000	15,497,700.000	
		3.39% CHINA GOVERNMENT BOND 20500316	4,800,000.000	5,050,992.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	3,500,000.000	3,572,205.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	3,300,000.000	3,571,821.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	5,300,000.000	5,385,807.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	1,800,000.000	1,809,234.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	4,000,000.000	4,058,280.000	
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	5,000,000.000	5,223,900.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	9,000,000.000	9,047,520.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	3,000,000.000	3,028,770.000	
		2.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20270725	12,000,000.000	12,038,640.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	7,000,000.000	7,000,490.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	15,000,000.000	14,994,600.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	2,000,000.000	1,984,900.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	3,000,000.000	3,004,830.000	
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	4,000,000.000	4,003,200.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	2,000,000.000	2,033,320.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	6,000,000.000	6,061,380.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	3,000,000.000	3,032,370.000	
		2.29% CHINA GOVERNMENT BOND 20241225	10,000,000.000	10,033,600.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	4,000,000.000	4,077,640.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	8,000,000.000	8,106,640.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	3,000,000.000	3,101,280.000	
		2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	5,000,000.000	5,014,950.000	
		オフショア・人民元 小計		338,087,651.000 (6,610,627,840)	
	カナダ・ドル	2.75% Canada Government International Bond 20641201	460,000.000	404,749.400	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	907,000.000	1,014,434.150	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,050,000.000	1,253,910.000	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	300,000.000	352,857.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	620,000.000	669,556.600	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	140,000.000	143,033.800	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	400,000.000	390,900.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	900,000.000	813,348.000	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,492,000.000	1,431,335.280	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	1,920,000.000	1,786,867.200	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	930,000.000	838,088.100	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	600,000.000	557,532.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	1,520,000.000	1,158,346.400	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	300,000.000	280,107.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240901	2,200,000.000	2,113,716.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	1,700,000.000	1,468,851.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250901	900,000.000	826,974.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	1,500,000.000	1,210,755.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20310601	2,000,000.000	1,730,280.000	
		1.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20531201	1,250,000.000	885,250.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	1,500,000.000	1,365,885.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	1,000,000.000	858,280.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	500,000.000	445,055.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250201	2,000,000.000	1,970,240.000	
		カナダ・ドル 小計		23,970,350.930	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(2,524,077,953)	
	シンガポール・ドル	3.5% SINGAPORE GOVERNMENT 20270301	203,000.000	205,233.000	
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20240901	150,000.000	148,770.000	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20300901	600,000.000	594,300.000	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20420401	239,000.000	243,851.700	
		3.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	420,000.000	435,204.000	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	500,000.000	495,500.000	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20250601	400,000.000	392,036.000	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	300,000.000	312,450.000	
		2.125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	200,000.000	193,500.000	
		2.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20360801	660,000.000	617,100.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20500301	350,000.000	310,800.000	
		1.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20310701	400,000.000	360,400.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20511001	170,000.000	153,542.300	
		1.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20261101	1,000,000.000	937,000.000	
	シンガポール・ドル	小計		5,399,687.000 (564,699,266)	
	スウェーデン・クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	2,520,000.000	2,817,964.800	
		2.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	3,820,000.000	3,775,115.000	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	4,780,000.000	4,506,440.600	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	2,550,000.000	2,338,987.500	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20320601	500,000.000	492,805.000	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	3,000,000.000	2,697,990.000	
		0.125% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20310512	4,000,000.000	3,339,720.000	
	スウェーデン・クローナ	小計		19,969,022.900 (261,394,510)	
	デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	5,740,000.000	6,996,945.200	
		1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	2,830,000.000	2,749,345.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	3,200,000.000	2,911,200.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	4,700,000.000	4,106,907.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20521115	2,400,000.000	1,218,648.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20311115	2,000,000.000	1,602,500.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20241115	3,000,000.000	2,867,880.000	
		デンマーク・クローネ 小計		22,453,425.200 (458,498,943)	
	ニュージーランド・ドル	4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20270415	1,000,000.000	997,510.000	
		3.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20330414	300,000.000	275,361.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	300,000.000	241,920.000	
		3% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20290420	500,000.000	461,910.000	
		1.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20310515	500,000.000	401,055.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	200,000.000	141,248.000	
		ニュージーランド・ドル 小計		2,519,004.000 (218,977,018)	
	ノルウェー・クローネ	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	150,000.000	144,895.500	
		1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	1,430,000.000	1,351,578.800	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	3,000,000.000	2,812,020.000	
		2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20280426	2,000,000.000	1,861,040.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	2,000,000.000	1,802,520.000	
		1.375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	2,500,000.000	2,158,200.000	
		1.25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20310917	2,000,000.000	1,671,500.000	
		2.125% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20320518	2,000,000.000	1,779,320.000	
		ノルウェー・クローネ 小計		13,581,074.300 (178,726,938)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	2,640,000.000	2,394,612.000	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	1,815,000.000	1,599,468.750	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	2,300,000.000	1,936,048.000	
		2.25% Poland Government Bond 20241025	2,000,000.000	1,903,280.000	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	1,800,000.000	1,315,800.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	900,000.000	749,763.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	1,000,000.000	716,100.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.75% Poland Government Bond 20290425	600,000.000	597,420.000	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	1,800,000.000	1,571,670.000	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	2,230,000.000	2,115,489.500	
		ポーランド・ズロチ 小計		14,899,651.250 (508,979,537)	
	マレーシア・リングgit	4.498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	1,760,000.000	1,849,460.800	
		4.232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	1,000,000.000	1,029,970.000	
		3.892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	1,950,000.000	1,969,656.000	
		3.844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	1,400,000.000	1,403,038.000	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	1,500,000.000	1,506,390.000	
		3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	1,150,000.000	1,162,293.500	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	500,000.000	513,450.000	
		4.736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	1,420,000.000	1,532,790.600	
		4.059% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240930	2,700,000.000	2,723,787.000	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	500,000.000	506,155.000	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	1,000,000.000	1,074,610.000	
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	1,600,000.000	1,756,976.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	1,500,000.000	1,519,800.000	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	1,200,000.000	1,213,392.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	1,300,000.000	1,286,597.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	1,400,000.000	1,335,964.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	1,400,000.000	1,373,190.000	
		マレーシア・リングgit 小計		23,757,519.900 (721,259,298)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	24,200,000.000	22,028,534.000	
		8% Mexican Bonos 20471107	11,450,000.000	10,301,450.500	
		8% Mexican Bonos 20240905	27,900,000.000	26,984,043.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	6,340,000.000	6,285,285.800	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	20,800,000.000	19,669,104.000	
		10% Mexican Bonos 20361120	2,750,000.000	2,999,067.500	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	6,500,000.000	6,392,035.000	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	5,000,000.000	4,786,300.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7.75% Mexican Bonos 20310529	22,700,000.000	21,293,962.000	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	14,050,000.000	12,373,273.000	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	10,300,000.000	9,493,716.000	
		メキシコ・ペソ 小計		142,606,770.800 (1,167,279,201)	
	ユーロ	0.75% Finland Government Bond 20310415	190,000.000	161,184.600	
		0.875% Finland Government Bond 20250915	800,000.000	763,736.000	
		0.5% Finland Government Bond 20260415	180,000.000	168,370.200	
		1.375% Finland Government Bond 20470415	270,000.000	191,440.800	
		0.5% Finland Government Bond 20270915	200,000.000	181,300.000	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	150,000.000	123,090.000	
		0.5% Finland Government Bond 20280915	500,000.000	443,215.000	
		0.5% Finland Government Bond 20290915	300,000.000	259,539.000	
		0.125% Finland Government Bond 20360415	350,000.000	237,345.500	
		0.25% Finland Government Bond 20400915	150,000.000	91,348.500	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	200,000.000	89,222.000	
		0.125% Finland Government Bond 20310915	200,000.000	158,948.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 20260915	400,000.000	364,444.000	
		1.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20320915	300,000.000	263,973.000	
		1.2% Austria Government Bond 20251020	540,000.000	518,562.000	
		0.75% Austria Government Bond 20261020	490,000.000	456,724.100	
		1.5% Austria Government Bond 20470220	270,000.000	193,425.300	
		1.5% Austria Government Bond 20861102	280,000.000	160,498.800	
		0.5% Austria Government Bond 20270420	1,000,000.000	914,390.000	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	200,000.000	140,348.000	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	600,000.000	544,140.000	
		0.5% Austria Government Bond 20290220	700,000.000	611,814.000	
		Austria Government Bond 20300220	450,000.000	370,129.500	
		0.75% Austria Government Bond 20510320	600,000.000	334,014.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.85% Austria Government Bond 21200630	100,000.000	39,298.000	
		Austria Government Bond 20310220	1,000,000.000	796,710.000	
		Austria Government Bond 20250420	400,000.000	378,280.000	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	200,000.000	135,944.000	
		0.7% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20710420	150,000.000	64,381.500	
		1.85% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20490523	200,000.000	151,912.000	
		1% Belgium Government Bond 20310622	1,300,000.000	1,121,133.000	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	460,000.000	380,700.600	
		1% Belgium Government Bond 20260622	595,000.000	562,554.650	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	1,000,000.000	693,880.000	
		2.15% Belgium Government Bond 20660622	470,000.000	335,063.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	730,000.000	673,768.100	
		0.5% Belgium Government Bond 20241022	500,000.000	482,305.000	
		2.25% Belgium Government Bond 20570622	310,000.000	234,781.600	
		1.45% Belgium Government Bond 20370622	400,000.000	316,856.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20280622	880,000.000	798,635.200	
		1.25% Belgium Government Bond 20330422	500,000.000	426,540.000	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	100,000.000	89,546.000	
		1.7% Belgium Government Bond 20500622	350,000.000	240,744.000	
		0.1% Belgium Government Bond 20300622	900,000.000	743,400.000	
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	600,000.000	366,876.000	
		Belgium Government Bond 20271022	300,000.000	265,584.000	
		Belgium Government Bond 20311022	400,000.000	312,880.000	
		0.65% Belgium Government Bond 20710622	270,000.000	104,346.900	
		0.35% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20320622	700,000.000	553,182.000	
		1.4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20530622	400,000.000	245,408.000	
		6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	455,000.000	522,981.550	
		5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	800,000.000	907,232.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	800,000.000	886,232.000	
		6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	2,096,000.000	2,577,472.160	
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	2,000,000.000	2,419,800.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	3,270,000.000	3,977,464.500	
		4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,390,000.000	1,612,177.600	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	1,020,000.000	1,232,282.400	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,810,000.000	2,328,709.800	
		3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	656,000.000	715,190.880	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	1,098,000.000	1,079,344.980	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	1,475,000.000	1,458,730.750	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240815	2,000,000.000	1,950,940.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250215	1,190,000.000	1,141,519.400	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250815	3,400,000.000	3,265,530.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	1,883,000.000	1,774,445.050	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	3,850,000.000	3,543,078.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270215	1,550,000.000	1,424,899.500	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	3,100,000.000	2,854,728.000	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	660,000.000	504,827.400	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	1,050,000.000	959,364.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	1,000,000.000	893,980.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	1,800,000.000	1,594,080.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	500,000.000	431,480.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	1,600,000.000	818,064.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	700,000.000	597,401.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	300,000.000	222,699.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	700,000.000	583,891.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	200,000.000	143,906.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	400,000.000	205,272.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	1,600,000.000	1,319,488.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	3,500,000.000	2,850,890.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	800,000.000	669,056.000	
		2.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291115	1,000,000.000	979,320.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	900,000.000	436,023.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	1,800,000.000	1,705,770.000	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280413	1,000,000.000	985,780.000	
		6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	1,715,000.000	1,829,767.800	
		5.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	2,600,000.000	3,192,176.000	
		4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	1,210,000.000	1,402,317.400	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	1,232,000.000	1,369,158.560	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	1,265,000.000	1,376,661.550	
		4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	2,143,000.000	2,478,915.250	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1,000,000.000	1,122,650.000	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260425	2,500,000.000	2,536,950.000	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	2,410,000.000	2,401,444.500	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	1,340,000.000	1,313,883.400	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	1,186,000.000	1,163,466.000	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	2,000,000.000	1,960,300.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	5,400,000.000	5,138,424.000	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	800,000.000	726,080.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	3,400,000.000	3,169,684.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	2,150,000.000	1,711,959.000	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	800,000.000	522,144.000	
		0.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	2,070,000.000	1,892,911.500	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	500,000.000	407,215.000	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	1,400,000.000	1,304,282.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	800,000.000	615,208.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	3,000,000.000	2,716,140.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20340525	1,800,000.000	1,499,868.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	2,750,000.000	2,466,887.500	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	2,150,000.000	1,445,187.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290525	4,400,000.000	3,852,376.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250325	3,000,000.000	2,839,920.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20291125	2,400,000.000	2,008,008.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	1,100,000.000	575,773.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	1,000,000.000	637,450.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	3,000,000.000	2,435,760.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	200,000.000	73,542.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20440625	1,100,000.000	633,193.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20311125	2,600,000.000	2,048,072.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20270225	500,000.000	450,315.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20530525	1,000,000.000	509,920.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	600,000.000	464,610.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20380525	1,000,000.000	761,760.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280225	1,500,000.000	1,363,950.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	1,500,000.000	1,385,520.000	
		5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	580,000.000	647,512.000	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	1,400,000.000	1,570,198.000	
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1,180,000.000	1,324,066.200	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	390,000.000	381,872.400	
		2.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	910,000.000	898,270.100	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20240715	980,000.000	967,514.800	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	1,670,000.000	1,556,406.600	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	970,000.000	896,202.400	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	900,000.000	817,488.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	700,000.000	605,395.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	250,000.000	171,912.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300715	750,000.000	621,870.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	400,000.000	185,216.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	700,000.000	564,977.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290115	300,000.000	258,276.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20320715	300,000.000	246,879.000	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20540115	400,000.000	333,728.000	
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	2,700,000.000	3,023,028.000	
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	1,135,000.000	1,273,685.650	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	2,000,000.000	1,972,620.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	905,000.000	760,064.250	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250601	920,000.000	885,877.200	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	1,500,000.000	1,257,825.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	900,000.000	869,274.000	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	1,300,000.000	989,898.000	
		2.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	1,250,000.000	1,004,637.500	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	700,000.000	485,807.000	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330901	200,000.000	174,090.000	
		2.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,700,000.000	1,620,355.000	
		3.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20480301	950,000.000	818,415.500	
		2.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	2,050,000.000	1,937,270.500	
		2.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	700,000.000	596,729.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280201	1,500,000.000	1,403,040.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	900,000.000	864,873.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251115	1,300,000.000	1,271,972.000	
		3.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350301	700,000.000	647,353.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	500,000.000	456,975.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	1,100,000.000	1,060,642.000	
		2.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260715	1,400,000.000	1,344,336.000	
		1.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	500,000.000	429,055.000	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20500901	250,000.000	174,675.000	
		1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360301	500,000.000	366,100.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300801	500,000.000	412,770.000	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	600,000.000	516,918.000	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260201	1,000,000.000	925,450.000	
		1.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	700,000.000	484,351.000	
		0.9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310401	1,000,000.000	805,780.000	
		1.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20510901	400,000.000	233,908.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20370301	200,000.000	133,300.000	
		0.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	1,600,000.000	1,242,544.000	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	200,000.000	121,134.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20720301	450,000.000	257,143.500	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311201	300,000.000	237,588.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,000,000.000	780,050.000	
		0.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290215	500,000.000	418,835.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20520901	200,000.000	127,734.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290615	500,000.000	476,475.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20321201	700,000.000	621,537.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380301	400,000.000	353,976.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350430	1,200,000.000	1,181,364.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291215	1,500,000.000	1,508,595.000	
		5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	1,840,000.000	2,007,458.400	
		6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	1,488,000.000	1,711,110.720	
		5.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1,300,000.000	1,481,597.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	1,650,000.000	1,776,175.500	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	1,270,000.000	1,240,269.300	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	1,140,000.000	1,225,773.600	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	2,900,000.000	2,972,964.000	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	1,714,000.000	1,846,115.120	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	3,250,000.000	3,334,760.000	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	2,080,000.000	2,194,670.400	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	1,025,000.000	1,069,567.000	
		3.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20240901	2,110,000.000	2,116,646.500	
		3.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	1,370,000.000	1,354,025.800	
		5.5% Belgium Government Bond 20280328	1,000,000.000	1,119,330.000	
		5% Belgium Government Bond 20350328	750,000.000	878,430.000	
		4.25% Belgium Government Bond 20410328	965,000.000	1,066,730.300	
		4.5% Belgium Government Bond 20260328	700,000.000	728,686.000	
		4% Belgium Government Bond 20320328	300,000.000	322,284.000	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	390,000.000	406,001.700	
		2.6% Belgium Government Bond 20240622	800,000.000	793,912.000	
		3% Belgium Government Bond 20340622	300,000.000	295,353.000	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	688,000.000	716,400.640	
		2.4% IRISH TREASURY 20300515	680,000.000	666,338.800	
		2% IRISH TREASURY 20450218	510,000.000	405,450.000	
		1% IRISH TREASURY 20260515	520,000.000	493,537.200	
		0.9% IRISH TREASURY 20280515	800,000.000	731,944.000	
		1.3% IRISH TREASURY 20330515	150,000.000	129,510.000	
		1.35% IRISH TREASURY 20310318	1,100,000.000	996,952.000	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	300,000.000	273,078.000	
		1.5% IRISH TREASURY 20500515	400,000.000	272,312.000	
		IRISH TREASURY 20311018	200,000.000	159,414.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.55% IRISH TREASURY 20410422	200,000.000	127,638.000	
		6.25% Austria Government Bond 20270715	380,000.000	428,100.400	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	800,000.000	877,712.000	
		4.85% Austria Government Bond 20260315	700,000.000	734,258.000	
		3.8% Austria Government Bond 20620126	170,000.000	191,270.400	
		3.15% Austria Government Bond 20440620	500,000.000	490,750.000	
		2.4% Austria Government Bond 20340523	630,000.000	588,079.800	
		1.65% Austria Government Bond 20241021	880,000.000	862,954.400	
		4% Finland Government Bond 20250704	200,000.000	203,730.000	
		2.75% Finland Government Bond 20280704	120,000.000	119,566.800	
		2.625% Finland Government Bond 20420704	460,000.000	422,188.000	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,420,000.000	1,627,817.000	
		1.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	3,100,000.000	3,011,185.000	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	910,000.000	838,519.500	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	1,400,000.000	1,354,668.000	
		2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	300,000.000	254,559.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	1,480,000.000	1,304,842.000	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	4,500,000.000	4,244,220.000	
		1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	2,100,000.000	1,979,103.000	
		2.35% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330730	820,000.000	745,822.800	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20271031	1,170,000.000	1,091,212.200	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	1,650,000.000	1,524,270.000	
		2.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	1,050,000.000	845,785.500	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	800,000.000	728,712.000	
		1.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20350730	1,400,000.000	1,166,438.000	
		0.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	900,000.000	769,419.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300430	1,000,000.000	837,090.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20501031	100,000.000	51,851.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	1,800,000.000	1,570,320.000	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	950,000.000	635,911.000	
		0.1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310430	800,000.000	627,760.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	200,000.000	93,042.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20280131	2,000,000.000	1,734,580.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20311031	1,400,000.000	1,119,258.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	500,000.000	309,055.000	
		0.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	1,000,000.000	802,010.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290730	400,000.000	347,708.000	
		2.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20321031	600,000.000	561,240.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	600,000.000	560,046.000	
		3.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	1,500,000.000	1,467,015.000	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	680,000.000	809,784.800	
		4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	900,000.000	951,030.000	
		4.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	800,000.000	909,264.000	
		4.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	500,000.000	555,645.000	
		5.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1,000,000.000	1,080,440.000	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	1,700,000.000	1,866,209.000	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	790,000.000	932,176.300	
		2.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	1,084,000.000	1,078,623.360	
	ユーロ 小計			264,429,321.620 (40,232,921,284)	
国債証券 合計				120,077,109,021 [120,077,109,021]	
合計				120,077,109,021 [120,077,109,021]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 123 銘柄	100%	48.8%
イギリス・ポンド	国債証券 48 銘柄	100%	4.8%
イスラエル・シケル	国債証券 7 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 19 銘柄	100%	1.6%
オフショア・人民元	国債証券 48 銘柄	100%	5.5%
カナダ・ドル	国債証券 24 銘柄	100%	2.1%
シンガポール・ドル	国債証券 14 銘柄	100%	0.5%
スウェーデン・クローナ	国債証券 7 銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券 7 銘柄	100%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券 6 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 8 銘柄	100%	0.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券 10 銘柄	100%	0.4%
マレーシア・リングgit	国債証券 17 銘柄	100%	0.6%
メキシコ・ペソ	国債証券 11 銘柄	100%	1.0%
ユーロ	国債証券 267 銘柄	100%	33.5%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,924,876	64,178,611
親投資信託受益証券	7,597,619,489	10,236,855,024
未収入金	-	7,938,908
流動資産合計	7,636,544,365	10,308,972,543
資産合計	7,636,544,365	10,308,972,543
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	22,907,366
未払受託者報酬	810,626	983,350
未払委託者報酬	14,591,973	17,701,175
その他未払費用	303,907	368,695
流動負債合計	15,706,506	41,960,586
負債合計	15,706,506	41,960,586
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	6,337,300,973	8,196,839,818
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,283,536,886	2,070,172,139
(分配準備積立金)	399,858,245	624,246,638
元本等合計	7,620,837,859	10,267,011,957
純資産合計	7,620,837,859	10,267,011,957
負債純資産合計	7,636,544,365	10,308,972,543

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	3	13
有価証券売買等損益	△66,393,444	412,520,152
営業収益合計	△66,393,441	412,520,165
営業費用		
支払利息	7,505	14,655
受託者報酬	1,580,397	1,891,193
委託者報酬	28,448,512	34,043,038
その他費用	592,489	709,066
営業費用合計	30,628,903	36,657,952
営業利益又は営業損失(△)	△97,022,344	375,862,213
経常利益又は経常損失(△)	△97,022,344	375,862,213
当期純利益又は当期純損失(△)	△97,022,344	375,862,213
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,241,078	17,014,445
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,193,431,490	1,283,536,886
剰余金増加額又は欠損金減少額	450,727,556	635,483,289
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	450,727,556	635,483,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	266,840,894	207,695,804
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	266,840,894	207,695,804
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,283,536,886	2,070,172,139

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	5,457,959,297円	6,337,300,973円
期中追加設定元本額	2,102,589,183円	2,866,101,938円
期中一部解約元本額	1,223,247,507円	1,006,563,093円
2. 計算期間末日における受益権の総数	6,337,300,973口	8,196,839,818口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(883,689,097円)及び分配準備積立金(399,858,245円)より分配対象額は1,283,547,342円(1万口当たり2,025.38円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(277,543,800円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,445,939,213円)及び分配準備積立金(346,702,838円)より分配対象額は2,070,185,851円(1万口当たり2,525.59円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△66,796,077	400,895,911
合計	△66,796,077	400,895,911

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2025円 (12,025円)	1,2526円 (12,526円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	3,156,989,769	10,236,855,024	
親投資信託受益証券 合計			10,236,855,024	
合計			10,236,855,024	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	864,834,913	2,713,982,921
コール・ローン	1,002,891,357	1,211,121,119
国債証券	230,597,354,794	251,640,652,633
派生商品評価勘定	35,378,522	9,786,277
未収入金	17,496,576	798,837
未収利息	1,328,578,121	1,628,987,291
前払費用	51,803,807	85,322,411
流動資産合計	233,898,338,090	257,290,651,489
資産合計	233,898,338,090	257,290,651,489
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,072	1,376,687
未払金	-	116,907
未払解約金	167,384,604	236,595,318
流動負債合計	167,387,676	238,088,912
負債合計	167,387,676	238,088,912
純資産の部		
元本等		
元本	※1 75,409,227,916	79,274,139,359
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	158,321,722,498	177,778,423,218
元本等合計	233,730,950,414	257,052,562,577
純資産合計	233,730,950,414	257,052,562,577
負債純資産合計	233,898,338,090	257,290,651,489

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	72,148,022,911 円	75,409,227,916 円
期中追加設定元本額	9,369,636,335 円	10,151,638,189 円
期中一部解約元本額	6,108,431,330 円	6,286,726,746 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国債券インデックスV A	467,936,815 円	419,615,070 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	9,719,452 円	7,806,699 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	60,072,843円	47,693,634円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	21,864,771円	16,653,868円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	266,252,598円	217,000,520円
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	262,983,175円	460,215,414円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	590,145,683円	754,198,135円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)	2,451,240,358円	3,156,989,769円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	642,323,368円	856,969,643円
D-I's 外国債券インデックス	955,173円	1,576,951円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	11,074,320円	17,803,370円
iFree 外国債券インデックス	1,955,184,846円	2,200,419,902円
iFree 8資産バランス	1,638,369,400円	2,096,998,681円
iFree 年金バランス	286,017,356円	414,955,962円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	-円	15,487円
DCダイワ外国債券インデックス	49,808,996,532円	50,637,770,780円
ダイワ・ライフ・バランス30	1,014,640,444円	1,136,510,420円
ダイワ・ライフ・バランス50	638,800,912円	748,096,200円
ダイワ・ライフ・バランス70	416,763,408円	536,355,138円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	613,972,044円	678,972,136円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	476,490,455円	528,662,958円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	180,112,794円	207,883,088円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	31,665,502円	35,036,632円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	12,404,666円	17,108,723円
ダイワつみたてインデックス外国債券	1,097,389,560円	1,616,647,733円
ダイワつみたてインデックスバランス30	3,775,192円	4,455,883円
ダイワつみたてインデックスバランス50	1,373,889円	1,664,065円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワつみたてインデックスバランス70	2,283,447円	3,266,544円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ラップ専用)	13,190,068円	500,189,943円
ダイワ世界バランスファンド40VA	126,843,591円	112,079,398円
ダイワ世界バランスファンド60VA	102,203,653円	29,164,889円
ダイワ・バランスファンド35VA	3,551,269,117円	3,120,655,285円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	216,527,536円	196,547,666円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	147,565,497円	157,087,189円
ダイワ・ノーロード 外国債券 ファンド	45,857,095円	59,842,527円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	2,543,603,718円	2,432,461,646円
ダイワ投信倶楽部外国債券 インデックス	5,594,994,510円	5,738,328,232円
ダイワライフスタイル25	29,519,607円	28,659,043円
ダイワライフスタイル50	59,493,589円	61,249,567円
ダイワライフスタイル75	15,350,932円	16,530,569円
計	75,409,227,916円	79,274,139,359円
2. 期末日における受益権の総数	75,409,227,916口	79,274,139,359口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△38,401,363,090	△4,615,955,011
合計	△38,401,363,090	△4,615,955,011

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	959,572,179	-	994,947,629	35,375,450	1,210,552,044	-	1,218,961,634	8,409,590

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
アメリカ・ドル	492,309,221	-	515,256,882	22,947,661	161,165,540	-	161,488,681	323,141
イギリス・ポンド	-	-	-	-	10,810,273	-	10,809,474	△799
オフショア・人民元	171,335,360	-	178,175,216	6,839,856	723,623,800	-	722,258,500	△1,365,300
シンガポール・ドル	-	-	-	-	27,108,708	-	27,545,284	436,576
メキシコ・ペソ	-	-	-	-	195,982,580	-	205,009,140	9,026,560
ユーロ	295,927,598	-	301,515,531	5,587,933	91,861,143	-	91,850,555	△10,588
合計	959,572,179	-	994,947,629	35,375,450	1,210,552,044	-	1,218,961,634	8,409,590

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	3,0995円	3,2426円
(1万口当たり純資産額)	(30,995円)	(32,426円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6% United States Treasury Note/Bond 20260215	855,000.000	888,490.350	
		6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	709,000.000	766,436.090	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	738,000.000	780,058.620	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	714,000.000	813,731.520	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	2,391,000.000	2,628,784.950	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	1,176,000.000	1,267,892.640	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	847,000.000	957,880.770	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20380215	548,000.000	582,195.200	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20380515	519,000.000	557,707.020	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	1,049,000.000	1,003,085.270	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20390515	1,121,000.000	1,169,819.550	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20390815	1,060,000.000	1,137,878.200	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1,210,000.000	1,278,715.900	
		4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1,010,000.000	1,098,405.300	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20400515	1,678,000.000	1,769,098.620	
		3.875% United States Treasury Note/Bond 20400815	1,091,000.000	1,080,144.550	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20401115	1,469,000.000	1,523,015.130	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	1,254,000.000	1,380,403.200	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,365,000.000	1,432,635.750	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	1,517,000.000	1,462,357.660	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20411115	1,450,000.000	1,273,578.500	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	1,623,000.000	1,420,725.510	
		3% United States Treasury Note/Bond 20420515	1,353,000.000	1,159,074.510	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	5,231,000.000	4,295,331.030	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	1,630,000.000	1,335,833.900	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,626,000.000	2,282,913.100	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	2,298,000.000	1,915,268.100	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	3,214,000.000	3,013,607.100	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	2,081,000.000	1,985,752.630	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	3,307,000.000	3,092,408.770	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	3,327,000.000	2,990,374.140	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20240815	6,162,000.000	5,963,398.740	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	1,929,000.000	1,662,817.290	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	5,921,000.000	5,694,521.750	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	2,746,000.000	2,314,466.100	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250215	5,743,000.000	5,478,247.700	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	2,563,000.000	1,974,150.750	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	5,788,000.000	5,512,606.960	
		3% United States Treasury Note/Bond 20450515	1,835,000.000	1,543,436.850	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250815	5,743,000.000	5,435,864.360	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20450815	1,873,000.000	1,539,212.670	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	5,840,000.000	5,537,488.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	659,000.000	553,480.920	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	4,866,000.000	4,525,380.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	3,148,000.000	2,412,816.080	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	7,729,000.000	7,151,411.830	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	2,823,000.000	2,161,175.880	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,400,000.000	4,954,878.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	2,780,000.000	2,022,533.400	
		2% United States Treasury Note/Bond 20261115	5,300,000.000	4,921,315.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	1,000,000.000	820,740.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	3,640,000.000	3,398,850.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	2,345,000.000	1,967,032.900	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20270515	6,400,000.000	5,986,496.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470515	2,000,000.000	1,678,040.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20240531	3,300,000.000	3,199,185.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20240630	2,400,000.000	2,320,704.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	5,900,000.000	5,478,917.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20240731	3,000,000.000	2,898,450.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20470815	1,450,000.000	1,161,493.500	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20240831	2,000,000.000	1,922,140.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20240930	2,500,000.000	2,406,375.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20271115	5,500,000.000	5,089,425.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20471115	2,500,000.000	2,003,125.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241031	3,500,000.000	3,368,680.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20241130	3,200,000.000	3,069,984.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241231	2,800,000.000	2,686,516.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20280215	6,350,000.000	5,991,923.500	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20250131	2,600,000.000	2,501,616.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250228	2,700,000.000	2,606,958.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	3,000,000.000	2,517,690.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,900,000.000	2,791,453.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	3,800,000.000	3,263,098.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280515	6,500,000.000	6,159,205.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250430	1,900,000.000	1,835,267.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250531	3,550,000.000	3,428,093.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250630	3,000,000.000	2,888,190.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	6,700,000.000	6,334,850.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480815	3,220,000.000	2,703,286.600	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250731	2,500,000.000	2,411,500.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250831	3,600,000.000	3,461,040.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20250930	2,500,000.000	2,415,025.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20251031	2,500,000.000	2,413,375.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20281115	3,700,000.000	3,537,459.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	3,020,000.000	2,715,735.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20251130	3,000,000.000	2,886,780.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20251231	1,500,000.000	1,434,255.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	6,600,000.000	6,135,162.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20260131	2,500,000.000	2,388,550.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	4,700,000.000	3,953,781.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	2,500,000.000	2,379,000.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20260331	2,500,000.000	2,361,500.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20490515	4,650,000.000	3,822,951.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20290515	3,900,000.000	3,568,266.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20260430	2,800,000.000	2,650,480.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20260531	3,000,000.000	2,816,130.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20240630	3,500,000.000	3,375,330.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	2,800,000.000	2,608,144.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20240731	5,500,000.000	5,291,880.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260731	2,500,000.000	2,323,325.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	4,700,000.000	4,110,103.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20490815	4,600,000.000	3,319,682.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20260831	2,800,000.000	2,556,456.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20240831	4,000,000.000	3,815,920.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260930	2,500,000.000	2,298,475.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20240930	3,000,000.000	2,864,220.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20241031	1,000,000.000	952,510.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261031	3,000,000.000	2,753,370.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20291115	2,850,000.000	2,507,088.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	4,500,000.000	3,338,235.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261130	2,000,000.000	1,833,080.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20241130	3,000,000.000	2,851,980.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20261231	2,500,000.000	2,299,150.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20241231	2,500,000.000	2,380,850.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20250131	1,700,000.000	1,606,194.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	5,000,000.000	4,298,400.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20270131	6,500,000.000	5,911,165.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20500215	5,400,000.000	3,673,134.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20270228	300,000.000	268,716.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20250228	5,200,000.000	4,883,216.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,500,000.000	2,316,650.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20270331	1,600,000.000	1,401,776.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	6,800,000.000	5,458,836.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20250430	2,700,000.000	2,489,427.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270430	2,400,000.000	2,087,280.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20500515	5,600,000.000	3,120,768.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	5,000,000.000	3,229,250.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270531	3,500,000.000	3,034,395.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250531	3,000,000.000	2,751,600.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250630	6,500,000.000	5,949,775.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270630	3,500,000.000	3,026,870.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250731	3,400,000.000	3,102,296.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300815	8,000,000.000	6,384,000.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270731	5,000,000.000	4,289,800.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	6,700,000.000	3,855,314.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	5,000,000.000	3,200,650.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270831	3,500,000.000	3,012,380.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250930	4,000,000.000	3,632,880.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270930	4,000,000.000	3,415,360.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250831	3,500,000.000	3,184,160.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	9,800,000.000	7,947,506.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20251031	4,000,000.000	3,619,600.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20271031	4,000,000.000	3,425,280.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	6,800,000.000	4,183,020.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20401115	5,100,000.000	3,396,651.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251130	5,100,000.000	4,617,081.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	5,000,000.000	4,296,550.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271231	5,000,000.000	4,287,200.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251231	1,000,000.000	904,120.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	7,000,000.000	6,025,600.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20510215	5,900,000.000	3,868,866.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20310215	10,700,000.000	8,819,903.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20260131	5,000,000.000	4,502,200.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20280229	5,000,000.000	4,371,850.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20410215	4,700,000.000	3,401,343.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	3,000,000.000	2,702,970.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280331	4,000,000.000	3,512,240.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260331	4,000,000.000	3,626,680.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20310515	8,700,000.000	7,399,872.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260430	4,500,000.000	4,064,400.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280430	6,000,000.000	5,259,720.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20510515	6,400,000.000	4,719,744.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20410515	3,800,000.000	2,917,830.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280531	4,000,000.000	3,499,440.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260531	4,400,000.000	3,963,608.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20240615	2,000,000.000	1,903,120.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280630	5,000,000.000	4,366,000.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	5,000,000.000	4,519,200.000	
		0.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240715	5,500,000.000	5,219,720.000	
		0.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240815	3,000,000.000	2,836,260.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310815	10,300,000.000	8,451,356.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	6,900,000.000	4,658,535.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20410815	3,700,000.000	2,589,186.000	
		0.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260731	6,000,000.000	5,360,220.000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	5,000,000.000	4,300,000.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	5,000,000.000	4,319,100.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	5,000,000.000	4,473,500.000	
		0.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240915	7,500,000.000	7,067,700.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280930	5,000,000.000	4,339,600.000	
		0.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260930	3,500,000.000	3,141,285.000	
		0.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241015	2,000,000.000	1,884,960.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241115	4,500,000.000	4,236,210.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	10,000,000.000	8,243,500.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	6,600,000.000	4,311,648.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	4,000,000.000	2,915,000.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281031	6,000,000.000	5,235,180.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261031	7,000,000.000	6,316,380.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261130	4,000,000.000	3,617,480.000	
		1.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281130	5,600,000.000	4,912,432.000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241215	2,200,000.000	2,073,060.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281231	4,000,000.000	3,479,200.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261231	4,000,000.000	3,613,320.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250115	1,000,000.000	941,810.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	10,400,000.000	8,909,368.000	
		1.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250215	3,700,000.000	3,498,720.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290131	4,300,000.000	3,813,627.000	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	3,900,000.000	2,792,205.000	
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420215	2,500,000.000	1,938,700.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	5,000,000.000	4,459,350.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270228	5,000,000.000	4,602,200.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250315	5,000,000.000	4,741,300.000	
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290331	3,000,000.000	2,748,390.000	
		2.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270331	5,000,000.000	4,705,350.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250415	3,000,000.000	2,886,030.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320515	9,300,000.000	8,625,192.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250515	3,000,000.000	2,890,650.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520515	5,000,000.000	4,108,650.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420515	1,500,000.000	1,334,790.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290430	3,000,000.000	2,822,670.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270430	3,000,000.000	2,846,460.000	
		2.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240531	4,500,000.000	4,383,090.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290531	6,000,000.000	5,605,020.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270531	2,000,000.000	1,887,340.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250615	2,000,000.000	1,930,580.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290630	4,000,000.000	3,840,120.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270630	3,000,000.000	2,898,510.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250715	3,000,000.000	2,901,600.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270731	4,070,000.000	3,854,412.100	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240630	1,000,000.000	977,000.000	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250815	2,500,000.000	2,423,775.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	9,500,000.000	8,710,455.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520815	5,200,000.000	4,385,524.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420815	2,000,000.000	1,810,000.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240731	3,970,000.000	3,873,449.600	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290731	3,360,000.000	3,114,148.800	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240831	3,890,000.000	3,800,996.800	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270831	2,500,000.000	2,402,000.000	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290831	3,500,000.000	3,336,340.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250915	2,300,000.000	2,247,123.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20240930	3,500,000.000	3,460,870.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	2,500,000.000	2,485,150.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270930	1,500,000.000	1,499,025.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251015	3,400,000.000	3,376,540.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241031	1,000,000.000	990,210.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271031	3,000,000.000	2,999,340.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	6,700,000.000	6,854,368.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251115	1,500,000.000	1,498,785.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	3,700,000.000	3,774,000.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291031	3,000,000.000	3,003,960.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241130	3,000,000.000	2,976,090.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291130	2,500,000.000	2,486,750.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271130	3,000,000.000	2,972,040.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20421115	2,500,000.000	2,476,550.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251215	3,500,000.000	3,460,555.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260115	1,500,000.000	1,478,460.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291231	5,000,000.000	4,975,000.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271231	1,500,000.000	1,486,140.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241231	3,000,000.000	2,966,190.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250131	1,000,000.000	987,010.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300131	5,000,000.000	4,869,500.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260215	3,500,000.000	3,461,500.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330215	8,000,000.000	7,796,240.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430215	1,500,000.000	1,457,340.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530215	4,500,000.000	4,287,645.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280131	3,700,000.000	3,610,016.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250228	4,500,000.000	4,479,660.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300228	1,000,000.000	1,003,120.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280229	3,000,000.000	2,992,770.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260315	2,500,000.000	2,514,450.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250331	3,000,000.000	2,950,530.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300331	1,800,000.000	1,767,366.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280331	3,700,000.000	3,630,736.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260415	2,000,000.000	1,965,840.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300430	3,000,000.000	2,923,110.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280430	2,000,000.000	1,951,860.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260515	1,000,000.000	979,800.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	3,300,000.000	3,183,708.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530515	1,300,000.000	1,240,174.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430515	1,500,000.000	1,458,630.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250430	4,000,000.000	3,935,600.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250531	3,600,000.000	3,569,328.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280531	3,700,000.000	3,635,509.000	
		アメリカ・ドル 小計		891,230,505.660 (125,119,850,690)	
	イギリス・ポンド	2% United Kingdom Gilt 20250907	921,000.000	864,487.440	
		2.5% United Kingdom Gilt 20650722	1,282,000.000	824,326.000	
		1.5% United Kingdom Gilt 20260722	1,465,000.000	1,330,542.300	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	1,760,000.000	972,470.400	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	1,450,000.000	1,026,266.500	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	1,810,000.000	963,101.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	1,410,000.000	1,234,807.500	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	1,500,000.000	1,298,655.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20711022	1,040,000.000	483,506.400	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	1,210,000.000	698,666.100	
		1.625% United Kingdom Gilt 20541022	850,000.000	441,218.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	1,500,000.000	1,209,735.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20250607	1,900,000.000	1,751,743.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20411022	1,190,000.000	701,981.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	1,300,000.000	976,430.000	
		0.5% United Kingdom Gilt 20611022	1,700,000.000	497,420.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20260130	1,500,000.000	1,331,475.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20280131	1,600,000.000	1,307,040.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20501022	1,100,000.000	431,717.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20350731	1,700,000.000	1,091,417.000	
		0.25% United Kingdom Gilt 20310731	2,500,000.000	1,801,875.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20460131	2,000,000.000	963,100.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20261022	3,500,000.000	3,021,725.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20510731	1,800,000.000	865,566.000	
		0.25% UNITED KINGDOM GILT 20250131	1,100,000.000	1,017,665.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20390131	2,100,000.000	1,295,658.000	
		0.5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	700,000.000	560,525.000	
		0.875% UNITED KINGDOM GILT 20330731	2,300,000.000	1,641,602.000	
		1.5% UNITED KINGDOM GILT 20530731	1,300,000.000	656,422.000	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	3,600,000.000	2,735,460.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20731022	820,000.000	297,446.800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.125% UNITED KINGDOM GILT 20270129	2,000,000.000	1,946,000.000	
		3.75% UNITED KINGDOM GILT 20380129	1,000,000.000	910,100.000	
		3.25% UNITED KINGDOM GILT 20330131	100,000.000	91,035.000	
		3.5% UNITED KINGDOM GILT 20251022	400,000.000	384,936.000	
		3.75% UNITED KINGDOM GILT 20531022	600,000.000	516,300.000	
		4% UNITED KINGDOM GILT 20631022	300,000.000	276,960.000	
		6% United Kingdom Gilt 20281207	949,000.000	1,015,572.350	
		4.25% United Kingdom Gilt 20320607	2,240,000.000	2,229,920.000	
		5% United Kingdom Gilt 20250307	1,472,000.000	1,470,881.280	
		4.25% United Kingdom Gilt 20360307	1,362,000.000	1,330,074.720	
		4.75% United Kingdom Gilt 20381207	1,357,000.000	1,383,732.900	
		4.25% United Kingdom Gilt 20551207	1,708,000.000	1,633,001.720	
		4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,366,000.000	1,295,787.600	
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	1,232,000.000	1,213,520.000	
		4.5% United Kingdom Gilt 20421207	2,116,000.000	2,090,502.200	
		4.75% United Kingdom Gilt 20301207	1,600,000.000	1,640,096.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20491207	1,343,000.000	1,272,828.250	
		4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,446,000.000	1,390,589.280	
		4.5% United Kingdom Gilt 20340907	1,560,000.000	1,568,502.000	
		4% United Kingdom Gilt 20600122	1,174,000.000	1,082,944.560	
		4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,577,000.000	1,513,825.380	
		3.75% United Kingdom Gilt 20520722	1,552,000.000	1,350,783.200	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	1,866,000.000	1,531,538.160	
		3.5% United Kingdom Gilt 20680722	1,386,000.000	1,150,823.520	
		2.75% United Kingdom Gilt 20240907	1,092,000.000	1,062,417.720	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	1,524,000.000	1,293,586.440	
		イギリス・ボンド 小計		66,940,307.720 (11,896,631,489)	
	イスラエル・シ ュケル	6.25% Israel Government Bond - Fixed 20261030	1,800,000.000	1,927,098.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.5% Israel Government Bond - Fixed 20420131	1,600,000.000	1,910,480.000	
		1.75% Israel Government Bond - Fixed 20250831	2,300,000.000	2,181,803.000	
		2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	1,800,000.000	1,681,416.000	
		3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	2,400,000.000	2,273,784.000	
		2.25% Israel Government Bond - Fixed 20280928	1,200,000.000	1,111,056.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	2,400,000.000	2,007,144.000	
		0.5% Israel Government Bond - Fixed 20250430	1,600,000.000	1,492,848.000	
		1.5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	1,700,000.000	1,262,454.000	
		0.5% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20260227	200,000.000	181,808.000	
		0.4% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20241031	900,000.000	852,633.000	
		1.3% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20320430	300,000.000	245,091.000	
		2.8% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20521129	600,000.000	461,610.000	
		イスラエル・シュケル 小計		17,589,225.000 (689,119,451)	
	オーストラリア ・ドル	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	1,989,000.000	2,049,763.950	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	1,354,000.000	1,309,439.860	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	1,798,000.000	1,771,515.460	
		4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	2,258,000.000	2,354,055.320	
		4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	1,748,000.000	1,763,364.920	
		3.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20370421	1,113,000.000	1,068,146.100	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20350621	1,307,000.000	1,146,618.030	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	792,000.000	703,430.640	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	1,672,000.000	1,596,392.160	
		2.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20280521	1,178,000.000	1,092,936.620	
		3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	1,252,000.000	1,010,576.840	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	1,500,000.000	1,418,145.000	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20291121	1,900,000.000	1,776,481.000	
		2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	2,870,000.000	2,625,562.100	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20410521	1,390,000.000	1,127,123.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20310621	2,840,000.000	2,365,634.800	
		1. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20320521	2,700,000.000	2,152,224.000	
		0. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20241121	2,400,000.000	2,270,160.000	
		1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20301221	2,000,000.000	1,620,900.000	
		1. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	1,400,000.000	823,088.000	
		0. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20251121	1,600,000.000	1,463,696.000	
		1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20311121	2,500,000.000	1,973,450.000	
		0. 5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260921	1,200,000.000	1,075,932.000	
		1. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20321121	1,600,000.000	1,322,400.000	
		3% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20331121	1,300,000.000	1,190,943.000	
		3. 75% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20340521	1,200,000.000	1,173,432.000	
		3. 5% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20341221	1,100,000.000	1,047,046.000	
		オーストラリア・ドル 小計		41,292,457.000 (3,938,061,624)	
	オフショア・人民元	3. 22% China Government Bond 20251206	5,200,000.000	5,333,328.000	
		3. 25% China Government Bond 20281122	5,000,000.000	5,218,850.000	
		3. 29% China Government Bond 20290523	5,000,000.000	5,221,600.000	
		3. 25% China Government Bond 20260606	5,000,000.000	5,152,300.000	
		3. 12% China Government Bond 20261205	12,000,000.000	12,326,640.000	
		3. 13% China Government Bond 20291121	8,000,000.000	8,278,240.000	
		2. 85% China Government Bond 20270604	13,000,000.000	13,228,280.000	
		2. 68% China Government Bond 20300521	11,500,000.000	11,554,510.000	
		3. 02% China Government Bond 20251022	18,000,000.000	18,352,440.000	
		3. 28% China Government Bond 20271203	9,000,000.000	9,351,630.000	
		3. 27% China Government Bond 20301119	12,500,000.000	13,131,250.000	
		3. 03% China Government Bond 20260311	7,000,000.000	7,158,830.000	
		3. 81% China Government Bond 20500914	7,300,000.000	8,277,178.000	
		3. 01% China Government Bond 20280513	7,000,000.000	7,189,070.000	
		3. 72% China Government Bond 20510412	14,000,000.000	15,626,100.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.02% China Government Bond 20310527	15,800,000.000	16,208,272.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	4,500,000.000	4,552,200.000	
		2.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20260804	5,000,000.000	5,065,350.000	
		3.57% CHINA GOVERNMENT BOND 20240622	11,000,000.000	11,195,470.000	
		3.59% CHINA GOVERNMENT BOND 20270803	5,500,000.000	5,799,145.000	
		3.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20240921	15,000,000.000	15,362,700.000	
		3.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20280517	5,000,000.000	5,331,700.000	
		3.61% CHINA GOVERNMENT BOND 20250607	17,000,000.000	17,581,570.000	
		3.54% CHINA GOVERNMENT BOND 20280816	4,500,000.000	4,760,730.000	
		4.08% CHINA GOVERNMENT BOND 20481022	4,500,000.000	5,280,255.000	
		3.86% CHINA GOVERNMENT BOND 20490722	6,300,000.000	7,160,139.000	
		3.77% CHINA GOVERNMENT BOND 20250308	11,000,000.000	11,364,980.000	
		3.39% CHINA GOVERNMENT BOND 20500316	12,000,000.000	12,627,480.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	5,500,000.000	5,613,465.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	11,500,000.000	12,447,255.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	6,000,000.000	6,097,140.000	
		2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20270120	17,000,000.000	16,998,300.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	7,200,000.000	7,236,936.000	
		2.26% CHINA GOVERNMENT BOND 20250224	10,000,000.000	10,021,000.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	15,000,000.000	15,218,550.000	
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	5,500,000.000	5,746,290.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	5,000,000.000	5,026,400.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	4,000,000.000	4,038,360.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	4,000,000.000	4,000,280.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	25,000,000.000	24,991,000.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	32,000,000.000	31,758,400.000	
		1.99% CHINA GOVERNMENT BOND 20240915	22,000,000.000	21,984,820.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	9,500,000.000	9,515,295.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	17,200,000.000	17,213,760.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	14,000,000.000	14,233,240.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	5,500,000.000	5,556,265.000	
		2.28% CHINA GOVERNMENT BOND 20251125	18,000,000.000	18,031,860.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	19,000,000.000	19,205,010.000	
		2.29% CHINA GOVERNMENT BOND 20241225	5,000,000.000	5,016,800.000	
		2.64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	20,000,000.000	20,199,000.000	
		2.46% CHINA GOVERNMENT BOND 20260215	18,000,000.000	18,105,120.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	15,000,000.000	15,291,150.000	
		2.35% CHINA GOVERNMENT BOND 20250315	23,000,000.000	23,098,210.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	15,000,000.000	15,199,950.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20280415	25,000,000.000	25,232,000.000	
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	7,000,000.000	7,236,320.000	
		2.3% CHINA GOVERNMENT BOND 20260515	7,000,000.000	7,016,940.000	
		2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	15,000,000.000	15,044,850.000	
		オフショア・人民元 小計		674,064,203.000 (13,179,977,361)	
	カナダ・ドル	2.75% Canada Government International Bond 20641201	605,000.000	532,333.450	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	983,000.000	1,099,436.350	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,117,000.000	1,333,921.400	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,012,000.000	1,190,304.280	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	913,000.000	985,976.090	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	961,000.000	981,824.870	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	1,405,000.000	1,373,036.250	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	1,337,000.000	1,208,273.640	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,156,000.000	1,108,997.040	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	969,000.000	901,809.540	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,240,000.000	1,117,450.800	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	650,000.000	603,993.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	3,710,000.000	2,827,279.700	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	1,220,000.000	1,139,101.800	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240901	1,400,000.000	1,345,092.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	3,450,000.000	2,980,903.500	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250301	700,000.000	662,186.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250901	2,890,000.000	2,655,505.400	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,000,000.000	1,614,340.000	
		0.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260301	2,100,000.000	1,891,764.000	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260901	300,000.000	273,636.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20310601	3,400,000.000	2,941,476.000	
		0.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20241001	1,000,000.000	949,400.000	
		1.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20531201	2,650,000.000	1,876,730.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	2,200,000.000	2,003,298.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	2,100,000.000	1,802,388.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250401	200,000.000	189,458.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,500,000.000	1,335,165.000	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20291201	100,000.000	92,906.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270901	400,000.000	383,904.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240801	200,000.000	195,242.000	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20251001	1,000,000.000	970,420.000	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20321201	770,000.000	713,104.700	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20241101	360,000.000	351,298.800	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280301	200,000.000	198,142.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250201	300,000.000	295,536.000	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260401	600,000.000	582,006.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	600,000.000	566,976.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250501	300,000.000	295,734.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20551201	400,000.000	357,036.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280901	1,200,000.000	1,176,684.000	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250801	500,000.000	490,565.000	
	カナダ・ドル 小計			45,594,634.610 (4,801,115,025)	
	シンガポール・ドル	3.5% SINGAPORE GOVERNMENT 20270301	772,000.000	780,492.000	
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20240901	923,000.000	915,431.400	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20300901	809,000.000	801,314.500	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20420401	400,000.000	408,120.000	
		3.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	568,000.000	588,561.600	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	625,000.000	619,375.000	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20250601	524,000.000	513,567.160	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	688,000.000	716,552.000	
		2.125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	450,000.000	435,375.000	
		2.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20360801	750,000.000	701,250.000	
		2.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20280501	550,000.000	539,654.500	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20390701	350,000.000	332,517.500	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20500301	540,000.000	479,520.000	
		0.5% SINGAPORE GOVERNMENT 20251101	750,000.000	701,850.000	
		1.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20310701	600,000.000	540,600.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20511001	200,000.000	180,638.000	
		1.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20261101	200,000.000	187,400.000	
		2.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20320801	240,000.000	232,855.200	
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20720801	220,000.000	260,590.000	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20270901	100,000.000	99,200.000	
	シンガポール・ドル 小計			10,034,863.860 (1,049,446,062)	
	スウェーデン・クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	3,655,000.000	4,087,167.200	
		2.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	7,595,000.000	7,505,758.750	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	7,180,000.000	6,769,088.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	5,050,000.000	4,632,112.500	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20320601	3,300,000.000	3,252,513.000	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	6,400,000.000	5,755,712.000	
		0.125% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20310512	5,000,000.000	4,174,650.000	
		1.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20331111	2,000,000.000	1,882,820.000	
	スウェーデン・クローナ 小計			38,059,822.050 (498,203,071)	
	デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	13,662,000.000	16,653,704.760	
		1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	6,013,000.000	5,841,629.500	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	5,100,000.000	4,639,725.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	8,590,000.000	7,506,027.900	
		0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20521115	3,500,000.000	1,777,195.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20311115	500,000.000	400,625.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20241115	1,000,000.000	955,960.000	
	デンマーク・クローネ 小計			37,774,867.160 (771,362,788)	
	ニュージーランド・ドル	4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20270415	600,000.000	598,506.000	
		3.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20330414	900,000.000	826,083.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	490,000.000	395,136.000	
		3% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20290420	600,000.000	554,292.000	
		1.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20310515	530,000.000	425,118.300	
		1.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20410515	350,000.000	224,609.000	
		0.25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20280515	400,000.000	325,916.000	
		0.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20260515	500,000.000	443,645.000	
		2% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20320515	440,000.000	359,070.800	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	380,000.000	268,371.200	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20250415	640,000.000	613,964.800	
		4.25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20340515	200,000.000	194,476.000	
		4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20300515	500,000.000	500,275.000	
	ニュージーランド・ドル 小計			5,729,463.100	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(498,062,228)	
	ノルウェー・クローネ	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	5,395,000.000	5,211,408.150	
		1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	4,340,000.000	4,101,994.400	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	4,450,000.000	4,171,163.000	
		2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20280426	3,500,000.000	3,256,820.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	3,850,000.000	3,469,851.000	
		1.375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	4,800,000.000	4,143,744.000	
		1.25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20310917	3,500,000.000	2,925,125.000	
		2.125% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20320518	1,700,000.000	1,512,422.000	
		3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20330815	1,500,000.000	1,430,430.000	
	ノルウェー・クローネ	小計		30,222,957.550 (397,734,121)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	4,377,000.000	3,970,157.850	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	3,170,000.000	2,793,562.500	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	4,840,000.000	4,074,118.400	
		2.25% Poland Government Bond 20241025	3,400,000.000	3,235,576.000	
		0.75% Poland Government Bond 20250425	2,000,000.000	1,823,800.000	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	3,000,000.000	2,193,000.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	2,200,000.000	1,832,754.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20240725	1,000,000.000	937,620.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	1,800,000.000	1,288,980.000	
		3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	500,000.000	464,325.000	
		7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	1,000,000.000	1,070,240.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20251025	1,500,000.000	1,319,715.000	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	2,000,000.000	2,017,000.000	
		5.75% Poland Government Bond 20290425	827,000.000	823,443.900	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	3,650,000.000	3,186,997.500	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	4,591,000.000	4,355,252.150	
	ポーランド・ズロチ	小計		35,386,542.300 (1,208,821,978)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	マレーシア・リンギット	3.502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	2,373,000.000	2,365,026.720	
		4.498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	1,178,000.000	1,237,877.740	
		4.392% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260415	1,514,000.000	1,552,273.920	
		4.232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	1,300,000.000	1,338,961.000	
		3.892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	731,000.000	738,368.480	
		3.844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	1,427,000.000	1,430,096.590	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	1,886,000.000	1,894,034.360	
		4.935% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430930	1,300,000.000	1,436,500.000	
		4.181% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240715	1,057,000.000	1,065,456.000	
		3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	1,737,000.000	1,755,568.530	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	1,220,000.000	1,252,818.000	
		4.736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	930,000.000	1,003,869.900	
		3.9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	1,550,000.000	1,568,724.000	
		4.059% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240930	1,550,000.000	1,563,655.500	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	1,190,000.000	1,204,648.900	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	1,950,000.000	2,095,489.500	
		3.882% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250314	1,200,000.000	1,211,460.000	
		4.642% MALAYSIAN GOVERNMENT 20331107	1,200,000.000	1,285,080.000	
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	2,000,000.000	2,196,220.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	650,000.000	658,580.000	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	2,310,000.000	2,335,779.600	
		4.921% MALAYSIAN GOVERNMENT 20480706	1,200,000.000	1,340,808.000	
		3.478% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240614	400,000.000	400,808.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	1,300,000.000	1,286,597.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	1,750,000.000	1,669,955.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	2,650,000.000	2,599,252.500	
		2.632% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310415	1,800,000.000	1,655,964.000	
		3.582% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320715	1,400,000.000	1,384,110.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.696% MALAYSIAN GOVERNMENT 20421015	400,000.000	431,032.000	
		4.504% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290430	500,000.000	521,980.000	
		4.457% MALAYSIAN GOVERNMENT 20530331	700,000.000	736,512.000	
		3.519% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280420	1,000,000.000	999,920.000	
	マレーシア・リンギット 小計			44,217,427.240 (1,342,405,717)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	37,290,000.000	33,943,968.300	
		8% Mexican Bonos 20471107	21,300,000.000	19,163,397.000	
		8% Mexican Bonos 20240905	23,800,000.000	23,018,646.000	
		5.5% MEXICAN BONOS 20270304	7,000,000.000	6,195,070.000	
		5% MEXICAN BONOS 20250306	1,000,000.000	919,840.000	
		8% MEXICAN BONOS 20530731	14,000,000.000	12,489,680.000	
		7.5% MEXICAN BONOS 20330526	10,000,000.000	9,114,500.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	23,919,000.000	23,712,579.030	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	27,968,000.000	26,447,379.840	
		10% Mexican Bonos 20361120	8,874,000.000	9,677,718.180	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	29,544,000.000	29,053,274.160	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	18,894,000.000	18,086,470.440	
		7.75% Mexican Bonos 20310529	32,515,000.000	30,501,020.900	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	21,654,000.000	19,069,811.640	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	7,944,000.000	7,322,143.680	
	メキシコ・ペソ 小計			268,715,499.170 (2,199,516,975)	
	ユーロ	0.75% Finland Government Bond 20310415	364,000.000	308,795.760	
		0.875% Finland Government Bond 20250915	279,000.000	266,352.930	
		0.5% Finland Government Bond 20260415	811,000.000	758,601.290	
		1.375% Finland Government Bond 20470415	360,000.000	255,254.400	
		0.5% Finland Government Bond 20270915	800,000.000	725,200.000	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	470,000.000	385,682.000	
		0.5% Finland Government Bond 20280915	500,000.000	443,215.000	
		0.5% Finland Government Bond 20290915	500,000.000	432,565.000	
		Finland Government Bond 20240915	200,000.000	192,274.000	
		0.125% Finland Government Bond 20360415	310,000.000	210,220.300	
		0.25% Finland Government Bond 20400915	400,000.000	243,596.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Finland Government Bond 20300915	500,000.000	405,790.000	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	400,000.000	178,444.000	
		0.125% Finland Government Bond 20310915	600,000.000	476,844.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 20260915	200,000.000	182,222.000	
		0.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20430415	450,000.000	271,732.500	
		1.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20320915	300,000.000	263,973.000	
		1.375% FINLAND GOVERNMENT BOND 20270415	270,000.000	255,420.000	
		2.75% FINLAND GOVERNMENT BOND 20380415	400,000.000	375,584.000	
		3% FINLAND GOVERNMENT BOND 20330915	300,000.000	298,581.000	
		1.2% Austria Government Bond 20251020	1,373,000.000	1,318,491.900	
		0.75% Austria Government Bond 20261020	1,126,000.000	1,049,533.340	
		1.5% Austria Government Bond 20470220	784,000.000	561,649.760	
		1.5% Austria Government Bond 20861102	240,000.000	137,570.400	
		0.5% Austria Government Bond 20270420	1,280,000.000	1,170,419.200	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	540,000.000	378,939.600	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	1,200,000.000	1,088,280.000	
		0.5% Austria Government Bond 20290220	1,280,000.000	1,118,745.600	
		Austria Government Bond 20240715	800,000.000	773,128.000	
		Austria Government Bond 20300220	980,000.000	806,059.800	
		0.75% Austria Government Bond 20510320	700,000.000	389,683.000	
		Austria Government Bond 20401020	400,000.000	228,996.000	
		0.85% Austria Government Bond 21200630	350,000.000	137,543.000	
		Austria Government Bond 20310220	1,200,000.000	956,052.000	
		Austria Government Bond 20250420	480,000.000	453,936.000	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	600,000.000	407,832.000	
		0.7% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20710420	300,000.000	128,763.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20281020	300,000.000	257,304.000	
		0.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20320220	1,500,000.000	1,257,405.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.85% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20490523	300,000.000	227,868.000	
		2% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20260715	300,000.000	291,936.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20330220	300,000.000	295,221.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20290523	1,000,000.000	998,830.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20250622	1,699,000.000	1,625,858.050	
		1% Belgium Government Bond 20310622	1,774,000.000	1,529,915.340	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	1,058,000.000	875,611.380	
		1% Belgium Government Bond 20260622	1,463,000.000	1,383,222.610	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	1,244,000.000	863,186.720	
		2.15% Belgium Government Bond 20660622	740,000.000	527,546.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	1,100,000.000	1,015,267.000	
		0.5% Belgium Government Bond 20241022	1,050,000.000	1,012,840.500	
		2.25% Belgium Government Bond 20570622	580,000.000	439,268.800	
		1.45% Belgium Government Bond 20370622	600,000.000	475,284.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20280622	1,490,000.000	1,352,234.600	
		1.25% Belgium Government Bond 20330422	650,000.000	554,502.000	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	1,500,000.000	1,343,190.000	
		1.7% Belgium Government Bond 20500622	700,000.000	481,488.000	
		0.1% Belgium Government Bond 20300622	1,220,000.000	1,007,720.000	
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	860,000.000	525,855.600	
		Belgium Government Bond 20271022	1,200,000.000	1,062,336.000	
		Belgium Government Bond 20311022	1,600,000.000	1,251,520.000	
		0.65% Belgium Government Bond 20710622	530,000.000	204,829.100	
		0.35% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20320622	400,000.000	316,104.000	
		1.4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20530622	800,000.000	490,816.000	
		2.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20390422	400,000.000	367,832.000	
		3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20330622	500,000.000	494,965.000	
		3.3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20540622	600,000.000	567,378.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.45% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20430622	700,000.000	693,875.000	
		6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	1,167,000.000	1,341,361.470	
		5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	2,162,000.000	2,451,794.480	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	950,000.000	1,052,400.500	
		6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	1,951,000.000	2,399,164.210	
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	3,048,000.000	3,687,775.200	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	2,305,000.000	2,803,686.750	
		4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	3,271,000.000	3,793,836.640	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	1,325,000.000	1,600,759.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,739,000.000	2,237,362.620	
		3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	1,974,000.000	2,152,114.020	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	2,808,000.000	2,760,292.080	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	2,679,000.000	2,649,450.630	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240815	4,042,000.000	3,942,849.740	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250215	2,194,000.000	2,104,616.440	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250815	2,134,000.000	2,049,600.300	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	4,168,000.000	3,927,714.800	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	2,420,000.000	2,227,077.600	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270215	4,200,000.000	3,861,018.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	3,300,000.000	3,038,904.000	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	2,770,000.000	2,118,745.300	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	1,900,000.000	1,735,992.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	4,100,000.000	3,665,318.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	4,700,000.000	4,162,320.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	3,000,000.000	2,588,880.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	2,850,000.000	1,457,176.500	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	1,750,000.000	1,493,502.500	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	2,100,000.000	1,558,893.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20271115	2,000,000.000	1,792,700.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,800,000.000	1,519,650.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,200,000.000	1,014,768.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	900,000.000	750,717.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	1,400,000.000	1,007,342.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20281115	2,000,000.000	1,754,800.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	1,100,000.000	564,498.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	3,600,000.000	2,968,848.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	700,000.000	577,969.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	3,800,000.000	3,095,252.000	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20380515	1,600,000.000	1,281,216.000	
		1.7% GERMAN GOVERNMENT BOND 20320815	2,700,000.000	2,542,779.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	1,200,000.000	1,003,584.000	
		2.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291115	200,000.000	195,864.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	100,000.000	98,693.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	1,700,000.000	1,679,702.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	2,100,000.000	1,017,387.000	
		0.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240614	100,000.000	97,091.000	
		0.4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240913	530,000.000	512,351.000	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20241212	1,500,000.000	1,480,305.000	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250313	1,500,000.000	1,486,335.000	
		2.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250612	1,000,000.000	996,370.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20241018	1,700,000.000	1,630,589.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	2,400,000.000	2,274,360.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20251010	2,300,000.000	2,153,881.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20251010	100,000.000	93,780.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260410	2,200,000.000	2,037,838.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20261009	1,300,000.000	1,191,242.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20270416	100,000.000	90,678.000	
		1.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	3,000,000.000	2,849,430.000	
		1.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	430,000.000	409,557.800	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280413	100,000.000	98,578.000	
		6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	3,025,000.000	3,227,433.000	
		5.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	3,323,000.000	3,793,935.560	
		5.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	3,227,000.000	3,961,981.520	
		4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	2,659,000.000	3,081,621.460	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	1,764,000.000	1,960,386.120	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	2,374,000.000	2,583,552.980	
		4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	3,164,000.000	3,659,957.000	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1,217,000.000	1,366,265.050	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260425	3,646,000.000	3,699,887.880	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	5,899,000.000	5,878,058.550	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	3,088,000.000	3,027,814.880	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	5,087,000.000	4,990,347.000	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	4,899,000.000	4,801,754.850	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	3,492,000.000	3,322,847.520	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251125	5,101,000.000	4,864,925.720	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	5,120,000.000	4,646,912.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	4,387,000.000	4,089,824.620	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	4,169,000.000	3,319,607.940	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	1,387,000.000	905,267.160	
		0.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	4,050,000.000	3,703,522.500	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	2,570,000.000	2,093,085.100	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	3,400,000.000	3,167,542.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	2,550,000.000	1,960,975.500	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	5,400,000.000	4,889,052.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20340525	3,950,000.000	3,291,377.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	4,950,000.000	4,440,397.500	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	2,850,000.000	1,915,713.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290525	4,350,000.000	3,808,599.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250325	4,330,000.000	4,098,951.200	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20291125	4,200,000.000	3,514,014.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	2,770,000.000	1,449,901.100	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20260225	3,000,000.000	2,773,200.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	2,200,000.000	1,402,390.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	4,000,000.000	3,247,680.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	1,480,000.000	544,210.800	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20440625	1,500,000.000	863,445.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20311125	4,600,000.000	3,623,512.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20270225	3,100,000.000	2,791,953.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20530525	2,600,000.000	1,325,792.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	3,600,000.000	2,787,660.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250225	2,100,000.000	1,992,081.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20380525	1,200,000.000	914,112.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280225	2,300,000.000	2,091,390.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	4,800,000.000	4,433,664.000	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20430525	1,000,000.000	871,420.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20540525	1,100,000.000	1,004,696.000	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260924	200,000.000	197,126.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20330525	700,000.000	701,113.000	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290225	600,000.000	596,604.000	
		5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	1,139,000.000	1,271,579.600	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	1,755,000.000	1,968,355.350	
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1,729,000.000	1,940,093.610	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	1,468,000.000	1,437,406.880	
		2.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	1,929,000.000	1,904,135.190	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20240715	1,514,000.000	1,494,711.640	
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20250715	1,791,000.000	1,693,533.780	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	1,938,000.000	1,806,177.240	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	2,200,000.000	2,032,624.000	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	1,350,000.000	1,226,232.000	
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	1,200,000.000	1,037,820.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	900,000.000	618,885.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300715	1,400,000.000	1,160,824.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270115	800,000.000	724,864.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	1,250,000.000	578,800.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	1,300,000.000	1,049,243.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20380115	900,000.000	591,588.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290115	900,000.000	774,828.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260115	100,000.000	92,854.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20320715	600,000.000	493,758.000	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20540115	300,000.000	250,296.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330715	900,000.000	880,956.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300115	1,300,000.000	1,281,449.000	
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	1,110,000.000	1,242,800.400	
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	2,392,000.000	2,684,278.480	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	1,814,000.000	1,789,166.340	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	1,509,000.000	1,267,333.650	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,487,000.000	2,394,757.170	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	2,065,000.000	1,731,605.750	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	2,891,000.000	2,792,301.260	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	1,610,000.000	1,225,950.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260601	2,386,000.000	2,260,925.880	
		2. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	2,324,000.000	1,867,822.040	
		1. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261201	1,068,000.000	991,883.640	
		2. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	968,000.000	671,801.680	
		2. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330901	1,500,000.000	1,305,675.000	
		2. 2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,510,000.000	1,439,256.500	
		3. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20480301	1,650,000.000	1,421,458.500	
		2. 05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	2,700,000.000	2,551,527.000	
		1. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241115	1,600,000.000	1,555,952.000	
		2. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	1,300,000.000	1,108,211.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280201	2,100,000.000	1,964,256.000	
		1. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250515	1,300,000.000	1,252,290.000	
		2. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	2,550,000.000	2,450,473.500	
		2. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251115	1,550,000.000	1,516,582.000	
		3. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350301	1,270,000.000	1,174,483.300	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	1,650,000.000	1,508,017.500	
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	1,900,000.000	1,832,018.000	
		1. 75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20240701	2,200,000.000	2,160,092.000	
		2. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260715	2,100,000.000	2,016,504.000	
		3. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20400301	1,250,000.000	1,067,200.000	
		1. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	1,900,000.000	1,630,409.000	
		0. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250201	1,300,000.000	1,236,313.000	
		0. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	2,350,000.000	2,144,845.000	
		2. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20500901	1,550,000.000	1,082,985.000	
		1. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360301	1,500,000.000	1,098,300.000	
		1. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250701	1,500,000.000	1,452,825.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300801	2,000,000.000	1,651,080.000	
		1. 65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,100,000.000	1,809,213.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270915	2,200,000.000	1,982,090.000	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260201	1,700,000.000	1,573,265.000	
		1.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	1,500,000.000	1,037,895.000	
		0.9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310401	1,900,000.000	1,530,982.000	
		1.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20510901	1,200,000.000	701,724.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20370301	700,000.000	466,550.000	
		0.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280315	1,900,000.000	1,629,383.000	
		0.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	1,800,000.000	1,397,862.000	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	2,200,000.000	1,332,474.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260401	1,100,000.000	998,844.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20720301	460,000.000	262,857.800	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280715	800,000.000	686,816.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311201	1,900,000.000	1,504,724.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20240815	1,000,000.000	960,780.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260801	3,100,000.000	2,783,645.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,700,000.000	1,326,085.000	
		0.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290215	900,000.000	753,903.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241215	300,000.000	284,961.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20520901	800,000.000	510,936.000	
		1.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270401	300,000.000	274,791.000	
		1.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250815	500,000.000	476,325.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290615	800,000.000	762,360.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20321201	1,600,000.000	1,420,656.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380301	300,000.000	265,482.000	
		2.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271201	200,000.000	192,840.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350430	500,000.000	492,235.000	
		3.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260115	300,000.000	300,018.000	
		4.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330501	2,800,000.000	2,894,080.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291215	300,000.000	301,719.000	
		3.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280401	1,500,000.000	1,489,455.000	
		4.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20430901	100,000.000	100,006.000	
		4.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20531001	500,000.000	499,825.000	
		3.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250328	400,000.000	399,032.000	
		3.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260415	500,000.000	503,725.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311030	900,000.000	909,828.000	
		3.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300615	1,200,000.000	1,192,680.000	
		4.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20331101	600,000.000	614,748.000	
		5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	3,254,000.000	3,550,146.540	
		6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	2,849,000.000	3,276,179.060	
		5.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1,805,000.000	2,057,140.450	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	2,298,000.000	2,473,728.060	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	2,740,000.000	2,675,856.600	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	2,044,000.000	2,197,790.560	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	2,118,000.000	2,171,288.880	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	2,243,000.000	2,415,890.440	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	2,070,000.000	2,123,985.600	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	2,410,000.000	2,542,863.300	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	1,813,000.000	1,891,829.240	
		3.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20240901	2,201,000.000	2,207,933.150	
		3.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	2,318,000.000	2,290,972.120	
		5.5% Belgium Government Bond 20280328	1,706,000.000	1,909,576.980	
		5% Belgium Government Bond 20350328	1,904,000.000	2,230,040.960	
		4.25% Belgium Government Bond 20410328	1,604,000.000	1,773,093.680	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.5% Belgium Government Bond 20260328	1,001,000.000	1,042,020.980	
		4% Belgium Government Bond 20320328	780,000.000	837,938.400	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	643,000.000	669,382.290	
		2.6% Belgium Government Bond 20240622	1,505,000.000	1,493,546.950	
		3% Belgium Government Bond 20340622	747,000.000	735,428.970	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	1,031,000.000	1,073,559.680	
		2.4% IRISH TREASURY 20300515	961,000.000	941,693.510	
		2% IRISH TREASURY 20450218	931,000.000	740,145.000	
		1% IRISH TREASURY 20260515	1,073,000.000	1,018,395.030	
		1.7% IRISH TREASURY 20370515	550,000.000	461,109.000	
		0.9% IRISH TREASURY 20280515	800,000.000	731,944.000	
		1.3% IRISH TREASURY 20330515	750,000.000	647,550.000	
		1.35% IRISH TREASURY 20310318	750,000.000	679,740.000	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	950,000.000	864,747.000	
		1.5% IRISH TREASURY 20500515	600,000.000	408,468.000	
		0.4% IRISH TREASURY 20350515	350,000.000	261,023.000	
		0.2% IRISH TREASURY 20270515	500,000.000	452,565.000	
		0.2% IRISH TREASURY 20301018	800,000.000	665,152.000	
		IRISH TREASURY 20311018	800,000.000	637,656.000	
		0.55% IRISH TREASURY 20410422	400,000.000	255,276.000	
		0.35% IRISH TREASURY 20321018	100,000.000	80,086.000	
		3% IRISH TREASURY 20431018	200,000.000	193,072.000	
		6.25% Austria Government Bond 20270715	825,000.000	929,428.500	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	1,373,000.000	1,506,373.220	
		4.85% Austria Government Bond 20260315	875,000.000	917,822.500	
		3.8% Austria Government Bond 20620126	338,000.000	380,290.560	
		3.15% Austria Government Bond 20440620	723,000.000	709,624.500	
		2.4% Austria Government Bond 20340523	771,000.000	719,697.660	
		1.65% Austria Government Bond 20241021	932,000.000	913,947.160	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4% Finland Government Bond 20250704	667,000.000	679,439.550	
		2.75% Finland Government Bond 20280704	389,000.000	387,595.710	
		2.625% Finland Government Bond 20420704	407,000.000	373,544.600	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,652,000.000	3,040,120.200	
		1.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	2,045,000.000	1,986,410.750	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	2,052,000.000	1,890,815.400	
		2.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20251031	2,192,000.000	2,144,674.720	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	2,733,000.000	2,644,505.460	
		2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	1,952,000.000	1,656,330.560	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	1,550,000.000	1,366,557.500	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	2,630,000.000	2,480,510.800	
		1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	1,900,000.000	1,790,617.000	
		2.35% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330730	1,750,000.000	1,591,695.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20271031	2,050,000.000	1,911,953.000	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	2,400,000.000	2,217,120.000	
		2.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	2,200,000.000	1,772,122.000	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280730	2,900,000.000	2,668,145.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	1,600,000.000	1,457,424.000	
		1.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20350730	2,250,000.000	1,874,632.500	
		0.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240730	2,300,000.000	2,222,053.000	
		0.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	2,800,000.000	2,393,748.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300430	2,560,000.000	2,142,950.400	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20250131	2,500,000.000	2,374,975.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20501031	1,400,000.000	725,914.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270730	2,400,000.000	2,187,912.000	
		1.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	2,400,000.000	2,093,760.000	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	1,300,000.000	870,194.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20260131	500,000.000	460,875.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310430	2,200,000.000	1,726,340.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20240531	300,000.000	290,523.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	650,000.000	302,386.500	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20280131	2,500,000.000	2,168,225.000	
		0.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370730	1,900,000.000	1,306,934.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20311031	1,900,000.000	1,518,993.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	600,000.000	370,866.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20270131	900,000.000	804,897.000	
		0.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	2,100,000.000	1,684,221.000	
		1.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20521031	600,000.000	384,726.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20250531	100,000.000	93,927.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290730	100,000.000	86,927.000	
		2.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20321031	1,700,000.000	1,590,180.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	1,000,000.000	933,410.000	
		3.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	1,500,000.000	1,467,015.000	
		2.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260531	300,000.000	296,712.000	
		3.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20390730	800,000.000	806,208.000	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	2,179,000.000	2,594,883.940	
		4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	1,754,000.000	1,853,451.800	
		4.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	1,858,000.000	2,111,765.640	
		4.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	1,973,000.000	2,192,575.170	
		4.65% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250730	2,789,000.000	2,871,693.850	
		5.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1,965,000.000	2,123,064.600	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	1,770,000.000	1,943,052.900	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	1,299,000.000	1,532,781.030	
		2.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	2,097,000.000	2,086,598.880	
		ユーロ 小計		552,417,640.840 (84,050,344,053)	
国債証券	合計			251,640,652,633	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				[251, 640, 652, 633]	
合計				251, 640, 652, 633 [251, 640, 652, 633]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 272 銘柄	100%	49.7%
イギリス・ポンド	国債証券 57 銘柄	100%	4.7%
イスラエル・シケル	国債証券 13 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 27 銘柄	100%	1.6%
オフショア・人民元	国債証券 58 銘柄	100%	5.2%
カナダ・ドル	国債証券 42 銘柄	100%	1.9%
シンガポール・ドル	国債証券 20 銘柄	100%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券 8 銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券 7 銘柄	100%	0.3%
ニュージーランド・ドル	国債証券 13 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 9 銘柄	100%	0.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券 16 銘柄	100%	0.5%
マレーシア・リンギット	国債証券 32 銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券 15 銘柄	100%	0.9%
ユーロ	国債証券 371 銘柄	100%	33.4%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,666,767	15,093,946
親投資信託受益証券	2,287,626,681	3,061,824,182
流動資産合計	2,299,293,448	3,076,918,128
資産合計	2,299,293,448	3,076,918,128
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	589,368
未払受託者報酬	235,601	275,538
未払委託者報酬	4,359,420	5,098,281
その他未払費用	88,278	103,251
流動負債合計	4,683,299	6,066,438
負債合計	4,683,299	6,066,438
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,913,328,634	2,408,871,747
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	381,281,515	661,979,943
(分配準備積立金)	152,811,045	264,802,149
元本等合計	2,294,610,149	3,070,851,690
純資産合計	2,294,610,149	3,070,851,690
負債純資産合計	2,299,293,448	3,076,918,128

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	△26,459,664	175,980,100
営業収益合計	△26,459,664	175,980,102
営業費用		
支払利息	1,854	3,893
受託者報酬	453,976	534,221
委託者報酬	8,400,205	9,885,041
その他費用	170,088	200,197
営業費用合計	9,026,123	10,623,352
営業利益又は営業損失(△)	△35,485,787	165,356,750
経常利益又は経常損失(△)	△35,485,787	165,356,750
当期純利益又は当期純損失(△)	△35,485,787	165,356,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,573,109	6,061,471
期首剰余金又は期首欠損金(△)	352,650,610	381,281,515
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,803,003	168,287,883
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	99,803,003	168,287,883
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,259,420	46,884,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	37,259,420	46,884,734
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	381,281,515	661,979,943

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,600,235,730円	1,913,328,634円
期中追加設定元本額	483,164,155円	728,642,263円
期中一部解約元本額	170,071,251円	233,099,150円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,913,328,634口	2,408,871,747口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(228,473,278円)及び分配準備積立金(152,811,045円)より分配対象額は381,284,323円(1万口当たり1,992.78円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(129,205,780円)、投資信託約款に規定される収益調整金(397,181,519円)及び分配準備積立金(135,596,369円)より分配対象額は661,983,668円(1万口当たり2,748.11円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△25,389,933	170,022,618
合計	△25,389,933	170,022,618

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1993円 (11,993円)	1,2748円 (12,748円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	372,273,354	616,261,310	
	外国債券インデックスマザーファンド	754,198,135	2,445,562,872	
親投資信託受益証券 合計			3,061,824,182	
合計			3,061,824,182	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	144,216,820	190,310,784
コール・ローン	158,474,747	327,843,728
国債証券	24,262,786,212	33,928,192,104
派生商品評価勘定	1,207,005	980,588
未収入金	704,277	-
未収利息	402,462,526	537,068,210
前払費用	38,027,128	65,211,312
流動資産合計	25,007,878,715	35,049,606,726
資産合計	25,007,878,715	35,049,606,726
負債の部		
流動負債		
未払金	56,082,645	-
未払解約金	11,516,689	7,248,944
流動負債合計	67,599,334	7,248,944
負債合計	67,599,334	7,248,944
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	17,421,108,690	21,168,871,625
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,519,170,691	13,873,486,157
元本等合計	24,940,279,381	35,042,357,782
純資産合計	24,940,279,381	35,042,357,782
負債純資産合計	25,007,878,715	35,049,606,726

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	14,218,438,245 円	17,421,108,690 円
期中追加設定元本額	3,962,297,329 円	4,429,105,539 円
期中一部解約元本額	759,626,884 円	681,342,604 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
新興国債券インデックスファン ド (FOFs 用) (適格機関投資家 専用)	232,916,589 円	365,087,963 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス エマージングプ ラス (為替ヘッジなし)	320,250,166 円	372,273,354 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国債券インデックス エマ ージングプラス (為替ヘッジな し)	353,283,647 円	426,231,978 円
D-I's 新興国債券インデッ クス	60,099,426 円	60,255,051 円
iFree 新興国債券インデッ クス	4,992,677,073 円	6,665,918,287 円
iFree 8資産バランス ダイワ新興国債券インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	3,623,367,207 円 692,689 円	4,213,508,237 円 2,314,763 円
DCダイワ新興国債券インデッ クスファンド	7,659,852,331 円	8,887,151,762 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券	145,587,634 円	139,412,115 円
ダイワ・ノーロード 新興国債券 ファンド	32,381,928 円	36,718,115 円
計	17,421,108,690 円	21,168,871,625 円
2. 期末日における受益権の総数	17,421,108,690 口	21,168,871,625 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△5,290,296,932	1,167,385,646
合計	△5,290,296,932	1,167,385,646

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	60,822,219	-	62,029,224	1,207,005	70,920,008	-	71,900,596	980,588
チェコ・コルナ	-	-	-	-	23,684,691	-	23,904,288	219,597

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
ハンガリー・ フォリント	-	-	-	-	26,962,547	-	27,239,488	276,941
メキシコ・ペソ	-	-	-	-	20,272,770	-	20,756,820	484,050
ルーマニア・ レイ	60,822,219	-	62,029,224	1,207,005	-	-	-	-
合計	60,822,219	-	62,029,224	1,207,005	70,920,008	-	71,900,596	980,588

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.4316円	1.6554円
(1万口当たり純資産額)	(14,316円)	(16,554円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシア・ルピア	8.25% Indonesia Treasury Bond 20360515	8,250,000,000.000	9,537,495,000.000	
		8.75% Indonesia Treasury Bond 20310515	8,000,000,000.000	9,222,400,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20320815	5,500,000,000.000	5,963,045,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20380515	7,300,000,000.000	7,976,126,000.000	
		8.125% Indonesia Treasury Bond 20240515	10,000,000,000.000	10,224,400,000.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20390415	6,000,000,000.000	7,050,720,000.000	
		8.25% Indonesia Treasury Bond 20290515	12,000,000,000.000	13,333,680,000.000	
		7% Indonesia Treasury Bond 20300915	17,300,000,000.000	18,045,630,000.000	
		6.5% Indonesia Treasury Bond 20250615	16,700,000,000.000	16,958,015,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20350615	13,300,000,000.000	14,528,654,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20400415	13,500,000,000.000	14,715,945,000.000	
		5.5% Indonesia Treasury Bond 20260415	14,400,000,000.000	14,371,344,000.000	
		6.5% Indonesia Treasury Bond 20310215	20,800,000,000.000	21,084,336,000.000	
		6.25% Indonesia Treasury Bond 20360615	7,300,000,000.000	7,252,915,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20320415	20,600,000,000.000	20,788,490,000.000	
		5.125% INDONESIA TREASURY BOND 20270415	12,000,000,000.000	11,792,520,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20420615	11,700,000,000.000	12,365,847,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20370715	2,700,000,000.000	2,709,855,000.000	
		7% INDONESIA TREASURY BOND 20330215	11,300,000,000.000	11,914,833,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20280815	7,600,000,000.000	7,776,320,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20430615	4,600,000,000.000	4,916,802,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20380615	2,200,000,000.000	2,344,518,000.000	
		11% Indonesia Treasury Bond 20250915	3,600,000,000.000	3,993,516,000.000	
10.5% Indonesia Treasury Bond 20300815	3,480,000,000.000	4,305,560,400.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		9.5% Indonesia Treasury Bond 20310715	2,970,000,000.000	3,554,614,800.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20260915	12,824,000,000.000	13,786,056,480.000	
		8.25% Indonesia Treasury Bond 20320615	4,750,000,000.000	5,337,955,000.000	
		7% Indonesia Treasury Bond 20270515	12,530,000,000.000	13,016,414,600.000	
		6.125% Indonesia Treasury Bond 20280515	11,450,000,000.000	11,555,225,500.000	
		6.625% Indonesia Treasury Bond 20330515	10,575,000,000.000	10,827,425,250.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20340315	14,320,000,000.000	16,569,099,200.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20240315	15,150,000,000.000	15,460,272,000.000	
		9% Indonesia Treasury Bond 20290315	10,620,000,000.000	12,148,536,600.000	
		インドネシア・ルピア 小計		355,428,565,830.000 (3,376,571,376)	
	ウルグアイ・ペソ	8.5% Uruguay Government International Bond 20280315	2,800,000.000	2,653,336.000	
		8.25% Uruguay Government International Bond 20310521	7,000,000.000	6,391,000.000	
		ウルグアイ・ペソ 小計		9,044,336.000 (33,042,577)	
	エジプト・ポンド	16.1% ARAB REP EGYPT 20290507	1,500,000.000	1,126,590.000	
		14.35% ARAB REP EGYPT 20240910	1,000,000.000	893,270.000	
		14.4% ARAB REP EGYPT 20290910	4,000,000.000	2,763,440.000	
		13.536% ARAB REP EGYPT 20250114	1,500,000.000	1,294,215.000	
		14.664% ARAB REP EGYPT 20301006	4,500,000.000	3,056,265.000	
		14.556% ARAB REP EGYPT 20271013	2,000,000.000	1,487,740.000	
		14.369% ARAB REP EGYPT 20251020	9,000,000.000	7,431,390.000	
		14.292% ARAB REP EGYPT 20280105	6,000,000.000	4,444,740.000	
		14.06% ARAB REP EGYPT 20260112	18,800,000.000	15,220,480.000	
		14.483% ARAB REP EGYPT 20260406	9,000,000.000	7,241,310.000	
		14.563% ARAB REP EGYPT 20260706	1,000,000.000	801,340.000	
		14.531% ARAB REP EGYPT 20240914	8,300,000.000	7,453,068.000	
		エジプト・ポンド 小計		53,213,848.000 (241,606,834)	
	オフショア・人民元	3.22% China Government Bond 20251206	3,700,000.000	3,794,868.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.25% China Government Bond 20281122	4,800,000.000	5,010,096.000	
		3.19% China Government Bond 20240411	4,000,000.000	4,043,560.000	
		3.29% China Government Bond 20290523	5,900,000.000	6,161,488.000	
		3.25% China Government Bond 20260606	4,800,000.000	4,946,208.000	
		3.12% China Government Bond 20261205	4,200,000.000	4,314,324.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	5,700,000.000	5,898,246.000	
		2.94% China Government Bond 20241017	4,500,000.000	4,555,935.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	4,800,000.000	4,884,288.000	
		2.68% China Government Bond 20300521	8,000,000.000	8,037,920.000	
		1.99% China Government Bond 20250409	6,500,000.000	6,483,490.000	
		3.02% China Government Bond 20251022	7,000,000.000	7,137,060.000	
		3.28% China Government Bond 20271203	5,000,000.000	5,195,350.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	6,300,000.000	6,618,150.000	
		3.03% China Government Bond 20260311	3,900,000.000	3,988,491.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	5,800,000.000	6,576,388.000	
		2.84% China Government Bond 20240408	4,000,000.000	4,030,600.000	
		3.01% China Government Bond 20280513	5,000,000.000	5,135,050.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	2,000,000.000	2,232,300.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	7,000,000.000	7,180,880.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	2,500,000.000	2,529,000.000	
		2.47% CHINA GOVERNMENT BOND 20240902	3,900,000.000	3,920,904.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	1,800,000.000	1,837,134.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	1,000,000.000	1,082,370.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	1,000,000.000	1,016,190.000	
		2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20270120	2,800,000.000	2,799,720.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	3,000,000.000	3,015,390.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	3,500,000.000	3,550,995.000	
		2.48% CHINA GOVERNMENT BOND 20270415	2,200,000.000	2,207,194.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	1,000,000.000	1,044,780.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	2,500,000.000	2,513,200.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	3,600,000.000	3,634,524.000	
		2.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20270725	3,700,000.000	3,711,914.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	3,000,000.000	3,000,210.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	3,900,000.000	3,898,596.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	1,600,000.000	1,587,920.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	3,300,000.000	3,305,313.000	
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	3,200,000.000	3,202,560.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	1,200,000.000	1,219,992.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	3,700,000.000	3,737,851.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	1,200,000.000	1,212,948.000	
		2.64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	1,200,000.000	1,211,940.000	
		2.46% CHINA GOVERNMENT BOND 20260215	2,600,000.000	2,615,184.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	2,500,000.000	2,548,525.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	1,700,000.000	1,722,661.000	
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	1,200,000.000	1,240,512.000	
		オフショア・人民元 小計		169,592,219.000 (3,316,036,658)	
	コロンビア・ペソ	9.85% Colombia Government International Bond 20270628	90,000,000.000	86,751,900.000	
		10% Colombian TES 20240724	3,850,000,000.000	3,858,354,500.000	
		6% Colombian TES 20280428	5,570,000,000.000	4,710,103,400.000	
		7.5% Colombian TES 20260826	5,410,000,000.000	5,037,305,100.000	
		7.75% Colombian TES 20300918	3,600,000,000.000	3,143,232,000.000	
		7% Colombian TES 20320630	4,650,000,000.000	3,731,950,500.000	
		6.25% Colombian TES 20251126	3,700,000,000.000	3,410,623,000.000	
		7.25% Colombian TES 20341018	4,900,000,000.000	3,823,519,000.000	
		5.75% Colombian TES 20271103	3,200,000,000.000	2,719,456,000.000	
		7.25% Colombian TES 20501026	4,510,000,000.000	3,099,181,800.000	
		6.25% Colombian TES 20360709	1,900,000,000.000	1,322,400,000.000	
		7% COLOMBIAN TES 20310326	5,400,000,000.000	4,454,136,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		9.25% COLOMBIAN TES 20420528	4,500,000,000.000	3,908,295,000.000	
		13.25% COLOMBIAN TES 20330209	2,500,000,000.000	2,889,075,000.000	
	コロンビア・ペソ	小計		46,194,383,200.000 (1,553,655,689)	
	タイ・バーツ	4.875% Thailand Government Bond 20290622	36,050,000.000	41,162,971.500	
		3.85% Thailand Government Bond 20251212	31,610,000.000	32,937,303.900	
		3.65% Thailand Government Bond 20310620	32,700,000.000	35,614,551.000	
		3.4% Thailand Government Bond 20360617	29,600,000.000	31,359,720.000	
		2.125% Thailand Government Bond 20261217	35,400,000.000	35,346,192.000	
		3.775% Thailand Government Bond 20320625	37,500,000.000	41,397,375.000	
		2.875% Thailand Government Bond 20460617	34,900,000.000	33,107,536.000	
		2.875% Thailand Government Bond 20281217	34,500,000.000	35,467,035.000	
		3.3% Thailand Government Bond 20380617	40,500,000.000	42,711,300.000	
		1.45% Thailand Government Bond 20241217	42,000,000.000	41,598,900.000	
		1.6% Thailand Government Bond 20291217	36,500,000.000	34,858,595.000	
		1.6% Thailand Government Bond 20350617	15,500,000.000	13,755,010.000	
		0.95% Thailand Government Bond 20250617	43,000,000.000	42,034,650.000	
		0.75% Thailand Government Bond 20240617	32,900,000.000	32,477,893.000	
		1.585% Thailand Government Bond 20351217	32,900,000.000	28,965,489.000	
		2% Thailand Government Bond 20311217	51,000,000.000	49,363,920.000	
		2% Thailand Government Bond 20420617	23,000,000.000	19,686,620.000	
		1% THAILAND GOVERNMENT BOND 20270617	48,000,000.000	45,804,960.000	
		0.75% THAILAND GOVERNMENT BOND 20240917	43,000,000.000	42,293,510.000	
		2.65% THAILAND GOVERNMENT BOND 20280617	43,000,000.000	43,740,890.000	
		3.39% THAILAND GOVERNMENT BOND 20370617	24,500,000.000	26,048,155.000	
		2.35% THAILAND GOVERNMENT BOND 20260617	36,500,000.000	36,747,105.000	
		3.45% THAILAND GOVERNMENT BOND 20430617	20,000,000.000	21,099,200.000	
		3.35% THAILAND GOVERNMENT BOND 20330617	19,000,000.000	20,291,240.000	
	タイ・バーツ	小計		827,870,121.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(3,336,316,589)	
	チェコ・コルナ	2.5% Czech Republic Government Bond 20280825	19,600,000.000	17,777,984.000	
		5.7% Czech Republic Government Bond 20240525	12,100,000.000	12,098,064.000	
		2.4% Czech Republic Government Bond 20250917	21,100,000.000	19,851,513.000	
		1% Czech Republic Government Bond 20260626	23,900,000.000	21,311,630.000	
		0.95% Czech Republic Government Bond 20300515	22,000,000.000	17,557,980.000	
		0.25% Czech Republic Government Bond 20270210	22,500,000.000	19,149,975.000	
		2.75% Czech Republic Government Bond 20290723	24,500,000.000	22,270,500.000	
		2% Czech Republic Government Bond 20331013	22,000,000.000	17,845,960.000	
		1.2% Czech Republic Government Bond 20310313	22,700,000.000	18,054,672.000	
		0.05% Czech Republic Government Bond 20291129	10,000,000.000	7,601,000.000	
		4.2% Czech Republic Government Bond 20361204	13,500,000.000	13,292,100.000	
		1.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20320623	20,500,000.000	16,707,500.000	
		1.25% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20250214	17,500,000.000	16,402,575.000	
		1.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20400424	10,000,000.000	6,540,000.000	
		CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20241212	5,000,000.000	4,607,500.000	
		3.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20350530	6,000,000.000	5,562,000.000	
		6% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20260226	15,500,000.000	15,996,000.000	
		5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20300930	15,500,000.000	16,073,500.000	
		5.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20281212	12,000,000.000	12,666,000.000	
		1.95% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20370730	6,000,000.000	4,536,000.000	
	チェコ・コルナ	小計		285,902,453.000 (1,828,374,778)	
	チリ・ペソ	4.5% BONOS TESORERIA PESOS 20260301	500,000,000.000	483,275,000.000	
		5% BONOS TESORERIA PESOS 20350301	720,000,000.000	713,196,000.000	
		6% BONOS TESORERIA PESOS 20430101	630,000,000.000	700,963,200.000	
		4.7% BONOS TESORERIA PESOS 20300901	685,000,000.000	663,669,100.000	
		2.5% BONOS TESORERIA PESOS 20250301	1,000,000,000.000	926,820,000.000	
		2.3% BONOS TESORERIA PESOS 20281001	250,000,000.000	215,015,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5% BONOS TESORERIA PESOS 20281001	200,000,000.000	196,810,000.000	
		7% BONOS TESORERIA PESOS 20340501	220,000,000.000	254,553,200.000	
		6% BONOS TESORERIA PESOS 20330401	500,000,000.000	531,210,000.000	
		チリ・ペソ 小計		4,685,511,500.000 (820,264,385)	
	ドミニカ・ペソ	9.75% Dominican Republic International Bond 20260605	11,000,000.000	11,022,000.000	
		13.625% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20330203	11,400,000.000	13,876,080.000	
		ドミニカ・ペソ 小計		24,898,080.000 (63,716,677)	
	トルコ・リラ	9% Turkey Government Bond 20240724	1,630,000.000	1,503,267.500	
		8% Turkey Government Bond 20250312	2,690,000.000	2,345,895.200	
		10.6% Turkey Government Bond 20260211	5,570,000.000	5,139,996.000	
		11% Turkey Government Bond 20270224	2,970,000.000	2,605,165.200	
		10.5% Turkey Government Bond 20270811	9,000,000.000	7,915,680.000	
		12.4% Turkey Government Bond 20280308	5,000,000.000	4,856,950.000	
		12.6% Turkey Government Bond 20251001	9,100,000.000	8,926,008.000	
		11.7% Turkey Government Bond 20301113	8,400,000.000	7,430,556.000	
		16.9% TURKEY GOVERNMENT BOND 20260902	8,500,000.000	9,036,265.000	
		トルコ・リラ 小計		49,759,782.900 (296,264,771)	
	ハンガリー・フ ォリント	3% Hungary Government Bond 20240626	98,500,000.000	89,982,705.000	
		3% Hungary Government Bond 20271027	270,000,000.000	219,483,000.000	
		2.75% Hungary Government Bond 20261222	130,000,000.000	106,680,600.000	
		6.75% Hungary Government Bond 20281022	153,000,000.000	145,103,670.000	
		3% Hungary Government Bond 20300821	225,000,000.000	174,546,000.000	
		2.5% Hungary Government Bond 20241024	220,000,000.000	195,624,000.000	
		3.25% Hungary Government Bond 20311022	272,000,000.000	208,936,800.000	
		1% Hungary Government Bond 20251126	270,000,000.000	221,967,000.000	
		3% Hungary Government Bond 20381027	202,000,000.000	130,714,200.000	
		1.5% Hungary Government Bond 20260422	169,000,000.000	137,785,700.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2% Hungary Government Bond 20290523	135,000,000.000	100,966,500.000	
		2.25% Hungary Government Bond 20330420	215,000,000.000	145,834,500.000	
		1.5% Hungary Government Bond 20260826	100,000,000.000	80,182,000.000	
		3% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20410425	150,000,000.000	93,747,000.000	
		2.25% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20340622	75,000,000.000	49,387,500.000	
		4.5% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20280323	100,000,000.000	86,131,000.000	
		4.75% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20321124	170,000,000.000	143,284,500.000	
		5.5% Hungary Government Bond 20250624	282,500,000.000	258,148,500.000	
		ハンガリー・フォリント 小計		2,588,505,175.000 (1,060,958,382)	
	フィリピン・ペソ	6.25% Philippine Government International Bond 20360114	10,000,000.000	9,765,200.000	
		フィリピン・ペソ 小計		9,765,200.000 (24,501,864)	
	ブラジル・リアル	10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20250101	12,890,000.000	12,683,888.900	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20270101	14,850,000.000	14,593,392.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20290101	10,600,000.000	10,221,792.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20310101	4,600,000.000	4,379,108.000	
		10% BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 20330101	4,800,000.000	4,503,600.000	
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20240101	33,700,000.000	31,532,416.000	
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20240701	11,100,000.000	9,878,001.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20250701	15,500,000.000	12,590,650.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20260101	23,700,000.000	18,335,742.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20260701	5,500,000.000	4,046,790.000	
		ブラジル・リアル 小計		122,765,379.900 (3,578,733,590)	
	ペルー・ソル	5.7% Peru Government Bond 20240812	1,230,000.000	1,226,494.500	
		6.35% Peru Government Bond 20280812	2,870,000.000	2,861,590.900	
		6.15% Peru Government Bond 20320812	3,350,000.000	3,153,020.000	
		5.94% Peru Government Bond 20290212	3,400,000.000	3,288,922.000	
		5.4% Peru Government Bond 20340812	2,050,000.000	1,784,320.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.35% Peru Government Bond 20400812	1,500,000.000	1,236,015.000	
		8.2% Peru Government Bond 20260812	2,075,000.000	2,204,189.500	
		6.9% Peru Government Bond 20370812	3,465,000.000	3,383,676.450	
		6.95% Peru Government Bond 20310812	3,070,000.000	3,071,473.600	
		ペルー・ソル 小計		22,209,701.950 (851,455,565)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	8,190,000.000	7,428,739.500	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	5,240,000.000	4,617,750.000	
		2.5% Poland Government Bond 20240425	5,600,000.000	5,438,216.000	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	8,250,000.000	6,944,520.000	
		2.25% Poland Government Bond 20241025	6,700,000.000	6,375,988.000	
		0.75% Poland Government Bond 20250425	5,550,000.000	5,061,045.000	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	6,900,000.000	5,043,900.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	5,700,000.000	4,748,499.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	6,950,000.000	4,976,895.000	
		3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	5,500,000.000	5,107,575.000	
		7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	4,200,000.000	4,495,008.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20251025	1,300,000.000	1,143,753.000	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	1,600,000.000	1,613,600.000	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	6,950,000.000	6,068,392.500	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	6,150,000.000	5,834,197.500	
		ポーランド・ズロチ 小計		74,898,078.500 (2,558,555,811)	
	マレーシア・リンギット	4.258% Malaysia Government Investment Issue 20270726	1,800,000.000	1,843,704.000	
		4.369% Malaysia Government Investment Issue 20281031	3,500,000.000	3,624,985.000	
		4.128% Malaysia Government Investment Issue 20250815	1,900,000.000	1,933,858.000	
		4.13% Malaysia Government Investment Issue 20290709	2,900,000.000	2,958,957.000	
		3.655% Malaysia Government Investment Issue 20241015	2,700,000.000	2,707,992.000	
		3.726% Malaysia Government Investment Issue 20260331	4,200,000.000	4,225,032.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.465% Malaysia Government Investment Issue 20301015	5,100,000.000	4,983,567.000	
		3.422% Malaysia Government Investment Issue 20270930	3,500,000.000	3,477,425.000	
		3.447% Malaysia Government Investment Issue 20360715	3,100,000.000	2,922,835.000	
		4.417% MALAYSIA T-BILL 20410930	3,300,000.000	3,409,098.000	
		3.99% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20251015	3,800,000.000	3,849,514.000	
		3.502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	2,450,000.000	2,441,768.000	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	3,250,000.000	3,263,845.000	
		4.181% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240715	1,740,000.000	1,753,920.000	
		3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	4,350,000.000	4,396,501.500	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	2,300,000.000	2,361,870.000	
		3.9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	3,800,000.000	3,845,904.000	
		4.059% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240930	1,720,000.000	1,735,153.200	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	3,820,000.000	3,867,024.200	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	4,300,000.000	4,620,823.000	
		3.882% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250314	2,800,000.000	2,826,740.000	
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	2,100,000.000	2,306,031.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	2,000,000.000	2,026,400.000	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	2,950,000.000	2,982,922.000	
		4.921% MALAYSIAN GOVERNMENT 20480706	2,100,000.000	2,346,414.000	
		3.478% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240614	3,300,000.000	3,306,666.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	3,000,000.000	2,969,070.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	3,500,000.000	3,339,910.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	4,300,000.000	4,217,655.000	
		2.632% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310415	2,900,000.000	2,667,942.000	
		3.582% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320715	2,400,000.000	2,372,760.000	
		4.193% MALAYSIAN GOVERNMENT 20321007	2,900,000.000	2,980,156.000	
		4.696% MALAYSIAN GOVERNMENT 20421015	2,300,000.000	2,478,434.000	
		3.599% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280731	600,000.000	601,068.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.291% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430814	2,100,000.000	2,140,005.000	
		4.662% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380331	1,400,000.000	1,507,464.000	
		4.245% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300930	2,400,000.000	2,478,624.000	
		4.457% MALAYSIAN GOVERNMENT 20530331	750,000.000	789,120.000	
		3.519% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280420	1,300,000.000	1,299,896.000	
	マレーシア・リンギット 小計			109,861,052.900 (3,335,293,677)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	52,400,000.000	47,698,148.000	
		8% Mexican Bonos 20471107	29,300,000.000	26,360,917.000	
		8% Mexican Bonos 20240905	39,000,000.000	37,719,630.000	
		5.5% MEXICAN BONOS 20270304	23,000,000.000	20,355,230.000	
		5% MEXICAN BONOS 20250306	25,700,000.000	23,639,888.000	
		8% MEXICAN BONOS 20530731	16,000,000.000	14,273,920.000	
		7.5% MEXICAN BONOS 20330526	15,300,000.000	13,945,185.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	30,550,000.000	30,286,353.500	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	40,030,000.000	37,853,568.900	
		10% Mexican Bonos 20361120	9,390,000.000	10,240,452.300	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	35,230,000.000	34,644,829.700	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	25,100,000.000	24,027,226.000	
		7.75% Mexican Bonos 20310529	55,350,000.000	51,921,621.000	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	34,120,000.000	30,048,119.200	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	10,430,000.000	9,613,539.600	
	メキシコ・ペソ 小計			412,628,628.200 (3,377,489,110)	
	ルーマニア・レイ	4.75% Romania Government Bond 20250224	2,450,000.000	2,387,770.000	
		5.8% Romania Government Bond 20270726	2,800,000.000	2,725,660.000	
		3.25% Romania Government Bond 20240429	1,600,000.000	1,559,184.000	
		5% Romania Government Bond 20290212	2,600,000.000	2,410,070.000	
		4.85% Romania Government Bond 20260422	2,500,000.000	2,397,125.000	
		3.65% Romania Government Bond 20310924	2,900,000.000	2,378,551.000	
		4.5% Romania Government Bond 20240617	2,500,000.000	2,456,850.000	
		3.65% Romania Government Bond 20250728	2,300,000.000	2,184,195.000	
		4.15% Romania Government Bond 20280126	1,600,000.000	1,450,016.000	
		3.7% Romania Government Bond 20241125	2,200,000.000	2,125,838.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.25% Romania Government Bond 20260624	2,100,000.000	1,921,668.000	
		4.15% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20301024	2,500,000.000	2,149,275.000	
		4.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20341011	2,700,000.000	2,296,188.000	
		2.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20271025	2,300,000.000	1,956,035.000	
		4.85% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20290725	2,300,000.000	2,098,198.000	
		6.7% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320225	2,000,000.000	2,008,940.000	
		4.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20360428	1,100,000.000	870,144.000	
		3.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20251125	2,000,000.000	1,872,420.000	
		8.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320929	2,100,000.000	2,325,204.000	
		8.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20281030	700,000.000	765,968.000	
		ルーマニア・レイ 小計		40,339,299.000 (1,240,385,036)	
	ロシア・ルーブル	8.15% Russian Federal Bond - OFZ 20270203	46,760,000.000	0.000	
		7.05% Russian Federal Bond - OFZ 20280119	46,160,000.000	0.000	
		7% Russian Federal Bond - OFZ 20230816	33,800,000.000	0.000	
		8.5% Russian Federal Bond - OFZ 20310917	43,000,000.000	0.000	
		7.75% Russian Federal Bond - OFZ 20260916	45,600,000.000	0.000	
		7.7% Russian Federal Bond - OFZ 20330323	46,100,000.000	0.000	
		7.1% Russian Federal Bond - OFZ 20241016	48,600,000.000	0.000	
		6.5% Russian Federal Bond - OFZ 20240228	48,000,000.000	0.000	
		7.25% Russian Federal Bond - OFZ 20340510	55,000,000.000	0.000	
		6.9% Russian Federal Bond - OFZ 20290523	49,000,000.000	0.000	
		7.95% Russian Federal Bond - OFZ 20261007	46,000,000.000	0.000	
		7.4% Russian Federal Bond - OFZ 20240717	55,000,000.000	0.000	
		7.15% Russian Federal Bond - OFZ 20251112	59,000,000.000	0.000	
		7.65% Russian Federal Bond - OFZ 20300410	65,000,000.000	0.000	
		7.7% Russian Federal Bond - OFZ 20390316	38,000,000.000	0.000	
		6% Russian Federal Bond - OFZ 20271006	68,000,000.000	0.000	
		4.5% Russian Federal Bond - OFZ 20250716	71,000,000.000	0.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6.1% Russian Federal Bond - OFZ 20350718	63,000,000.000	0.000	
		5.7% Russian Federal Bond - OFZ 20280517	65,000,000.000	0.000	
		6.9% RUSSIAN FEDERAL BOND - OFZ 20310723	74,000,000.000	0.000	
		6.7% RUSSIAN FEDERAL BOND - OFZ 20290314	50,000,000.000	0.000	
	ロシア・ルーブル 小計			0.000 (-)	
	南アフリカ・ランド	10.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20261221	65,650,000.000	67,748,830.500	
		6.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20360331	17,720,000.000	11,268,148.000	
		6.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228	16,280,000.000	9,649,156.000	
		7% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20310228	29,540,000.000	23,432,605.000	
		8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20480228	63,020,000.000	46,032,959.000	
		8.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20370131	48,800,000.000	37,288,080.000	
		8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20300131	62,200,000.000	54,385,814.000	
		8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20440131	42,700,000.000	31,446,415.000	
		8.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20320331	52,200,000.000	43,553,070.000	
		8.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20350228	50,200,000.000	41,005,870.000	
		9% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20400131	39,400,000.000	30,399,070.000	
	南アフリカ・ランド 小計			396,210,017.500 (3,034,968,735)	
国債証券 合計				33,928,192,104 [33,928,192,104]	
合計				33,928,192,104 [33,928,192,104]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
インドネシア・ルピア	国債証券 33 銘柄	100%	10.0%
ウルグアイ・ペソ	国債証券 2 銘柄	100%	0.1%
エジプト・ポンド	国債証券 12 銘柄	100%	0.7%
オフショア・人民元	国債証券 46 銘柄	100%	9.8%
コロンビア・ペソ	国債証券 14 銘柄	100%	4.6%

タイ・バーツ	国債証券	24 銘柄	100%	9.8%
チェコ・コルナ	国債証券	20 銘柄	100%	5.4%
チリ・ペソ	国債証券	9 銘柄	100%	2.4%
ドミニカ・ペソ	国債証券	2 銘柄	100%	0.2%
トルコ・リラ	国債証券	9 銘柄	100%	0.9%
ハンガリー・フォリント	国債証券	18 銘柄	100%	3.1%
フィリピン・ペソ	国債証券	1 銘柄	100%	0.1%
ブラジル・リアル	国債証券	10 銘柄	100%	10.5%
ペルー・ソル	国債証券	9 銘柄	100%	2.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	15 銘柄	100%	7.5%
マレーシア・リングgit	国債証券	39 銘柄	100%	9.8%
メキシコ・ペソ	国債証券	15 銘柄	100%	10.0%
ルーマニア・レイ	国債証券	20 銘柄	100%	3.7%
ロシア・ルーブル	国債証券	21 銘柄	-%	-%
南アフリカ・ランド	国債証券	11 銘柄	100%	8.9%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況
前記「ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)」に記載のとおりであります。

【ダイワファンドラップ J-REITインデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-R E I Tインデックスの2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-R E I Tインデックスの2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ J-REITインデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,258,380	27,759,808
親投資信託受益証券	6,939,720,471	8,359,898,563
流動資産合計	6,964,978,851	8,387,658,371
資産合計	6,964,978,851	8,387,658,371
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,102,771	10,591,876
未払受託者報酬	735,028	826,817
未払委託者報酬	10,658,698	11,989,453
その他未払費用	183,690	206,621
流動負債合計	21,680,187	23,614,767
負債合計	21,680,187	23,614,767
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	5,463,295,501	6,389,175,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,480,003,163	1,974,867,931
(分配準備積立金)	1,020,863,659	855,646,964
元本等合計	6,943,298,664	8,364,043,604
純資産合計	6,943,298,664	8,364,043,604
負債純資産合計	6,964,978,851	8,387,658,371

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	2	6
有価証券売買等損益	△642,518,054	256,278,092
営業収益合計	△642,518,052	256,278,098
営業費用		
支払利息	3,596	6,988
受託者報酬	1,432,235	1,653,498
委託者報酬	20,768,936	23,977,015
その他費用	357,908	413,213
営業費用合計	22,562,675	26,050,714
営業利益又は営業損失(△)	△665,080,727	230,227,384
経常利益又は経常損失(△)	△665,080,727	230,227,384
当期純利益又は当期純損失(△)	△665,080,727	230,227,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△38,546,589	49,338,907
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,766,892,093	1,480,003,163
剰余金増加額又は欠損金減少額	678,481,345	592,852,845
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	678,481,345	592,852,845
剰余金減少額又は欠損金増加額	338,836,137	278,876,554
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	338,836,137	278,876,554
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,480,003,163	1,974,867,931

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	4,336,083,892円	5,463,295,501円
期中追加設定元本額	1,972,084,634円	1,930,903,164円
期中一部解約元本額	844,873,025円	1,005,022,992円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,463,295,501口	6,389,175,673口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,128,740,648円)及び分配準備積立金(1,020,863,659円)より分配対象額は2,149,604,307円(1万口当たり3,934.63円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,658,250,976円)及び分配準備積立金(855,646,964円)より分配対象額は2,513,897,940円(1万口当たり3,934.62円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△626,186,011	220,526,545
合計	△626,186,011	220,526,545

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2709円 (12,709円)	1.3091円 (13,091円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワJ-REITマザーファンド	2,550,149,034	8,359,898,563	
親投資信託受益証券 合計			8,359,898,563	
合計			8,359,898,563	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワJ-REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワJ-REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,226,563,058	8,356,129,716
投資証券 ※2	429,701,345,100	457,635,466,600
未収入金	1,569,533,936	2,906,211,667
未収配当金	2,639,651,445	3,035,932,269
前払金	409,920,000	96,320,000
流動資産合計	442,547,013,539	472,030,060,252
資産合計	442,547,013,539	472,030,060,252
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	729,736,000	10,136,000
未払解約金	18,334,000	2,067,518,000
流動負債合計	748,070,000	2,077,654,000
負債合計	748,070,000	2,077,654,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	139,303,981,506	143,357,852,675
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	302,494,962,033	326,594,553,577
元本等合計	441,798,943,539	469,952,406,252
純資産合計	441,798,943,539	469,952,406,252
負債純資産合計	442,547,013,539	472,030,060,252

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	140,780,222,102 円	139,303,981,506 円
期中追加設定元本額	25,498,473,442 円	31,595,153,336 円
期中一部解約元本額	26,974,714,038 円	27,541,282,167 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ J-REIT オープン	4,649,706,801 円	4,382,210,878 円
ダイワ J-REIT オープン (毎月分配型)	122,625,951,024 円	125,900,106,201 円
ダイワ J-REIT オープン (年 1 回決算型)	343,647,782 円	390,067,503 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー 2050	12,174,835 円	17,523,105 円
iFree J-REIT インデックス	632,690,424 円	650,961,876 円
iFree 8 資産バランス	1,531,174,342 円	2,051,017,920 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	2,397 円
DC・ダイワ J-REIT オープン	5,400,391,803 円	5,515,708,487 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	6,412,105円	7,494,804円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	5,416,927円	7,382,097円
ダイワ国内REITインデックス(投資一任専用)	324,864円	1,606,303円
ダイワ・ノーロード J-REITファンド	94,767,979円	102,421,379円
ダイワファンドラップ J-REITインデックス	2,188,150,866円	2,550,149,034円
ダイワ J-REITインデックス(ダイワSMA専用)	366,782,635円	406,375,098円
ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス	505,967,594円	459,885,005円
ダイワ・インデックスセレクト J-REIT	940,421,525円	914,940,588円
計	139,303,981,506円	143,357,852,675円
2. 期末日における受益権の総数	139,303,981,506口	143,357,852,675口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 5,215,950,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 4,699,050,000円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における不動産投信指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	2,933,814,643	15,950,869,975
合計	2,933,814,643	15,950,869,975

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種類	2022 年 6 月 15 日現在				2023 年 6 月 15 日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	11,131,120,000	-	10,402,000,000	△729,120,000	10,338,720,000	-	10,329,200,000	△9,520,000
合計	11,131,120,000	-	10,402,000,000	△729,120,000	10,338,720,000	-	10,329,200,000	△9,520,000

- (注)
1. 時価の算定方法
 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
 で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	3,1715円	3,2782円
(1万口当たり純資産額)	(31,715円)	(32,782円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	8,810	1,040,461,000	
	サンケイリアルエステート	13,883	1,223,092,300	
	SOSILA 物流リート投	21,557	2,880,015,200	
	東海道リート投資法	7,208	874,330,400	
	日本アコモデーションファンド投資法人	14,964	9,921,132,000	
	森ヒルズリート	50,962	7,700,358,200	
	産業ファンド	66,125	10,375,012,500	
	アドバンス・レジデンス	43,332	15,577,854,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	31,782	6,858,555,600	
	A P I 投資法人	22,880	9,289,280,000	
	G L P 投資法人	146,113	21,274,052,800	
	コンフォリア・レジデンシャル	20,724	7,263,762,000	
	日本プロロジスリート	75,358	22,388,861,800	※
	星野リゾート・リート	7,580	5,010,380,000	
	O n e リート投資法人	7,560	1,818,180,000	
	イオンリート投資	49,752	7,761,312,000	
	ヒューリックリート投資法	40,548	6,325,488,000	
	日本リート投資法人	14,077	4,736,910,500	
	積水ハウス・リート投資	130,228	10,392,194,400	
	トーセイ・リート投資法人	9,614	1,262,318,200	
	ケネディクス商業リート	18,840	5,098,104,000	
	ヘルスケア&メディカル投資	10,685	1,758,751,000	
	サムティ・レジデンシャル	11,265	1,333,776,000	
	野村不動産マスターF	140,147	22,633,740,500	※
	いちごホテルリート投資	7,180	724,462,000	
	ラサールロジポート投資	53,055	8,568,382,500	
	スターアジア不動産投	54,111	3,235,837,800	
	マリモ地方創生リート	6,620	877,150,000	
	三井不ロジパーク	17,120	8,799,680,000	
	大江戸温泉リート	6,995	456,773,500	
	投資法人みらい	52,652	2,429,889,800	
	三菱地所物流 REIT	14,889	6,305,491,500	
CRE ロジスティクスファンド	18,568	3,533,490,400		
ザイマックス・リート	7,030	783,142,000		
タカラレーベン不動産投	20,429	1,920,326,000		
アドバンス・ロジスティクス投資法人	18,891	2,584,288,800		
日本ビルファンド	50,558	28,514,712,000	※	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	ジャパンリアルエステイト	44,441	24,042,581,000	※
	日本都市ファンド投資法人	218,666	21,298,068,400	
	オリックス不動産投資	86,352	15,586,536,000	
	日本プライムリアルティ	29,639	10,432,928,000	
	NTT都市開発リート投資法人	41,660	5,482,456,000	
	東急リアル・エステート	29,057	5,465,621,700	
	グローバル・ワン不動産投資法人	31,892	3,485,795,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	96,945	14,279,998,500	
	森トラストリート投資法人	80,662	5,710,869,600	
	インヴィンシブル投資法人	190,751	10,834,656,800	
	フロンティア不動産投資	16,080	7,871,160,000	
	平和不動産リート	30,536	4,601,775,200	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	29,222	9,351,040,000	
	福岡リート投資法人	22,414	3,666,930,400	
	ケネディクス・オフィス投資法人	25,217	8,182,916,500	
	いちごオフィスリート投資法人	35,511	3,160,479,000	
	大和証券オフィス投資法人	8,978	5,485,558,000	
	阪急阪神リート投資法人	19,576	2,820,901,600	
	スターツプロシード投資法人	7,512	1,754,052,000	
	大和ハウスリート投資法人	65,327	18,768,447,100	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	139,758	10,146,430,800	
	大和証券リビング投資法人	60,055	6,840,264,500	
	ジャパンエクセレント投資法人	39,757	4,834,451,200	
投資証券 合計			457,635,466,600	
合計			457,635,466,600	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

日本プロロジスリート	3,500 口
野村不動産マスターF	5,000 口
日本ビルファンド	2,850 口
ジャパンリアルエステイト	2,300 口

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年6月16日から2023年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,718,355	53,848,388
親投資信託受益証券	16,269,038,236	18,253,086,308
流動資産合計	16,313,756,591	18,306,934,696
資産合計	16,313,756,591	18,306,934,696
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,342,516	15,666,831
未払受託者報酬	2,144,216	1,958,556
未払委託者報酬	40,204,835	36,723,609
その他未払費用	535,974	489,552
流動負債合計	44,227,541	54,838,548
負債合計	44,227,541	54,838,548
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	15,522,412,035	18,214,604,055
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	747,117,015	37,492,093
(分配準備積立金)	2,541,468,191	2,167,517,921
元本等合計	16,269,529,050	18,252,096,148
純資産合計	16,269,529,050	18,252,096,148
負債純資産合計	16,313,756,591	18,306,934,696

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	6
有価証券売買等損益	△722,040,635	△692,465,928
為替差損益	△1,747,775,457	-
営業収益合計	△2,469,816,092	△692,465,922
営業費用		
支払利息	8,453	12,716
受託者報酬	4,219,194	3,862,957
委託者報酬	79,111,292	72,432,103
その他費用	1,323,754	971,510
営業費用合計	84,662,693	77,279,286
営業損失(△)	△2,554,478,785	△769,745,208
経常損失(△)	△2,554,478,785	△769,745,208
当期純損失(△)	△2,554,478,785	△769,745,208
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	180,964,139	△37,410,743
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,191,556,296	747,117,015
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,223,683,550	150,113,153
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,223,683,550	150,113,153
剰余金減少額又は欠損金増加額	932,679,907	127,403,610
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	932,679,907	127,403,610
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	747,117,015	37,492,093

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	14,593,897,109円	15,522,412,035円
期中追加設定元本額	5,111,449,724円	5,389,055,347円
期中一部解約元本額	4,182,934,798円	2,696,863,327円
2. 計算期間末日における受益権の総数	15,522,412,035口	18,214,604,055口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,321,738,980円)及び分配準備積立金(2,541,468,191円)より分配対象額は4,863,207,171円(1万口当たり3,133.02円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,539,154,470円)及び分配準備積立金(2,167,517,921円)より分配対象額は5,706,672,391円(1万口当たり3,133.02円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期
	自2022年6月16日 至2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産について為替変動リスクを回避することを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期
	2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△3,501,341,986	△676,672,043
合計	△3,501,341,986	△676,672,043

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0481円 (10,481円)	1,0021円 (10,021円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド	21,657,672,412	18,253,086,308	
親投資信託受益証券 合計			18,253,086,308	
合計			18,253,086,308	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	38,375,995	48,891,025
コール・ローン	224,814,474	296,161,395
投資信託受益証券	748,747,617	519,089,273
投資証券	20,320,475,804	22,162,714,557
派生商品評価勘定	2,785,122	8,958,295
未収入金	15,956,744	75,093,306
未収配当金	48,218,543	60,079,306
差入委託証拠金	89,707,769	360,775,820
流動資産合計	21,489,082,068	23,531,762,977
資産合計	21,489,082,068	23,531,762,977
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	920,055,082	350,559,490
未払金	1,168,640	-
未払解約金	-	17,610,000
流動負債合計	921,223,722	368,169,490
負債合計	921,223,722	368,169,490
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	23,434,151,916	27,483,964,976
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△2,866,293,570	△4,320,371,489
元本等合計	20,567,858,346	23,163,593,487
純資産合計	20,567,858,346	23,163,593,487
負債純資産合計	21,489,082,068	23,531,762,977

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 10 月 6 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	1,492,500,000 円	23,434,151,916 円
期中追加設定元本額	24,408,344,047 円	7,967,013,569 円
期中一部解約元本額	2,466,692,131 円	3,917,200,509 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	18,535,989,788 円	21,657,672,412 円
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	857,624,811 円	1,000,051,316 円
ダイワ海外REITインデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	952,554 円	1,124,792 円
ダイワ・マクロ・ナビゲーター・ファンド 2021-10 (為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	1,483,812,793 円	1,427,642,151 円
ダイワ外国REITインデックス (為替ヘッジあり) (ダイワSMA専用)	2,555,771,970 円	3,397,474,305 円
計	23,434,151,916 円	27,483,964,976 円
2. 期末日における受益権の総数	23,434,151,916 口	27,483,964,976 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 2,866,293,570 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 4,320,371,489 円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△80,203,063	7,639,774
投資証券	△4,244,768,780	△3,231,043,402
合計	△4,324,971,843	△3,223,403,628

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	479,224,828	-	475,302,358	△3,922,470	761,498,997	-	770,457,292	8,958,295
合計	479,224,828	-	475,302,358	△3,922,470	761,498,997	-	770,457,292	8,958,295

(注) 1. 時価の算定方法

- 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は
期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	23,280,653,896	-	24,194,001,386	△913,347,490	21,937,027,320	-	22,287,586,810	△350,559,490
アメリカ・ドル	17,843,267,642	-	18,686,685,572	△843,417,930	16,926,952,180	-	17,109,014,074	△182,061,894
イギリス・ ポンド	1,269,424,854	-	1,267,237,768	2,187,086	1,107,378,942	-	1,138,948,476	△31,569,534
イスラエル・ シェケル	30,785,688	-	30,876,723	△91,035	25,772,179	-	27,082,447	△1,310,268

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
オーストラリア・ドル	1,571,574,007	-	1,577,362,604	△5,788,597	1,511,405,493	-	1,595,676,763	△84,271,270
カナダ・ドル	454,248,302	-	464,177,616	△9,929,314	422,483,567	-	434,743,176	△12,259,609
シンガポール・ドル	756,994,149	-	780,114,686	△23,120,537	812,340,658	-	826,862,126	△14,521,468
ニュージーランド・ドル	83,460,168	-	83,321,320	138,848	88,059,712	-	91,718,423	△3,658,711
ユーロ	902,532,463	-	918,530,943	△15,998,480	710,885,874	-	728,276,331	△17,390,457
香港・ドル	368,366,623	-	385,694,154	△17,327,531	331,748,715	-	335,264,994	△3,516,279
合計	23,280,653,896	-	24,194,001,386	△913,347,490	21,937,027,320	-	22,287,586,810	△350,559,490

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲
値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額	0.8777円	0.8428円
(1万口当たり純資産額)	(8,777円)	(8,428円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	44,260	3,697,480.400	
	アメリカ・ドル 小計			3,697,480.400 (519,089,273)	
投資信託受益証券 合計				519,089,273 [519,089,273]	
投資証券	アメリカ・ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	16,643	226,677.660	
		URBAN EDGE PROPERTIES	14,866	222,098.040	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	14,412	178,564.680	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	17,309	3,291,479.440	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	40,452	4,486,126.800	
		BOSTON PROPERTIES INC	17,650	957,159.500	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	18,199	152,689.610	
		VORNADO REALTY TRUST	19,757	301,886.960	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	11,496	166,462.080	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	10,362	364,120.680	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	2,878	130,114.380	
		EQUITY RESIDENTIAL	42,140	2,796,831.800	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	26,085	395,970.300	
		EPR PROPERTIES	9,199	420,486.290	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603	25,224.440	
		GLOBAL NET LEASE INC	13,139	140,324.520	
		EQUINIX INC	11,449	8,881,905.220	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	10,286	271,138.960	
		CHATHAM LODGING TRUST	5,858	55,065.200	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	6,764	634,260.280	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	15,765	212,039.250	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	2,824	97,569.200	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	6,929	28,131.740	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	88,468	1,544,651.280	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	37,977	1,322,738.910	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	15,392	73,881.600	
		RLJ LODGING TRUST	20,514	211,909.620	
FARMLAND PARTNERS INC	5,962	74,048.040			
PHYSICIANS REALTY TRUST	27,988	404,986.360			
ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	8,574	102,630.780			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		KIMCO REALTY CORP	76,523	1,476,893.900	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	7,392	69,780.480	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	47,087	921,021.720	
		WHITESTONE REIT	5,635	54,039.650	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	31,862	1,597,242.060	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	14,810	101,744.700	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	27,569	369,700.290	
		INVITATION HOMES INC	71,866	2,446,318.640	
		JBG SMITH PROPERTIES	12,531	191,473.680	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	9,177	171,609.900	
		CLIPPER REALTY INC	1,647	9,025.560	
		GLADSTONE LAND CORP	3,874	66,632.800	
		AMERICOLD REALTY TRUST	33,332	1,060,957.560	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	7,310	18,786.700	
		VICI PROPERTIES INC	124,184	4,021,077.920	
		BRT APARTMENTS CORP	1,402	27,563.320	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	3,429	249,151.140	
		NECESSITY RETAIL REIT INC CLASS A	16,991	119,956.460	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	17,458	430,339.700	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	4,936	112,244.640	
		BROADSTONE NET LEASE INC	21,227	346,424.640	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	13,532	89,040.560	
		LIFE STORAGE INC	10,517	1,345,860.490	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	6,248	121,773.520	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	27,446	508,299.920	
		PARAMOUNT GROUP INC	20,870	95,793.300	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	15,789	110,049.330	
		NETSTREIT CORP	6,947	127,130.100	
		APARTMENT INCOME REIT CO	18,237	672,945.300	
		CTO REALTY GROWTH INC	2,544	42,612.000	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	23,399	1,243,188.870	
		STAG INDUSTRIAL INC	21,975	805,383.750	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	1,311	20,871.120	
		INDUS REALTY TRUST INC	564	37,754.160	
		POSTAL REALTY TRUST INC CLASS A	2,085	30,962.250	
		PHILLIPS EDISON AND COMPANY INC	14,361	482,816.820	
		ORION OFFICE REIT INC	6,028	38,820.320	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	38,700	18,576.000	
		VENTAS INC	49,490	2,292,376.800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CARETRUST REIT INC	12,202	242,453.740	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	8,535	200,487.150	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	36,774	792,847.440	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	6,148	48,200.320	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	28,321	335,887.060	
		UMH PROPERTIES INC	6,804	110,224.800	
		CBL ASSOCIATES PROPERTIES INC	3,103	71,772.390	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC CLASS A	392	6,279.840	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE C	3,471	40,402.440	
		STAR HOLDINGS SHARES OF BENEFICIAL	1,592	22,622.320	
		IRON MOUNTAIN INC	35,969	2,040,161.680	
		TERRENO REALTY CORP	8,946	522,088.560	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	17,124	683,076.360	
		SUN COMMUNITIES INC	15,329	2,050,713.620	
		ACADIA REALTY TRUST	12,020	171,285.000	
		ALEXANDER'S INC	272	50,224.800	
		PROLOGIS INC	114,210	13,964,456.700	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	19,488	2,375,976.960	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	21,718	95,993.560	
		SAUL CENTERS INC	1,633	60,029.080	
		VERIS RESIDENTIAL INC	10,031	170,326.380	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	13,627	1,522,953.520	
		COUSINS PROPERTIES INC	18,580	404,486.600	
		SITE CENTERS CORP	22,493	296,682.670	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	5,392	937,614.880	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,993	1,865,486.270	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	16,349	855,052.700	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	9,059	854,354.290	
		GETTY REALTY CORP	5,383	188,512.660	
		WELLTOWER INC	58,464	4,767,154.560	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	67,652	1,400,396.400	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	12,901	290,014.480	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	20,944	185,563.840	
		EQUITY COMMONWEALTH	13,434	286,144.200	
		KILROY REALTY CORP	12,921	394,478.130	
		LTC PROPERTIES INC	5,127	174,574.350	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	33,808	347,546.240	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	14,288	2,191,779.200	
		MACERICH CO/THE	26,392	296,118.240	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	21,646	1,464,135.440	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	5,320	286,428.800	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	22,452	956,006.160	
		REALTY INCOME CORP	77,596	4,747,323.280	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	13,785	329,875.050	
		PUBLIC STORAGE	19,558	5,556,818.960	
		REGENCY CENTERS CORP	19,055	1,159,306.200	
		RPT REALTY	10,232	105,798.880	
		SAFEHOLD INC	4,575	108,793.500	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	12,795	275,476.350	
		SL GREEN REALTY CORP	8,150	212,307.500	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	29,173	88,977.650	
		URSTADT BIDDLE - CLASS A	3,667	76,566.960	
		UDR INC	38,263	1,649,517.930	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	1,607	78,373.390	
		WP CAREY INC	26,060	1,822,115.200	
		ELME	11,078	174,478.500	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	4,132	16,941.200	
		AGREE REALTY CORP	10,860	714,262.200	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	28,983	904,269.600	
		CUBESMART	27,786	1,215,359.640	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	25,798	261,849.700	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	35,574	3,752,701.260	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	16,570	2,374,812.400	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST	4,032	24,312.960	
		CENTERSPACE	1,908	118,715.760	
		KITE REALTY GROUP TRUST	26,865	565,239.600	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	1,965	41,147.100	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	4,549	58,909.550	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	26,504	216,007.600	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	73,445	666,880.600	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	11,605	16,363.050	
		DOUGLAS EMMETT INC	21,554	269,425.000	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	203,400	34,374.600	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	82,300	25,513.000	
		PRIME US REIT	68,400	15,048.000	
	アメリカ・ドル	小計		121,816,269.690 (17,101,786,101)	
	イギリス・ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	55,820	49,903.080	
		EDISTON PROPERTY INVESTMENT COMPAN	24,551	15,221.620	
		ASSURA PLC	380,806	177,150.950	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	74,712	64,924.720	
		ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITE	51,354	26,087.830	
		CLS HOLDINGS PLC	20,382	27,923.340	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	112,677	60,958.250	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	64,471	49,126.900	
		REGIONAL REIT LTD	54,681	27,094.430	
		NEWRIVER REIT PLC	39,166	34,896.900	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	228,947	269,012.720	
		CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	73,284	58,407.340	
		CUSTODIAN REIT PLC	51,902	47,023.210	
		PRS REIT PLC/THE	64,664	52,765.820	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	53,298	49,567.140	
		LXI REIT PLC	220,524	217,987.970	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	46,825	24,489.470	
		AEW UK REIT PLC	20,041	20,441.820	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	102,818	79,478.310	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	163,262	129,140.240	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	58,444	75,977.200	
		HOME REIT PLC	84,338	32,090.600	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	95,938	569,679.840	
		SEGREO PLC	154,426	1,166,534.000	
		HAMMERSON PLC	514,732	135,992.190	
		UNITE GROUP PLC/THE	51,114	454,914.600	
		BRITISH LAND CO PLC	119,772	400,876.880	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	32,654	150,665.550	
		DERWENT LONDON PLC	14,136	298,552.320	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	171,906	170,702.650	
		WORKSPACE GROUP PLC	17,748	91,668.420	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	27,984	255,633.840	
		BIG YELLOW GROUP PLC	22,516	252,179.200	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	126,393	224,979.540	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	71,398	32,307.590	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	235,253	323,943.380	
		イギリス・ポンド 小計		6,118,299.860 (1,087,344,251)	
	イスラエル・シユケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	82,303	142,631.090	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	26,700	212,985.900	
		REIT 1 LTD	22,083	357,965.430	
		イスラエル・シユケル 小計		713,582.420 (27,957,089)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	141,069	1,110,213.030	
		HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	52,157	73,280.580	
		HMC CAPITAL LTD	25,139	114,382.450	
		RAM ESSENTIAL SERVICES PROPERTY UN	46,291	30,320.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	45,483	132,355.530	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	184,360	96,789.000	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	69,800	212,890.000	
		RURAL FUNDS GROUP	50,015	85,275.570	
		WAYPOINT REIT	86,888	235,466.480	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	86,457	351,015.420	
		CENTURIA OFFICE REIT	52,359	73,040.800	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	92,458	148,395.090	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	200,894	228,014.690	
		REGION GROUP	152,660	361,804.200	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	38,675	111,384.000	
		NATIONAL STORAGE REIT	155,886	383,479.560	
		DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED UNIT	26,925	72,697.500	
		GDI PROPERTY GROUP	64,299	44,044.810	
		SCENTRE GROUP	680,758	1,763,163.220	
		ARENA REIT	46,460	171,902.000	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	26,404	86,605.120	
		BWP TRUST	62,311	225,565.820	
		GPT GROUP	251,243	1,009,996.860	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	66,904	242,861.520	
		MIRVAC GROUP	517,530	1,128,215.400	
		STOCKLAND	313,096	1,274,300.720	
		ABACUS PROPERTY GROUP	52,859	136,376.220	
		GOODMAN GROUP	224,441	4,419,243.290	
		VICINITY CENTRES	507,506	943,961.160	
		CHARTER HALL GROUP	61,174	665,573.120	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	47,821	190,805.790	
		オーストラリア・ドル 小計		16,123,419.550 (1,537,690,522)	
	カナダ・ドル	INOVALIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	2,000	6,420.000	
		BTB REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	4,600	14,674.000	
		EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ESTATE I	5,600	15,736.000	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT UNITS	3,600	30,708.000	
		PRIMARIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	6,525	83,389.500	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	3,500	18,655.000	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST U	2,026	33,712.640	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	7,100	51,120.000	
		SLATE GROCERY REIT	3,600	46,980.000	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	7,300	130,013.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SLATE OFFICE REIT	4,900	9,800.000	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	2,500	38,025.000	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	15,700	120,890.000	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	5,500	13,805.000	
		AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL E	2,400	27,984.000	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	4,200	337,260.000	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	16,300	226,733.000	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	8,900	113,386.000	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	13,500	204,525.000	
		CHOICE PROPERTIES REIT	20,800	277,888.000	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	2,400	39,648.000	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	7,000	104,650.000	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	9,200	231,104.000	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	10,900	544,346.000	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	17,700	182,664.000	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	19,000	377,910.000	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	44,280.000	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	2,900	174,029.000	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	6,900	100,188.000	
		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	8,100	184,356.000	
	カナダ・ドル 小計			3,784,879.140 (398,547,773)	
	シンガポール・ ドル	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	66,100	38,668.500	
		AIMS APAC REIT	2,390	136.560	
		KEPPEL DC REIT	175,800	356,874.000	
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	153,800	39,988.000	
		AIMS APAC REIT	68,300	80,594.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERC	374,400	464,256.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,400	45,484.000	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	244,500	163,815.000	
		EC WORLD REIT	32,900	10,857.000	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	440,800	1,176,936.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	660,400	1,300,988.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SUNTEC REIT	291,200	369,824.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	423,200	702,512.000	
		KEPPEL REIT	256,500	228,285.000	
		CAPITALAND ASCOTT STAPLED UNIT TRU	280,900	297,754.000	
		ESR-LOGOS REAL ESTATE INVESTMENT T	761,700	239,935.500	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	108,200	130,922.000	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	142,600	310,868.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	188,200	95,982.000	
		CAPITALAND CHINA TRUST	152,800	154,328.000	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	50,500	186,850.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	258,900	577,347.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	298,000	494,680.000	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	143,200	85,920.000	
		PARAGON REIT	141,900	133,386.000	
		OUÉ COMMERCIAL REAL ESTATE I	316,200	101,184.000	
		シンガポール・ドル 小計		7,788,374.560 (814,508,212)	
	ニュージーランド・ドル	STRIDE PROPERTY GROUP	64,452	86,365.680	
		ARGOSY PROPERTY LTD	108,963	120,948.930	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	202,139	180,914.400	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	60,746	140,323.260	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	136,116	294,010.560	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	183,185	227,149.400	
		ニュージーランド・ドル 小計		1,049,712.230 (91,251,484)	
	ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	4,980	111,651.600	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	914	4,743.660	
		HAMBORNER REIT AG	8,342	57,976.900	
		WERELDHAVE NV	4,699	66,020.950	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,422	582,219.140	
		NSI NV	1,842	37,300.500	
		VASTNED RETAIL NV	1,879	37,955.800	
		ICADE	3,736	149,888.320	
		CARMILA	6,707	98,056.340	
		ALTAREA	505	52,015.000	
		GECINA SA	6,325	619,850.000	
		KLEPIERRE	22,678	505,946.180	
		COVIVIO	5,419	250,574.560	
		MERCIALYS	8,982	72,709.290	
		AEDIFICA	4,650	308,062.500	
		COFINIMMO	3,567	269,308.500	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	3,070	48,199.000	
		RETAIL ESTATES	1,315	84,291.500	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	18,023	475,446.740	
		CARE PROPERTY INVEST	4,054	53,999.280	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	2,745	81,252.000	
		MONTEA NV	1,577	121,744.400	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,703	17,059.130	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	7,263	38,493.900	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	34,627	197,027.630	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	38,915	307,233.920	
		CROMWELL REIT EUR	38,000	60,040.000	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	44,558	45,181.810	
		ユーロ 小計		4,754,248.550 (723,358,917)	
	韓国・ウォン	SK REITS LTD	7,476	38,426,640.000	
		D&D PLATFORM REIT LTD	6,865	22,963,425.000	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT LTD	3,286	12,059,620.000	
		NH ALL ONE REIT LTD	3,459	12,850,185.000	
		E KOCREF CR	2,796	14,958,600.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	7,432	46,375,680.000	
		LOTTE REIT CO LTD	15,417	60,974,235.000	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	11,781	52,130,925.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	3,918	19,041,480.000	
		JR REIT XXVII	16,902	77,495,670.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	5,393	30,039,010.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	18,659	76,408,605.000	
		韓国・ウォン 小計		463,724,075.000 (51,102,393)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	291,000	494,700.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	128,000	362,240.000	
		FORTUNE REIT	188,000	1,054,680.000	
		PROSPERITY REIT	156,000	268,320.000	
		LINK REIT	331,700	15,506,975.000	
		CHAMPION REIT	246,000	671,580.000	
		香港・ドル 小計		18,358,495.000 (329,167,815)	
投資証券	合計			22,162,714,557 [22,162,714,557]	
合計				22,681,803,830 [22,681,803,830]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄 投資証券 144 銘柄	2.9%	97.1%	77.6%
イギリス・ポンド	投資証券 36 銘柄	-%	100%	4.8%
イスラエル・シケル	投資証券 3 銘柄	-%	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 31 銘柄	-%	100%	6.8%
カナダ・ドル	投資証券 30 銘柄	-%	100%	1.8%
シンガポール・ドル	投資証券 26 銘柄	-%	100%	3.6%
ニュージーランド・ドル	投資証券 6 銘柄	-%	100%	0.4%
ユーロ	投資証券 28 銘柄	-%	100%	3.2%
韓国・ウォン	投資証券 12 銘柄	-%	100%	0.2%
香港・ドル	投資証券 6 銘柄	-%	100%	1.5%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 6 月 16 日から 2023 年 6 月 15 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額(円)	第7期 2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,434,244	14,893,229
親投資信託受益証券	3,453,951,613	4,650,518,068
未収入金	95,000	-
流動資産合計	3,462,480,857	4,665,411,297
資産合計	3,462,480,857	4,665,411,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,626,218
未払受託者報酬	410,244	441,815
未払委託者報酬	7,693,044	8,284,923
その他未払費用	102,482	110,379
流動負債合計	8,205,770	14,463,335
負債合計	8,205,770	14,463,335
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,343,884,195	3,020,170,856
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,110,390,892	1,630,777,106
(分配準備積立金)	609,795,846	705,262,707
元本等合計	3,454,275,087	4,650,947,962
純資産合計	3,454,275,087	4,650,947,962
負債純資産合計	3,462,480,857	4,665,411,297

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	150,611,427	207,555,455
営業収益合計	150,611,427	207,555,456
営業費用		
支払利息	1,316	2,702
受託者報酬	789,625	859,202
委託者報酬	14,807,019	16,111,738
その他費用	197,241	214,647
営業費用合計	15,795,201	17,188,289
営業利益	134,816,226	190,367,167
経常利益	134,816,226	190,367,167
当期純利益	134,816,226	190,367,167
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	80,039,513	12,534,900
期首剰余金又は期首欠損金(△)	962,700,385	1,110,390,892
剰余金増加額又は欠損金減少額	365,574,406	523,444,961
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	365,574,406	523,444,961
剰余金減少額又は欠損金増加額	272,660,612	180,891,014
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	272,660,612	180,891,014
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,110,390,892	1,630,777,106

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	2,264,129,492円	2,343,884,195円
期中追加設定元本額	709,209,320円	1,053,030,359円
期中一部解約元本額	629,454,617円	376,743,698円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,343,884,195口	3,020,170,856口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(54,777,132円)、投資信託約款に規定される収益調整金(500,596,184円)及び分配準備積立金(555,018,714円)より分配対象額は1,110,392,030円(1万口当たり4,737.40円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(177,833,824円)、投資信託約款に規定される収益調整金(925,516,946円)及び分配準備積立金(527,428,883円)より分配対象額は1,630,779,653円(1万口当たり5,399.63円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	83,216,347	200,071,724
合計	83,216,347	200,071,724

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期
自 2022年6月16日
至 2023年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4737円 (14,737円)	1.5400円 (15,400円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	1,458,299,802	4,650,518,068	
親投資信託受益証券 合計			4,650,518,068	
合計			4,650,518,068	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年6月15日現在 金額(円)	2023年6月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	64,421,750	154,307,636
コール・ローン	272,236,281	484,818,531
投資信託受益証券	1,003,957,474	1,754,535,818
投資証券	24,030,593,444	28,791,803,997
派生商品評価勘定	4,606,986	15,800,902
未収入金	5,244,903	1,131,204
未収配当金	57,254,896	77,136,732
差入委託証拠金	110,930,801	167,487,490
流動資産合計	25,549,246,535	31,447,022,310
資産合計	25,549,246,535	31,447,022,310
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,707,677	-
未払金	179,214,434	-
未払解約金	8,675,500	55,171,000
流動負債合計	191,597,611	55,171,000
負債合計	191,597,611	55,171,000
純資産の部		
元本等		
元本	※1 8,345,562,785	9,843,782,869
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,012,086,139	21,548,068,441
元本等合計	25,357,648,924	31,391,851,310
純資産合計	25,357,648,924	31,391,851,310
負債純資産合計	25,549,246,535	31,447,022,310

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 6 月 15 日現在	2023 年 6 月 15 日現在
1. ※1 期首	2021 年 6 月 16 日	2022 年 6 月 16 日
期首元本額	14,827,050,251 円	8,345,562,785 円
期中追加設定元本額	4,338,728,665 円	2,162,995,640 円
期中一部解約元本額	10,820,216,131 円	664,775,556 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	94,248,022 円
ダイワファンドラップ 外国REIT インデックス (為替ヘッジなし)	1,136,729,180 円	1,458,299,802 円
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	241,121,883 円	274,543,609 円
D-I's グローバルREIT インデックス	1,675,380 円	1,640,299 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	10,746,531 円	15,709,152 円
iFree 外国REITインデ ックス	729,914,213 円	744,870,116 円
iFree 8資産バランス グローバル・リート・インデッ クスファンド (資産形成型)	1,582,219,772 円	2,197,414,066 円
グローバル・リート・インデッ クスファンド (毎月決算型)	256,304,741 円	371,513,203 円
グローバル・リート・インデッ クスファンド (毎月決算型)	150,433,938 円	225,034,809 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	30,065 円
DCダイワ・グローバルREIT インデックスファンド	3,742,300,862 円	3,973,004,517 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	6,607,695 円	7,781,902 円

区分	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	5,568,438円	7,881,175円
ダイワ海外REITインデックス(為替ヘッジなし)(投資一任専用)	330,548円	1,403,715円
ダイワバランスファンド2021-02(適格機関投資家専用)	161,211,552円	145,182,962円
ダイワ・インデックスセレクトグローバルREIT	248,229,351円	254,276,260円
ダイワ・ノーロードグローバルREITファンド	68,184,460円	67,019,874円
ダイワ外国REITインデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用)	3,984,241円	3,929,321円
計	8,345,562,785円	9,843,782,869円
2. 期末日における受益権の総数	8,345,562,785口	9,843,782,869口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年6月16日 至2023年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における不動産投信指数先物取引を利用してまいります。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してまいります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年6月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△90,792,240	21,270,363
投資証券	△5,575,385,632	△429,776,574
合計	△5,666,177,872	△408,506,211

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	466,809,508	-	464,087,761	△2,721,747	840,481,969	-	850,296,032	9,814,063
合計	466,809,508	-	464,087,761	△2,721,747	840,481,969	-	850,296,032	9,814,063

- (注)
- 時価の算定方法
不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2022年6月15日現在				2023年6月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	409,318,657	-	412,939,713	3,621,056	465,522,474	-	471,509,313	5,986,839
アメリカ・ドル	256,616,125	-	260,458,191	3,842,066	395,878,626	-	400,161,762	4,283,136
イギリス・ポンド	23,252,515	-	22,688,862	△563,653	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	23,237,930	-	23,253,000	15,070	-	-	-	-
カナダ・ドル	9,622,440	-	9,367,443	△254,997	-	-	-	-
ユーロ	96,589,647	-	97,172,217	582,570	69,643,848	-	71,347,551	1,703,703
合計	409,318,657	-	412,939,713	3,621,056	465,522,474	-	471,509,313	5,986,839

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年6月15日現在	2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0385円 (30,385円)	3.1890円 (31,890円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	149,600	12,497,584.000	
	アメリカ・ドル 小計			12,497,584.000 (1,754,535,818)	
投資信託受益証券 合計				1,754,535,818 [1,754,535,818]	
投資証券	アメリカ・ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	21,004	286,074.480	
		URBAN EDGE PROPERTIES	18,762	280,304.280	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	18,188	225,349.320	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,350	4,250,076.000	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	52,233	5,792,639.700	
		BOSTON PROPERTIES INC	22,790	1,235,901.700	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	24,225	203,247.750	
		VORNADO REALTY TRUST	25,742	393,337.760	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	14,508	210,075.840	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,500	474,390.000	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	3,633	164,247.930	
		EQUITY RESIDENTIAL	54,412	3,611,324.440	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	33,987	515,922.660	
		EPR PROPERTIES	11,985	547,834.350	
		CITY OFFICE REIT INC	6,000	32,880.000	
		GLOBAL NET LEASE INC	16,582	177,095.760	
		EQUINIX INC	14,784	11,469,131.520	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	13,402	353,276.720	
		CHATHAM LODGING TRUST	7,231	67,971.400	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	8,813	826,395.010	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	19,897	267,614.650	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,759	129,873.450	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	7,800	31,668.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	114,233	1,994,508.180	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	49,037	1,707,958.710	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	20,508	98,438.400	
RLJ LODGING TRUST	25,890	267,443.700			
FARMLAND PARTNERS INC	7,936	98,565.120			
PHYSICIANS REALTY TRUST	36,467	527,677.490			
ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	10,821	129,527.370			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		KIMCO REALTY CORP	98,809	1,907,013.700	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	9,060	85,526.400	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	60,818	1,189,600.080	
		WHITESTONE REIT	7,417	71,129.030	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	41,141	2,062,398.330	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,721	135,483.270	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	35,921	481,700.610	
		INVITATION HOMES INC	92,795	3,158,741.800	
		JBG SMITH PROPERTIES	15,816	241,668.480	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	11,583	216,602.100	
		CLIPPER REALTY INC	1,890	10,357.200	
		GLADSTONE LAND CORP	5,156	88,683.200	
		AMERICOLD REALTY TRUST	43,039	1,369,931.370	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	9,000	23,130.000	
		VICI PROPERTIES INC	160,350	5,192,133.000	
		BRT APARTMENTS CORP	1,600	31,456.000	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	4,468	324,644.880	
		NECESSITY RETAIL REIT INC CLASS A	21,444	151,394.640	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	22,746	560,688.900	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	6,229	141,647.460	
		BROADSTONE NET LEASE INC	27,657	451,362.240	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	17,078	112,373.240	
		LIFE STORAGE INC	13,579	1,737,704.630	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	8,342	162,585.580	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	35,761	662,293.720	
		PARAMOUNT GROUP INC	26,339	120,896.010	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	21,017	146,488.490	
		NETSTREIT CORP	8,767	160,436.100	
		APARTMENT INCOME REIT CO	23,761	876,780.900	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,211	53,784.250	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	30,213	1,605,216.690	
		STAG INDUSTRIAL INC	28,632	1,049,362.800	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	2,066	32,890.720	
		INDUS REALTY TRUST INC	861	57,635.340	
		POSTAL REALTY TRUST INC CLASS A	2,825	41,951.250	
		PHILLIPS EDISON AND COMPANY INC	18,712	629,097.440	
		ORION OFFICE REIT INC	9,048	58,269.120	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	49,400	23,712.000	
		VENTAS INC	63,903	2,959,986.960	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CARETRUST REIT INC	15,898	315,893.260	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	10,772	253,034.280	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	47,914	1,033,025.840	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	7,759	60,830.560	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	36,901	437,645.860	
		UMH PROPERTIES INC	8,587	139,109.400	
		CBL ASSOCIATES PROPERTIES INC	3,916	90,577.080	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC CLASS A	487	7,801.740	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE C	4,800	55,872.000	
		STAR HOLDINGS SHARES OF BENEFICIAL	2,122	30,153.620	
		IRON MOUNTAIN INC	46,445	2,634,360.400	
		TERRENO REALTY CORP	11,656	680,244.160	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	22,312	890,025.680	
		SUN COMMUNITIES INC	19,793	2,647,907.540	
		ACADIA REALTY TRUST	15,170	216,172.500	
		ALEXANDER'S INC	343	63,334.950	
		PROLOGIS INC	147,471	18,031,279.170	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	25,164	3,067,994.880	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	27,410	121,152.200	
		SAUL CENTERS INC	2,061	75,762.360	
		VERIS RESIDENTIAL INC	12,660	214,966.800	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	17,595	1,966,417.200	
		COUSINS PROPERTIES INC	24,209	527,029.930	
		SITE CENTERS CORP	29,307	386,559.330	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	6,962	1,210,622.180	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,321	2,408,818.190	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	21,110	1,104,053.000	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,697	1,103,144.070	
		GETTY REALTY CORP	6,794	237,925.880	
		WELLTOWER INC	75,490	6,155,454.600	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	87,354	1,808,227.800	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	16,809	377,866.320	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	26,433	234,196.380	
		EQUITY COMMONWEALTH	17,503	372,813.900	
		KILROY REALTY CORP	16,835	513,972.550	
		LTC PROPERTIES INC	6,471	220,337.550	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	44,050	452,834.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	18,449	2,830,076.600	
		MACERICH CO/THE	34,387	385,822.140	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	27,950	1,890,538.000	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	6,932	373,218.880	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	28,990	1,234,394.200	
		REALTY INCOME CORP	100,194	6,129,868.920	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	17,961	429,806.730	
		PUBLIC STORAGE	25,254	7,175,166.480	
		REGENCY CENTERS CORP	24,605	1,496,968.200	
		RPT REALTY	13,619	140,820.460	
		SAFEHOLD INC	6,107	145,224.460	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	16,670	358,905.100	
		SL GREEN REALTY CORP	10,285	267,924.250	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	38,295	116,799.750	
		URSTADT BIDDLE - CLASS A	4,628	96,632.640	
		UDR INC	49,406	2,129,892.660	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	2,029	98,954.330	
		WP CAREY INC	33,649	2,352,738.080	
		ELME	13,982	220,216.500	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	4,700	19,270.000	
		AGREE REALTY CORP	14,150	930,645.500	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	37,424	1,167,628.800	
		CUBESMART	35,878	1,569,303.720	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	33,614	341,182.100	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	45,935	4,845,683.150	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	21,395	3,066,331.400	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST	4,575	27,587.250	
		CENTERSPACE	2,407	149,763.540	
		KITE REALTY GROUP TRUST	35,003	736,463.120	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,592	54,276.480	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	6,328	81,947.600	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	33,450	272,617.500	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	95,694	868,901.520	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	13,105	18,478.050	
		DOUGLAS EMMETT INC	28,084	351,050.000	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	265,962	44,947.570	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	110,200	34,162.000	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	90,000	0.000	
		PRIME US REIT	92,200	20,284.000	
	アメリカ・ドル	小計		157,379,418.460 (22,094,496,558)	
	イギリス・ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	70,605	63,120.870	
		EDISTON PROPERTY INVESTMENT COMPAN	31,488	19,522.560	
		ASSURA PLC	490,928	228,379.700	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	101,879	88,532.850	
		ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITE	67,467	34,273.230	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CLS HOLDINGS PLC	57,322	78,531.140	
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	135,056	73,065.290	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	86,237	65,712.590	
		REGIONAL REIT LTD	71,837	35,595.230	
		NEWRIVER REIT PLC	51,721	46,083.410	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	307,101	360,843.670	
		CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	98,025	78,125.920	
		CUSTODIAN REIT PLC	69,425	62,899.050	
		PRS REIT PLC/THE	86,496	70,580.730	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	69,968	65,070.240	
		LXI REIT PLC	284,295	281,025.600	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	51,240	26,798.520	
		AEW UK REIT PLC	21,930	22,368.600	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	134,976	104,336.440	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	206,054	162,988.710	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	78,434	101,964.200	
		HOME REIT PLC	117,587	44,741.850	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	126,863	753,312.490	
		SEGRO PLC	204,206	1,542,572.120	
		HAMMERSON PLC	663,583	175,318.620	
		UNITE GROUP PLC/THE	67,590	601,551.000	
		BRITISH LAND CO PLC	158,380	530,097.860	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	42,097	194,235.550	
		DERWENT LONDON PLC	18,961	400,456.320	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	221,618	220,066.670	
		WORKSPACE GROUP PLC	22,880	118,175.200	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	36,736	335,583.360	
		BIG YELLOW GROUP PLC	29,558	331,049.600	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	162,943	290,038.540	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	93,799	42,444.040	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	315,559	434,524.740	
		イギリス・ポンド 小計		8,083,986.510 (1,436,686,083)	
	イスラエル・シユケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	105,526	182,876.550	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	37,152	296,361.500	
		REIT 1 LTD	33,128	537,004.880	
		イスラエル・シユケル 小計		1,016,242.930 (39,814,874)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	188,008	1,479,622.960	
		HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	38,400	53,952.000	
		HMC CAPITAL LTD	34,174	155,491.700	
		RAM ESSENTIAL SERVICES PROPERTY UN	53,900	35,304.500	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	57,979	168,718.890	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	247,199	129,779.470	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	92,172	281,124.600	
		RURAL FUNDS GROUP	67,167	114,519.730	
		WAYPOINT REIT	117,959	319,668.890	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	113,735	461,764.100	
		CENTURIA OFFICE REIT	68,959	96,197.800	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	120,539	193,465.090	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	269,082	305,408.070	
		REGION GROUP	200,826	475,957.620	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AISTR	50,422	145,215.360	
		NATIONAL STORAGE REIT	208,797	513,640.620	
		DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED UNIT	35,122	94,829.400	
		GDI PROPERTY GROUP	87,347	59,832.690	
		SCENTRE GROUP	907,275	2,349,842.250	
		ARENA REIT	60,571	224,112.700	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	31,154	102,185.120	
		BWP TRUST	84,216	304,861.920	
		GPT GROUP	334,842	1,346,064.840	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	90,423	328,235.490	
		MIRVAC GROUP	689,734	1,503,620.120	
		STOCKLAND	417,276	1,698,313.320	
		ABACUS PROPERTY GROUP	70,207	181,134.060	
		GOODMAN GROUP	299,121	5,889,692.490	
		VICINITY CENTRES	676,374	1,258,055.640	
		CHARTER HALL GROUP	81,938	891,485.440	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	63,546	253,548.540	
		オーストラリア・ドル 小計		21,415,645.420 (2,042,410,103)	
	カナダ・ドル	INOVALIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	2,300	7,383.000	
		BTB REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	5,100	16,269.000	
		EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ESTATE I	6,200	17,422.000	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT UNITS	5,600	47,768.000	
		PRIMARIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	7,841	100,207.980	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	4,400	23,452.000	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST U	2,758	45,893.120	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,800	70,560.000	
		SLATE GROCERY REIT	4,700	61,335.000	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	9,800	174,538.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SLATE OFFICE REIT	5,100	10,200.000	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	2,800	42,588.000	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,100	154,770.000	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	6,100	15,311.000	
		AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL E	2,700	31,482.000	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	5,400	433,620.000	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	21,800	303,238.000	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,800	150,332.000	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	18,100	274,215.000	
		CHOICE PROPERTIES REIT	27,400	366,064.000	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	3,300	54,516.000	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,100	136,045.000	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	12,100	303,952.000	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	14,500	724,130.000	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	22,266	229,785.120	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	25,700	511,173.000	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,300	48,708.000	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	3,800	228,038.000	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	8,900	129,228.000	
		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	10,700	243,532.000	
	カナダ・ドル	小計		4,955,755.220 (521,841,024)	
	シンガポール・ ドル	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	84,700	49,549.500	
		AIMS APAC REIT	3,118	178.160	
		KEPPEL DC REIT	231,283	469,504.490	
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	210,276	54,671.760	
		AIMS APAC REIT	89,100	105,138.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERC	506,090	627,551.600	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	87,900	60,211.500	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	327,840	219,652.800	
		EC WORLD REIT	36,500	12,045.000	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	587,477	1,568,563.590	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	880,122	1,733,840.340	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SUNTEC REIT	393,600	499,872.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	559,000	927,940.000	
		KEPPEL REIT	343,600	305,804.000	
		CAPITALAND ASCOTT STAPLED UNIT TRU	353,056	374,239.360	
		ESR-LOGOS REAL ESTATE INVESTMENT T	1,042,402	328,356.630	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	145,700	176,297.000	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	187,576	408,915.680	
		STARHILL GLOBAL REIT	247,600	126,276.000	
		CAPITALAND CHINA TRUST	196,542	198,507.420	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	66,100	244,570.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	346,769	773,294.870	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	399,084	662,479.440	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	169,000	101,400.000	
		PARAGON REIT	177,000	166,380.000	
		OUÉ COMMERCIAL REAL ESTATE I	412,463	131,988.160	
		シンガポール・ドル 小計		10,327,227.300 (1,080,021,430)	
	ニュージーランド・ドル	STRIDE PROPERTY GROUP	92,477	123,919.180	
		ARGOSY PROPERTY LTD	144,609	160,515.990	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	261,440	233,988.800	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	80,882	186,837.420	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	179,742	388,242.720	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	230,216	285,467.840	
		ニュージーランド・ドル 小計		1,378,971.950 (119,874,032)	
	ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,463	144,900.460	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	1,820	9,445.800	
		HAMBORNER REIT AG	10,717	74,483.150	
		WERELDHAVE NV	6,098	85,676.900	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	16,180	758,356.600	
		NSI NV	2,733	55,343.250	
		VASTNED RETAIL NV	2,739	55,327.800	
		ICADE	4,849	194,541.880	
		CARMILA	8,705	127,267.100	
		ALTAREA	710	73,130.000	
		GECINA SA	8,238	807,324.000	
		KLEPIERRE	29,539	659,015.090	
		COVIVIO	7,033	325,205.920	
		MERCIALYS	11,658	94,371.510	
		AEDIFICA	6,035	399,818.750	
		COFINIMMO	4,630	349,565.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	3,984	62,548.800	
		RETAIL ESTATES	1,706	109,354.600	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	23,476	619,296.880	
		CARE PROPERTY INVEST	5,601	74,605.320	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	3,526	104,369.600	
		MONTEA NV	2,047	158,028.400	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,930	17,636.850	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	8,842	46,862.600	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	44,944	255,731.360	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	50,509	398,768.550	
		CROMWELL REIT EUR	54,520	86,141.600	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	64,959	65,868.420	
		ユーロ 小計		6,212,986.190 (945,305,848)	
	韓国・ウォン	SK REITS LTD	11,423	58,714,220.000	
		D&D PLATFORM REIT LTD	8,000	26,760,000.000	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT LTD	3,930	14,423,100.000	
		NH ALL ONE REIT LTD	6,454	23,976,610.000	
		E KOCREF CR	3,584	19,174,400.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	12,235	76,346,400.000	
		LOTTE REIT CO LTD	20,132	79,622,060.000	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	15,855	70,158,375.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	5,600	27,216,000.000	
		JR REIT XXVII	25,282	115,917,970.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	5,990	33,364,300.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	27,294	111,768,930.000	
		韓国・ウォン 小計		657,442,365.000 (72,450,148)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	398,000	676,600.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	160,000	452,800.000	
		FORTUNE REIT	254,000	1,424,940.000	
		PROSPERITY REIT	205,000	352,600.000	
		LINK REIT	442,100	20,668,175.000	
		CHAMPION REIT	331,000	903,630.000	
		香港・ドル 小計		24,478,745.000 (438,903,897)	
投資証券	合計			28,791,803,997 [28,791,803,997]	
合計				30,546,339,815 [30,546,339,815]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄 投資証券 145 銘柄	7.4%	92.6%	78.2%
イギリス・ポンド	投資証券 36 銘柄	-%	100%	4.7%
イスラエル・シケル	投資証券 3 銘柄	-%	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 31 銘柄	-%	100%	6.7%
カナダ・ドル	投資証券 30 銘柄	-%	100%	1.7%
シンガポール・ドル	投資証券 26 銘柄	-%	100%	3.5%
ニュージーランド・ドル	投資証券 6 銘柄	-%	100%	0.4%
ユーロ	投資証券 28 銘柄	-%	100%	3.1%
韓国・ウォン	投資証券 12 銘柄	-%	100%	0.2%
香港・ドル	投資証券 6 銘柄	-%	100%	1.4%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【ダイワファンドラップ TOPIXインデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ TOPIXインデックスの2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ TOPIXインデックスの2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ TOPIXインデックス

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	49,357,382
親投資信託受益証券	20,631,270,062
流動資産合計	20,680,627,444
資産合計	20,680,627,444
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,188,275
未払受託者報酬	2,203,684
未払委託者報酬	31,954,148
その他未払費用	550,843
流動負債合計	47,896,950
負債合計	47,896,950
純資産の部	
元本等	
元本	※1 10,290,119,051
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	10,342,611,443
(分配準備積立金)	4,274,316,983
元本等合計	20,632,730,494
純資産合計	20,632,730,494
負債純資産合計	20,680,627,444

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	560,003,909
営業収益合計	560,003,909
営業費用	
支払利息	5,152
受託者報酬	2,203,684
委託者報酬	31,954,148
その他費用	550,843
営業費用合計	34,713,827
営業利益又は営業損失 (△)	525,290,082
経常利益又は経常損失 (△)	525,290,082
中間純利益又は中間純損失 (△)	525,290,082
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	58,523,824
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	9,710,390,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,800,018,339
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,800,018,339
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,634,563,676
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,634,563,676
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	10,342,611,443

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	10,176,374,027 円
期中追加設定元本額	1,824,605,177 円
期中一部解約元本額	1,710,860,153 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	10,290,119,051 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	<p style="text-align: center;">当中間計算期間末 2023年12月15日現在</p>
<p>1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)</p>	<p>2.0051円 (20,051円)</p>

(参考)

当ファンドは、「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,965,961,201
株式 ※2※3	273,500,872,940
派生商品評価勘定	1,581,750
未収入金	7,171,000
未収配当金	103,191,037
未収利息	299,537
前払金	73,500,000
その他未収収益 ※4	3,988,730
差入委託証拠金	51,531,310
流動資産合計	285,708,097,505
資産合計	285,708,097,505
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	42,604,650
未払解約金	55,719,660
受入担保金	6,066,528,811
流動負債合計	6,164,853,121
負債合計	6,164,853,121
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	167,054,913,059
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	112,488,331,325
元本等合計	279,543,244,384
純資産合計	279,543,244,384
負債純資産合計	285,708,097,505

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	155,385,420,480 円
期中追加設定元本額	19,243,258,972 円
期中一部解約元本額	7,573,766,393 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
トピックス・インデックスファンド	2,803,481,931 円
ダイワ・トピックス・インデックスファンドV A	4,345,259,538 円
適格機関投資家専用・ダイワ・トピックスインデックスファンドVA2	911,099 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	15,019,052 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	187,470,864 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	13,126,071 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	405,732,331 円
国内株式ファンド(適格機関投資家専用)	332,765,240 円

区分	2023年12月15日現在
日本株式インデックスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	683,069,361円
D-I's TOPIXインデックス	13,681,611円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	252,338,863円
iFree TOPIXインデックス	7,291,454,564円
iFree 8資産バランス	4,608,275,672円
iFree 年金バランス	1,000,433,045円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	606,201円
DCダイワ日本株式インデックス	70,746,383,888円
ダイワ・ライフ・バランス30	3,116,115,764円
ダイワ・ライフ・バランス50	4,942,781,215円
ダイワ・ライフ・バランス70	5,662,400,354円
年金ダイワ日本株式インデックス	7,354,950,099円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	55,543,033円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	76,255,158円
ダイワつみたてインデックス日本株式	4,849,709,096円
ダイワつみたてインデックスバランス30	12,445,814円
ダイワつみたてインデックスバランス50	11,685,906円
ダイワつみたてインデックスバランス70	29,772,487円
ダイワ国内株式インデックス (ラップ専用)	11,854,854,881円
ダイワ世界バランスファンド40VA	54,371,807円
ダイワ世界バランスファンド60VA	21,015,894円
ダイワ・バランスファンド35VA	3,760,333,024円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	350,930,093円
ダイワ国内バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	51,746,439円
ダイワ国内バランスファンド30VA (適格機関投資家専用)	73,719,521円
ダイワ・ノーロード TOPIXファンド	238,728,010円
ダイワファンドラップ TOPIXインデックス	12,328,953,067円
ダイワTOPIXインデックス (ダイワSMA専用)	5,883,088,544円
ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス	3,344,997,099円
スタイル9 (4資産分散・保守型)	86,587円
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	145,111円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	202,435円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	74,055円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	128,381円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	203,035円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	74,654円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	126,582円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	213,768円
ダイワ・インデックスセレクト TOPIX	1,153,858,205円
ダイワライフスタイル25	107,289,628円
ダイワライフスタイル50	481,894,635円
ダイワライフスタイル75	403,714,677円
DC・ダイワ・トピックス・インデックス (確定拠出年金専用ファンド)	8,132,494,670円

区分	2023年12月15日現在
計	167,054,913,059 円
2. 期末日における受益権の総数	167,054,913,059 口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 5,726,686,640 円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 626,130,000 円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	6,512,710,000	-	6,471,840,000	△40,870,000
合計	6,512,710,000	-	6,471,840,000	△40,870,000

- (注)
1. 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	1.6734円
(1万口当たり純資産額)	(16,734円)

【ダイワファンドラップ 日経225インデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日経225インデックスの2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日経225インデックスの2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 日経225インデックス

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	47,030,526
親投資信託受益証券	20,218,341,263
流動資産合計	20,265,371,789
資産合計	20,265,371,789
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,531,077
未払受託者報酬	2,124,757
未払委託者報酬	30,809,510
その他未払費用	531,110
流動負債合計	43,996,454
負債合計	43,996,454
純資産の部	
元本等	
元本	※1 9,095,557,204
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	11,125,818,131
(分配準備積立金)	4,758,992,250
元本等合計	20,221,375,335
純資産合計	20,221,375,335
負債純資産合計	20,265,371,789

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	97
有価証券売買等損益	△98,662,263
営業収益合計	△98,662,166
営業費用	
支払利息	7,332
受託者報酬	2,124,757
委託者報酬	30,809,510
その他費用	531,110
営業費用合計	33,472,709
営業利益又は営業損失 (△)	△132,134,875
経常利益又は経常損失 (△)	△132,134,875
中間純利益又は中間純損失 (△)	△132,134,875
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△63,460,576
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	10,691,700,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,330,717,949
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,330,717,949
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,827,926,026
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,827,926,026
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11,125,818,131

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	8,607,441,935 円
期中追加設定元本額	1,967,076,237 円
期中一部解約元本額	1,478,960,968 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	9,095,557,204 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,232円 (22,232円)

(参考)

当ファンドは、「ストックインデックス225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ストックインデックス225・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,744,342,805
株式 ※2※3	266,332,405,010
派生商品評価勘定	48,212,100
未収配当金	6,655,500
未収利息	88,317
前払金	19,460,000
その他未収収益 ※4	63,604
流動資産合計	274,151,227,336
資産合計	274,151,227,336
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	73,850
未払解約金	459,717,000
受入担保金	1,275,402,555
流動負債合計	1,735,193,405
負債合計	1,735,193,405
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	60,490,315,709
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	211,925,718,222
元本等合計	272,416,033,931
純資産合計	272,416,033,931
負債純資産合計	274,151,227,336

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	56,240,375,491 円
期中追加設定元本額	13,776,182,081 円
期中一部解約元本額	9,526,241,863 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ストック インデックス ファンド 2 2 5	23,240,543,955 円
適格機関投資家専用・ダイワ・ストックインデックスファンド 2 2 5 VA	221,605,515 円
大和 スtock インデックス 2 2 5 ファンド	7,329,359,448 円
D-I's 日経 2 2 5 インデックス	52,285,782 円
i F r e e 日経 2 2 5 インデックス	12,433,129,095 円
DC・ダイワ・ストックインデックス 2 2 5 (確定拠出年金専用ファンド)	5,525,174,413 円
ダイワ・ノーロード 日経 2 2 5 ファンド	418,295,218 円
ダイワファンドラップ 日経 2 2 5 インデックス	4,489,472,913 円
ダイワ日経 2 2 5 インデックス (ダイワ SMA 専用)	721,463,247 円
ダイワ・インデックスセレクト 日経 2 2 5	6,058,986,123 円
計	60,490,315,709 円

区分	2023年12月15日現在
2. 期末日における受益権の総数	60,490,315,709 口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 1,202,459,300 円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 4,203,076,000 円
5. ※4 その他未収収益	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	6,036,410,000	-	6,084,650,000	48,240,000
合計	6,036,410,000	-	6,084,650,000	48,240,000

- (注)
1. 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	4.5035円
(1万口当たり純資産額)	(45,035円)

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	275,856,676
親投資信託受益証券	73,733,802,789
流動資産合計	74,009,659,465
資産合計	74,009,659,465
負債の部	
流動負債	
未払解約金	109,501,816
未払受託者報酬	7,640,816
未払委託者報酬	147,086,606
その他未払費用	1,088,676
流動負債合計	265,317,914
負債合計	265,317,914
純資産の部	
元本等	
元本	※1 40,628,271,509
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	33,116,070,042
(分配準備積立金)	9,211,097,328
元本等合計	73,744,341,551
純資産合計	73,744,341,551
負債純資産合計	74,009,659,465

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	3,142,898,298
営業収益合計	3,142,898,298
営業費用	
支払利息	25,250
受託者報酬	7,640,816
委託者報酬	147,086,606
その他費用	1,088,676
営業費用合計	155,841,348
営業利益又は営業損失 (△)	2,987,056,950
経常利益又は経常損失 (△)	2,987,056,950
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,987,056,950
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	14,785,462
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	29,120,071,287
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,949,473,099
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	4,949,473,099
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,925,745,832
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	3,925,745,832
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	33,116,070,042

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	39,176,810,504 円
期中追加設定元本額	6,735,803,768 円
期中一部解約元本額	5,284,342,763 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	40,628,271,509 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8151円 (18,151円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	598,443,345
コール・ローン	1,652,604,514
株式	99,869,822,314
投資証券	2,210,387,097
派生商品評価勘定	3,410,658,569
未収入金	5,478,395
未収配当金	132,458,732
差入委託証拠金	1,905,225,636
流動資産合計	109,785,078,602
資産合計	109,785,078,602
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,558,541
未払解約金	535,670,030
流動負債合計	537,228,571
負債合計	537,228,571
純資産の部	
元本等	
元本	※1 38,455,011,791
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	70,792,838,240
元本等合計	109,247,850,031
純資産合計	109,247,850,031
負債純資産合計	109,785,078,602

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(3)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p>

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	34,080,983,566 円
期中追加設定元本額	7,644,782,183 円
期中一部解約元本額	3,270,753,958 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	25,954,381,636 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式イン デックス (為替ヘッジあり)	1,243,132,158 円
i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジ あり)	3,294,860,427 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあ り) (投資一任専用)	609,778 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジあ り) (ダイワ SMA 専用)	7,962,027,792 円
計	38,455,011,791 円
2. 期末日における受益権の総数	38,455,011,791 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	3,693,951,533	-	3,754,466,842	60,515,309
合計	3,693,951,533	-	3,754,466,842	60,515,309

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
為替予約取引				
売建	103,988,308,538	-	100,639,723,819	3,348,584,719
アメリカ・ドル	77,690,554,086	-	75,033,885,775	2,656,668,311
イギリス・ポンド	4,496,336,813	-	4,379,739,598	116,597,215
イスラエル・シェケル	125,713,959	-	123,110,362	2,603,597
オーストラリア・ドル	2,184,081,062	-	2,135,305,130	48,775,932
カナダ・ドル	3,445,915,812	-	3,359,868,403	86,047,409
シンガポール・ドル	389,413,295	-	377,853,924	11,559,371
スイス・フラン	2,912,102,128	-	2,827,717,530	84,384,598
スウェーデン・クローナ	996,848,865	-	982,984,697	13,864,168
デンマーク・クローネ	1,032,666,134	-	1,003,924,317	28,741,817
ニュージーランド・ドル	66,083,436	-	64,126,823	1,956,613
ノルウェー・クローネ	203,484,937	-	201,768,292	1,716,645
ユーロ	9,792,008,602	-	9,518,361,520	273,647,082
香港・ドル	653,099,409	-	631,077,448	22,021,961
合計	103,988,308,538	-	100,639,723,819	3,348,584,719

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,8409円 (28,409円)

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	68,396,167
親投資信託受益証券	24,804,644,430
流動資産合計	24,873,040,597
資産合計	24,873,040,597
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,204,260
未払受託者報酬	2,328,069
未払委託者報酬	44,816,062
その他未払費用	581,928
流動負債合計	65,930,319
負債合計	65,930,319
純資産の部	
元本等	
元本	※1 8,513,221,104
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	16,293,889,174
(分配準備積立金)	3,962,356,978
元本等合計	24,807,110,278
純資産合計	24,807,110,278
負債純資産合計	24,873,040,597

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,894,743,327
営業収益合計	1,894,743,327
営業費用	
支払利息	6,532
受託者報酬	2,328,069
委託者報酬	44,816,062
その他費用	581,928
営業費用合計	47,732,591
営業利益又は営業損失 (△)	1,847,010,736
経常利益又は経常損失 (△)	1,847,010,736
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,847,010,736
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	119,240,961
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	11,199,085,414
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,134,249,143
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	5,134,249,143
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,767,215,158
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,767,215,158
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	16,293,889,174

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	6,711,991,187 円
期中追加設定元本額	2,849,099,428 円
期中一部解約元本額	1,047,869,511 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	8,513,221,104 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9140円 (29,140円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,796,875,553
コール・ローン	9,892,269,730
株式	390,281,188,689
投資証券	8,695,838,032
派生商品評価勘定	335,471,177
未収入金	16,181,262
未収配当金	499,011,440
差入委託証拠金	8,479,838,210
流動資産合計	419,996,674,093
資産合計	419,996,674,093
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	290,944,710
未払解約金	118,731,400
流動負債合計	409,676,110
負債合計	409,676,110
純資産の部	
元本等	
元本	※1 78,934,368,827
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	340,652,629,156
元本等合計	419,586,997,983
純資産合計	419,586,997,983
負債純資産合計	419,996,674,093

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	73,496,843,463 円
期中追加設定元本額	7,512,605,858 円
期中一部解約元本額	2,075,080,494 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国株式インデックス V A	252,219,794 円
ダイワ国内重視バランスファンド 30 V A (一般投資家私募)	2,398,033 円
ダイワ国内重視バランスファンド 50 V A (一般投資家私募)	25,753,127 円
ダイワ国際分散バランスファンド 30 V A (一般投資家私募)	4,173,336 円
ダイワ国際分散バランスファンド 50 V A (一般投資家私募)	130,046,867 円
外国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	101,926,645 円
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	89,930,302 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	730,226,519 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	4,666,386,566 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	560,632,240 円
D-I's 外国株式インデックス	20,777,577 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	53,190,442 円
i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	7,614,556,547 円
i F r e e 8資産バランス	1,483,678,196 円
i F r e e 年金バランス	322,769,357 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	2,911,681 円

区分	2023年12月15日現在
DCダイワ外国株式インデックス	47,591,879,515円
ダイワ・ライフ・バランス30	500,377,466円
ダイワ・ライフ・バランス50	1,067,785,681円
ダイワ・ライフ・バランス70	1,025,339,397円
大和DC海外株式インデックスファンド	2,018,027,441円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	12,498,122円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	13,060,578円
ダイワつみたてインデックス外国株式	2,130,195,134円
ダイワつみたてインデックスバランス30	2,057,594円
ダイワつみたてインデックスバランス50	2,504,278円
ダイワつみたてインデックスバランス70	5,295,411円
ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）	11,579,002円
ダイワ世界バランスファンド40VA	52,676,509円
ダイワ世界バランスファンド60VA	33,932,785円
ダイワ・バランスファンド35VA	900,545,333円
ダイワ・バランスファンド25VA（適格機関投資家専用）	48,117,622円
ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	140,109,625円
スタイル9（4資産分散・保守型）	36,916円
スタイル9（4資産分散・バランス型）	62,672円
スタイル9（4資産分散・積極型）	88,640円
スタイル9（6資産分散・保守型）	31,336円
スタイル9（6資産分散・バランス型）	55,374円
スタイル9（6資産分散・積極型）	88,833円
スタイル9（8資産分散・保守型）	28,073円
スタイル9（8資産分散・バランス型）	47,882円
スタイル9（8資産分散・積極型）	84,991円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	1,391,496,312円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	433,076,574円
ダイワ外国株式インデックス（為替ヘッジなし）（ダイワSMA専用）	2,299,093,561円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	3,023,672,163円
ダイワライフスタイル25	8,562,753円
ダイワライフスタイル50	38,800,537円
ダイワライフスタイル75	32,426,160円
ダイワバランスファンド2023-08（適格機関投資家専用）	89,157,328円
計	78,934,368,827円
2. 期末日における受益権の総数	78,934,368,827口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

区分	2023年12月15日現在
	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					
株価指数 先物取引					
買建	20,627,915,631		-	20,954,648,568	326,732,937
合計	20,627,915,631		-	20,954,648,568	326,732,937

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	10,426,841,750		-	10,144,635,280	△282,206,470

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
アメリカ・ドル	6,240,046,530	-	6,057,370,760	△182,675,770
イギリス・ポンド	350,864,330	-	343,787,140	△7,077,190
オーストラリア・ドル	650,732,040	-	637,140,520	△13,591,520
カナダ・ドル	986,367,930	-	962,791,830	△23,576,100
スイス・フラン	809,154,100	-	786,720,000	△22,434,100
ユーロ	1,389,676,820	-	1,356,825,030	△32,851,790
合計	10,426,841,750	-	10,144,635,280	△282,206,470

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	5.3156円
(1万口当たり純資産額)	(53,156円)

【ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,325,007
親投資信託受益証券	4,824,534,823
未収入金	900,000
流動資産合計	4,886,759,830
資産合計	4,886,759,830
負債の部	
流動負債	
未払解約金	13,350,824
未払受託者報酬	489,585
未払委託者報酬	9,670,045
その他未払費用	122,303
流動負債合計	23,632,757
負債合計	23,632,757
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,833,134,158
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3,029,992,915
(分配準備積立金)	1,012,956,662
元本等合計	4,863,127,073
純資産合計	4,863,127,073
負債純資産合計	4,886,759,830

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	329,475,045
営業収益合計	329,475,045
営業費用	
支払利息	8,513
受託者報酬	489,585
委託者報酬	9,670,045
その他費用	122,303
営業費用合計	10,290,446
営業利益又は営業損失 (△)	319,184,599
経常利益又は経常損失 (△)	319,184,599
中間純利益又は中間純損失 (△)	319,184,599
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	23,261,311
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,354,036,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	708,123,142
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	708,123,142
剰余金減少額又は欠損金増加額	328,090,007
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	328,090,007
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3,029,992,915

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	1,603,693,505 円
期中追加設定元本額	451,316,606 円
期中一部解約元本額	221,875,953 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,833,134,158 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6529円 (26,529円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	747,469,873
コール・ローン	398,287,525
株式	24,573,272,439
投資証券	1,059,544,500
派生商品評価勘定	32,821,312
未収配当金	116,857,391
差入委託証拠金	334,861,468
流動資産合計	27,263,114,508
資産合計	27,263,114,508
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,643,328
未払解約金	22,181,200
流動負債合計	26,824,528
負債合計	26,824,528
純資産の部	
元本等	
元本	※1 12,267,996,629
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	14,968,293,351
元本等合計	27,236,289,980
純資産合計	27,236,289,980
負債純資産合計	27,263,114,508

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	13,177,740,509 円
期中追加設定元本額	1,080,093,775 円
期中一部解約元本額	1,989,837,655 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
新興国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	101,449,698 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	424,729,850 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式イン デックス エマージングプラス (為替ヘッジな し)	326,226,372 円
D-I's 新興国株式インデックス	124,599,844 円
iFree 新興国株式インデックス	5,810,621,140 円
iFree 8資産バランス	3,442,500,914 円
ダイワ新興国株式インデックス (為替ヘッジな し) (投資一任専用)	7,899,814 円
新興国株式ファンダメンタル・インデックスフ ァンド (為替ヘッジなし/適格機関投資家専 用)	657,367 円
DCダイワ新興国株式ファンダメンタル・イン デックスファンド	1,557,839,551 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国株式	355,001,594 円
ダイワ・ノーロード 新興国株式ファンド	116,470,485 円
計	12,267,996,629 円
2. 期末日における受益権の総数	12,267,996,629 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	1,304,943,750	-	1,337,765,062	32,821,312
合計	1,304,943,750	-	1,337,765,062	32,821,312

- (注)
- 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引				
買建	186,222,592	-	181,579,264	△4,643,328
アメリカ・ドル	186,222,592	-	181,579,264	△4,643,328
合計	186,222,592	-	181,579,264	△4,643,328

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	2.2201円
(1万口当たり純資産額)	(22,201円)

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

前記「ダイワファンドラップ 外国株式インデックス（為替ヘッジなし）」に記載のとおりであります。

【ダイワファンドラップ 日本債券インデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 日本債券インデックスの2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 日本債券インデックスの2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 日本債券インデックス

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	89,099,147
親投資信託受益証券	36,384,074,730
未収入金	9,871,670
流動資産合計	36,483,045,547
資産合計	36,483,045,547
負債の部	
流動負債	
未払解約金	34,596,085
未払受託者報酬	2,002,436
未払委託者報酬	25,031,015
その他未払費用	1,001,153
流動負債合計	62,630,689
負債合計	62,630,689
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	38,674,775,991
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△) ※2	△2,254,361,133
(分配準備積立金)	227,589,381
元本等合計	36,420,414,858
純資産合計	36,420,414,858
負債純資産合計	36,483,045,547

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	△911,586,949
営業収益合計	△911,586,949
営業費用	
支払利息	13,516
受託者報酬	2,002,436
委託者報酬	25,031,015
その他費用	1,001,153
営業費用合計	28,048,120
営業利益又は営業損失 (△)	△939,635,069
経常利益又は経常損失 (△)	△939,635,069
中間純利益又は中間純損失 (△)	△939,635,069
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△108,680,799
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,294,495,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,681,248
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	180,681,248
剰余金減少額又は欠損金増加額	309,592,257
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	309,592,257
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△2,254,361,133

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	37,987,526,906 円
期中追加設定元本額	5,836,121,281 円
期中一部解約元本額	5,148,872,196 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	38,674,775,991 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 2,254,361,133 円です。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末
2023年12月15日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	0.9417円
(1万口当たり純資産額)	(9,417円)

(参考)

当ファンドは、「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	317,725,101
国債証券	93,999,896,040
地方債証券	6,107,565,800
特殊債証券	2,789,074,100
社債証券	8,073,775,600
未収利息	245,616,905
前払費用	11,934,845
流動資産合計	111,545,588,391
資産合計	111,545,588,391
負債の部	
流動負債	
未払解約金	37,866,233
流動負債合計	37,866,233
負債合計	37,866,233
純資産の部	
元本等	
元本	※1 83,034,790,179
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	28,472,931,979
元本等合計	111,507,722,158
純資産合計	111,507,722,158
負債純資産合計	111,545,588,391

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	81,482,693,217 円
期中追加設定元本額	12,642,219,297 円
期中一部解約元本額	11,090,122,335 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	45,308,502 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	236,468,333 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	37,299,453 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	514,973,405 円
DCダイワ日本債券インデックス	10,618,636,126 円
ダイワ国内債券インデックス(ラップ専用)	10,053,470,747 円
ダイワ・バランスファンド35VA	8,329,208,938 円
ダイワ・バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	1,470,939,630 円
ダイワ国内バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	195,807,040 円
ダイワ国内バランスファンド30VA(適格機関投資家専用)	212,842,015 円
ダイワ・ノーロード 日本債券ファンド	66,723,121 円
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス	27,093,659,044 円
ダイワ日本債券インデックス(ダイワSMA専用)	13,802,256,067 円
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス	2,107,697,044 円
スタイル9(4資産分散・保守型)	446,645 円

区分	2023年12月15日現在
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	198,651円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	22,348円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	455,569円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	212,824円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	23,098円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	450,319円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	203,150円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	21,598円
ダイワ・インデックスセレクト 日本債券	808,394,946円
ダイワ投信倶楽部日本債券インデックス	6,231,473,991円
ダイワライフスタイル25	442,027,775円
ダイワライフスタイル50	599,549,879円
ダイワライフスタイル75	166,019,921円
計	83,034,790,179円
2. 期末日における受益権の総数	83,034,790,179口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してあります。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023年12月15日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	1.3429円
(1万口当たり純資産額)	(13,429円)

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		606,854,508
親投資信託受益証券		98,419,367,176
未収入金		23,453,176
流動資産合計		99,049,674,860
資産合計		99,049,674,860
負債の部		
流動負債		
未払解約金		136,729,108
未払受託者報酬		10,775,358
未払委託者報酬		193,957,457
その他未払費用		1,077,455
流動負債合計		342,539,378
負債合計		342,539,378
純資産の部		
元本等		
元本	※1	117,953,163,803
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	※2	△19,246,028,321
(分配準備積立金)		2,846,884,837
元本等合計		98,707,135,482
純資産合計		98,707,135,482
負債純資産合計		99,049,674,860

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	77,265,231
営業収益合計	77,265,231
営業費用	
支払利息	84,652
受託者報酬	10,775,358
委託者報酬	193,957,457
その他費用	1,077,455
営業費用合計	205,894,922
営業利益又は営業損失 (△)	△128,629,691
経常利益又は経常損失 (△)	△128,629,691
中間純利益又は中間純損失 (△)	△128,629,691
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△270,571,132
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△19,058,366,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,546,930,170
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,546,930,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,876,533,529
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,876,533,529
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△19,246,028,321

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	117,510,192,351 円
期中追加設定元本額	16,047,400,579 円
期中一部解約元本額	15,604,429,127 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	117,953,163,803 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 19,246,028,321 円 であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末
2023年12月15日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8368円 (8,368円)

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	2,377,533,908
コール・ローン	430,234,909
国債証券	122,433,616,609
派生商品評価勘定	4,038,026,434
未収利息	836,547,213
前払費用	51,001,180
差入委託証拠金	225,237,304
流動資産合計	130,392,197,557
資産合計	130,392,197,557
負債の部	
流動負債	
未払金	4,149,481
未払解約金	69,182,646
流動負債合計	73,332,127
負債合計	73,332,127
純資産の部	
元本等	
元本	※1 151,214,287,599
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2 △20,895,422,169
元本等合計	130,318,865,430
純資産合計	130,318,865,430
負債純資産合計	130,392,197,557

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	141,933,741,025 円
期中追加設定元本額	20,720,402,231 円
期中一部解約元本額	11,439,855,657 円

区分	2023年12月15日現在
期末元本額の内訳 ファンド名 ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用) ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ラップ専用) ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用) ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワSMA専用) ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資家専用) 計	2,287,280,752 円 114,202,096,979 円 4,810,935,125 円 14,217,460 円 3,564,921,584 円 24,046,655,678 円 2,288,180,021 円 151,214,287,599 円
2. 期末日における受益権の総数	151,214,287,599 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 20,895,422,169 円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
市場取引				
債券先物取引				
買建	1,906,887,805	-	1,951,874,955	44,987,150
合計	1,906,887,805	-	1,951,874,955	44,987,150

- (注) 1. 時価の算定方法
債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	127,075,997,359	-	123,082,958,075	3,993,039,284
アメリカ・ドル	58,389,082,055	-	56,381,125,967	2,007,956,088
イギリス・ポンド	6,798,615,226	-	6,611,876,076	186,739,150
イスラエル・シェケル	482,237,974	-	471,230,020	11,007,954
オーストラリア・ドル	1,991,206,498	-	1,941,455,934	49,750,564
オフショア・人民元	10,144,186,351	-	9,800,402,296	343,784,055
カナダ・ドル	2,710,641,228	-	2,645,014,230	65,626,998
シンガポール・ドル	606,443,467	-	587,812,305	18,631,162
スウェーデン・クローナ	294,254,210	-	290,075,683	4,178,527
デンマーク・クローネ	553,594,224	-	537,626,025	15,968,199

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
ニュージーランド・ドル	277,490,004	-	268,918,481	8,571,523
ノルウェー・クローネ	206,924,911	-	204,885,353	2,039,558
ポーランド・ズロチ	666,401,587	-	652,220,092	14,181,495
マレーシア・リンギット	673,724,800	-	647,769,584	25,955,216
メキシコ・ペソ	1,109,917,474	-	1,084,417,460	25,500,014
ユーロ	42,171,277,350	-	40,958,128,569	1,213,148,781
合計	127,075,997,359	-	123,082,958,075	3,993,039,284

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている
場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在	
1口当たり純資産額		0.8618円
(1万口当たり純資産額)		(8,618円)

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	70,902,537
親投資信託受益証券	12,888,934,673
未収入金	4,348,737
流動資産合計	12,964,185,947
資産合計	12,964,185,947
負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,294,822
未払受託者報酬	1,273,430
未払委託者報酬	22,922,626
その他未払費用	477,472
流動負債合計	36,968,350
負債合計	36,968,350
純資産の部	
元本等	
元本	※1 9,851,846,651
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3,075,370,946
(分配準備積立金)	562,869,958
元本等合計	12,927,217,597
純資産合計	12,927,217,597
負債純資産合計	12,964,185,947

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	554,076,433
営業収益合計	554,076,433
営業費用	
支払利息	9,348
受託者報酬	1,273,430
委託者報酬	22,922,626
その他費用	477,472
営業費用合計	24,682,876
営業利益又は営業損失 (△)	529,393,557
経常利益又は経常損失 (△)	529,393,557
中間純利益又は中間純損失 (△)	529,393,557
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	32,968,827
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,070,172,139
剰余金増加額又は欠損金減少額	744,711,593
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	744,711,593
剰余金減少額又は欠損金増加額	235,937,516
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	235,937,516
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3,075,370,946

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	8,196,839,818 円
期中追加設定元本額	2,575,750,930 円
期中一部解約元本額	920,744,097 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	9,851,846,651 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3122円 (13,122円)

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	3,135,880,916
コール・ローン	1,475,879,868
国債証券	274,670,206,635
派生商品評価勘定	696,577
未収利息	1,874,790,604
前払費用	98,139,946
流動資産合計	281,255,594,546
資産合計	281,255,594,546
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	41,027,131
未払金	220,125
未払解約金	64,170,313
流動負債合計	105,417,569
負債合計	105,417,569
純資産の部	
元本等	
元本	※1 82,579,547,070
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	198,570,629,907
元本等合計	281,150,176,977
純資産合計	281,150,176,977
負債純資産合計	281,255,594,546

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	79,274,139,359 円
期中追加設定元本額	6,141,435,683 円
期中一部解約元本額	2,836,027,972 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国債券インデックスVA	378,543,472 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	7,319,300 円

区分	2023年12月15日現在
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	39,693,753円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	15,003,665円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	202,530,565円
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	572,664,276円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	799,088,241円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)	3,785,741,254円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	844,723,777円
D-I's 外国債券インデックス	2,560,063円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	19,901,451円
iFree 外国債券インデックス	2,147,442,933円
iFree 8資産バランス	2,281,416,064円
iFree 年金バランス	497,542,993円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	297,564円
DCダイワ外国債券インデックス	51,323,404,923円
ダイワ・ライフ・バランス30	1,156,859,664円
ダイワ・ライフ・バランス50	817,194,869円
ダイワ・ライフ・バランス70	624,799,661円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	690,989,129円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	547,649,971円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	218,659,108円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	37,332,966円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	18,942,184円
ダイワつみたてインデックス外国債券	1,957,006,433円
ダイワつみたてインデックスバランス30	4,614,349円
ダイワつみたてインデックスバランス50	1,938,861円
ダイワつみたてインデックスバランス70	3,291,159円
ダイワ先進国債券インデックス(為替ヘッジなし)(ラップ専用)	1,150,727,144円
ダイワ世界バランスファンド40VA	94,521,436円
ダイワ世界バランスファンド60VA	26,095,640円
ダイワ・バランスファンド35VA	2,806,821,322円
ダイワ・バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	174,580,938円
スタイル9(4資産分散・保守型)	19,262円
スタイル9(4資産分散・バランス型)	48,912円
スタイル9(4資産分散・積極型)	50,401円
スタイル9(6資産分散・保守型)	9,170円
スタイル9(6資産分散・バランス型)	17,475円
スタイル9(6資産分散・積極型)	8,872円

区分	2023年12月15日現在
スタイル9 (8資産分散・保守型)	8,872円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	19,559円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	13,635円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	156,879,102円
ダイワ・ノーロード 外国債券ファンド	67,018,494円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	3,196,016,308円
ダイワ投信倶楽部外国債券インデックス	5,807,038,136円
ダイワライフスタイル25	26,624,614円
ダイワライフスタイル50	59,333,724円
ダイワライフスタイル75	16,541,406円
計	82,579,547,070円
2. 期末日における受益権の総数	82,579,547,070口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	1,609,848,740		-	1,569,518,186	△40,330,554
アメリカ・ドル	244,503,315		-	242,477,192	△2,026,123

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
イギリス・ポンド	21,051,745	-	20,992,380	△59,365
オフショア・人民元	1,046,331,594	-	1,010,871,666	△35,459,928
カナダ・ドル	10,070,572	-	10,158,480	87,908
シンガポール・ドル	19,520,002	-	18,920,308	△599,694
ニュージーランド・ドル	25,779,248	-	24,982,940	△796,308
ポーランド・ズロチ	27,875,525	-	27,282,315	△593,210
メキシコ・ペソ	46,764,863	-	45,690,455	△1,074,408
ユーロ	167,951,876	-	168,142,450	190,574
合計	1,609,848,740	-	1,569,518,186	△40,330,554

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	3.4046円
(1万口当たり純資産額)	(34,046円)

【ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,636,620
親投資信託受益証券	3,397,542,762
流動資産合計	3,422,179,382
資産合計	3,422,179,382
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,288,479
未払受託者報酬	365,977
未払委託者報酬	6,771,422
その他未払費用	137,163
流動負債合計	14,563,041
負債合計	14,563,041
純資産の部	
元本等	
元本	※1 2,547,656,438
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	859,959,903
(分配準備積立金)	223,221,360
元本等合計	3,407,616,341
純資産合計	3,407,616,341
負債純資産合計	3,422,179,382

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	162,602,028
営業収益合計	162,602,028
営業費用	
支払利息	2,615
受託者報酬	365,977
委託者報酬	6,771,422
その他費用	137,163
営業費用合計	7,277,177
営業利益又は営業損失 (△)	155,324,851
経常利益又は経常損失 (△)	155,324,851
中間純利益又は中間純損失 (△)	155,324,851
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	16,306,410
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	661,979,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,133,501
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	180,133,501
剰余金減少額又は欠損金増加額	121,171,982
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	121,171,982
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	859,959,903

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	2,408,871,747 円
期中追加設定元本額	573,378,704 円
期中一部解約元本額	434,594,013 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,547,656,438 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3375円 (13,375円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	169,538,479
コール・ローン	307,410,220
国債証券	39,219,556,769
派生商品評価勘定	317,880
未収利息	580,247,391
前払費用	68,609,529
流動資産合計	40,345,680,268
資産合計	40,345,680,268
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,183,751
未払金	32,855,911
未払解約金	5,273,849
流動負債合計	43,313,511
負債合計	43,313,511
純資産の部	
元本等	
元本	※1 23,012,515,457
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,289,851,300
元本等合計	40,302,366,757
純資産合計	40,302,366,757
負債純資産合計	40,345,680,268

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	21,168,871,625 円
期中追加設定元本額	2,277,900,778 円
期中一部解約元本額	434,256,946 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
新興国債券インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	441,560,699 円

区分	2023年12月15日現在
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	386,551,098 円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券イン デックス エマージングプラス (為替ヘッジな し)	408,295,719 円
D-I's 新興国債券インデックス	68,107,890 円
iFree 新興国債券インデックス	7,735,162,565 円
iFree 8資産バランス	4,423,513,182 円
ダイワ新興国債券インデックス (為替ヘッジな し) (投資一任専用)	4,170,753 円
DCダイワ新興国債券インデックスファンド	9,370,060,006 円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	8,578 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	20,033 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	13,758 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券	135,579,995 円
ダイワ・ノーロード 新興国債券ファンド	39,471,181 円
計	23,012,515,457 円
2. 期末日における受益権の総数	23,012,515,457 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してありま す。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
買建	236,386,218	-	231,520,347	△4,865,871
タイ・パーツ	31,968,930	-	32,224,890	255,960
チェコ・コルナ	95,315,295	-	92,428,800	△2,886,495
トルコ・リラ	65,344,356	-	63,125,040	△2,219,316
ハンガリー・フォリント	12,268,860	-	12,289,020	20,160
ポーランド・ズロチ	14,355,240	-	14,397,000	41,760
ルーマニア・レイ	10,979,430	-	10,955,770	△23,660
南アフリカ・ランド	6,154,107	-	6,099,827	△54,280
合計	236,386,218	-	231,520,347	△4,865,871

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	1.7513円
(1万口当たり純資産額)	(17,513円)

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

前記「ダイワファンドラップ 外国債券インデックス（為替ヘッジなし）」に記載のとおりであります。

【ダイワファンドラップ J-REITインデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ J-R E I Tインデックスの2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ J-R E I Tインデックスの2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ J-REITインデックス

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	32,466,094
親投資信託受益証券	9,598,904,720
流動資産合計	9,631,370,814
資産合計	9,631,370,814
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,953,735
未払受託者報酬	997,411
未払委託者報酬	14,463,114
その他未払費用	249,278
流動負債合計	27,663,538
負債合計	27,663,538
純資産の部	
元本等	
元本	※1 7,428,557,725
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,175,149,551
(分配準備積立金)	774,699,870
元本等合計	9,603,707,276
純資産合計	9,603,707,276
負債純資産合計	9,631,370,814

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	△116,123,843
営業収益合計	△116,123,843
営業費用	
支払利息	3,620
受託者報酬	997,411
委託者報酬	14,463,114
その他費用	249,278
営業費用合計	15,713,423
営業利益又は営業損失 (△)	△131,837,266
経常利益又は経常損失 (△)	△131,837,266
中間純利益又は中間純損失 (△)	△131,837,266
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△2,084,332
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,974,867,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	542,400,888
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	542,400,888
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,366,334
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	212,366,334
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	2,175,149,551

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	6,389,175,673 円
期中追加設定元本額	1,724,187,478 円
期中一部解約元本額	684,805,426 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	7,428,557,725 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2928円 (12,928円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワJ-REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワJ-REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,746,448,325
投資証券 ※2	400,421,522,000
未収入金	4,267,436,232
未収配当金	2,685,645,141
前払金	33,880,000
差入委託証拠金	526,115,192
流動資産合計	415,681,046,890
資産合計	415,681,046,890
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	28,896,000
未払解約金	2,059,758,000
流動負債合計	2,088,654,000
負債合計	2,088,654,000
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	127,531,933,917
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	286,060,458,973
元本等合計	413,592,392,890
純資産合計	413,592,392,890
負債純資産合計	415,681,046,890

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	143,357,852,675 円
期中追加設定元本額	4,563,083,654 円
期中一部解約元本額	20,389,002,412 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ J-REIT オープン	4,207,101,875 円
ダイワ J-REIT オープン (毎月分配型)	109,428,116,257 円
ダイワ J-REIT オープン (年 1 回決算型)	436,919,619 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2050	20,834,771 円
iFree J-REIT インデックス	672,764,314 円
iFree 8 資産バランス	2,376,245,772 円
ダイワ J-REIT オープン (奇数月決算型)	2,299,189 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2060	50,619 円
DC・ダイワ J-REIT オープン	5,434,390,333 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2030	8,475,750 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2040	8,667,097 円
ダイワ国内 REIT インデックス (投資一任専用)	3,388,466 円
ダイワ・ノーロード J-REIT ファンド	98,876,278 円

区分	2023年12月15日現在
ダイワファンドラップ J-REITインデックス	2,959,884,280 円
ダイワ J-REITインデックス (ダイワ SMA 専用)	531,516,611 円
ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス	482,660,037 円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	12,261 円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	26,062 円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	19,007 円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	10,721 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	23,012 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	7,948 円
ダイワ・インデックスセレクト J-REIT	859,643,638 円
計	127,531,933,917 円
2. 期末日における受益権の総数	127,531,933,917 口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 1,666,650,000 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
不動産投信 指数先物取引 買建	10,018,680,000	-	9,990,400,000	△28,280,000
合計	10,018,680,000	-	9,990,400,000	△28,280,000

- (注)
1. 時価の算定方法
不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	3.2430円
(1万口当たり純資産額)	(32,430円)

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	63,601,710
親投資信託受益証券	20,744,991,890
流動資産合計	20,808,593,600
資産合計	20,808,593,600
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,719,734
未払受託者報酬	2,026,941
未払委託者報酬	38,005,918
その他未払費用	506,667
流動負債合計	67,259,260
負債合計	67,259,260
純資産の部	
元本等	
元本	※1 19,708,064,068
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,033,270,272
(分配準備積立金)	1,974,822,488
元本等合計	20,741,334,340
純資産合計	20,741,334,340
負債純資産合計	20,808,593,600

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,094,257,582
営業収益合計	1,094,257,582
営業費用	
支払利息	5,393
受託者報酬	2,026,941
委託者報酬	38,005,918
その他費用	512,607
営業費用合計	40,550,859
営業利益又は営業損失 (△)	1,053,706,723
経常利益又は経常損失 (△)	1,053,706,723
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,053,706,723
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△57,704,788
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	37,492,093
剰余金増加額又は欠損金減少額	640,085
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	640,085
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,273,417
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	116,273,417
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,033,270,272

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	18,214,604,055 円
期中追加設定元本額	3,274,145,920 円
期中一部解約元本額	1,780,685,907 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	19,708,064,068 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0524円 (10,524円)

(参考)

当ファンドは、「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	189,039,830
コール・ローン	97,099,783
投資信託受益証券	348,588,174
投資証券	22,448,115,608
派生商品評価勘定	754,207,815
未収入金	383,817
未収配当金	69,262,690
差入委託証拠金	364,121,568
流動資産合計	24,270,819,285
資産合計	24,270,819,285
負債の部	
流動負債	
未払解約金	780,000
流動負債合計	780,000
負債合計	780,000
純資産の部	
元本等	
元本	※1 27,358,202,367
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2 △3,088,163,082
元本等合計	24,270,039,285
純資産合計	24,270,039,285
負債純資産合計	24,270,819,285

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	27,483,964,976 円
期中追加設定元本額	4,035,422,475 円
期中一部解約元本額	4,161,185,084 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワファンドラップ 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	23,385,178,549 円
ダイワファンドラップオンライン 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	1,094,939,255 円
ダイワ海外 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	1,206,695 円
ダイワ・マクロ・ナビゲーター・ファンド 2021-10 (為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	1,427,642,151 円
ダイワ外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ SMA 専用)	1,449,235,717 円
計	27,358,202,367 円
2. 期末日における受益権の総数	27,358,202,367 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 3,088,163,082 円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券

区分	2023年12月15日現在
	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					
不動産投信 指数先物取引					
買建	765,112,768	-	813,401,251	48,288,483	
合計	765,112,768	-	813,401,251	48,288,483	

(注)

1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	21,752,278,698	-	21,046,359,366	705,919,332	

種類	2023年12月15日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
アメリカ・ドル	16,879,387,538	-	16,301,462,840	577,924,698
イギリス・ポンド	1,139,318,539	-	1,109,527,758	29,790,781
イスラエル・シェケル	33,372,388	-	32,681,229	691,159
オーストラリア・ドル	1,486,632,616	-	1,453,089,296	33,543,320
カナダ・ドル	346,047,119	-	337,389,765	8,657,354
シンガポール・ドル	769,028,123	-	746,174,126	22,853,997
ニュージーランド・ドル	72,578,410	-	70,424,287	2,154,123
ユーロ	746,678,749	-	725,761,029	20,917,720
香港・ドル	279,235,216	-	269,849,036	9,386,180
合計	21,752,278,698	-	21,046,359,366	705,919,332

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	0.8871円
(1万口当たり純資産額)	(8,871円)

【ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	16,966,507
親投資信託受益証券	6,082,287,125
流動資産合計	6,099,253,632
資産合計	6,099,253,632
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,235,268
未払受託者報酬	565,191
未払委託者報酬	10,598,027
その他未払費用	141,210
流動負債合計	16,539,696
負債合計	16,539,696
純資産の部	
元本等	
元本	※1 3,573,138,376
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	2,509,575,560
(分配準備積立金)	629,819,816
元本等合計	6,082,713,936
純資産合計	6,082,713,936
負債純資産合計	6,099,253,632

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	572,904,057
営業収益合計	572,904,057
営業費用	
支払利息	1,476
受託者報酬	565,191
委託者報酬	10,598,027
その他費用	141,210
営業費用合計	11,305,904
営業利益又は営業損失 (△)	561,598,153
経常利益又は経常損失 (△)	561,598,153
中間純利益又は中間純損失 (△)	561,598,153
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	4,532,407
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,630,777,106
剰余金増加額又は欠損金減少額	524,771,598
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	524,771,598
剰余金減少額又は欠損金増加額	203,038,890
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	203,038,890
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	2,509,575,560

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	3,020,170,856 円
期中追加設定元本額	926,677,004 円
期中一部解約元本額	373,709,484 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,573,138,376 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7023円 (17,023円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年12月15日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	491,487,788
コール・ローン	224,312,142
投資信託受益証券	1,172,593,455
投資証券	34,633,901,332
派生商品評価勘定	65,873,904
未収入金	577,372
未収配当金	104,322,396
差入委託証拠金	288,246,339
流動資産合計	36,981,314,728
資産合計	36,981,314,728
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,779,676
未払金	70,918,558
未払解約金	39,620,000
流動負債合計	116,318,234
負債合計	116,318,234
純資産の部	
元本等	
元本	※1 10,434,638,685
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	26,430,357,809
元本等合計	36,864,996,494
純資産合計	36,864,996,494
負債純資産合計	36,981,314,728

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首	2023 年 6 月 16 日
期首元本額	9,843,782,869 円
期中追加設定元本額	1,082,767,126 円
期中一部解約元本額	491,911,310 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	92,408,770 円
ダイワファンドラップ 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジなし)	1,721,613,158 円
ダイワファンドラップオンライン 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジなし)	271,682,634 円
D-I's グローバル R E I T インデックス	1,522,467 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	17,406,934 円
i F r e e 外国 R E I T インデックス	709,275,076 円
i F r e e 8資産バランス	2,396,093,659 円
グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型)	369,611,138 円
グローバル・リート・インデックスファンド (毎月決算型)	253,736,872 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	556,964 円
DCダイワ・グローバル R E I T インデックスファンド	4,024,790,496 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	8,311,324 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	8,548,978 円
ダイワ海外 R E I T インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	3,261,395 円
ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用)	143,999,267 円
スタイル 9 (6資産分散・保守型)	9,610 円
スタイル 9 (6資産分散・バランス型)	20,459 円
スタイル 9 (6資産分散・積極型)	22,574 円

区分	2023年12月15日現在
スタイル9 (8資産分散・保守型)	8,401円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	18,041円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	9,006円
ダイワ・インデックスセレクト グローバルREIT	240,024,422円
ダイワ・ノーロード グローバルREITファン ド	66,460,846円
ダイワ外国REITインデックス (為替ヘッジ なし) (ダイワSMA専用)	13,065,668円
ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資 家専用)	92,180,526円
計	10,434,638,685円
2. 期末日における受益権の総数	10,434,638,685口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年12月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してありま す。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					
不動産投信 指数先物取引					
買建	1,033,287,648	-	1,099,161,552	65,873,904	
合計	1,033,287,648	-	1,099,161,552	65,873,904	

- (注) 1. 時価の算定方法
 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
 で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も
 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は
 期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年12月15日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	221,092,119	-	215,312,443	△5,779,676	
アメリカ・ドル	145,686,541	-	142,012,700	△3,673,841	
ユーロ	75,405,578	-	73,299,743	△2,105,835	
合計	221,092,119	-	215,312,443	△5,779,676	

- (注) 1. 時価の算定方法
- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
 に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
 る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
 ない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
 場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
 物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
 ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
 を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
 対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	3.5329円
(1万口当たり純資産額)	(35,329円)

2【ファンドの現況】

ダイワファンドラップ TOPIXインデックス

【純資産額計算書】

2023年12月29日

I 資産総額	21,117,749,080 円
II 負債総額	79,897,521 円
III 純資産総額 (I - II)	21,037,851,559 円
IV 発行済数量	10,328,156,582 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.0369 円

(参考) トピックス・インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	294,653,571,073 円
II 負債総額	7,718,688,250 円
III 純資産総額 (I - II)	286,934,882,823 円
IV 発行済数量	168,766,987,274 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.7002 円

ダイワファンドラップ 日経225インデックス

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	20,665,864,630 円
II 負債総額	20,052,239 円
III 純資産総額 (I - II)	20,645,812,391 円
IV 発行済数量	9,137,776,018 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.2594 円

(参考) ストックインデックス225・マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	276,035,662,175 円
II 負債総額	2,017,812,930 円
III 純資産総額 (I - II)	274,017,849,245 円

IV 発行済数量	59,863,195,836 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	4.5774 円

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	75,414,805,053 円
II 負債総額	163,115,278 円
III 純資産総額 (I - II)	75,251,689,775 円
IV 発行済数量	41,069,785,143 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.8323 円

(参考) 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	111,004,254,223 円
II 負債総額	35,101,759 円
III 純資産総額 (I - II)	110,969,152,464 円
IV 発行済数量	38,688,437,648 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.8683 円

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	25,411,699,195 円
II 負債総額	48,908,917 円
III 純資産総額 (I - II)	25,362,790,278 円
IV 発行済数量	8,615,312,230 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.9439 円

(参考) 外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	427,502,403,105 円
--------	-------------------

II 負債総額	418,376,345 円
III 純資産総額 (I - II)	427,084,026,760 円
IV 発行済数量	79,513,676,221 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	5.3712 円

ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	4,973,910,160 円
II 負債総額	12,169,856 円
III 純資産総額 (I - II)	4,961,740,304 円
IV 発行済数量	1,844,449,808 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.6901 円

(参考) 外国株式インデックスマザーファンド

前記「ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)」の記載と同じ。

(参考) ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	28,596,630,406 円
II 負債総額	282,398,203 円
III 純資産総額 (I - II)	28,314,232,203 円
IV 発行済数量	12,379,942,806 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.2871 円

ダイワファンドラップ 日本債券インデックス

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	36,706,606,797 円
II 負債総額	60,086,371 円
III 純資産総額 (I - II)	36,646,520,426 円
IV 発行済数量	38,732,752,920 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9461 円

(参考) 日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	112,787,385,286 円
II 負債総額	329,064,206 円
III 純資産総額 (I - II)	112,458,321,080 円
IV 発行済数量	83,346,556,494 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.3493 円

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	100,096,217,460 円
II 負債総額	211,651,089 円
III 純資産総額 (I - II)	99,884,566,371 円
IV 発行済数量	118,542,754,536 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8426 円

(参考) 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	131,657,251,103 円
II 負債総額	11,810,612 円
III 純資産総額 (I - II)	131,645,440,491 円
IV 発行済数量	151,679,848,936 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8679 円

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2023年12月29日

I 資産総額	13,196,417,645 円
II 負債総額	20,180,111 円
III 純資産総額 (I - II)	13,176,237,534 円

IV 発行済数量	9,956,372,594 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.3234 円

(参考) 外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	285,357,344,043 円
II 負債総額	581,926,437 円
III 純資産総額 (I - II)	284,775,417,606 円
IV 発行済数量	82,919,285,917 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.4344 円

ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	3,453,063,988 円
II 負債総額	6,474,730 円
III 純資産総額 (I - II)	3,446,589,258 円
IV 発行済数量	2,554,362,162 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.3493 円

(参考) 外国債券インデックスマザーファンド

前記「ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし)」の記載と同じ。

(参考) ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	41,085,339,188 円
II 負債総額	9,314,612 円
III 純資産総額 (I - II)	41,076,024,576 円
IV 発行済数量	23,224,640,425 口

V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) 1.7686 円

ダイワファンドラップ J-REIT インデックス

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	9,719,362,407 円
II 負債総額	34,628,585 円
III 純資産総額 (I - II)	9,684,733,822 円
IV 発行済数量	7,473,795,305 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.2958 円

(参考) ダイワ J-REIT マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	404,430,588,623 円
II 負債総額	1,362,956,000 円
III 純資産総額 (I - II)	403,067,632,623 円
IV 発行済数量	123,981,161,320 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.2510 円

ダイワファンドラップ 外国 REIT インデックス (為替ヘッジあり)

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	21,028,530,167 円
II 負債総額	29,343,138 円
III 純資産総額 (I - II)	20,999,187,029 円
IV 発行済数量	19,840,112,706 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.0584 円

(参考) 先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

I 資産総額	24,597,639,359 円
II 負債総額	55,428,168 円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	24,542,211,191 円
Ⅳ 発行済数量	27,505,861,221 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8923 円

ダイワファンドラップ 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

Ⅰ 資産総額	6,173,279,716 円
Ⅱ 負債総額	11,573,255 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,161,706,461 円
Ⅳ 発行済数量	3,599,164,119 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7120 円

（参考）ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 12 月 29 日

Ⅰ 資産総額	37,119,039,581 円
Ⅱ 負債総額	128,296,638 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,990,742,943 円
Ⅳ 発行済数量	10,409,695,029 口
Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.5535 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2023年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	90	293,196
追加型株式投資信託	790	25,470,735
株式投資信託 合計	880	25,763,932
単位型公社債投資信託	101	170,879
追加型公社債投資信託	14	1,533,421
公社債投資信託 合計	115	1,704,299
総合計	995	27,468,231

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	※2 4,900	※2 1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37百万円	38百万円
器具備品	283百万円	296百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694百万円	1,178百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 12,737百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,883円
- ④基準日 2022年3月31日
- ⑤効力発生日 2022年6月24日

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 10,316百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,955円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,677百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	-	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付	19,000	関係会社短期貸付金	24,900
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付	17,100	関係会社短期貸付金	22,100
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2)	13,072	未払手数料	2,663
							不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	16,078.50円	1株当たり純資産額 14,983.42円
1株当たり当期純利益	4,883.43円	1株当たり当期純利益 3,955.35円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,879
有価証券		110
未収委託者報酬		14,148
関係会社短期貸付金		17,800
その他		629
流動資産合計		35,568
固定資産		
有形固定資産	※1	184
無形固定資産		
ソフトウェア		1,009
その他		203
無形固定資産合計		1,213
投資その他の資産		
投資有価証券		8,477
関係会社株式		3,475
繰延税金資産		628
その他		1,216
投資その他の資産合計		13,797
固定資産合計		15,196
資産合計		50,764

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

負債の部		
流動負債		
未払金		5,255
未払費用		4,567
未払法人税等		2,453
賞与引当金		727
その他	※2	725
流動負債合計		13,864
固定負債		
退職給付引当金		2,228
役員退職慰労引当金		58
固定負債合計		2,287
負債合計		16,152
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		6,594
利益剰余金合計		6,968
株主資本合計		33,638
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		973
評価・換算差額等合計		973
純資産合計		34,612
負債・純資産合計		50,764

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		36,557
その他営業収益		322
営業収益合計		36,879
営業費用		
支払手数料		15,250
その他営業費用		7,380
営業費用合計		22,631
一般管理費	※1	6,087
営業利益		8,160
営業外収益	※2	128
営業外費用	※3	116
経常利益		8,172
特別利益		—
特別損失	※4	258
税引前中間純利益		7,914
法人税、住民税及び事業税		2,505
法人税等調整額		2
中間純利益		5,405

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,316	△10,316	△10,316
中間純利益	-	-	-	5,405	5,405	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△4,910	△4,910	△4,910
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,594	6,594	33,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,316
中間純利益	-	-	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	438	438	438
当中間期変動額合計	438	438	△4,472
当中間期末残高	973	973	34,612

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおり

であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2023年9月30日現在)
有形固定資産	340百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	10百万円
無形固定資産	230百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
投資有価証券売却益	35百万円
有価証券償還益	32百万円
雑収入	32百万円
受取配当金	25百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有価証券償還損	103百万円

※4 特別損失の項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
ソフトウェア除却損	153百万円
投資有価証券評価損	104百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	111	7,809	—	7,921
資産合計	111	7,809	—	7,921

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	666
子会社株式	1,448
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2023年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式 (中間貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他	5,511	3,839	1,672
小計	5,623	3,894	1,728
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,297	2,623	△325
小計	2,297	2,623	△325
合計	7,921	6,518	1,403

(注) 非上場株式 (中間貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 36,557 百万円、その他 322 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	13,268.89円
1株当たり中間純利益	2,072.34円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,405
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ TOPIXインデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

トピックス・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資は、行ないません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないません。
- ⑧ 金利先渡取引の範囲
金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ TOPIXインデックス)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたトピックス・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限り)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて

益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の31の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、東証株価指数（配当込み）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定

に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 日経225インデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ストックインデックス225・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資は、行ないません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引の範囲
金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 日経225インデックス)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたストックインデックス225・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて

益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の31の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、日経平均トータルリターン・インデックスが改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定

に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ マザーファンドにおける外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができる

ものとしします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるとのみに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入る有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうも

のとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（以下に支払います。）

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（以下に支払います。））に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった

当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社

が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし
ます。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受
益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数
により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受
益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をい
い、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下
「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいま
す。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または
金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取
決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として
定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該
指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引を
いいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日ま
での期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国
為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条
において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替
取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、
その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅
を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数
値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から
決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本と
して定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として
行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にか
かる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日
における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができる

ものとしします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるとのみに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入る有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうも

のとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった

当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社

が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし
ます。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受
益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数に
より加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益
者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をい
い、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下
「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいま
す。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または
金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取
決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として
定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該
指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引を
いいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日ま
での期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国
為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条
において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替
取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、
その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅
を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数
値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から
決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本と
して定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として
行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にか
かる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日
における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス
エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券

ロ. ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

① 主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

外国株式インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 80%

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券

……………信託財産の純資産総額の 20%

③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない
ことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産
総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資
割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額
の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を
勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと
があります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流

動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンドおよびダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ

び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財

産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の41.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 日本債券インデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債に投資し、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限り。

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 日本債券インデックス)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま

す。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の30.5以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指

定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつて

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ④ マザーファンドにおいて、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、

取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことが

できるものとしします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとしします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとしします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の38の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等

の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき

は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取

決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める銀行または取引

約款第12条および第44条の「別に定める銀行または取引」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行
ロンドンの銀行
シカゴ商品取引所における米国債先物取引

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲
金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジなし))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができる

ものとしします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の

100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることがで

きます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨

建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

スポンジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有

価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の38の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。た

だし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス
エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. 外国債券インデックスマザーファンドの受益証券

ロ. ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

① 主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

外国債券インデックスマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の 80%

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券

…………… 信託財産の純資産総額の 20%

③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない
ことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約
権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産
総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資
割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額
の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を
勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと
があります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流

動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンドおよびダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り。)

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きま

す。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取

引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建

資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コ

ール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の39の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代え

て、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める銀行

約款第12条および第45条の「別に定める銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行
ロンドンの銀行

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ J-REITインデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果を東証REIT指数（配当込み、以下同じ。）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ダイワJ-REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を東証REIT指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

③ 投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ J-REITインデックス)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワJ-REITマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（先物取引の運用指図）

第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第20条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま

す。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の31の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益

権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、東証REIT指数（配当込み）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国REITインデックス
(為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をS&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国（日本を除きます。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）に投資し、投資成果をベンチマーク（S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

② マザーファンドにおいて、保有外貨建資産については、S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

③ 運用の効率化をはかるため、リート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと

があります。

- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジあり))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、

取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26

条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えること

となった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の39.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる

消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口

座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 5条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第46条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
オーストラリア証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップ 外国REITインデックス
(為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をS & P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果をS & P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワファンドラップ 外国REITインデックス (為替ヘッジなし))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といふことがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、

取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるとは限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25

条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の39.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、S & P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
オーストラリア証券取引所